

なるを、宮柱と詠めるなどをも思ふべき者なり、(萬葉一に、宮柱太敷座波、二に、宮柱太布座、御在香乎高知座而)六に、宮柱太敷奉、高知爲布當乃宮者、二十に、宇禰備乃宮爾、美也婆之良布刀之利多互氏など有るは、例の美稱の如くなれども、其始は心御柱を太く高く齋ひ鎮め立つる故實より、言出で初めたるなり) 偕其心御柱即ち齋柱なる證は、倭姫命世記に、齋鉏乎以天、齋柱立(一名、天御柱、一名、心御柱)皇太神宮儀式帳に、正殿心柱造奉とある細書に、其柱號稱忌柱と見え、後の書ながら、寶基本記に、心御柱、一名忌柱、一名天御柱、一名天御量柱など、種々に在るを見て知るべし、神名祕書に、正書の以礮取盧島、爲國中柱と云ふ文を擧げて、亦名心柱、謂此柱則、天地開闢之本基、諸神所化之本體也と有るは、神宮の心御柱は、此時の天柱に象れる物なる事を察らむべし、(然れば、此の説書も、彼を合せて註すべきなり、寶基本記にも、是則一氣之起、天地之形、陰陽之原、萬物之體也云々と有るは、漢めかしき語の如くなれども、皆此の二神の御事に係けて云へるにて、皆所由有る語共なる

事、大殿祭詞講義に已に云へるが如し) 先齋柱と云は、大殿祭詞に有るが如く、齋部の齋斧を以て、山材を伐採り、齋鉏を以て其地を掘り、齋み慎みて富物代と齋ひ立て、其家長の御心の鎮めと爲て、齋き傳づく御柱なるが、其始め八尋殿を化作給へりし時、天神の御靈を託て授け給へりし、天瓊戈を刺し立て、國中の天柱と齋ひ鎮め奉り給ひて、其に住まはせる二神の、世と共に天神の正身の如く齋き傳き給へりし物實なるが故は、齋柱と云號は、此に起れりし者なり、伊勢神宮にては、皇太神の大御靈形に次て、可畏き物に仕へ奉り、俗間にも、大黒柱を、其家の神床に祭る神に次ぎて、可畏き物に持ち齋く事、皆神世の遺風なるを思ふべし、(偕、富物代と云ふは、寶基本記に見えたる古語なるが、傳三大富道尊、大富邊尊の下に云へる如く、富と云は御殿の事なり、物代とは物實と云事にて、物の信と云事なり、然れば此の八尋殿は、右の富なり、物代は右の天柱はしも、天瓊戈にて、其即ち二神に賜へりし天津璽なる謂ひの語なり) 又、天柱と云事はしも、古事記に、見立天之御柱と有るを、記傳には、御柱袁と

訓されたるを、古史微に、御柱登と訓れたる、實然る事とは通ゆれども、舊事紀に、以天瓊矛、指立於礮取盧島之上、以爲國中柱也とあるは、國中に天柱を化堅給へる由なれば、記傳の訓の任に、袁の辭にて通ゆるなり、然るは、此大地の玄陰なる所に、天瓊戈の男莖形なる物を刺し立て、天地の氣を通はせ、相結ばり合へる中より、萬の物も事も成整ひ生産れ出來べく、天神の定め給へるなれば、假令、天上に在る御柱に准ひ建給ふと雖も、素より天柱に違ひなき物なるを思ふべし、(此事、已に傳四、國中柱の下に云へれば、多くは其所に委ねつ、彼寶基本記に、一氣之起、天地之形、陰陽之原、萬物之體也と有は此事なり) 天御量柱と云ふ事は、天身度柱と云ふ事にて、二神の大御身の大御長を度り給ひて、底津石根に太敷立て給ひけむ故の名と所思えたり、今世に屋を作るに、田舎にては六尺を一間と爲るを、京間と云ふは六尺五六寸を以て、一間と成す事なり、然るは京にては、冠を常に被用する事なる故に、五寸許長さを伸べて造ると同じく、家の製様も、其家長の身長に准らへて製る古式なりけむも

知べからず、又、思ふに、次に化立天柱より續けて、陽神間陰神曰云々、思欲以吾身陽元、合汝身之陰元、云爾即將巡天柱云々、と有るを以て考るに、天御量柱とは、其生長る程を計り比ぶる古法なる可きか、然るは、二神の、此時迄は其幼く御在しけむを、其長り給ふに隨ひて、遷合の事をも思欲し牙せる故に、此御柱巡の御事に、御心の及ばせ給ひけむとも見ゆればなり、何れに取りても、御量は身度なる意は違はざるなり、(古語拾遺に、令手置帆負、彥狹知二神、以天御量、伐大峽小峽之材、而造瑞殿、兼作御笠、及矛盾、と有る、天御量の本註に、大小斤雜器等之名也と見えたるも、天身量なり、此は日神の瑞殿を造奉る事なる故に、其大御身に量りて仕へ奉り、又御笠御矛御盾なども、又其大御身の御長に合せて造り奉る事なれば、其義一なり、又出雲風土記に、所以號楯縫者、神魂命詔云云、天御量持而、所造天下大神之宮造奉詔而、御子天御鳥命、楯部爲而、天下給之と有る、天御鳥命を、平譽重説に、御鳥は身度にて、天御量に依れる名なる由云るは、然る事なり、此等の委しき説は、

已に大殿祭詞講義に云へるを、此には天孫降臨章第二書、手置帆負神、彦狹知神の傳に就きて云ふべし。楮、顯宗天皇御紀、室壽御詞に、築立稚室葛根、築立柱者、此家長御心之鎮也、と宣り給へる御詞を以て思ひ巡らすに、此天柱はしも、元より天神の御靈なるが、富物代と爲て齋崇つき給ひて、突立て給へりしは、二神の御心の鎮めなる事灼然し、然るは、衣食住の三の中に、衣食は飢を凌ぎて性命を養ふと、暑寒に堪へて身體を保つとの事耳なるを、住處は、天下を御め給ふにも、一家を修むるにも、此所ぞ吾住處なると、豫め定め置きて、佗に及ぼす事にし有れば、甚重きが故に、齋柱を立て給ひて、御心の鎮めと傳く事なるを以て、大殿祭詞などにも、齋鉏乎以齋柱立氏皇御孫之命乃天之御醫日之御醫止、造奉仕禮留、瑞之御殿、汝屋船命爾、天津奇護言乎以氏、言壽鎮白久云々、言壽伎鎮奉事能、漏落牟事乎波、神直日命大直日命、聞直志見直志氏云々と有るに、屋に鎮むと云ふ事の少縁ならざるを曉るべし、又萬葉二(三十丁)に、眞木柱太心者、有之香杵此吾心、鎮目金津毛と詠めるなども、唯柱の縁に因りて詠る如

くなれども然らず、右に引ける古説に合るからは、正しく據有るべき事云ふも更なり、傳六、二神喜曰の下に引ける古事記なる、天照大御神の御生坐る所に伊邪那岐命大歡喜詔云々、即其御頸珠之玉緒、母由良邇取由良邇志而、賜天照大御神而詔之、云々、故其御頸珠名、謂御倉板舉之神、と有るは、大御神の大御靈の鎮なるに、又思ひ合はずべし、又、倭姫命世記に、伊雜宮一座と有る下に、玉柱屋姫命なる由に記せれども、儀式帳にも、太神宮式にも、大神遙宮と見えれば、佗神を祀れるならぬを、其名の出たるは、若くは彼宮の心柱を祭れる名の、別に祭神の如く傳はれるにて、玉柱は靈柱にて、太神の御靈を鎮むる柱と云義なるべく、屋姫命は、屋船命は女神にて渡らせ給へれば、其神にて、其も此も、云ひ以て行けば、御心の鎮めなる義は同じければ、此の天柱はしも、然る例の始ならむかとて、如此は云ふなり、(但し玉柱屋姫命は、世記に、天牟羅雲命裔、天日別命子と有れども、實に其如くならむには、然計り重き列に、別宮には祭られ給ふ可きに非ざれば、決して傳の誤にぞ有るべかりける、楮又、右の萬葉歌

の意を、未だ盡さるが故に、深く考ふるに、此は日並知皇子尊、殯宮の時に、舍人等慟傷作歌二十三首の中なるを、其先に、且日照島乃御門爾云々の歌有りて、次に右の歌なり、依りて思ふに、眞木柱太心者とは、皇子尊の宮柱は、元の任に太敷立ちて有れども、其主と坐す君の在さる事と、我が止め難き心とを兼ねて、鎮め難る由をば云へるなるべし)

陽神問陰神曰。汝身有何成。耶

對曰。吾身具成而。有稱陰元者一

處。陽神曰。吾身亦具成而有稱

陽元者一處。思欲以吾身陽元。

合汝身之陰元。云爾。卽將

巡天柱。約束曰。妹自在巡。吾

當右。巡既而分。巡相遇。陰神

乃先唱曰。妍哉可愛少男歟。陽神

後。和之曰。妍哉可愛少女歟。遂爲夫婦。先生。蛭兒。便載葦船而流之。次生。淡洲。此亦不以充兒歟。

陽神問陰神曰、汝身有何成耶云々は、正書にも同じくあり、然れども、彼には以三磯取盧島爲三國中柱より引續きて、陽神左旋、陰神右旋云々の事、又唱和の御事を載せて、其次に此御問對の事有るは、次茅の違へるを、此は古事記にも、此と同じく、見立天之御柱、見立八尋殿と有る次に、於是問其妹伊邪那美命曰、汝身者如何成、答曰吾身者成々云云、故以三此吾身成餘處、刺下塞汝身不成合一處而、以三爲生三成國土三奈何、と有りて、次に天之御柱を往き廻り給ひ、其より唱和の御事有りて、此と同じきは、實に叶ひて、共に宜しく諾はる、なり、(然るは、此一書と古事記とは、全く同じ傳なるを、文様の少か異なる耳なる事、已に上に註へるが如し) 楮、此の御問對の起はしも、天神より、宜汝往而循之と勅任し給へりし程は、國土の未だ有らざりし時なれ

ば、猶隱身に坐して、泥土煮尊、沙土煮尊と申し、
を、磯取盧島を畫成し給へりしかば、泥沙に葦生ひ、
水涯に鶺鴒など棲みて、動物植物も漸成出づべき勢
なり、此に於て、顯身と現出で坐せる、其御名を角
織尊、活機尊と御名を負しけるを、今茲に至りて、
化_ニ作八尋之殿、化_ニ豎天柱と有る事に依りて、大戸
之道尊、大戸之邊尊と申せるが、已に大御面の足は
し給ひ、大御靈の賢く整ひ坐せるに依りて、面足尊、
惶根尊と稱し奉るべき頃ほひに至りて、陽神の大御
身に餘り有るを、陰神の御方に不足るが如き處の有
りて、成々坐る事の、不審しく異在る事に所思し坐
し、かば、此に至りて問明らめさせ給へる者なり、
(右の泥土煮尊、沙土煮尊と申す以下の御名は、皆此
二神の、次々負坐る所由、體に考ふる事有りて傳三
卷に委しく云へるを、此の事實に當て曉る時は、露
も疑ふ所無からむ者ぞ) ○吾身具成、其生れ着き給
へる狀を宣へるなり、記傳四(二十一丁)に、成々と
は、初め生れ初めしより、漸々に成りて成畢れるを
云なり」と有るが如し、倍、具成字を、古より成々
と訓むに就きて考ふるに、二神の大御身の具成坐せ

る後は、神も人も夫婦_{トコノミ}適合して、同じく人體を生む
は、常の事にて、殊更に作り成さず、形質は足ひ整
ふ者なるを、未だ此國土も何も有らざりし始にて、
此二神の大御身の成り成る事などは、少_{オホ}縁の事には
非りけむと所_{オホ}思たり、傳二、高皇產靈尊、神皇產靈
尊の下に註せるが如く、拾遺集歌に、君見れば結ぶ
の神ぞ恨めしき強_{オホ}顔_{オホ}き人を何造りけむ」と有りて、
神身も人身も、其大神の造出し給ふ傳なるは、然る
物にて、此時に始めて二神の御身を結び作らし、は、
人體の規矩の定り出る時なる故に、今世に人の生れ
て長ずる事の、何の事も無きが如くは非ず、甚容易
からざる程を想像り奉るべし、然れば、其造り給ふ
天神の御方よりは那須なるを、其は幽にて、顯には
二神の御身の自然にして成々れる如くなりし故に、
那理とは云へり、(若て、具成を成々と訓みて、語を
重ねたるは、記傳に、戀々而、行々而などの格の言
なる由に云はれたる如く、戀而、行而など云ふ時は、
唯、人を戀ひ、道を行く事なるを、戀々而、行々而
と云へば、豫てより今に互る義有るが如く、此の成
成も、豫め成り初むるより、漸々今に至りて成り整

ひ訖れる義なるを知るべし) ○陰元は、正書に雌元
とある、其に云へり(傳四、三一一) 倍此は古事
記と同じ傳なれば、彼記に吾身者成々、不_ニ成合_ニ處
一處在と有るが如く有りけむを、正書の狀に合せて、
文を被_レ換たる者なるべし、倍、不_ニ成合_ニ處とは、成
餘處の對にて、陽神の御身の、具成て成餘れる計に、
具ひ足はし坐せるに合せては、陰神の御身は、未だ
成り足はざるが如く、言を稚くして申させ給へりし
者なり、(人に見る事を遇ふと云も、吾片方にては、
足合ぬ如くなるを、其人を得て、事の足る意を以て、
阿布と云ふを以て知るべし、記傳四に、不成合處と
は、缺けて滿はぬ如くなる處を詔へり」と有るは、
委しからず、具成ては有れども、未だ成足ざるを、
不_ニ成合_ニと云ふなり) ○陽元は、正書に雄元と有る
下に云へり、(傳四、三一一) 此も古事記に、我身者
成々而、成餘處一處在と有る如くなりけむ事、右の
陰元の例なり、記傳四(二十一丁)に、成餘處とは
贅れ出で、身外に贅れるが如くなるを詔へり」と
有るが如し、倍、此は陰神の未だ成合ざる由に宣へ
るに對へて、具成々て成合るが上に、成餘れる處の

出來れる由の名なり、(然れば、此の所は御紀に、陽
元陰元などと、直に其處を指し宣へるよりは、大御
身の成り合へりし狀を以て云ひ傳へたる、古事記の
方なむ、甚々雅びかなる者なり) ○思_ニ欲_ニ以_ニ吾身陽
元、合_ニ汝身之陰元_ニ云爾は、古事記に、以_ニ此吾身成
餘處、刺_ニ塞汝身不_ニ成合_ニ處、而以_ニ爲_ニ生_ニ成國土_ニ奈
何と有ると同じ所なるが、成餘處、不_ニ成合_ニ處と有る
を、陽元陰元と云ひ換へたる耳なり、但し此文、古
訓の如く、吾身能陽元衰、汝身能陰元爾、合世武登
思_ニ欲_ニ登_ニ云、爾_ニなど_ニを訓むべき、(然れども、陽元を、
唯に袁能波自米、陰元を、賣能波自米と耳訓みては、
言足はされば、古くも登許呂と云ふ語を加へてぞ有
るべき、上に_ニ有_ニ稱_ニ陰元_ニ者一處_ニとも、有_ニ稱_ニ陽元_ニ
者一處_ニとも有るを、字を甚く約めたる者なり) 云爾
を、字の任にては、漢文訓に成るなり、此は瑞珠盟
約章、第二一書に、凡五男神云爾と有るに同じく、
語末の助辭に置きたるには有れども、此は登詔給比
伎と訓むべし、然無くては語調はず、(云爾を、云事
爾理、又、爾云布など訓むは、僻事なり、其は漢文
などの時こそは有けれ、假令、此御紀を漢文様に力

めて書れたりとして、訓迄を早く爲む事は、大御學を任として仕奉る者の、本意には非ず。○即將巡天柱は、一神の陽元と、陰元とを合せて、夫婦と成り給はむ爲に、先天柱を巡らせ給はむとなり、次に分巡相遇とある是なり、(此事傳四、分巡の下に、委しく註せりき) ○約束日は、古事記に、吾與汝行廻逢是天之御柱而、爲美斗能麻具波比、如此云期云云と有るが如し、欽明天皇二十三年御紀に、約束軍計と有るを、知岐理牟須夫と訓めり、瑞珠盟約章第二一書に、如此約束と有るは、知岐理と訓みて此に同じ、記博四(二十八丁)に、知岐流は、行く先を懸けて云々爲むと云ひ固むるなりと有るは、然る事にて、名義抄に、約束を、言袁佐牟とも、勉勵麻須とも訓める、即ち其意なり、男女の語相を爲て夫婦と成るを契りを結ぶと云へるなどはなり、(或説に、約束蓋手握也と云へり、第十一書に、陰神先唱曰云云、便握陽神之手、遂爲夫婦と有るを含みたる説と通ゆ、其は其傳に論はむ、史學指南に、立法拘制謂之約束とあり) ○妹自左巡吾當右巡の妹は、伊呂登と訓べし、釋秘訓に、私記曰、問下文、云替

我愛妹乎、此妹讀那邇毛、以之案之、妹是同字也、何故讀各異哉、答此字有兩訓也、若正相對而言之、則謂伊呂登、若遙而相言之、則謂那邇毛、各隨處設詞、故不同也云々と有にて、通えたり、借此左右の説は、此傳の主意にては有れども、猶甘なひ難在り、其は古事記に依るに、伊邪那岐命、詔汝者自右廻逢、我者自左廻逢、約竟以廻時、伊邪那美命、先言云々、各言竟之後、告其妹曰女人先言不良と有りて、此御柱廻の事は、伊邪那岐命の指揮に依りて、其次第に於ては違はず物爲給ひしかども、唱和の御時に當りて、伊邪那美命の、先御言舉爲給ひけるが御過なる故に、天神の御言にも、因女先言而不良、亦還降改言と宣ひて、御廻の順次の違へる由に宣り給はず、又次に、故爾反降、更往廻其天之御柱如先と有るなど、上下に貫きて、少も異義無ければ、今其に従ふべし、(但し斯る事に、文を書しては、其前後に相協へる狀に文を調ふる事なれば、其も依難しと云ひ思ふ人も有りなむかなれども、此も天神の御言には、婦人之言、其已先揚乎と有りて、文には故二神改復巡柱と有りて、打ち

合はざる所有れば、此事耳は古事記、及正書の方正しかるべし、古史徴には、此一書を取りて、先には男神は右より、女神は左より廻り給へるを、此度は改めて廻り坐せる由にて、是深き由有る傳なりと云はれたれども、古史傳などに、其深き由は説れたらむを、未だ其書世に出でざれば、予は知らず) 借、此御廻の左右の定め宣へるは、陽神の御心なる故に、始より陽神は左に、陰神は右に廻り逢ひ給ふより、此事に就て、御過の無きは如何と云ふに、傳四(二八八)に已に註へるが如く、天柱を國中の樞機と爲て、天地の左旋右動に神習はせ給へるが故なり、(舊事紀にも、此一書の傳は取れども、然る深き思兼なくして、唯此文を擧げたる耳にて、此の論の外なり) ○既而分巡相遇は、正書に分巡國柱、同會一面と有るに同じ、舊事紀には、二尊如約巡行天柱、會逢同處と有り、借此の既而は、古事記に約竟以云々とある如く、豫め其約束を竟して、然其事に移る辭なり、(加久氏なども訓べき處なれども、猶、字の如く、既爾志氏と云ふ事允當れる心ちす) 相遇は、共に遇ひ給ふにて、正書に、却更相遇とも有り、

但し其には相遇を米具理阿比多麻比奴と訓れども、此は然は訓難ければ、字の如く阿比阿比多麻布時と訓むべし、借、其相は、相見る、相婚ふ、相思ふなどの相にて、相共々に、其事を爲合ふ由なり、遇は廻遇せるにて、此は御合坐せるならざる事、右に引ける文に、同會一面、又會逢同處と同じ事なり、○陰神乃先唱曰、上に出づ(傳四卷、二八九) ○妍哉は、下に此云阿那而惠夜と註され、神武天皇御紀に、妍哉、此云映奈珥夜とも註させ給へる、共に同じ事なり、天孫降臨第五一書にも、妍哉、吾皇子者、聞喜而生之歟とあり、此事、已に傳四、意哉の説と、共に合せ註せるが如し、此妍字を被用たるは、名義抄に、宇流波志とも、夜須志とも、加保與志とも、與志とも訓を註されたる、其義を取られたる者なり、(記傳四に、字書に、妍麗也とも、美好也とも註せり)と云れたるに克く合へり、或説に、妍、可愛、皆好也と有るも然る可し) ○可愛少男歟、第十一書に、可愛少男乎と有りて、語末の歟と、乎と異なる耳なり、然れども、愛袁登古袁の袁に當れる字なる事、傳四(二九三)に註せる事共を考へて

曉るべし、正書には、焉字を被用たるなど、如此く同じ言を様々に字を當て記されたるは、正しく哀に當て、慥に其と定め難き故なるべし、(字書に、乎多疑而未定之辭、或爲問語)と云ひ、歎句絶之餘聲、如對人說話而質之者、など云る意を取れるにて、哀の義に非ず、○後和之曰は、乃先唱曰の對なり、東市司式に、不和字を阿麻那波受と有れば、和之を阿麻那比氏と訓むべきにや、然るは、人の言を熱く承引くを然云へれば、此御妻間の御事に就ては、似着はしく所思ゆるなり、然れども人の怪しむ事の傍痛きに依りて、許多幣氏と訓みつ、(先唱曰の事は、傳四に已に云へれば、此には擧ず)○遂爲夫婦を、都比爾美斗能麻具波比斯氏と訓めるに従ふべし、遂とは、二神唱和の御事は此に有しかども、其先後の違へりと云ふ事は所知看さずて、終に爲夫婦の事に及べりしが、蛭兒淡洲等を生成し給ひしが、御心の如く有らざりし故に、下に故還復上詣於天云々と有りて、古事記と總ては同じ傳ながら、右の妹自左巡、吾當右巡と有と、此所とは異なる傳なり、(偕又正書には、陰神の御言先立給ひし時に

は、御合は爲給はずて、吾是男子、理當先唱、如何婦人反先言乎、事既不祥、宜改旋、於是二神却更相遇と有りて、其時は御合坐さずて、直に改め旋り給へるなれば、後度の時を以て、始遣合爲夫婦とは有るにて、此一書、又第十一書に、遂爲夫婦、生淡洲次蛭兒など有るとは異なり、古事記には、各言竟之後告其妹、曰女人先言不良、雖然久美度邇興而、生子水蛭子云々と有りて、女神乃御言先立給ひける事の詳しからずとは思ほしながら、御合坐して、水蛭子、淡島は生み坐し、に依て、愈其事も思ほし定めて、天に參上りて、天神の御命を請給ひける由なれば、此傳よりは、彼方正實に契合て、甚甚愛たし、(右の細書に引ける正書に、如何婦人先言乎など有るは、可美くは有れども、餘りに言痛く文を成されたる故に、又其文傍の爲に古義を失ひたるは可惜しき者なり)然るは、此一書の傳に、元より脱たるならむかと考ふるに、然に非ず、御紀の例、同じ事を正書一書共に並べ記されたる有り、又、正書にも一書にも、必ず有るべき事を、何れにか其片方に譲りて、事略がれたるも此彼見ゆれば、正書に

任ねて、此には省れたる者から、各其に隨ひて文を成せる者なる故に、此には右の古事記の如き文は、不意脱て傳はらぬにぞ有りける、然れば、御紀の神代卷を讀む者は、各一聯の文と意得て、此處にも彼處にも、心を及ぼさざらば、全き神代紀を得る事は、甚難在るべくなむ、○先生蛭兒は、第十一書にも、生淡洲次蛭兒と見えて、此二傳、共に全く國なる狀なり、然るを四神出生章には、日神月神已に生坐て、素戔鳴尊の生坐す先に、次生蛭兒雖已三歳脚猶不立故載之於天磐櫓樟船、而順風放棄と有は、蛭兒を神と思違られたる誤なるが、已に此の正書に、陰神先唱曰云々、陽神不悅曰云々、事既不祥、宜以改旋、於是二神却更相遇と有りて、其時御合坐さる趣なるは、蛭兒の傳、四神出生章に在るが故に、省れたる者なり、(偕、其章には、日神、月神、蛭兒、素戔鳴尊と四神の生坐る件なるが故なり、予は蛭兒は神ならざる事を、慥に考得て、八洲起元章に出たるを取りて、彼章なるは諾はざる事なれども、已に其章に神と爲る傳ある故に、四神出生章と云ふ名目耳は、用ふる者なり、見む人怪しむ可からず)

同章第二一書に、日月既生、次生蛭兒、此兒年滿三歳、脚尙不立、初伊弉諾伊弉冉尊、巡柱之時、陰神先發喜言、既違陰陽之理、所以今生蛭兒云云、次生鳥磐櫓樟船、輒以此船載蛭兒、順流放棄と見えたる、此も甚心得難き事なり、其は巡柱の時に陰陽の理に違はせ給へるに依りての事ならんには、此より先立ちて、生給へる日神、月神などこそは、其に肖かり給ふべきに、其より後に成坐る神に、其報の至らむ事は、理に於て有るべからぬ事なり、又、正書の日磐櫓樟船、鳥磐櫓樟船、共に御紀以前の人の思違ひて記せるなるを、取られたる者に、決めて僻説なるべし、(其は古史徵第十一一段に、樟は速須佐之男命の、木種を殖生し給へる時に、吾子の御國に浮寶有らずは佳からじと詔ひて、御眉毛を抜散し給へるより、始て生れる木なれば、此神の殖生し給はぬ前には無かりし木なり、故鳥磐櫓樟船と云は、樟以て船を造る事の始りて後に、云ひ出たる傳なり)と云はれたるは、實に然る事にて、世始に磐櫓樟船と云ふ物の有るべくも非ざればなり、其第一一書には、大日靈尊、月弓尊、素戔鳴尊と三柱

坐して、蛭兒の事は見えざるに、第六第十一等の一書に、伊弉諾尊、勅三任三子、曰云々と有るは、甚正しき傳なる者なり、古事記にも、得三貴子とある中に、水蛭子は收らず、古語拾遺にも、次生三日月神、最後生三素戔鳴神と耳出でたるを思ふべし、(然るを、舊事紀には、始には此一書、又古事記の文を取り合せて、陰陽始遵合爲夫婦、産生之兒、即是水蛭子、此子入三葦船而流也、次生三淡洲、亦是不入三子例也、と記しながら、日神、月神、素戔鳴尊の生坐る其後に、次生三蛭兒、雖三已三歳而脚尙不立云云と、右の第二一書を、其任に出せるなど甚安なり) 蛭兒は、固く神には坐さじ、正しく國なりと云ふ所由は、古事記に依りて説くべし、先於三其島天降坐而、見三立天之御柱、見三立八尋殿と有るは、淡能基呂島は、二柱神計り住み坐せる小島にて、八尋殿を見立て給ひしと雖も、未だ神等を生みて令住給ふべきの地無かりし故に、天神の、修三理一固一成是多陀用幣流之國と詔言給へる御命の任に、國土を作り成さむと思はし、なり、其以三此吾身成餘處、刺三塞汝身不三成合處而、以三爲生三成國土、奈何、伊邪那美命

答曰然善、と有りて、水蛭子、淡島より、始めて國島々を生み給ひつる事を記し、然後に既生國竟、更生神と、判然に文に界を被別たるを以て、彼記に女人先言不良、雖然久美度邇興而、生子水蛭子、此子者入三葦船而流去と有るは、文の混らはしき故に、神ならむとは誰も思ふる事ながら、以三爲生三成國土と上に宣へる、國土の中の一なる事を曉るべし、(但し入三葦船而流去と有るは誤なり、此は四神出生章の正書、一書共に、雖三已三歳脚尙不立、と有より混れたるなり、其も、脚は葦にて、三歳の間蛭子の其島には、葦すらも生ひ立たざりし、謂ゆる不毛の地なりし傳なるを、彼此取僻めて、葦船と云ふ事に成り、又其葦船も、如何なる故にか、磐楳樟何れの國ならむと考ふるに、此は景行天皇御紀に、渡島と有る其にて、今も蝦夷千島と云ふ地方を云ふなり、此を蛭兒ならむと定むる由は、俗に蛭子字を、延尾須とも延美須とも訓める事は、何に依りて、何なる字義有りて然云ふ事とも知られざるを、人の用ひて怪しまざるは、却て文字遣の事の始れる程よ

り、古言に比流古と云ふは、其蝦夷島なる事を知りて、其訓と定めて用ひ慣れたるが故なり、と察知られたるが、我心を定むるに至れり、然れば、蛭兒と云ひしは、神代よりの古名なるが、陸奥國に屬ながら、海を隔て、有る故に、渡島とは云へるか、又は下に云ふ如く、順流放棄と云事に依りて云ふか、此二の中なるべし、又蝦夷と云名は、神武天皇の大御代に放たれ奉りたる愛瀨詩か裔の主領ける地なるが故に、然は云ふにてぞ有りける、(愛瀨詩と云ふ名は、神武天皇即位前戊午年、冬十月癸巳朔、天皇嘗三其嚴瓮之糧、勒兵而出、先擊八十梟師於國見丘云々、歌之曰、愛瀨詩鳥、毗儺利云々と有りて、其八十梟師の事なるが、此に今思ひ寄れる説有り、陸奥話記と云ふ書に記せる、彼國三春城主阿倍氏の傳説に、宇麻志麻治命、神武帝と十餘年相戦かふ、安日長髓の兄弟、宇麻志麻治命に隨がふ、終に帝勝ち給ふ、長髓は帝の御兄を討ちたる故に誅せらる、安日は東北に追放せらる、卒度濱安東浦を領ず、此末葉に安東と云ふ者有り、齋明帝の時、安倍比羅夫、夷人追討に下る、又此に従ひて功有り、因りて安倍姓を賜

る云々と有るは、御紀の趣とは少異なる所有れども、安日と云者を、卒度濱に放たると云事、床しき事なり、其は彼國邊に、蝦夷と云者の、古多く背ききたりしは、安日の裔なりし者に從へりし民共を云が本にて、後には東北の國々にて、朝命を奉けざる者と云へば、蝦夷と云ひて、後には背く者の字の如くも成れども、若くは御紀に愛瀨詩と有るは、右の安日などを指るなるべければ、蝦夷と云ふも、元國名ならず、愛瀨詩に依りて名の如く成れるなり) 然れば、四神出生章第二一書に、此兒滿三歳、脚尙不立とある脚は、葦を字に譯せりし時より、違ひ初たる者にして、此誤より以來、古人と雖も、蛭兒は神か人か彷彿しかりし故に、八洲起元章、四神出生章に亘りて、左も右も傳へたる者なり、偕、此蛭兒の生れ出でたる始は、洲渚の如くして、泥沙の未だ固らずして有りしかば、其地に相應たる葦などの生ひぬ可きを、其年も然らず、翌年にも、何の牙もなく、三年の間、其土毛の成行きを待ち試み給へりしかども、葦尙生ひ立たざる計なれば、況て其佗の草木などの生ひ出づべくも非らじと思はし、捨て給へるな

り、下に順レ流放棄と有るを照し應せて曉るべし、釋紀六(十丁)に、凡肥美之地、葦草多生と有るを以て、其不毛の地たる事を思ふべくなむ、天孫降臨章に、天稚彦門前所植湯津杜木と有る下に、植、此云ニ多底婁と見え、古今集に、女郎花影護くぞ行過ぐる、男山にし立てりと思へば、又詞書に、其所に立りける櫻花を折りて」とも有り、葦に立と云ふも此儀なり、(物の生ふるに立つと云ふは、真木の生ふる地を楨立つ山と云ひ、杉の生ふる地を杉立てる門と云ふが如く、委しくは生ひ立つと云ふべきを、唯に立つと云事例有りて古言なり、此事、傳六、脚猶不立の下に云ふべし)右の如く、葦と脚とは聲の上下の違のみにて、其語の同じき故に、國を神と混らしたる一種の傳も出来たれども、葦尙不立の故事の、然爲がに亡び竟ざりし故に、其葦に依りて葦船の説も出来、又其が甚しく成りて、磐楳樟船などの事には成れりし者なり、如此く考へ定めて掃除け削正せは、殘る古文は順レ流放棄と有るを、上なる脚尙不立より續くるに、義理甚明らかなれば、此に依りて説を爲すに、洲渚の地に在ながら、三年迄葦尙立ざる耳なら

ず、漂ひ浮きて居止らざりければ、流る順に、放ち棄て給へるにて、是此下に、不_レ以充_レ兒數と云ふ所以なり、(然れば、水中に住む蟲名の蛭も、元來此蛭兒の浮きて漂よへりし狀の似たるから、其名とは成れりし者なり、記傳四に、水蛭子は、上代に、水蛭に似たる兒を云ひし稱なり」と云はれたるは、其本末違へるに似たり)故、二神の御言の如く、蝦夷島は今も不毛地にて、稻穀の生ひ出でざる地なるを以て、魚を以て常食と爲る事、皇國の瑞穂の如し、新井君美か書ける或書に云く、蝦夷島の世の始、老いたる夫婦來住みて在りけるに、食物の甚乏しく有りけるに、神有りて告げて云く、此物を以て、大海を攪き探りて食物を獲よと教ふ、覺めて傍を見るに、舟の楫一枚有りけり、夫婦教の如く、楫を以海を探りければ、白く淡立つ下より、魚多く浮み出でたる、此を捕りて食物と爲したるが始にて、今の世迄傳はねり、此魚鯖鯉なり、其夫婦の末蕃息て、今の島人は出來れり、彼二人が住みし江刺と云ふ地に、老夫を神として祠れるを惠美須と云ひ、老婦を姥神と云ひて、共に社を建て、島人此を祠れり(以上取意)と

有るは、島人の説にて、全き傳には非ざれども、此云へる老夫婦云々の事は、二神の磯取盧島を畫成し給へりし故事を訛れる者にて、信み難き事ながら、其島の始めを二神に係けて云へるは、蛭兒の事に因れるなり、偕魚物を、食物に教へ給ふは、已に國土たる上は、謂ゆる蠢化など云ふ狀に、人種の生ひ出でたる時の事にて、此の二神にても有るべし、老夫を神と爲て祠れるに、惠美須と云へるは、神號には非ずして、蛭兒と云ふ、其地の神と云ふ事なり、此等を考へ合せて、蝦夷島の始めも、二神に起れる事を知るべく、二神に起れると眼の着きたらむには、何なる時、何なる事に依りて云々と云ふ事を、探り索めずは有るべからず、如此く切る時は、葦尙不立の説に、彼の始食物の乏しかりし傳を打ち合せて思ひ定むべくなむ)蛭兒の名義、放子なるべし、其生産を宇牟と云ふは、可美を宇麻と云へると同じ意にて、物の蕃息る事を美稱ふる由の言なるを、二神の御心より外なる御子なりし故に、兒數には充給はずして、流る順に放ち棄て給ふ計の事なる故に、放子とは宣へりし者なり、今俗にも、人の子を生みた

る事には、匍りて子を放るとも、子を放出すなども云ふに同じ事なり、偕此蛭兒はしも、女神の御言先立ち給へりし、御手違ひの事に肖て生れりし國なるが故に、可美國とは成らずして、不足に成れりし者なり、然れば世に言の過計り可畏き者は非ざりけり、(所以に、式の祝詞にも、事不過云々と云ふ事多く見えたり、偕又、比流の例は、深江輔仁が本草和名に、蠶を比々流と註し、和名抄に、本草云、水蛭、和名比流と見え、痢を久曾比里乃也萬比、名義抄に、屁を幣比流、又放屁をも然訓せられたるを以て、放に當て、比流の事とする余が説の、強ひざる事を明らかに曉るべし)○載葦船は、古事記には此子者、入葦船而流去とあり、記傳四(三十六丁)に、葦船は阿斯夫泥と訓むべし、此船を纂疏には、以葦一葉爲船也とあり、然も有りなむ、又葦を多く集めて、搦み作りたるにも有るべし、彼無間堅間之小船など思ひ合すべし」と有り、(萬葉十一、十二の卷々に、葦別小船と有るは、葦の生ひ茂りたる中を、榜ぎ行く船の事にて別なり、通證二に、詩河廣篇に、一葦航之、蘇東坡赤壁賦、縱一葦之所之など云ふを引け

れども、此には與からず。右に考へ定めて、脚尙不立は、葦尙不立なりと云へるが如く、蛭兒は不毛の地にて、葦なども生ひ立たざりしを惡み思はして、放らし棄て給へりし古傳の有けむを、其流れ振ばへし事などに依りて、古くも、葦船と云ふ名の有るを、此に收て載葦船などは誤り傳へたりし者なり、其は蛭兒を神と思ひ違へたるより、訛れる事なる故に、其船の事に猶惑の有りて、或は天磐櫛樟船、或は鳥磐櫛樟船とも、似着はしからぬ僻事さへに出來れるに、思准らへて、此の葦船の誤なる事をも曉るべし、但、今蛭兒を蝦夷島なりと思ひ定めたる説の出來れるに就て、又古説をも姑く助け云はむには、其島と共に化出給ひし初をも蛭兒とは云ふなるべし、其島人の云傳に、昔造島神の此島を化立て、神去給ひし後に、南方なる神國より、女神一柱虚舟に乗りて漂著たりけるが、其地方志都那伊と云所にて、岩角に當りて其舟破れたりけるが、其舟に載る所の寶は黄金白銀木器玉行器乳宮銚子玉盃金杯等をば、丘に上げたりけれども、風雨を防ぐに室無く、食物を求むるに由無くして、飢たりけるに、何方よりか、

一疋の雄犬來りて、女神に近づき、心有げに尾を振りつゝ、先導して伴ひ行けば、大なる巖窟を得たり、此に入りて月日を送る間に、彼の犬海邊に走りては、魚物海藻を興へ、或は山に入り野に行きて、木菓草實を運びて、飢を助け露命を救ひて、月日を送る間に、遂に、犬の子を孕めり、終に男女二人の兒を生みて、清水を以て泳みさせ給ひし故に、今に至るまで、島人は産落して、直に水にて泳せしむる事あり、偕女神は、自ら着給ひし衣を以て養育し給ひけるに其兒跳足にて、山野を駆歩き、海岸に奔走して岩角を傳ひ、樹木に登るなど、其の所爲尋常の人とは異なりけり、若て其衣も盡果てければ、女神も加都夫と云ふ木の皮を剥ぎ、此を水に濡し、木皮布を製し、阿都志と號けて、是を裁縫して、其の兒に着しめ給ひけるに、彼雄犬は木菓海藻を喰へて授くるに隨ひ、此二人の子も生長して、夫婦と成り、子を生みしより、子孫大に島中に蕃息せり、所以に、各其家に寶と爲るは、金銀を裝れる太刀短刀、又は手宮耳盃、渡金、銚子盃等何れも京師風を好むことなり」と云へり、然らば、其の女神は、蛭兒島と共に

に成れる神なるを、彼島を流し棄て給へると共に、其の地の靈神なれば、葦舟に入りて流れ給ふことの有より、此に小島と神と、二方に傳はれるにてぞ有りぬべき、(但し御紀の文を、己か心の任に説き曲けて、甚可畏くは有れども、正しく其説の立つ事を、空しくは打ち棄つべくも非ざるが故に、止む事を得ざる事なれば、我心を開きて、此正實を明らかめ給ふ神こそは知り給ふらめ、凡ての人の信不信に拘はるべき事ならず)○流之を、放遣伎と訓める、其然るべし、四神出生章に、順風放棄、其第二書に順流放棄と有と同意の所なればなり、古事記には、流去と有るを、記傳に、去を棄と訓まれたるも、能く其心を被得たる事なり、此より起りて、流罪の事を放つと云へり、空穗嵯峨院(七十四丁)此放ち遣はしてし、滋野の眞菅は云々、濱松中納言物語に、公に罪せられ給ひて、筑紫に放たれ御在せしに、源氏須磨(六丁)に、遠く放ち遣はす定めなども侍なるは、狀異なる罪に當る可きにこそ侍るなれ、文選九に、既放三年不得復見とあり、又自漂流せる由は、源氏繪合(十二丁)に、俊蔭は、劇しき浪風に溺れ、知ら

ぬ國に放たれしかど、千載戀に、宇留麻の人、此に放たれ來て、宇治拾遺六(十八丁)に、商の爲に海を往來しに、悪しき風に放たれて、此島に來れば云々など有り、(舊事記にも、古事記の如く、此子入葦船而流也と有りて、去と也と字は換れども、流也を流棄と、假字を附たりき)偕、流之を放遣伎と訓めるは、水の任に流し却ふなり、夜流は却なる證は、大殿祭詞別爾待防掃却言排坐氏とある、却を夜理と訓み、大祓詞に祓却止宣の却を、夜禮と訓めるなど是にて、此の流之は、神遂に逐給ふ事なり、(流字を放遣に被用たるも、崇神天皇御紀などに、流離を佐須良布と訓める意にて、被用たり、獄令に流人と流移之人とも有り、其所を移して、其居を替るを流と云ふ)○淡洲は、淡薄く少き地の名にて、一島の名には非ざるなりけり、古事記に、淡島と作きて、此傳と同じく、水蛭子の次に在るを、第十一書には、生淡洲次蛭兒と有るは、異なる傳なり、(但し本に淡路洲とある、路字は衍なり、今改めて引きつ、又第九一書には、淡洲を大八洲の中に入れたるなど、殊に異なる傳なり、又第六一書には、先以淡

路洲、淡洲爲胞と有りて、大八洲の中に入れざるは宜しけれども、淡路洲をも其外に爲るは、僻傳なり。偕、今淡洲と名の同じき者、諸國に多在り、紀伊國、讚岐國、周防國、志摩國、伯耆國、出雲國、越後國などに在るは、皆此淡洲の中にて、猶此外にも有り、先、紀伊國なるは、古事記(高津宮段)大御歌に、於志氏流夜、那爾波能佐岐由、伊傳多知氏、和賀久邇美禮婆、阿波志摩、淤能基呂志摩、云々母美由と詠ませさせ給へる是なり、神名式に、名草郡加太神社と云へる、今海部郡加太村に在りて、俗に淡島明神と申すを、社傳に、祭神少彦名命にして、元友島に坐し、を、加太村に移し祭れり、偕、其友島の古名淡島と云へりと云へる、是正説にて、萬葉三(三十三丁)に、武庫浦乎、榜轉小舟、粟島矣、背爾見乍、乏小舟と有るは、攝津國武庫浦を前に爲れは、淡路と紀伊の間なる粟島、背にありて、地理能く合へり、又七(十九丁)に、粟島爾、許枳將渡等思頼云々、と有るも、此淡島なり、其は何を以知るぞと云ふに、此歌の次に、勢能山之、妹爾不戀而、又麻毛吉、木川邊之、妹與勢能山、又、足代過而絲鹿

山、又名草山などを詠みて、共に紀伊國の地名なればなり、(貝原篤信が諸州巡に、紀伊國加多と淡島とは、民家續けり、淡島大明神の社有り、此社は、少彦名命なり)と云へれば、加太村の同じ地ながら、其社の有る邊を、淡島とも後には云ひしなりけり、偕、彼淡島を、友島と云には、神代の淡洲は、一には非ず、幾許も生み坐せりし故事などの遺りて、云ふ名なりけむも、又、知るべからず)讚岐なるは、萬葉四(十六丁)に、天佐我留、夷乃國邊爾、直向淡路乎過、粟島乎背爾見管と、有るは、記傳四(三十六丁)に、淡路の西北方に在る島と見えたり、と有るは然る事にて、淡路より西北方に當りて、百八十の島々多く有れば、此粟島も其中にて有るべきなり、九(十三丁)に、百傳之八十之島廻乎、榜雖來、粟小島者、雖見不足可聞とある、粟小島も、其同處なるべし、仙覺抄に、讚岐國、屋島北去百步許、有島、名曰阿波島、と有るは是なるべし、(予此安政元年、宗像詣すとて、大阪より、船にて西に下りける時、備前海を過ぎけるに、讚岐國の多度津の海面に、小島の見えければ、問へるに、粟島なりと云へり、但

し此は、仙覺抄なるとは別なりと聞ゆ、又十二に、浪間從雲位爾見、粟島之云々と有るは、紀伊なるか、讚岐なるか今辨へ難し)周防なるは、萬葉十五(十四丁)に、周防國玖珂郡麻里布浦行之時作歌、八首の中に、安波之麻乎、與會爾也故非無とも、安波思麻能安波自等於毛布とも詠める二首は、決く其なり、(尾張人吉田重房が筑紫紀行と云ふ書に、安藝國忠海、海濤より、船出す、西南方一里計りして、海狭くなりて、小島多く有る邊を行く、北に當りて大崎と云所に、人家有る見ゆ、南には阿波島見ゆ、此は人家なし)と記せる是ならむ)大隅國大隅郡に、淡島と云ふあり、又或書に、日向國那珂郡折生迫と云ふ淡島有り、港口に一の島山有り、名を淡島と云ふ、島回五六町有り、社有り、鴨着淡島宮と云ふと云へるも、其一なり、又神名式に、志摩國答志郡、粟島坐伊射波神社二座(並大)、同島坐神、乎多乃御子神社と見え、越後國なるは、磐船郡に屬ける粟島是なり、大同類聚方に、粟島藥、越後國磐船郡、粟生蝦夷等之家傳方と云へるは、全く此島を云へるなり、(今此を訛りて、青島とも云ふゆり、然れども、物には、

必ず粟島と書くと云へり)又、伯耆風土記に、相見郡、郡家西北、有餘戸里、有粟島、少日子命、蒔粟秀實離々、即載粟、彈波常世國、故云粟島也と有るは、寶篋出現章第六一書に見えたる、淡島是なり、又出雲風土記に、意宇郡粟島(有椎松多年木小竹真崎木葛)又島根郡粟島周二百八十步、高一十丈(有松芋茅都波)又出雲郡粟島(生海藻)など有りて、出雲には三つ有り、(右の伯耆なるは、少日子命の粟を蒔き給ひしに依りて粟島と云ひ始めたるが如くなれども、元より淡洲なりし地に、粟を蒔き給へるなり、此事は下に委しく説き明らむるを待つべし)右の如く、予が記憶居て今記し出づる粟島と云ふ物、其數十一有るを、猶國々に問ひ求めたらむには、幾計も有るべきを、必ず粟島とさへ云へば、皆小島なるに就て思ふに、正書に、處々小島、皆是潮沫凝成者矣、亦曰水沫凝而成也と有るなむ、淡洲の小島なりけるを、二神の神代を過ぎて、大己貴少彦名二神の時に至る迄に、潮沫水沫の凝り聚りて、大にも小にも、萬國と成れりし事、己に傳四、(三五)に註へるが如し、(然れども、皇國の地

方に屬る、右の十一計なるは、二神の大八洲國を生み給ひて、其を主と國堅め給ふ事にし有りければ、其淡洲と、此淡洲と、一つに凝成合ふ可からねば、其は別なり其は何を以て云ぞならば、鎮火祭詞に、神伊佐奈伎伊佐奈美乃命、妹妹二柱嫁繼給氏、國能八十國、島能八十島乎生給比、八百萬神等乎生給比兵云々と見えたるに、御紀には、大八洲に異説も有るが、先、古事記の數に合せて、其餘には、蛭兒、淡洲は更なり、越洲、大洲、吉備子洲など、凡て十四なり、古事記には、凡伊邪那岐伊邪那美二神、其所生島壹拾肆島と有る外に、亦蛭子與淡島不レ入子之例也とある、此をも合せて其數十六なり、然れば同じ神代の傳説にして、祝詞と御史とに、斯る齟齬の有るには、必ず謂れ有るべき事ならむと、年頃考ふるに、右の處々の小島を充て、國能八十國島能八十島と云へる者なりけり、共に神代の初を云ふ事なるが故に、後に萬國と成績ける迄は、言擧げずして、公然に其起りを然は傳へたる者になむ有りける(但し右の蛭兒、淡洲などは、兒數に充給はざれば、其をも加へて計へむ事は、如何なれども、祝詞は、

唯世の始を云ふ所なるが故に、然る差別迄は云べくも非ず) 倍、生島神詞に、皇神能敷坐、島能八十島者、谷蟻能狹度極、鹽沫能留限、狹國者廣久、峻國者平久、島能八十島墜事無、皇神等能依左志奉故爾云々と有るは、其鎮火祭詞を照應すれば、島の八十島、共に廣く平かに成り調ひて、皇御孫命の御奴國と依さし奉り給ふ傳説なるが、鹽沫能留限と云ふは、彼潮沫凝成者矣と有るに當れるを、其小處の所在を求むれば、蛭兒は蝦夷島なり、其を除きては、淡洲より外に當べき者なし、此を以て、皇國の外なる萬國はしも、悉くに淡洲と云ひて、小島なりしを、潮沫の留在り疑たる者にて、彼國能八十國、島能八十島なる事決し(但し淡は阿波、沫は阿和にて、異なる者、思ひ混ふべからず、彼淡洲と云ひて淡薄き洲の有る其處へ、潮沫の漸次に凝聚りて、萬國と成れる者と知るべきなり) 倍、淡洲と云ふ淡は、粟に同じく、僅に小き由なる事、傳四(三五二)に註へるが如くなるが、此に一説あり、淡は味の淡きを云ふ言なるは然る者にて、物を淡め惡むなど云ふも、本同言なるに就て思ふに、此大八洲國は、二神の珍

御子にて、可憐國なる反にて、不充兒數とある、淡薄なる瘦地の、外國々を該羅めて、淡洲とは云へるなり、然れば、皇國と外國の差異をしも、味の美さと淡さとに係けて心得むも僻事ならず(萬葉一、天皇登香山、望國之時御製歌に、可憐國會、蜻島八間跡能國者と詠せ給へるも、國中の取具ひたるを愛させ給ひて、可憐國と宣へりし者なり、皇國の土壤膏腴て美はしき、瑞穗國の可憐御國に對へては、外國の淡く脆き瘦地なる粟島を、淡しき名を以て呼ばむは、良はしき事なり、丹波宿禰康賴主の神遺方に、八乃阿治倭加智と有る中に、阿萬支阿地、阿波岐阿治と有る、其阿萬支は美きなるを考へ合せて、此の意を曉るべき者なり、如此く物の微小きと、味の淡きと、物を淡め惡むと、種々なるが如くなれば、其本一なり) 然れば、二神の生み始めし當時はしも、實に處々小島と云ふべき狀にて有りければ、大八洲國を除て、蒼海潮之八百重の限に、國と云ふ國は、全になくして、唯、蛭兒の皇國の東海にあり、淡洲は粒々と散らきて西海に在る耳なりしを、潮沫水沫の凝り聚りて、外國とは成れりし者なり、

然るを、素戔鳴尊の、天より新羅に降り坐して、彼邦を建て給ひしより始めて、次々西方へ開闢き往き坐し、程より、漸々に西蕃の國々は、國形を爲すに至れりし者と見ゆ、(此事、已に傳四に云へりき) 倍、西戎にて、皇國赤縣印度などの一部を阿自夜と云ふなども、淡洲を訛れる者と思ゆかし、平田翁説に、西蕃に天皇氏地皇氏と云へるは、此二神を申し、人皇氏と云ふは素戔鳴尊に坐して、此神大九州を區別し、九域を立て給へる、其大九洲は、萬國を區別して九に爲し給へりし、漢なる由に云れたるは然る言にて、皇國にて、國能八十國島能八十島と云ふに異ならず) 若て、少彥名命、皇國より渡り坐て、淡洲を經營し給へり、寶劍出現章第六一書に、其後少彥名命、行至熊野之御碕、遂適於常世郷矣、亦曰、至淡島而、緣粟莖、則彈渡而至常世郷矣とある、此亦曰以下は、上に引ける伯耆風土記に同じきが、其常世國とは、此も外蕃を云へる古名なるが、處々小島の淡洲と云ひしが、漸廣大に成りて、其奥域の量り知るべからざる謂なり、倍、少彥名命、此方の淡洲に蒔き給へりし、粟の莠實成れるを持ち渡らし

て、彼國に殖え給へるが、其地に合ひて、彼に嘉穀としも重みする状はしも、我が瑞穂を貴ぶが如きに依りて、彼淡洲に、又粟島の名ある事とは成れりしと見ゆ、傳四に引ける、漢籍淮南子天文訓に、古之爲度、升合量衡、輕重生乎天道、秋分粟定、粟定而禾熟、律之數十二粟而當一葉、十二粟而當一寸、分一寸而爲十分、十寸而爲一尺云々とある、葉は高誘註に、粟、禾穗粟孚甲之芒也と見え、禾は説文に、嘉穀也、以二月始生、八月而熟、得之中和、故謂之禾、云凡禾之屬、皆从禾と有るは、粟を穀類の主と爲る故なり、又粟嘉穀實也、从鹵从米とあり、名義集に、禾をも粟をも、阿波と訓めるは、味の淡しきに依れる名なる事、右に云へるを考合すべきなり、後に、大已貴命も、少彥名命を逐ひて渡り坐せり、然れば、其淡洲の、外蕃、萬國と成れる事は、大八洲國の成竟たる後にし有りければ、神代と雖も、遙に後の事にて、其時より國造の事は始りて、今猶半にも至らざるらむを、此より後に、幾淡洲か續き合ひて、皇御孫尊の所知食す御奴國の多く成れらむも知るべからず、大倭神社註進狀に引ける神代紀に、

大已貴命、今我當於百不足八十限、將隱去矣、言訖躬披瑞之八坂瓊、而長隱常世郷者矣と有るは、此外國へ渡坐し證なり、又上に引ける生島神詞に、皇神能敷坐島能八十島者、谷蝶能狹度極、鹽沫能留限云々と有るは、彼國をも係けて敷き坐す大國主神と坐して、淡洲に潮沫を凝して、萬國と爲し給へる傳なり、又、文德天皇實錄に、常陸國上言、鹿島郡大洗磯前有神新降云々、時神憑人云、我是大奈母知少比古奈命也、昔造此國訖、去往東海、今爲濟民、更亦來歸と有るは、少彥名命と共に、西蕃より國々を巡り造らして、東海より還り給へるなり、斯れば、外國の全くは、二神の不充兒數と宣り給ひて、放ち却り給へりしを、素戔鳴尊、此を経營給ふとして、國形を九域計に成し置き給へりしが、全くは大已貴命、少彥名命の作堅め坐して、今しは萬國と成れども、其始小島なりし時の淡洲の名を以て、傳へ給へりし者になむ有りける、(記傳四に、此島は、今吾所生之子不充良と詔給へるを以て思ふに、源氏物語等木卷に、爪彈きを爲て云ひ方なしと、式部を阿波米惡みて、少し宜しからむ事を申せと責

め給へど云々、又、阿波米てふ詞、猶、明石卷、少女卷、角總卷、宿木卷、又、紫式部日記などにも見えたり、此阿波米惡みを、河海抄に、淡惡と釋かれたる、其意にて、御親神の淡め惡み給ひし故に、淡島とは名けしなるべしと有り、偕、鎮火祭詞に、吾名妹乃命能、吾乎見給布奈止申乎、吾乎見阿波多志給比津止申給氏とある、阿波多須も同言なり、名義集、又字鏡集に、淡字を阿波志とも、阿波多須とも訓みたり、○此亦不充兒數、古事記に、是亦不充三子之例とあると同しく訓むべし、記傳四(三十七丁)に、彼水蛭子は、流去て賜ひつれば、本より御子の數に入らざる事知られたり、故淡島を、是亦と云へり」と有るにて通えたり、蛭兒と云ふは、放子と云ふ事にて、生産と云ふを避け給へれば、本より御子の外なり、淡洲は、其淡々しきを、淡め惡みて、淡洲と云へるが、大八島國の可憐國なる事、右に註せる如くなるに依りて、此二は御子の例には加へ給はずして、甚く其等差を下し給へるなり、其例、二神の生み坐る御子等はしも、八百萬神と申す計り、多く坐々す事には有れども、最後に成り坐る天照太

神等の三神を、珍御子として諸神の上に立て、持ち齋かせ給へるが故に、自餘の諸神は、臣子の如くして、天照太神に仕へ奉らる、御定なるが如く、蛭兒より蝦夷の千島となり、淡洲より千萬國と成り以て出來つれども、共に皇大御國の御奴國と、臣子として仕へ奉るべき理、已に二神の國生の始より、定給ふ所なり、古事記、日代宮段に、天皇之御子等、并八十王之中云々、此三王負太子之名、自其餘七十七王者、悉別賜國々之國造、亦和氣及稻置縣主也と有る、此三王は蛭子にして、大八洲に當り、七十七王は、已に人臣に降り給へるにて、此に不充兒數と有るは此事能く當れるなり、(傳四、三四八に委しく云へるを見合すべし、譬へば同し天皇の御子と申せども、親王にて御在し坐す間は、君統の御方にて、珍御子に渡らせ給ふ事なるを、已に姓を賜ひて人臣の列に降る時は、御父子の御會釋はなくして、何方迄も君臣の御中間なると同じき者なり、落凹物語に、北方如何御在しけむ、仕奉る子達の員にだに思さす云々、落凹の君、人數の内だにも入ざれば云々)若て、皇御國には、皇御孫尊天神御子

と爲て、天津日繼所知看して、大座坐せば、蛭兒淡洲の成れる四夷八蠻の會長共は、悉くに臣從ひ參來て、八十船の御調を奉るべき理、此に起れり、太神宮祈年、月次等祭詞に、皇神能見霧志坐、四方國者天能壁立極、國能退立限、青雲能霧極、白雲能墜居向伏限、青海原者棹花不干、舟艦能至留極、大海爾船滿都々氣氏、自陸往道者、荷緒縛堅氏、磐根木根履佐久彌氏、馬爪至留限、長道無間久立都々氣氏、狹國者廣久、峻國者平久、遠國者八十綱打掛兵引寄如事、皇太御神能寄奉云々と有る、是即ち四夷八蠻、共に皇御孫尊の御奴と仕奉る可き證なり、(又上に引ける生島神詞に、皇神能敷坐島能八十島者、谷蟻能狹度極、鹽沫能留限、狹國者廣久、峻國者平久、島能八十島墜事無、皇神等能依佐奉云々と有るも、生島、足島神の、外國を寄せ奉り給ふ事を知べきなり、右等は、已に祝詞講義に委しく註へるが如し)然れば、申すも更なる事なるが、皇大御國に坐す皇御孫尊は、右の如き神代の御定に依りて、天下萬國の大君に坐せば、其御奴とある國々には、其部の會長こそは有らめ、君と號くべき者は有るべからぬ筈

の事なれば、孔丘が天無二日、民無三王と云へる如く、宇宙萬國の中に於いて、天皇唯一王坐して、天壤と無窮き天統を傳へ給へば、海外諸國にて自ら帝王と僭に號る會長共は、我が天皇の御代官なる事云ふも更なり、(已に没たりし吾男光胤、此説を聞きて云へる説あり、西蕃の上古に、三皇五帝と聞ゆるは、平田翁にも説有りて、我が神真たる事云ふも更なるを、皇國より更に出興して、彼蠢化の民を治め給へる狀、實に天皇の御手代の如く有りしなり、然れば堯舜など云へる會長共の、天下を譲り、民を安くするを以て、己が任と爲し、事は、皇大御國に、眞の大君御在し坐す事を、辨へ知りたる故にて、其譲りは、全く我天皇の代官たるが故なり、是西戎にては、道の本原の如く、事々しく言立つる事なるが、實に彼代官たる會長の上にては、甚しき天事にて、然も有りぬ可き事なるが、彼が禪讓は、我天皇の御奴國を預り奉る上に取りて、宜しくは有れども、又其より天命に託して、湯武が如くなる者も出來て、放伐の事は始りて、亂りがはしく成れ、ども、素より一姓には傳へ給ふまじき、天神の御定なれば、堯

舜が禪讓にも爲よ、湯武が放伐にも爲よ、其代官たる者の心に任する事にて、眞の天皇は皇大御國に泰然に大坐させば、我が君臣の大義と共に、論ふまじき者なり」と云へり、光胤は、大瀧光憲が子にて、大御學に志深在し故に、吾が子と爲るを、今よりは七年以前、嘉永元年、已に歿れるを、其言の愛しき任に、思ひ出で、書附く)右の如く、二神の美はしく生み坐る珍御子の、此大八洲國には、天神御子と坐す皇御孫尊の大宮地と定れるを、又不三以充兒數とある蛭兒、淡洲の成れる海外諸國には、各會長有りとも雖も、其を以て王數には充つべからざるを、傳無ければ、外國々の者こそは知らずとも云はれ、皇大御國の大御寶と有らむ限の人々、斯る明亮なる古傳をも、猶々しく思へらむこそ、甚々氣疎く淺ましき事なりけれ、(但し右に云へるは、西蕃耳ならず、海外諸國の會長共は、悉く其例なりと知るべし、猶此に就て奇説有り、此下なる太占の件々に註ふべし)故還復上詣於天具奏其狀時天神以太占而卜合之乃教曰婦人

之。辭其已先揚乎。宜更還去。乃卜定時日而降之。故二神改復巡柱。陽神自左。陰神自右。既遇之時。陽神先唱。曰。妍哉可愛少女歟。陰神後和之。曰。妍哉可愛少男歟。然後同宮共住而生兒號。大日本豐秋津洲。次淡路洲。次伊豫二名洲。次筑紫洲。次隱岐三子洲。次佐度洲。次越洲。次吉備子洲。由此謂之大八洲國矣。瑞此云彌圖。妍哉。此云阿那而惠夜。可愛。此云哀。太占。此云布刀磨爾。故還復上詣於天。具奏其狀云々。古事記には、於

是二柱神議云、今吾所生之子不良、猶宜白天神之御所、即共參上と云ふ文あり、其は引續きて、直にと云意なるを、此唯上文を受け云ふ所なるが、故に、故云々とは云へり、還復上詣於天は、此始に、御天降の御發途の御事を體に云はれざれども、降居彼嶋とある、其即ち天より降坐し證なり、此文に引合せて、其然る所由をは知るべき者なり、(然れば、宜汝往循之と有ぞ、御天降の事なりける、故此は其往に對ひて、還とは書れたる者なり、天孫降臨章第一一書に、勅天鈿女曰、宜往問之と有りて、下に天鈿女還詣報狀と有ると同格なり、四神出生章第十一一書にも、然後復命、具意其事と有り、此と同じ文なり、傳十卷百九丁に云へり)今古事記を以て、此の意を補はむとす、於是二柱神議云、云々は、二神此天柱を往巡り坐て、相遇給ひし時に、彼唱和の御事有りけるに、陰神の御言先立ち給へるが、男女の理に違へるに依りて、女人先言不良と陽神の宜ひながら、改言ひ給はずして、御合坐しかば、竟して蛭兒、淡洲を生み給へる故に、愈其御過なる事を思はし定めて、是にては、天神の修理固成是多

其にて、神教を云なり、又古事記(訶志比宮段)に、建内宿禰、居於沙庭、請神之命、於是教覺詔云々、亦建内宿禰、居於沙庭、請神之命、於是教覺之狀如先日云々、爾具請之、今如此言教之大神者云云、故備如教覺とある神之命なり、此を仲哀天皇御紀に、天皇聞神言、有疑之情と作ける、其を受けて、神功皇后御紀に、天皇不從神教と見え、又諸神の御託言等の御在し坐ける所に、時得神語、隨教而祭とも出され、欽明天皇十六年御紀に、昔在天皇大泊瀨之世云々、於是天皇命神祇伯、受策於神祇、祝者延託神語、報曰云々、又皇極天皇二年御紀に、巫覡等云々、爭陳神語入微之説とも又巫覡等遂詐託於神語、曰云々とも有は、萬葉十九に、住吉爾伊都久祝之神意等、行得毛來得とも、船波早家無と有る是なり、右等の例共多有を以て、請天神之命は、請天神之教と云ふに等しき事を曉るべし、(孝謙天皇御紀に、天平勝寶七年二月庚申朔丁亥、八幡大神託宣曰、神吾不願矯託神命と有るは、神の託言を神命と云へるなり、又神護景雲三年九月云々、初大宰主神習宜阿曾麻呂、矯八幡神教言云々、勅

陀用幣流之國と勅任し給へる大御旨に違へるを以て、如何に爲ましと交に神議々給ひしかども、陰神の御言先立しより外に、指して其故とも思はし依る事の無りしかば、猶天神の御許に參上り坐して、其の有し狀を聞え上て、左も右も其御命を請奉りて、其大御趣けに従ひ奉り給は、やと思はし成りぬるにて、其即此なる、故還復上詣於天、具奏其狀と有る是なり、(二神の、其有るべき狀を、種々に思はし巡らし給ひしかども、右の御言先立の御過より外に、思はし合せ給ふ事も無かりけるを、猶天神の御所に奏させ給ふは、少かも情進を加へ給ふ事無くして、天神の御命の隨に物爲給はむとの御事なり、孝德天皇御紀に、神奈賀良の言に、隨在天神の四字を書かれたるをも思ふべし)請天神之命とは、其首に天神諸命以と見え、此に天神謂伊弉諾尊、伊弉冉尊曰などの如く、天神の仰せ給ふ御言なり、例は崇神天皇七年御紀に、於是天皇乃幸于神淺茅原、而會八十萬神、以卜問之、是時神明憑倭迹々日百襲姬命、曰云々、天皇問曰、教如此者誰神也、答曰云々、時得神語、隨教祭祀と見えたる、此に神語と有る

曰、宜汝清麻呂相代而往聽彼神命云々、大神託宣曰云々、清麻呂來歸奏如神教と有る、此を以て、神命、神託、神教、共に一なる事を知るべきなり、倭其より前に、聖武天皇御紀に、天平十四年十一月壬子、大隅國司言云々、空中有聲如大鼓、野雉相驚、地大震動、丙寅遣使於大隅國、檢問並請聞神命と有るは、神護二年六月、大隅國神造新島と有る事に因て、豫て空中有聲などの神驗の有しに依て、神命を請聞しめ給へりしなるべし、其は光仁天皇御紀に、寶龜元年八月庚寅朔辛卯、使雅樂頭從五位下伊刀王、受神教於住吉神、又九年十二月甲申、去神護中、大隅國海中有神造島、其名曰大穴持神と云事の有るは、初より神教のなくして、神名を定むるなどの事は有るべからぬを思ふべし、但し、此等は唯例として因に引ける耳)倭此は、隱身と顯身の界にて、神と人と分る、始なり、其は、天神謂伊弉諾尊伊弉冉尊曰云々は、二神の未だ天降坐さるる間の事にて、二神も素より隱身にて坐し、を、已に天降坐して、共爲夫婦し給ふ頃に至りては、男女の形容備り坐して、現人神と成り給へるに依りて、天

神の隱身なると、二神の顯身なるとは、御言を直に問はし給ふと雖も、元の隱身等の如く、委曲に物爲させ給ふ事など、御心行く迄には難成なりけむ故に、天神の御命以ちて、太占と云事を始め給ひ、其太占に令_ニト相_ニ給ひ、其に象りて、天神の御情を彰はし示して、事教へ悟し給へりし者なり、(但し祝詞に、皇親神漏岐神漏美乃命以氏云々と有るは、天神の顯身と現れ坐して、神議らせ給へりしにて、其は太占にては非る者なり) 然るは、計_カ計_カり尊_カ二神に坐せば、素より隱身と成り給ひて、天神と御言語ひ爲させ給はむ事は難きに非ず、又天神の御上にては、顯身と現れ給ひて、二神と共に神議らせ給はむ事の、又難きには非ざれども、今二神に勅任して、天降し給へるは、顯國を建て、顯見蒼生を置き給はむ、其事の最初なるに依りて、二神の今還り上詣給へるには、神と人との差別を立て、太占を以て事教覺し給へりし者にて、其天神の御心を、恐在れども思測り奉るに、今にも顯國の成りて、顯見蒼生の出で來れらむに就ては、神と人との其界有りて、相混同すべからぬを、有りとはらゆる其事業に就きて、天

神の御心を知ら將欲く爲とも、然計りの事を、其度毎に天に昇りて奏さむ事の、甚迂濶なる故に、天神の御命以て、太占の事を授け給ひ、其御自事教へ覺し給はむ事を、太占にト合て、眼前に天神の御心の彰る、状を示し悟し給へりし者にて、是亦天神の皇産靈なる所なり、然れば、古事記に、爾天神之命以、布斗麻邇爾ト相詔之、因_ニ女先_ニ言而不_レ良、亦還降改言と有るは、天神の太占を授け給ひて、其兆文に御心を合せて、此兆は云々の神命ぞ、此文は云々の神教ぞと、直に教給ひて、此後にも二神の御上に、天神の御命を請求め將欲しく思はさむには、此事を物爲させ給ひて、其兆文に出づる天神の御心の隨に、行ひ給へと云事なり、(其例は、中臣壽詞に、天忍雲根神遠、天乃二上爾奉_ニ上_ニ氏、神漏岐神漏美命乃前に、受給波里申仁、皇御孫尊乃御膳都水波、宇都志國乃水仁、天都水遠加豆、奉牟止申世止事教給志仁依豆云々、神漏岐神漏美命乃前仁申世波、天乃玉櫛遠事依奉豆、此玉櫛遠刺立豆、自_ニ夕日_ニ至_ニ朝日照_ニ萬氏、天都詔戸乃太詔戸言遠以氏告禮、如此告波、麻知波弱菲仁、由都五百篁生出牟、自_ニ其下_ニ天八井出牟、

此遠持天、天都水止所聞食止、事依奉支と有る、其天八井を出して、天都水と爲給ふ事は、神漏岐神漏美命の御心にて、其神業なる物から、此も天都水を乞ふ、其度毎に、天上に參上りて、受け賜はる事は、甚便無きに依て、天乃玉櫛を依し給ひて、云々の事を爲さば、其に合せて、天都水を下し賜はむと、事謀り定めて依し給へると、其理一なり) 然るは、天地の底際の内に、二なく勝れて奇しく貴く坐す天神の、如何なる事か知らせ給はざらむ、大御身自の御心の隨に、定め行はせ給ふ御事なれば、直に御命令せ給ふべき事を、太占に事依し給ひて、其天神の御情其に合ひ出る状を、教へ給へるにて、二神の神功、既に竟て、天に復命し給はむ迄の其間も、天神の御命を請ひ求め給はむとは、此太占を以て、ト相給へとの御事なり、第五一書に、遂將_ニ合交_ニ而、不_レ知_ニ其術_ニ、時_ニ有_ニ三鶴_ニ、飛來搖_ニ其首尾_ニ、二神見而學_ニ之、即得_ニ交道_ニと有るなど、即ち太占の例なり、然るを、此は甚く文の簡易なるに依りて、天神の御占を物爲給へる状に見ゆるに依りて、古今に一人だに、其説を得る人のなき者なりかし、(記傳四に、抑

異神のト問は、天神の御教を受賜ふなる可ければ、謂れたるを、今此天神のトへ給ふは、何神の御教を受給賜ふぞと疑ふ人も有りなれど、其は漢籍意にて、古の意ばへに違へり云々)と云はれたれども、天神の御親トひ給へるならむには、天神之命以とは云ふまじき者なり、天神の御命以て、二神に令_ニト合_ニ給ふ故に、右の如く、文に在るを、心着かれざりし誤なり、宇宙の外は知らず、此宇宙の間にて、八百萬千萬神と、神等の甚多く限なく坐る中に、其大御祖と坐す天神の御心に、何の足はぬ所有りて、何れの神の御教を受け給ふ事と爲むや、此天地も萬の物も、事に依りて、産靈の御靈に依りて成出る者と、始めて見定られたる、此大人すらに、此所の願を探り得られぬ者を、況て其餘の人の如何でかは知る事ならむ) 右の因_ニ女人先_ニ言而不_レ良とは、其占兆に出たる天神の御心なり、其は先にも宣へる如く、女人先_ニ言不_レ良とは、已に伊邪那岐命の御心の情に在りし事なるを、天神の御情には、其如く出でたりし故に、情と情とを合せて、其トの善しく趣く方に就て、行ふべき條理の彰はる、是即ちト相なり、偕此時の御占

は、鹿トなども未だ有ざりし程なりければ、如何なる御占なりけむ知るべからざれとも、御心の御占を以て、正定に思定め給ふ可き、甚も奇しき神術こそは有りけむ、玉小櫛五(十、六、丁)に、薄雲卷に、賢しき人の心の占共にも、物問はせなど爲るにも」とある下に、古今集に、如此戀ひむ、者とは吾も思ひにき、心の占を正しかりける」と云ふ歌を引きて、心に考ふるを心の占と云ふ」と云はれたるが如く、此方には、女人先言不_レ良と云ふが、御心の占なるを、天神は因_二女人先言不_レ良と、因りて御子の良はしからず生れたるなり、と宣へるなむ、御心の御占にて、太占是なり、然れば、布斗麻邇爾の爾は、堅石爾、常石爾などの爾にて、鹿トを太占と云ふ、其太占と云ふ物して、トなふ如くに、御情を合せ給ふと云ふ義なるべし、(記傳四に、上に伊邪那岐命の、女人先言不_レ良と詔へるは、女の言先立事の宜らぬなるを、此は生み給へる御子の宜からぬを指して詔ふなれば、因_二女人先言不_レ良と云へるにて、同語ながら、指す事異なり、因と有るを以辨ふべし」と有るは、誠に可美き説なるが、此説に依りて、御心

の占の考も出来るなれば、此も彼も、我今説き出づる事の如くなれども、云以て行けば、皆鈴屋大人の恩賜と云ふ者なり、上件、古事記と此傳と少か異なる所有るに依りて、餘りに言痛きまで云論ふになむ)○時天神以_二太占而ト合之、此文の任にては、天神の、太占以てト合給ふ狀に聞ゆれども、然に非ず、二神の具に其狀を奏し給へる、其御答を、太占以てト合て示し教へ給へる事、上に云るが如し、然れば、太占は二神の成し給へるにて、其に天神の御心の彰はれて、其神命の隨に、成し給ふ事の著明る事の趣なる由、上に云へり)○太占、下に太占、此云_二布刀磨爾とあり、天孫降臨章第二一書に、天兒屋命、主_二神事之宗源_一者也、故俾_二以_二太占之卜事_一而奉_二仕と見え、古事記には、右の如く布斗麻邇爾ト相而詔之とあり、(又玉垣宮段にも、布斗麻邇爾ト相而、求_二何神之心_一、爾崇出雲大神之御心ともあり、其外には見當らず)布刀は、記傳四(二十九丁)に、布刀詔戸、布刀玉命などの布刀にて、稱辭なり」と有るが如し、磨爾の磨は、上(一一)に説る、多麻の麻に同じく、眞の義にて、神靈を云ふ由なり、爾は似にて、神靈

の憑りて、其御心の如く爲べき事の、違ふ事なく現れ出る義なるが、此二言を合せて、天神の神隨の道に順從ふ事を隨々と云ひ、其より上下に活機て學と云ふは、隨並ふにて、向に在る事の如く、我も爲て向の物に並ぶ由なり、擬と云ふは、向に正眞の物有るを、我も成して其眞の物の如く爲る由にて、大旨右の如し、(又、此を麻知とも云へり、眞路の義なり、神靈を得る路と云ふ義なり、猶太占の委しき事は、天孫降臨章第二一書の下にて、委しく云べければ、其傳に就て曉る可きなり、又、麻爾と、麻那布と同意なる事、第六一書に學_レ之とある下に云ふべし)○ト合之は、古事記に、ト相而と有るを、記傳四(三十九丁)に、宇良間豆と訓むべし、萬葉十四(七丁)に、武藏野爾宇良敵可多也伎とあり、宇良間は、宇良阿間にて、其阿間は合合の約りたるなり、然れば、宇良間氏は、ト合_レ合而と云ふ事なり、凡て、古書にトとある、其所の使様に因りて、言の活機變るなり、先宇良と云ふは、其言の體言なるを、其宇良を爲すを、用言に活す時に、宇良布と云ふ、是宇良阿波須てふ語なるが、約りたる布も活きて、宇良波牟、宇

良間なども云ふなり、又、其用言の宇良間を居て體言に爲たるもあり、萬葉十五に、保都手乃宇良敵乎可多夜伎豆とある是なり、此は乎と有れば體言なり、又、宇良那布と云ふも、一の活く格なり、萬葉十一(十三丁)に、玉梓路往_二占_一、占相云々、此は賂を爲るを麻比那布と云ふ類にて、トを爲るを云なり、(借又、トを爲て兆に見はれ出でたるを、宇良阿布と云ふ、漢文に是をト食と云へり、借上の宇良布は、此方より合す事を云ひ、是は彼方より合ふなり、此令_レ合と合との別を能く辨ふべし、借其宇良阿布に、食_レトと、ト食との別あり、以上探要)と有るにて通えたり、但し、此の宇良布は、天神の御心と、二神の御情と合々るが兆に見はれたるにて、後に、トの事を爲て、此方より合すを宇良布と耳云ふが如くなれども、此よりも彼よりも、合せ合ふが、即ち此のト合之是にて、古事記なるト相而も然り、(凡て此御ト合の事は、上に委しく云るが如く、此のトに至りて、古人の説と、重胤が思ふ所と、本より大に異なれば、悉は合ひ難かり)○乃教曰は、天神の御命の太占に見はる、其即ち神の御教なり、其は御言以て論し

給ふも、太占以て教へ給ふも、共に神命にて、事は同じきを、殊に此は太占の初にし有りければ、其兆の見はると共に、直に御言を添へ給へるが故に、古事記には、天神之命以、布斗麻邇爾ト相而詔之云々と有るをや、(神武天皇御紀に、夜夢天照太神、訓三干天皇曰、云々、又是夜自祈而、寢、夢有天神、訓之曰などの訓字をも、同じく訓めるは、教訓と熟する字なるが故なり、倭上に、古事記の請三天神之命と有る文を引きて註せる如く、此教は即ち神命なり) 倭、教字を袁斯幣と云ふ、其語を此に被用たるは、太古の麻邇は、學を麻那夫と云ふ同語なるが、學と教と相對ひて、甚々妙なり、若て其學は擬ふにて、受る方より云ふ語なるを、教は食經にて授くる方より云ふ語なるが、袁斯は食國天下など云ひ、又開看を萬葉十八に、伎已之乎須と云ひ、又、食物なども云ふ食にて、身に受け入る、語なるが、幣とも布とも布流とも活く時は、授け與ふる方より、食の經て、受くる方に行く語と成るなり、(古事記に、爾八十神、謂其苑曰、汝將爲者、浴此海鹽、當風吹而、伏高山尾上、故其苑從八十神之教而伏とある如

く、其將爲を、人に諭すを教と云ふ事見るべし) 然るを、此教字を、阿遲波比氏と訓めるが、名義抄に、此を稽ふるに、那良布とも、志流須とも、袁斯布とも有りて、然る訓の無きを、阿遲波比氏と訓るは、却て古訓なるべく所し思たり、味はふとは、物を嘗試みて、其美醜を判つ意なり、然れば太占以て御ト合せ給へる事の成行きを天神の教へ給へるを云ふなり、(然るを、通證に、教之爲言、天地合也、天地合而萬物生、陰陽離而萬化熄、生則有味、熄則無味、所以下訓無道爲無味氣也と云へるなどは、言痛き理屈にて、古言には叶はず) ○婦人之辭其已先揚乎、此にては、太占に見はる、兆を見行して、婦人の辭を先に揚たるかと疑ひ給へるにて、具奏其狀と有れば、辭先立る事の悪しきは、素より所知食す事なるを、乎字は如何なる書様なり、(乎字は、論語の朱註に、乎、疑未決之辭とある意なれば、此には叶はざる者なり、但し此教字を、味はふ義に用へる故にもや有らむ) 然れば、古事記に、因女先言而不良と詔へる意味を以て、曉り明らむべし、此を以て婦人之辭を、正書の例に倣ひて、多和夜賣能許登

と訓み、其已先揚乎を、其已爾先立氏揚多留加毛と訓みつ、然らざれば、宜更還去と有るへ續かざるが故なり、(記傳に引かれたるには、婦人之辭、其已先揚乎の訓を、袁美那能許登佐紀陀都辨志夜と有りて、甚々美たくは有れども、以離れたる心ちす) ○宜更還去は、宜更爾還去と訓みて、下に登詔比氏と訓み添ふべし、古事記に、亦還降改言と有ると同じ所なり、然るに、此に改言と云ふ事の無きは、先に巡柱の次第の違へるを、次には巡柱をも改めさせ給へる事の有るとを一にして云ふ故なり、(然れども、此の天神の御言にも、婦人之辭、其已先揚乎と有りて、巡柱の事無ければ、打合ぬに似たり) ○ト一定時日而降之は、甚じき漢文の潤色なり、此等の事は、餘りなる事ぞ」と云はれたるが如く、此國土に在りし事ならむには、似着はしくも有らめ、天神の御許にて、何を以て時を割み分け、又何を以て日を計ふる事の有らむ、然るは天とは世を照す天日なる物を、何れの光を受けて日と云ふ事の有らむ、(中臣壽詞に、月内仁日時遠撰定氏と有るは、高千穗宮の事なれば、然も有るべき由、中臣壽詞講義に云へるが如し、神

功皇后御紀に、皇后撰吉日、入齋宮と有るなど、後には、神祭などに日時ト定有る事常なり、萬葉十、秋雜歌、七夕を詠る中に、擇月日逢義之有者云々は、詠物なれば、今云ふ限に非ず) 然れども、此を、二神の復更に天降り坐して、天柱を先の如く行巡らせる時日と見る時は、妨無る可し、故天より降坐す時日には非ず、天柱を往き巡らす時日の事と定めて、其義に見るべきなり、(倭歲月日時と云事は、已に天地の相分れし初より、既に在ける事云ふも更なり、天神の靈威に依りて、天先成りて、大虛の中央に位しければ、其相混在たりし故を以て、其天日の氣に牽れ乍も、其周圍を廻りて、地後に成り定るが、其公運を一歳と云ひ、私運を一日と云ふを、月も亦凡三十日許にして、大地に屬なから、半は缺け半は満ちて元に復るを、大地の公運に合すれば、凡そ十二月計にて一歳なるが、又其私運にも、日光に向ふ間を晝と云ひ、日光に背く間を夜と云て、須臾も止む時なく、甚敏捷に依りて時と云を、十二に割みて、其元に復るを一日と云ふ、然るを日神月神の生れ坐さいりし間に、日月と云ふ事有るべからずと思ふ人

も有るべけれども、其日月共に、此國の狀なる處にして、日神月神は、其を所知看す神と申す事にて、皇御孫尊の、國土を所知看も同じ事なり、然れば天地と分れし後は、日神、月神の生れ出で坐すより先と雖も、歲月日時の運行は、元より有りける者なり、已に蛭兒の事を、四神出生章に、雖已三歳とあり、日月の運行なくば、何を以て一歳と云ふ事を得む、然れば、月の判れたる事を、此より後の如く云へる、三大考、及び靈眞柱等の説も、亦諾ひ難かり、(然れども、此に卜定時日と有るは、天にての事なるが故に、叶はざるとは云へるなり、右の歲月日時と云ふは、其照し給ふ日月の方にては云はぬ事にて、日月の運行を、望み見る、此國土に於て云ふ語なる故に、愈以打ち合はざる者ぞ)○降之は、天降志給比伎と訓むべし、通證に、延佳曰、降之、當訓阿末久多之多末布、天神之宜也、舊讀誤と有るに従ひ、又上なる降居を、阿麻久陀理麻須と訓めるなどに依れり、(古史徴に、引かれたるには、降之を久太志多麻布と訓まれたるは、然る言なれども、誤ながら舊訓阿麻久陀理と有るを據と爲べき者なり)○倍、此

なる陰神の御言先立ちしに依りて、其御過に背て、蛭兒淡洲は成れりしかば、二神の天神に奏して、其御教を受け奉り給ひ、其御教に依りて次度には、御言の次第を錯亂給はず、善はしく交に唱和して、大八洲國を生み給ひて、大に神功畢て、御徳の至り盡さし、此神業に依りて、又神隨なる眞理有りて、萬國を御ふる神道を吾が見出でたり、其は、先蛭兒と淡洲の夷狄が性情と、皇大御國の公民の性情との別なり、變なり、其蛭兒の事は、景行天皇御紀に、朕聞、其東夷也、識性暴強、凌犯爲宗、村之無長、邑之無首、各貪封墾、並相盜略、亦山有邪神、郊有姦鬼、進衛塞徑、多令苦人、其東夷之中、蝦夷是尤強焉、男女交居、父子無別、冬則宿穴、夏則住纒、衣毛飲血、昆弟相疑、登山如飛禽、行草如走獸、承恩則忘、見怨必報、是以箭藏頭鬢、刀佩衣中、或聚黨類而犯邊海、或伺農桑以略人民、擊則隱草、追則入山、故往古以來、未染王化、とある是にて、蝦夷島の習俗、又彼地の毛民等が性質を宣へるものなり、(此東夷と云ふは、彼蝦夷の事なるを、先輩多く我が東北の國なる由に云へる

は妄なり、其は古彼嶋の毛民、多く此地方を略め居りし程、良もすれば、叛く事もありし故に、其以來は、東北の諸國にて、叛くもの、名の如くなれる、其差別を知らざるを以て、混れたる説なり、已に生島神詞講義にも云へるを、又、其御紀の傳に其説を明らむべし)又淡洲の成れる外國々の中には、我が西蕃なる赤縣州なむ、殊に勝れたる國なる故に、自ら萬國の中華と誇稱するすら、甚々人性惡かりけり、其は易緯乾鑿度なる孔丘が言に、上古之時、人民無別、群物無殊、未有衣食器用之利、於是、伏羲乃、仰觀象於天、俯觀法於地、中觀萬物之宜、始作八卦、以通神明之德、以類萬物之情、故易者所以繼天地、理人倫、而明王道、是故八卦以建五氣、以立五常、以之行象、法乾坤、順陰陽、以正君臣父子夫婦之義、と有るが如く、彼土の大古の人民、穴居野處して、禽獸と群を成し、五倫五常をも知らざりし故に、此を教へむと爲に、蠢愚にして難論かりしかば、八卦と云ふ物を作り、象數を以て示して、漸くに人道を令知たる由なり、聖人の國と云へるすら如此し、況て其他四夷八蠻の人

性、想像るべし、(直日靈に、異國は天照太御神の御國に非ざるが故に、荒振神所を得て、荒ふるに依りて、人心惡しく、習俗亂りがはしくして、國をし取りつれば、賤しき奴も忽に君とも成れば、上と有る人は、下なる者に奪はれと構へ、下なるは、上の隙を窺ひて奪はむと謀りて、交に仇みつ、古より國治まり難くなも有ける、云々と云れつる如く、外國々の人情の美はしからざるは、彼淡洲なるが故なり)右の如く蛭兒、淡洲の人性の、神隨の道に戻りて、其行ふ所の美はしからざるは、如何と云ふに、陰神の御言先立ち座し、御過に依りて成れる國なるが故に、其土に生る、人の性と成りて、世と共に易らざる者なり、所以に、男女別無く、君臣相反く事止まざる、是外國の常なり、彼唐戎の如き、湯武の篡奪より始りて、已に春秋二百四十年餘の間に、臣にして君を弑したる者三十六人、婦にして夫を殺せる者亦量ふる計なれば、二千年餘の今に至る迄、其數幾計とも量り知るべからざるなり、右の如く、人道に聞き耳ならず、人亦柔弱にして、神武ならざるは、鹽沫の凝り成れる淡洲なるが故に、其土質に感

けたるが故なり、(眞野時繩説に、其國其土地の靈の御徳は、各異にして、人物動植、皆其神氣を得て產生するが故に、地宜方物、各其性を異にす、産土神は、是土地の靈なるが、大八洲に各自の國魂神あり、一國には國魂神と云ひ、一處には産土神と稱す、地勢方角に隨ひて、其靈異なる故に、方隅不産の物あり、人又容貌志氣の不同あり、是皆土地の神靈の寓する所有る故なり」と云へるは、愛しき説にて、我が説に合へる者なり)故其御過に背て良はざる御子の生出でたるに依て、二神天上に昇り坐して、天神の御命を請求め給ひ、太占の御教を受賜り坐して、其事を改め正し給へり、此即ち、萬の外國々には、人身に固有なる神道無きが故に、佗の教訓を得て、始て道有り、師弟と云ふ事の起る基本是なり、皇國の上古に、神隨言舉せぬ國と云は、元來道々しき言立は爲されども、天地固有の大道其中に在りて行るるが故に、其議論無き事、白晝に燈を取ず、晴天に簣を着ざるが如く、少にても書典を學び、道々しき事を云ふ者には、一字不通の者に劣りて、言行正しからず、徳義薄くなるは、外夷の國々とは表裏の事

なり、所以に、漢には儒と云へる教あり、梵には佛と云へる教有り、其餘の國々にも、教法と云ふ物の有るは、皆其土地の自然に叶へて、人を教へ起す爲に作爲れる故に、其國には相應しくとも、佗國には用ひ難く、又行ひて却て害を招くも少からざるは、其教は其國限の事に有餘不足なく設備たる者なるが故なり、殊に、西戎にて國を治むと云ふ經書と云ふ者有が、其經術はしも、度々革命する國風に合せて立たる道なりければ、天下の大經とは云べからず、一家の私法にて、己が慕ひたる國をして、佗に慕はしめざる策に過ぎざる者なり、豈珍らしき事ならずやも、老子に、大道廢有仁義、知慧出有大偽、六親不和有孝慈、國家昏亂有忠臣と有るが如く、其實は、國に道無きに起れる事にて、其恥覆ふ可からざる所なり、(直日靈に、異國は云々、威力あり、智深く、人を懐け、人の國を奪ひ取りて、又人に奪はるまじき事量を能く爲して、暫時國を治めて、後の法とも成したる人を、西戎には聖人とぞ云ふなる、譬へば、亂れたる世には、戰に習ふ故に、名將多く出で來るが如く、國の風俗悪しく爲て治り難き

を、強に治めむと爲るから、世々に其術を様々思ひ巡らし、爲習らひたる故に、然賢き人も出來つるなり」と云はれたる意味、大に在る事なり)所以に、其外國に各會長有りて、私に王と僭號り居る事には有れども、其王と云ふ者は、能く人を教へ趣くる者の、威力も強く盛に成る故に、自然に其國の君主の如くは成れども、其實は蠢愚の民を教へ導く師なる者なり、上古より、此傳の有りつる故に、伏羲より以來夏代頃迄の王者と云へるが、天下を家にして、其子に傳へざる者多きぞ、彼土に傳ふる神隨の神道なり、然るを夏殷周と經行く内に、父子相傳ふる隨に、天下を一人の天下の如く成せるから、其が心に任する隨に、夏桀殷紂の輩出來りて、民を苦しめて亡びたるは、素より民に師父たる道を失ひ、又我皇御孫尊の御代官たる事を忘れたる所爲なるに依りて、天神の御罰めに遇ひ奉れるなり、西戎は、名の如くにて、天子之元子士也、天下を生而貴者也と云ひて、聰明なる人を天子と仰き尊む作法なるに依て、君たる者不道にして、臣下に聖人と云ふ者有れば、臣として此を篡弒し、子若不肖なれば、佗人に位を

譲りて、革命を事と爲るを、人此を怪しまざるは、君臣の義本より軽くして、假に主従と成れる如き謂れ有ればなり、然るを、其時、殷湯周武など云ふ者、下より起りて篡奪の事を行へりしは、實に其罪遁るべからざる大惡人なりと雖も、素より天神の御心は、王者として世を御むる天子に非ず、民を教へ趣くべき爲の師とし給ふ所なれば、主従と云ふ耳にて、眞の君臣と云ふにも非ざれば、民心の歸くに任ねて、天神の暫時彼等を會長たらしめ給へるなり、如此く教に因らざれば治らざる國風なれども、又其教ふる者の上にも、然る曲事有りて、古今の間に安き時なく、如何にも頑々しき國風なるは、右の御言先立の事に就きて、上下の人性に離れざる邪徑有る故なり、彼不_三以充_三兒數_一と有る、蛭兒、淡洲と、可_三怜_三御國_一の大八洲國と、國體の一ならざる事は、御國の天皇尊は、天神の勅任を奉け給ひて、天下の大君と坐せるに、彼自立獨立して、民の中より成り上れる戎王との差有るが如くなり、(然るを、古より世々の識者、良も爲れば、皇華と西戎の國體を論ひて、世々の沿革を云ふ事なれども、外國の會長共は、我皇御孫尊

の御手代と仕へ奉りて、民を教へ趣くる料に置かせ給へりし者なる事を得知ずて、何時も治亂興廢を云ふに、我と彼とを並べ稱ふ事、我皇御孫尊に對ひ奉りて、餘に輕々しく無禮き事なれば、吾輩能慎しむべき者なり、谷重遠説に、西土之建國、以三篡弒一爲三基業、堯舜之聖、雖三禪讓之美、然非三天地常經一矣、是以、伏羲以來、受三姓者三十氏、以三弒出者二百事、獨怪生三君々臣々之邦、何苦信三外國之説と云るは、然る言なり、此には相反對して、此大八洲國はしも、二神の次第違へず、唱和せる御心の睦びより生み成し坐る皇大御國なるに依りて、可憐御國なる事は申すも更なるが、大御寶として、國內悉に在りと有らゆる人草は、皆天神地祇の御裔に爲て、外國には、會長と雖ども蠢化の民の孫なるとは、天地懸隔の差有る事、今更に取り出で、云ふべき事ならねども、萬葉五(三十一丁)に、神代欲理、云傳介良久、虛見通、倭國者、皇神能、伊都久志吉國、言靈能、佐吉播布國等、加多利繼、伊比都賀比計理と有るは、決めて神代よりの古傳なるを、歌序に置ける者なるが、伊都久志吉國とは、天孫降臨章に、故

皇祖高皇產靈尊、鍾三憐愛以崇美焉と有る、憐愛の事にて、大八洲國を珍子と崇美給ふ義なり、言靈能、佐吉播布國を、又十三(十丁)には、事靈之、所三佐國鼓とも有りて、共に此は、二神順次宜く唱和し給へるに依りて、可憐御國の生出たるに起れる古傳なり、然る故に、常き目馴れては、然る可憐御國とは、我も人も共に思えざれども、追々外國の事の明らかになりて行くに隨ひて、天下に二無く尊き御國なる事も知られ、又、天皇の天日の如く、天下に照り足はし、畏く坐す御事も知られ、又天下の大御寶の風儀の、君子さびて美たく好はしき事も知らる、隨に、古より未だ其所在を云はざりし蛭兒淡洲の、海外諸國なる事を、予始めて右の如く説き得て見れば、御子の數に入れると入らざるとの差別、如此く判然にして、更に強ふべからざる者なり、(直日靈に、世間に生きとし生ける物、鳥蟲に至る迄も、己が身の程々に、必ず有るべき限の業は、産巢日神の御靈に頼りて、自ら能く知りて成す者なる中にも、人は殊に勝れたる物と生れつれば、又然勝れたる程に隨ひて、知るべき限は知り、爲べき限は爲る物なるに、

如何でか其上を猶強る事の有らむ、教に依らずては得知らず、得爲ぬ者と云は、人は鳥蟲に劣れりとかや爲む、謂ゆる仁義禮讓孝悌忠信の類、皆人の必ず有るべき業なれば、有るべき限は教を借らざれども、自ら能く知りて行ふ事なるに云々と云はれたるは、皇大御國の人情の有る限りにて、甚々愛たし、然れども、外國には然らず、素より人の性質に美善しき性無きが故に、教へずては、道は行はれぬを、教へても猶行ひ得たる人は、世々に一人だに無きは、彼風土自然の邪しき性有るが故なり)又十三(十丁)に、葦原水穗國者、神在隨事舉不爲國、と有る、事は、言にて、彼道々しき言舉は爲されども、神隨なる神道の備りて自らに行はる、由の古傳なるが、又其(九丁)に、蜻島倭之國者、神柄跡言舉不爲國と有る、其神柄と神在隨と同じ事なるが、孝德天皇御紀に、惟神者、謂隨三神道、亦自有神道也と有る、是にて、惟神の隨に行ふ事なるが、其を神道と云へる、其神道とは、上に天神の宜三汝往而循之と有る、天神の勅任を云ふ事なるを、古事記に、修三理一固一成是多陀用幣流之國と、天地古今萬國に貫通れる天下の

大道是なり、然れば、能く其有るべき隨に行ひ至るを、惟神と云ふ古語の有るにて、皇大御國の人性に固^{モトコソ}有る識神にして、四夷八蠻の末國には、且ても備はらざる者なり、(若て、惟神と云ふ語は、神中在の義にて、神道を行ひて、自ら神道に中る謂なり、漢籍論語に、祿在其中、餒在其中、直在其中、仁在其中、など有る語の様に、能く似たり、此惟神の語を、自然と云ふ事の如く説けるは非ざるべし、當に然爲べき事を然爲るを云へり)○改復巡^メ柱の、改復は、改易の義に訓むべし、其は、先に陰神は左より、陽神は右より、天柱を往き巡り給へりしを、此度は陽神は左より、陰神は右より、順次を改めて巡り直し給へる由なり、但し正書に、事既不祥、宜^ニ以改旋と有るは、陽神左旋、陰神右旋にて、其御巡は前後共に等しきを、又巡り直して唱和の御事を改め給はむ由にて、其改と此改と、指す所同じからざる者なり、思ひ誤るべからず、(古事記も、右の正書の趣と同じくして、巡柱の事には、前後共に異なる事無きが故に、爾天神之命以、布斗麻邇爾ト相而詔云、因^ニ女先言而不^レ良、亦還降改言、故爾反降更往^ニ廻

其天之御柱一如先と有るなり。○陽神自左、陰神自右は、先に約束曰、妹自左巡、吾當右巡と契り給ひし事を改め換へ給へるなり、偕此傳にては、巡柱の事は、陽神の御定に在りて、天神に係づらふ事無く、此度に至りても、唱和の御事こそは、婦人之辭其己先揚乎と宣へれ、巡柱の次第迄は教へ給はざりければ、二神の御心として、如此く改め給へる趣には見ゆれども、甚々心行かぬ事なり、其は御言の前後も甚しき大事には有れども、御行の順逆を取り失ひ給へる程の御手違は非ざれば、二神に於ても、其判斷は何とか御評め有るべく、天神も亦其一事を漏し給ふ所を以て見れば、此は傳の誤なるべき事、上件次々に論へるが如し、(此は、甚々可畏き事には有れども、同じ事の二つに傳はれる中には、何れが正、何れか一は訛ならざる事の無しと云ふ理非るが故に、前後の趣意を貫き見て今定むるなり、○既遇之時の遇字、相遇の如く訓むべし、此は上に、既而分巡相遇と有るが如く、物爲給へりしなり、正書には、於是二神、却更相遇、是行也云々と見えたり、(第五一書に、更復改巡、則陽神云々と有りて、遇給

ふ事は云はざれども、同じ事なり) ○陽神先唱曰、妍哉可愛少女歟、陰神後和之曰、妍哉可愛少男歟と有りて、是行は順次宜く美はしく唱和し給へり、此言靈の幸はへるに因りて、二神の珍子と愛しみ給ふ大八洲國を生み成し坐るなり、言靈の事は、已に、右にも註せるを、凡て人には、言計尊く奇しき物非ざるなり、先に陰神の御言過有りしは、言靈の幸延行くべきを戻れるにて、其事の祥はしからざりけるを、此は陽神より陰神へ、其言の善く良ひしにて、是言靈の幸延る者なり、所以に、上に引ける萬葉五(三十一丁)に、神代欲理、云傳介良久、虛見倭國者、皇神能伊都久志吉國、言靈能佐吉播布國等、加多利繼伊比都賀比計理、今世能人母許等期等、目前爾見在知在と有るが如く、其言の祥に依りて、目前に其著明き事の速に見え知らがふ事を言へるなり、但し、神代欲理言傳介良久と有るは、二神の唱和に始まれる事、已に註せるが如く、又、皇神能伊都久志吉國とは、蛭兒と放棄、淡洲と淡惡みて、其二つ共に不_三以充_三兒數と宣ひ廢らし給へりしを、獨り此大八洲國は、御言問善くしく、整ひて生れ出でたるに依り

て、皇神の愛くしき國なり、又言靈能佐吉播布國とは、右の御言の幸延て、可_三怜御國の成り出でたるに始りて、萬世に遠はざるを以て、此故事を神代より云ひ傳へたる者なり、然れば、此歌の右の故事を立て、此より以下は、今の事實を詠める事著明し、(此歌は、好去好來のなるが、序に右の故事を先云ひて、次には神の愛しみ守り給ふ事と、言靈の幸はふ事とを述べて、祝稱たる者なり、右の歌に、宇奈原能、邊爾母與爾母、神豆麻利、宇志播言伊麻須、諸能大御神等、船舳爾道引麻遠志、天地能大御神等、倭大國魂、久堅能阿麻能見虛喻、阿麻賀氣利見渡多麻比、事了還日者、又更大御神等、船舳爾御手打掛豆云々は、皇神能伊都久志吉國より、引きて述べたるなり、結句に、都々美無久、佐伎久伊麻志豆、速歸坐勢と有るは、其將來の事を豫て祝賀ひて、其言の幸を祝ふ事にて、此即ち、言靈能佐吉播布國と、上に云へるを受けたる者なりかし)又十三(十丁)に、葦原水穗國者、神在隨事舉不爲國、雖然辭舉彼吾爲、言幸真福座跡、恙無福座者、荒磯浪有毛見登、百重浪千重渡敷爾、言上爲吾と有るも、此の故事を以

て詠めるなり、其は上にも註せる如く、再度には、二神の唱和の御事も、陽神は先に、陰神は後に、其當に然るべき任に、神在隨に物爲給へる故に、其言靈の幸延て、事舉爲ずして、神在隨に治まる可_三怜御國と成り始れる由の古傳を取りて、今更に辭舉して、祝ふ事の有るに當りて、如此く物爲むには、其言靈の幸延て、恙み無く福く有ひと、百重千重、言舉爲と云へるなり、右の言幸真福座跡と有るは、言靈の幸延坐と云ふ事なり、其證は、志貴島倭國者、事靈之所佐國鼓、真福在與具にて、被_レ知たり、言靈の幸延ふ事は、其神在りて、其言の任に祐贊給ふに依れば、又此に甚能く合へり、天神の御言に、婦人之辭、其己先揚乎と有るを、辭舉と云ふ事の因所なる、(又、十三に、蜻島倭之國者、神柄跡言舉不爲國、雖然吾者事上爲、天地之神毛甚、吾念心不知哉、云々と詠める中に、吾者事上爲と云ふに對へて、吾念心不知哉と云へるは、言に出せぬ由にて、上なる神柄跡言舉不爲國と云ふが、序の照應なるなり)尙、仁明天皇御紀、長歌に、申上流事之詞波云々、此國乃云傳布良牟、日本乃倭之國波、言玉乃當國度會、古

語爾流來禮留、神語爾傳來禮留、事乃任萬爾云々、
と見えたる言玉乃當國と有るも、右の事靈之所佐國
敘眞福在と有るに當りて、言を以て物を祝稱ふれば、
言靈の幸延へ所佐るに依りて、眞福く其微ある國ぞ
と云ふ事なり、(右の言玉を、一に事玉に作るは、共
に借字にて、言靈の義なる事、云も更なり、上野國
神名帳に、碓氷郡從四位下、事玉明神と云ふ有るは、
景行天皇御紀に、日本武尊、逮于碓日坂一時、日本
武尊、每有下顧弟橘媛之情、故登碓日嶺、而東南
望之、三歎曰吾孀者耶、故因號山東諸國、曰吾
孀國也と有りて、此御言に依りて、山東の國名とし
も成れる由などに依りて、其言靈神を祀れるか否じ
か)大鏡に、朱雀院天皇の生れ坐せる御五十日の餅
殿上に出させ給へる、伊衡の中將、一年に今宵計ふ
る今よりは、百年迄の月影を見む」と禱申せるを、
醍醐天皇の御答、祝ひつる許登多麻ならば、百年の、
後も盡せぬ月をこそ見め」と見えたる、此御歌、玉
葉集七(賀部)にも被入て、延喜御製と記され、伊
衡の中將を、參議伊衡と出し、其歌の初句、一年に
を日を年にと、換れど、其は如何に在れ、百年迄の

云々と禱申されしを受けて、許登多麻とは答へ給へ
るにて、其禱言の微有らむ事を、御心に含させ給へ
るにて、上の例共の如し、又堀河百首に、俊賴朝臣、
言靈の思束なさに、岡見すと、梢ながらも年を越す
哉」と詠まれたるも、歳暮には、來年の吉詞などを
述べて、其言靈の幸延を祈る事なるが、其も思束無
きに依りて、岡見する由にて、言靈の義上に同じ、
(平田翁説として、或人云へらく、窪之慰に、或云、岡
見とは、十二月晦日夜、簑笠を着て、木の末に上り、
我が家を見れば、一年の中に在るべき事皆見ゆるな
り、然れば梢ながらに年を越すと詠めり、今俗、節
分或は除夜、葉樹有る家には、一人樹上に上り、一
人斧を携へて、木の本に臨み、其木に向ひて、來年
能く實生や、實生らざるやと云ふ時、樹上に居る人、
成り申さむと答ふ、如此爲れば、來年能く實生ると
云へり、是言靈の幸福有るなり、然れば然る所爲、
民間に在りし故に、梢ながらに年を越す哉」と詠ま
れしにや、岡見すとは、拜爲と云ふにや、彼豐饒を
祈るなるべし、此朝臣の斯る事を取り出で、上手
の口に任せて詠まれたる事、少からず、然れば、近

俗の爲る所も、古俗の遺風なるべし」と有りて云へ
り、今思ふに、岡見は招見にて、言を以て、一年の
事を禱て、其幸有りや有らずやと、梢末に上りて、
招き寄せ見る心と聞ゆ)右等は、言靈の幸はふ微信
ある例共なるが、二神の唱和の御言擧に始れる由云
へるは、餘りに牽強たる如く思ふらむ人も有りなめ
ども、猶萬葉十一(十三丁)に、事靈八十衢、夕占問
占正謂、妹相依と有るは、次に、玉梓路往占、占相
妹逢我謂と有るに照し見れば、彼辻占と云ふ者の事
なるが、事靈八十衢と云へるも、此の二神に係れる
古語なり、其は四神出生章第十一書に、伊弉諾尊、
追至伊弉冉尊所在處云々、因將出返云々、盟之
曰、族離、又曰不負於族、乃所唾之神號、曰速
玉之男、次掃之神號、曰泉津事解之男、凡二神矣、
と有りて、陰神に言勝ち給へる是其一なり、其第九
一書に、時伊弉諾尊、乃投其杖曰、自以此還、雷
不敢來、是謂岐神と有る、是其二なり、其第六一
書に、伊弉諾尊云々、便以千人所引磐石、塞其坂
路、與伊弉冉尊、相向而立、遂立絶妻之誓、時伊
弉冉尊曰、愛也吾夫君、言如此者、吾當殺汝

所治國民、日將千頭、伊弉諾尊、乃報之曰、愛也
吾妹君、如此者吾則當産日將千五百頭と、此に
ても言勝ち給ひて、是其三なるが、右の千人所引磐
石は、八衢比古神、八衢比賣神に坐すを、岐神をも
合せて、衢神と申す由、已に道饗祭詞講義に註せる
が如し、然るを、此神に就いて辻占と云ふ事の出來
るに依りて、事靈八十衢と云ふ古語の有りと思ふは、
本末違へるなり、伊弉諾尊の言勝ちたまふ言靈の幸
延るに依りて、黃泉神を防ぐべく、右の三神は成り
坐せるにて、伊弉諾尊の御心の占正しく相叶へりし
に因りて、又八十衢にて占ふ事も出來りし者なり、
(右の歌を、拾遺集十三に、正してふ八十の衢に、夕
食問ふ占正に爲よ、妹に逢ふべく」と有るは、訛れ
るなり、又萬葉十六、戀夫君二歌に、百不足、八十
乃衢爾、夕占爾毛、卜爾毛曾問云々、反歌に、卜部
乎毛、八十乃衢毛、占雖問云々と云ふ事有れども、
唯に八十乃衢と云ふと、上に事靈と云ふ語の有ると、
同じからざれば、紛らはすこと勿れ、尙彼講義に就
きて明らむべし)然れば、二神の唱和の御時、先度
には、陰神の先に言擧給ひしに因りて、生れ坐せる

御子の祥はしからざりしを、後度には陽神より陰神へ、次序正しく唱和し給へりしに因りて、其言靈の幸延へて、生れ坐る御子の、自らに良はしかりし事明らかなる者なり、右の萬葉歌に、神代欲理、云傳介良久と云ひ、仁明天皇御紀歌に、古語爾流來禮留、神語爾傳來禮留、と云へるなど此二神を指す事、右に引ける徵共を考へ通して曉るべき者なりかし、(猶言靈の事は、已に、祈年大御巫祭神詞講義に註せるを、此には寶鏡開始章第三一書、中臣連遠祖、與台產靈兒、天兒屋命の下に就て云ふべきを、其始二神の唱和に起り初めたる事を、今云へるなり)○右の陽神左旋、陰神右旋の御事はしも、少縁なる所由に非ざる事、傳四(二八七)に註るが如く、天地の初より定れる神隨の道なり、其は天御中主尊、天中に成り坐る後に、高皇產靈尊、神皇產靈尊の成り坐るは、已に左右の位定れるなり、又、此二神は男女に渡らせ給へば、前後の次第有る事、云ふも更なり、其は上(三七〇)に引ける立后儀宣命に、食國天下政波、獨知倍伎物爾波不有、必母斯理倍乃政有倍之と有るを以て、所知たり、(若て、可美葦牙產鼻尊、

天常立尊に依りて、天先成り、國常立尊、豐斟淳尊に因りて、地後に定る、此即ち上下の差別有るなり、若て天は陽にして男なり、地は陰にして女なる事、誰も知れるが如し)天の左旋り、地の右旋り有るなど、皆共に天御中主尊の、天中に在りて巡る事なるが、二神其に則取て、國中に天柱を化堅給ひて、陽神は左に、陰神は右に分れ巡りて、相遇ひ給へるは、實に天地の道理を盡させ給へる者なり、此に因りて、二神の生み成し給へりし國土萬物共に、各男女の形を具へたる事、即ち天津神隨の道なり、其は國土に男女有るは、古事記に見えて、傳四大八洲國の下に註せるが如し、又、其男女有るに、國土の上にて、山川は、自然に男女の象なり、又、其山にも男女の事はしも、萬葉一(二十一)三山の御歌に因るに、香山、耳梨山は男なり、雲根火山は女なり、同九(二十二丁)に、登筑波山時歌に、上に、二並筑波乃山と云ひて、下に、男神毛許賜、女神毛千羽日給而と有るは、即ち男女有るが故なり、此等は、其形勢の自然に依りて、男女と成れるが、川は何時も女と見えて、古事記に、日河比賣、勝河比賣等の名出で

たり、餘は准らへて知るべし、(平田翁説に、皇祖天神の成り出で給へる物共は、天地は更なり、人類萬物に至る迄、男女左右の眞理を、自然に備たる者にて、其は天地に男女の理を具へて有る事は、誰も見る任に知られ、人及び生きとし生ける物に、男女の體を具へざるはなく、鳥の雌は右羽を上を爲し、雄は左羽を上を爲し、介類の牝は右に巻き、牡は左に巻き、草木又男女の差別有る事、誰も知れるが如し、又、火神は男神に坐す故に、火炎は左に上り、水神は女神に坐す故に、水の渦は右に巻き、風神は男女二柱なる故に、飄の吹くに左右有るなど、皆自然の性なり)と云はれたるは、實に然る言になむ)右の如く、男は左に、女は右に、又男は前、女は後と、神隨に定まれる道なるが故に、倭姫命世記に、左物不_レ移_レ右、右物不_レ移_レ左、左_レ左_レ右、左_レ返_レ右廻_レ事毛、萬事違事無久志氏、太神仁奉_レ仕、元_レ元_レ本_レ本_レ故也と云ふ古語あり、此を誰しも、例の偽造の如く心得めれども、五部の書の成れる其より以前に出來れる。大中臣能宣記には、此語を載るに、皇御孫尊御天降に就て、天照大神の三種神寶を、事寄し奉ら

し、時に、詔り給へりし大詔命と爲るは、然も有りぬべき事なり、(右の元_レ元_レ本_レ本と云ふ字は、漢書敘傳に出でたる語なれども、又彼に、元々本々、數始_三于一と有るとは異なり、菅原是善卿の名義抄に、元_レ元_レの二字を、波自米袁波自米登志と、訓を附けられれば、古くより、神宮に然る傳の有るに、元_レ元_レの字を用ひられたる事の有るを取られたる事、決き者ぞかし) 倭、其左物不_レ移_レ右とは、陽神の前後共に左旋り、右物不_レ移_レ左とは、陰神の其に因准ひて右旋りして、天地の神隨なる性の任に物爲給ひて、男女夫婦の道相定りて、世と共に易るべからざる謂是なり、左_レ左_レ右_レ右と云ふも、男女の位を云ひ、左返_レ右廻と云ふは、其左_レ左_レ右_レ右として移らざる由なり、元_レ元_レ本_レ本とは、天地の初時より、皇祖天神の立て給へる道を、少しも違ふ事なく踏み行くを云ひて、此の左旋右旋の事に奇しき迄能く契合る者也かし、(所以に大中臣能宣記の趣にては、皇御孫尊の、天下を統御す大御政を、右の如く行ひ給へとは宣へりし者なり、倭姫命世記にては、皇太神に仕へ奉る事に、此古語を用ひて論し給へるなど、天下の萬事には、

何れに用ひても遠く事無きは、其始國土萬物を生み成し給へりし、此二神の御事に始りて、萬世の道と成れる故ぞかし。○同宮共住舊事紀には、化三堅八尋殿、共住同宮一矣とあり、偕此は、天孫降臨章第二一書に、可與同床共殿と有ると同じ事なり、其を承けて、崇神天皇御紀に、先是天照太神云々、並祭於天皇大殿之内、然畏其神勢、共住不安とある、此は神と君と同宮に、共に住み坐る事にて、此とは別なる物から、文義の同じきに依りて、今此に引くなり、然れば、同宮は右の同床の例に訓むべきが如くなれども、大殿祭詞別に、皇御孫命乃同殿能裏爾云々と有れば、於那自美夜爾と訓むべく、共住は、崇神天皇御紀に依りて、共爾住給と訓むべきなり、(記傳に引かれたるには、同宮を比登都美夜爾と訓み、共住を、唯に須美麻志氏と有りて、甚々雅びには有れども、御紀の訓は然耳は定めて訓み難ければ、今改めつ、古事記、高津宮段、大御歌に、岐備比登登、等母邇斯都米婆、と見え、萬葉二に、天地與、共將終登、又、天地日月與共など有る、是なり)同宮共住は、彼八尋之殿に、共に住み給ふ事にて、古

事記に、久美度邇興而、生子と有ると同じ事なれども、宮と云ふと、殿と云ふとの差異は有るなり、殿と云ふは、右の久美度一所を云ひて狭きを、宮と云ふは、御殿は更なり、御垣も何も備はりたるを云ふなり、其證は、寶劍出現章に、素戔鳴尊、遂到出雲之清地、焉云々、於彼處建宮、(或云、武素戔鳴尊、歌之曰云々)乃相與遷合而、生兒大已貴神、因勅之曰、吾兒宮首者云々、と有るを見るべし、右の建宮と云ふは、其久美度は更なり、又八重に至る迄に、備はりたるを云ふなる事、其前後の文を見合せて曉るべし、(又天孫降臨章第二一書に、高皇產靈尊、勅大已貴神曰、汝應住天日隅宮者、今當供造云云、又將田供佃、又爲汝往來遊海之具、高橋浮橋及天鳥船、亦將供造、又於天安河亦造打橋、又供造百八十縫之白楯と有るを見るべし、其殿耳ならず、其殿に屬きたる所迄をも作り備へて、天日隅宮と云ふを見て曉るべし)然れば、右の八尋之殿は、御垣、又御門共に、形の如く備れる宮にて、二神の御世の限り、諸共に住み給へりし宮處なりける者なり、能々、神代の例共を合せ考へて、其御有状をな

ひ想像り奉る可かりける、○正書には、及至産時、先以淡路洲爲胞、意所不快、故名之曰淡路洲と有るは、淡洲と混ひたる傳ながら、其に爲ても、淡路洲を大八洲國の員外に爲るは誤なり、其には、一に大日本豊秋津洲、二に伊豫二名洲、三に筑紫洲、四に隱岐洲、五に佐度洲、六に越洲、七に大洲、八に吉備子洲なるを、此には淡路洲をも收めたるが、一に大日本豊秋津洲、二に淡路洲、三に伊豫二名洲、四に筑紫洲、五に隱岐三子洲、六に佐度洲、七に越洲、八に吉備子洲にて、大八洲の數に合へるが、大洲は此に漏れたり、(此一書は、古事記と同傳なるに、如何にしてか、又同じからず、其記には、一に淡道之穗之狭別島、二に伊豫之二名島、三に隱岐之三子島、四に筑紫島、五に伊岐島、六に津島、七に佐度島、八に大倭豊秋津島にて、右の吉備子洲大洲等は、大八島國の外に在りて、又越洲と云ふは無きなり)○隱岐三子洲、上に説へり、傳四(三三七)

一書曰伊弉諾尊伊弉冉尊二神

立于天霧之中曰吾欲得國乃以天瓊矛指垂而探之得磯馭盧島則拔矛而喜之曰善乎國之在矣

天霧之中とは、天浮橋の懸れる大虛を云へり、第三一書に、坐于高天原と有るを以て知るべし、但し天浮橋と云ふ物の體はしも、別に在りしには非ず、其物は右の天霧には有れども、神等は其に乗りて往き來ひ給ふ時には、其質を成して、天浮橋とも天磐船とも成れる事、傳四(二四二)に註せるが如し、(又、瑞珠盟約章に、跋涉雲霧遠自參來、中臣壽詞に、天乃浮雲仁乘氏、天乃二上仁上坐氏と有る、雲霧、又浮雲も同じ物なり、其を大同本記に、後之小橋と有るを以て、浮橋と云ふ物の有状を思ふべき者なり)偕、其天霧を、阿米能佐岐理と訓めるは、甚愛たし、四神出生章第六一書に、伊弉諾尊、與伊弉冉尊、共生大八洲國、然後伊弉諾尊曰、我所生之國、唯有朝霧、而薰滿之哉、乃吹撥之氣化爲神、號曰

級長戸邊命、亦曰級長津彥命、是風神也と有る、此に照し合せて考るに、二神既に國生み坐し、後に、其朝霧は吹き撥はせ給へるが、此に因りて思ふに、天霧の天浮橋の昇り降り往き來ふ事は、風氣に依る事なり、其は正書日神の生れ坐る所に、以天柱一擧於天上と有るを以て知るべし、(風神祭詞に、我御名者、天乃御柱命、國乃御柱命止、御名者悟奉氏とある、天乃御柱是なり、此事、傳四(二四六)にも云ひ、又四神出生章にも註せり、見合すべし、但し風神も何も未だ生れ坐さざりし、天地の初時に、風氣の事を云ふは如何なれども、元より風氣の有りつるに、風を掌る神の、後に成坐るなり、此に限らず、謂ゆる風火金水土の神の生れ坐さざりし以前にも、風火金水土共に、其物は古より有りしなり、譬へば、金と云ふ物は土中に含める物から、土を撮み來りて金と云は、人は信はざらましを、其を盪かし吹き分くる時は、土は土、金は金に、別に物有るが如し、其吹き分けざりし以前にも、金無きには非ざれども、土中に含り居て、未だ顯はれざりしと同じ事なりか(し)語例は、古事記に、天之狹霧神、國之狹霧神な

ど見え、此には瑞珠盟約章に、吹棄氣噴之狹霧、此云浮根于都屢伊浮岐能佐擬理と見え、景行天皇御紀に、氣如朝霧と有るも、佐岐理と訓むべき所なり、佐岐理の佐は、萬葉十三(二十四丁)に、棚雲利雪者零來奴、左雲理雨者落來と棚曇に對へて、佐曇と云へる、棚は垂靡く意なるか、佐は進む義有りて、霧の薫り滿ち行くを云ふなり、八(五十五丁)に、棚霧合と云ふ語の有るをも思ふべし、朝字狹字の義に泥む可からず、(萬葉六に、天霧合、之具禮乎疾、七に、天霧相日方吹羅之、十に、天霧相零來雪之とも、又、天雲霧相雪者零管とも、八に、天霧之雪毛零奴可、十に、天霧之零來雪之など見えたるを以て、其鬱悒しき狀を知るべきなり、霧字、名義抄に、久良之とも、於煩都加那之とも訓みたるをも思合すべし)○吾欲得國は、右の正書、及び第一一書の趣とは異りて、此は天霧の薫滿てる其中に包まれて、未だ大地と成るべき物の全體を見給はざりしかば、其外より、心當に天神の勅任し給へる國は有らむを、其得給はむとなり、下に、以天瓊矛、指垂而探之と有るを以て知るべし、(正書に、底下豈無國歟と有る

は、此漂在る物を凝さば、何ぞ國とは成ざらむやの義なれば、其大地と成るべき物を見て宣へるなり、第一一書に、有豐葦原千五百秋瑞穗之地と有るも、其物を知看てのことなれば、此と別なり)○指垂は、字の如く佐斯多禮と訓むべし、指は御手以て矛鋒を向け給ふなり、垂は天霧の中より下し給ふ事なれば、舊く垂字を久陀志と訓める、其も辭事には非ざれども、神武天皇御紀に、細戈千足國と有るは、日本の事なる物から、又此に由あり、細戈は、鈴屋大人の訓まれたる如く、麗矛にて、天瓊矛より外に、當てて心得べき物無ければ、由有るならむと考ふるに、千足とは、手垂にて、伊弉諾大神の、御矛を指し垂れて、礮取盧島を探り得坐し、に本着きて、大八洲國を生み給ひけるに、其本の謂を取らして、此國に目け給へりけむと聞ゆれば、指垂と云ふ事叶ひて思ゆ、(此細矛千足國の事は、國號考の説とは異なり、神武天皇三十一年御紀の傳に云ふを待つべし)○得礮取盧島の得は、上に、吾欲得國と宣へるに依りてなるが、素より有りし地を求め得給ひし如く聞ゆれども、熟見れば、天瓊矛を以て探り給ひける、即

ち垂落の潮凝り結びて島と成りたるを得給へる由にて、私記に探得礮取盧島と云へる是なり、其は正書に、以天之瓊矛、指下而探之、是獲滄海と見えたる、其時の狀は、第四一書に、有物若浮膏と有るが如くなりしを、矛を以て探り給ひしに依りて、泥沙と水と分れて、始て滄海は出來れるを、獲滄海と記されたる獲と、此の得と其義一なり)○拔矛の拔を、奴伎阿宜氏と訓めり、上に指垂と云へる、其復りにて、第一一書に、投之戈と云ひて、下に引之と有るに同じ、此は天霧を隔て、鬱々しき中へ天瓊矛を指し垂れて畫き探り坐し、かば、御手に應へて、礮取盧島を得給へりしかば、即ち其矛を抜き舉げ給へる由にて、此は未だ其天霧の中に坐し間の事なり、(次に善乎國之在矣と宣へる御言を載せたる、其も同じ所にての事にて、未だ天降着き坐さざりし程の事なり、思ひ混ふべからず)○喜之曰云々、此の語勢、神武天皇御紀に、妍哉乎國之獲矣云々と有るに彷彿たり、其は正書に、熹哉云々、第一一書に、妍哉云々と有る、唱和の御詞を、四神出生章第二一書に、發喜言と有るを以て、右の如

く今云ふなり、然れば、神武天皇御紀に、妍哉乎、云々と有るも、喜言を發給へりしなる事、申すも更なり、然れば此の喜之曰も、下に善乎と有るを云ふなり、喜を、與呂許夫と訓むは、寄來合の義にて、物を得て心に満足へる思ひを成すを云へり、右の唱和なども、陽神は陰神を得て、御心に満足へる思ひ成し、陰神は陽神を得て、御心に満足へる思を成し給へる、其御心の感け至るに及びて、意哉とも、妍哉とも、其喜の御言を發給へりし者なり、然れば、此も國を得給へるに因りて、善乎云々と喜言は發給ふに至れる、皆自然の勢なる者なり、(猶四神出生章に、於是共生日神云々、故二神喜曰云々と有るは、靈異なる珍御子を得給へるに依りてなり、其第十一書にも、保食神の身より生れる物を、天熊人の持ち去りて奉進る所に、于時天照太神、喜之曰云云と有るなど、皆物の寄りて來合ひたる時の事なり、宜しく宜し取與呂布などの類の、與呂は皆寄なり、)○善乎は、第五一書に、美哉善少男と有る、善は第一一書に、可愛、此云哀と同じ所に用ひられたれば、其意を取りて、與呂志伎加毛とぞ訓むべかりけ

る、(本に、與伊加奈と訓める、與伊は音便にして正しからず、加奈も古語には多く加毛と云れば、古からざるを、然訓み下しては、漢籍風にて甚々拙し)國に然云例は、應神天皇二十二年御紀、大御歌に、阿波旋辭摩、異柳敷多那羅珥、阿豆枳辭摩、異柳敷多那羅珥、豫呂辭枳辭摩之摩、と歌はせ給ひ、萬葉一(七丁)天皇登香具山、望國之時、御製歌に、山常庭、村山有等、取與呂布、天乃香具山、云々と見えたるも、宜奈倍など云ふ如く、物の足具ひたるを好するにて、善しきに同じ、又發語に、御心乎吉野乃國と云へるも、唯に愉快き由には非ず、國の形の足具ひたるを、御心に喜給ふ由なる事、上の例共に見合すべし、六卷讀久邇新京歌に山並之宜國跡と有るなど皆同じ事なり)○國在矣は、國者在祁理登詔給比伎と訓むべし、之字に泥む時は、全く漢籍訓みの狀に成りて、其言麗美しからざるなり、借此喜言は、二神の未だ其島に降り着き坐さざりし以前に、猶天霧の中に立たし、程、彼矛を抜き擧げたる即て宜へりしなり、

一書曰伊弉諾伊弉冉一神坐于

高天原曰當有國耶乃以天瓊矛畫成磯馭盧島

此高天原は、神世七代章第四一書に、高天原所生神云々と有ると同じからず、其高天原は、天神の所在す天上にして、二神も、元は其所に御在し坐し、かども、其勅任しを承はりて、此大地に御戈鋒の届ける計り、近く天降來坐せる間の事なりければ、彼天浮橋と云ひ、天霧之中と云へる、其所なるが際やかに、又其とも指し云はずして、此は謂ゆる大虚を云へるなり、凡べて高天原とは、天日を中央とし、天極を最頂として云へるが本にて、世の限を總べて、高天原と云へれば、大地も、其高天原の中の物なり、然れば、大地の周圍の空虚なる所も、素より高天原なる事云ふも更なり、祝詞に、高天原爾千木高知底とも、高天原波青雲乃霽久極美とも云へる、皆大地外の空虚を指して、廣く云へる稱なり、(但し此等の事を、一二僅に知りて、高天原と常に云ふは、虚空の事なりと云ふは、心の至り淺き人の説にて、取るに足ざるなり、猶高天原の委しき説は、傳二卷高天

原條に、已に云へるを、猶又天孫降臨章第二一書にも、高天原と有る其傳に云ふを見るべし、已に、口訣にも、高天原指空中而言と有るは、然る事なれども、此には天浮橋など、細に云はずして、其天浮橋の所在を以て、大らかに傳へたるを、古人も然る心も着かざりけるにや、未だ其説得たるを見ず、(此頃、或者の説に、此に高天原にして、磯馭盧島畫成し給ふと有るを以て、高天原と云へるも、蒼天の上に非ざるを知り、又此國土は、以前より有りて、此二神の生み給ふに非ざる事を明らむべし)と云へる妄説を作きて、儒意に諛らひ、其拙伎を世に街ふ由なるは、元より齒牙に係けて云ふにも足らぬ事ながら、世には彼疎び荒び來る物の曲説に相交り、相口會へする痴人も多き者なれば、後世に然る曲士の、又も出來れらむにはとて、少か呵り置く者なり)○當有國耶は、必ず當に國有るべしとなり、天神の御依しを奉て天降り坐し、が、國土は彼天霧に阻られて見えざれども、此ぞ必ず當に其國の有るべき所ぞと、天瓊矛を指し下し給へるなり、天孫降臨章に、必當同禦、又必當平安などある、同じ格の文なれ

ば、此には當字の上に必字を加へて聞くべき所なり、
 (此を以ても、此に坐于高天原と有るは、彼天霧之
 中と有ると同じ事にて、其即ち天浮橋と云ふ物なる
 事を思ひ明らむべし) 當字は、正しく、正しなどの
 同語にて、其事の正しく然有るべき者と決定たる
 辭なり、此を以て二神の此時の御心を想像奉るべし、
 ○畫成は、一條公御説に、畫成者、畫海面成島也
 と宣へるが如し、此説已に上に註へり、(二五三畫滄
 海一條) 二神の當有國と宣へるは、此大地の全くを
 云ふ事なるを、天瓊矛以て畫き給へば、磯馭盧島先
 凝り成りて、初て國を得給へる即ち是なり、(先に國
 有らむと思ほし) が、違ひて小島を畫成し給へるに
 は非ず、初めて其島を探り得て國の着手を得給へる
 なり)

一書曰。伊弉諾伊弉冉二神相謂
 曰。有物若浮膏。其中蓋有國
 乎。乃以天瓊矛探成一島。名
 曰磯馭盧島。

此傳の委しきは、舊事紀に、伊弉諾伊弉冉二尊、奉
 詔立於天浮橋之上、共計謂、有物若浮膏、其中
 蓋有國乎、迺以天瓊矛而探之、獲滄海、則指
 下其矛、而因畫滄海、而引上之時、自矛末落垂滴
 瀝之潮、凝結而爲島、名曰磯馭盧島と有るにて、
 其能く通えたり、然れども、其大旨、正書及び第一
 一書に同じき故に、其に任ねて略き、此傳の要とあ
 る所耳を傳へられたる者なり、御紀の例然りと見え
 て、一書曰とて多き中には、餘りに事略たりと思ゆ
 るも少からざるは、其傳の無きには非ず、何れにか
 收たる事は、再出されざるなりけりと、此傳と、右
 の舊事紀を比較して知られたり、然れば、此も右の
 如く、長々しく有りけむを、文を約めて、此にても
 聞ゆる狀に成されたるは、選者の御心しらびなり、
 (仰ぐべし) ○相謂曰は、相語良比給波久と訓むべし、
 二神相共與に詔り給へる所にて、舊事紀に、共計謂
 と有ると同じ所なればなり、何れか一方よりならむ
 には、相とも共とも云ふべからぬ、男女の互に思ひ
 合ひて語らふを、萬葉九(十七丁)に、相詔良比、言
 成之賀婆、十三(二十一丁)に、見渡爾妹等者立志、

是方爾吾者立而云々、相語妻遠など有るも、何れよ
 りとなく、相共に語合ふを云ふなり、(但し共計謂と
 云ふ時は、二神の互に、此は云々其は云々と云ひ議
 りて、言出し給ふ事に成りて少か違へるを、相謂曰
 くと云ふ時と共に、語合給ふ事の、唯一途なるなり)
 ○有物若浮膏は、神世七代章第六、一書に、天地初
 判、有物若葦牙、生於空中、因此化神、號天常
 立尊、次可美葦牙彦舅尊、又有物若浮膏、生於空
 中、因此化神、號國常立尊とある是なり、鈴屋大
 人も、天と地との分れたる事は、此傳にて殊に著明
 く聞えたり」と云はれたる、寔に然る説にて、大地
 の初の狀、鏡に懸けて見るが如し、(但し右の傳を、
 惡しく見る時は、葦牙と浮膏と、其々に空中に成れ
 るが如くなれども然らず、葦牙の若くして崩騰り去
 て天と成れるを、浮膏の如しと云ふ物は、其残り留
 まりて地と成るべき物なる事、云も更なり) 若て、
 右の有物若浮膏と云ふ物より、國常立尊は化出
 で給ひて、即ち其神と坐すを、此に又二神の、有物
 若浮膏と宣ひて、其中に蓋國有らむと、其物の主
 の如く物爲給へるは如何と云ふに、此時已に、幽顯

の差有りし故なり、其は古事記に、國之常立神、次
 豐雲野神、此二柱神亦、獨神成坐而隱身也と有りて、
 隱身にて、御靈にて渡らせ給ふ耳ならず、傳一二の
 卷々に説けるが如く、此神等は、地上の經營の事に
 は係列らせ給ふ事無くして、國常立尊は、一歳の公
 運を司り、豐斟淳尊は一日の私運を司りて、幽よ
 り大地を保護せ御在し坐せば、二神の見行して、有
 物若浮膏と宣へりし時にも、已に公運私運の事
 は有りける事、云ふも更なり、(其は第一一書に、ト
 定時日と云ひ、四神出生章に、生三蛭兒、雖已三歲
 云々など云へるも、全に後の事を前に及ぼして書れ
 たりと耳は云ひ難し) 偕、神世七代章に、國常立尊、
 次國狹槌尊、次豐斟淳尊、凡三神矣と有りて、此三
 神は、一列の神に坐せば、彼有物若浮膏と有る物
 に因りて、化り坐る神等に坐す事は、今云ふ限に非
 ざるを、次には埴土煮尊、沙土煮尊より、此二神に
 至る迄に、猶代々の神々有り、然るに、二神の此に
 て有物若浮膏と宣へりしを以て見れば、未だ埴
 土、沙土も非ざりし間の事にて、正書に、底下豈無
 國歟、迺以天之瓊矛探之、是獲滄海と有るを、

上に引ける舊事紀には、有_レ物若_ニ浮膏_一、其中蓋有_レ國乎、廼以_ニ天瓊矛_一而探_レ之、獲_ニ是滄海_一と有りて、滄海も、若_ニ浮膏_一と云ふ物を探りて、漸に成れる計なれば、二神より以前に、埒土、沙土などを以て、御名に負ひ坐すべき神の御在ざりし事知るべし、其も神名などを、後より押し當に稱奉らばこそ有らめ、皆、彼大倭國者以_ニ行事_一負_レ名國也と云ふ、上世の風儀を以ても思ふ可くなむ、(借、右の如く、若_ニ浮膏_一と云ひし物を、矛以て探り給ひしに始りて、是に滄海は出来るが、其は矛の金氣より締りて、埒と成り沙と成りて、水と土と分れたるに依りて、埒沙は沈み、水は浮べる故に、滄々としたる海原の出來しを察ふべし)然れば、此一書の傳は、埒土煮尊、沙土煮尊より以下、次々に成り坐る神々は、伊弉諾、伊弉冉二神の、有_レ物若_ニ浮膏_一と宣へりし始より、國の面と神の身と備はり足らひ坐る、其運に依りて負ひ坐る時々の御名なる事を、徵す確證と成る傳にて、又上の三神の隱身と、此の二神の顯身なると、其差別甚分明しく曉り得べき文なりかし、(此に、又右に引ける舊事紀を合すれば、其時の狀、正目に今見る

が如し、立返りて傳三卷に、其神名を説明せるを見合せてよ)○其中蓋有_レ國乎は、正書には、底下豈無_レ國歟と慷慨みて、反語を用ひたまへるを、此は唯に國有らむと宣へる故に、蓋とは云ふなり、神功皇后御紀に、使吾覓海人、島摩呂、出_ニ於西海_一令_レ察、有_レ國期云々、還之曰、西北有_レ山、帶_ニ雲橫_一蓋有_レ國乎と有るに思准らへて曉るべし、但し二神のは、上より下を臨見坐るなり、右なるは、横に地上を見渡すなり、思ひ惑ふ可からず、借蓋の例は、寶劔出現章第六一書に、是談也蓋有_ニ幽源之致_一焉、又其可_ニ與_レ吾共理_一天下_一者、蓋有_レ之乎_一天孫降臨章に、高皇產靈尊、見_ニ其矢_一曰云々、蓋與_ニ國神_一相戰而然歟と有りて、物を大抵に量りて判る辭なり、言義は、彼體なるべし、此語萬葉二(十四丁)に、鶴公鳥、蓋哉鳴之、三(四十二丁)に、山主者蓋雖有、又(四十七丁)過往人爾、蓋相武鴨、四(四十四丁)に、蓋毛人之中言聞可毛、又(四十八丁)情蓋夢所見寸八、又(五十七丁)蓋從門將返却可聞、七(七十丁)に、蓋毛琴之下榎爾、十五(三十丁)に、和義無故之氣太之麻可良婆、十七(四十六丁)に、氣太之久毛安布許

等安里也等、十八(八丁)に、氣太之伎奈加須など、猶多し(通證に、蓋氣出也、發語辭と有るは如何、予が彼體と云ふは、彼は體に其と心に判る意なり、名義抄には、蓋字を意富牟禰とも訓みたり、檀弓に、蓋慎諸と有る註に、蓋何不也と云へり、又字書に、發語端也、疑團也、大凡也、猶略也と云へり)○探_レ成は、滄海を探りて一島を成し給ふなり、此は舊事紀に、以_ニ天瓊矛_一而探_レ之、獲_ニ是滄海_一、則指_ニ下其矛_一、而因畫_ニ滄海_一、而引上之時、自_ニ矛末_一落垂滴瀝之潮、凝結而爲_レ島云々と有るを約めて、探_レ之より爲_レ島迄の文を探成の二字に持せたる所なり、(但し舊事紀は同じ傳なるが精しきと、龜さとの差有るを知せむとて、今引き出たるにこそは有りけれ、正しくは此の正書に、推_レ之是獲_ニ滄溟_一、其矛鋒滴瀝之潮、凝成_ニ一島_一と出でたれば、其委しき傳は其に譲りて、此には二神の有_レ物若_ニ浮膏_一と宣へりし御言を、專要と傳られたるなり)

一書曰。陰神先唱曰美哉善少男。時以陰神先言故。爲不祥。更復

改巡則陽神先唱曰美哉善少女。遂將合交而不知其術。時有鶴鶴飛來搖其首尾。一一神見而學之。即得交道。

陰神先唱曰云々、陽神先唱云々と、各其旁を擧げて一を省けるは、正書の例に倣へるなり、陽神後和曰云々、陰神後和曰云々と、其旁を加へて聞く時は、其唱和の御事甚々明らけし、(凡て御紀には、同じ事の重復れる時に、省ても聞ゆる限は、成たけ略きて、外に譲り合ふ例なれば、各其一件に耳泥む時は、大に意を失ふなり)○美哉は第一一書に、妍哉此云_ニ阿那而惠夜_一と有る、其と同じく訓むべき事云も更なり、美字、紀中に可美にも麗美にも用ひて、此も其意にて、神武天皇御紀に、大醜乎老父老嫗と有りて、老人の貌の醜きに對ひて、若き男女の狀の美はしきを、美哉とは云ふべき古語なり、(右に、大醜、此云_ニ映奈瀨備句_一と註せり、天孫降臨章第二一書に、天孫謂姊爲_レ醜不_レ御而罷、妹有_ニ國色_一引而幸_レ之と

見えたる、妹有^ニ國色^一を、其正書に、有^ニ美人^一、名曰^ニ鹿葦津姬^一と有りて、美と醜と對はせたるを以て、此の美哉も大醜の反なる事を知るべし、尙、傳四、意哉、又此卷の妍哉の下に云へるを見合すべく、又字書に妍字をば麗也とも、美好也とも註せるを思ふべし。○善少男の善、亦第一書に、可愛此云^レ哀と註せるが如く、哀と訓むべき所なり、其説は已に云へり、(傳四卷一九三) ○先言は、正書に、陽神不悅曰、吾是男子、理當^ニ先唱^一、如何婦人先^レ言乎、云々、第一書に、天神以^ニ太占^一云々、教曰、婦人之辭、其已先揚乎など見えたるこれなり、(古事記にも、女人先^レ言不良とあり、先^レ言故は、許登佐伎陀知斯故爾と訓むべし) ○遂將^ニ合交^一而は、遂爾^ニ御合坐^一武登思保斯々加籽毛と訓むべし、合交は交合の字を倒反せるにて、其意同じく男女の交^レ事^一を云へるなり、(四神出生章第二書に、即^ニ阿遇^一突智、娶^ニ埴山姬^一、生^ニ稚産靈^一とある、娶字を阿布と訓める是なり、右の合交を、舊事紀には、交合とあり) 古事記に、此の事を、於是伊邪那岐命先言云々、後妹伊邪那美命言云々、如此言竟而御合、生^ニ子淡道^一之穗之狹別鳥云

云と見えたるは、此の合交と同じ、又將^ニ嫁^一大穴牟遲神^一とも、須勢理毘賣出見爲^ニ目合^一而相婚云々と、又沼河比賣を婚給へる所に、故其夜者不^レ合而、明日夜爲^ニ御合^一也とも見えたり、續紀第七詔に、伊波乃比賣命、皇后止御相坐而とあり、御は崇みて申せる言なり、(通證に、美阿波須は、身合也と有も遠からざれども、女を娶る事を、唯に阿布とも云へれば、此は美斗能麻具波比などの、身に當る美とは異なり、先に第一書に、既遇之時の遇は、行き合ひたるにて、其語も意も同じかれども、此は合ふとは別なり) ○不^レ知^ニ其術^一は、一^ニ神の御合交坐^一と爲に指し當りて、其爲^ニべき様^一を知看^ニざり^一しなり、正書に、思^ニ欲^一以^ニ吾身^一元處、合^ニ汝身^一之元處、第一書に、思^ニ欲^一以^ニ吾身^一陽元、合^ニ女身^一之陰元、と有るが如く、各其元處を合せ給ふ事は、元より交に契り聞え交し給へれば、其事は知看^ニざり^一るに非ざれども、其熱く^ニ咋合^一ふ状態には、御心を寄せ給はざりしが、時しも鶴鶴の飛び來て其首尾を搖し居たるを見て、其如く成さばやと思ほし成りぬるなれば、不^レ知^ニ其術^一とは、文を綴る地より云へる詞なり、軽く見て有りぬべし、

(誰しも、此に深く力を入れて見るから、男女夫婦の道は、天地の間に生きとし活ける物の、自然の情なれば、蟲類の卑しきに至る迄も、皆自然に得て、佗の教を待つに非ず、況て人に於てをや、況て神に於てをやと云ふと云ひ、思ひと思ふ事には有れども、二神の其術を知看^ニざり^一し故に、師を鳥に求め給ふに非ず、合交の事を如何に爲はかと思ほし、時しも、其に在り合ひたる鳥の、首尾を搖かせるが御目に留まりし者なり) 術字を、美知と訓み來れる事には有れども、下に交道と有るに復りて如何なり、名義抄に、術字を能理と訓める、其に従ふべし、寶劔出現章第六一書に、療病之方、又禁厭之法など有る、方法の字共と同じ意味なり、(常にも、方術とも法術とも、熟して用ふる字なり、猶名義抄に、美知とも訓めれども、此には能理と云ひが宜しかるべき、又和邪と訓むも悪からじかし) 鶴鶴、金澤本に、登都岐袁志閉杼理とも、爾波久奈布理とも訓めり、和名抄に、和名爾波久奈布理、私記曰、止豆木乎之閉止里と見えて、名義抄の訓も、此に同じ、又釋紀秘訓に、鶴鶴、爾波久奈布理とも、止豆木乎之閉止里とも、

止豆木止里とも、都々那波世杼理とも、都々麻那婆志良とも訓むべき五説あり、右の都々麻那婆志良は、古事記(朝倉宮段)に麻那婆志良と有るに等しき名なり、又字鏡に、鶴、豆々萬奈柱と有るを、名義抄に、鶴鶴を爾波久奈布理と訓るを以て、愈、鶴鶴の一名なる事知らる、神代紀口訣には、又云^ニ稻負鳥^一とあり、(此鳥の、若る時に當りて出來る事はしも、天神の顯はし給へるにて、此も太占の類なる事、此卷の四〇四に已に註へるが如し、本草和名に、鶴鶴天鶴、一名連錢、一名鶴鶴、一名錢母、和名爾波久奈布利とあり、通證に、男女相戲曰^ニ奈夫留^一、亦此意と云へる、然も有りなむか、萬葉十五卷(三十五丁)に、佐須太氣能、大宮人者、伊麻毛可母、比等奈夫理能未、許能美多流良武と有る、奈夫理是なり、彌字を奈夫流と云ふも其意なり) 爾波は、庭にて、二神の合交坐むと爲る場なり、天孫降臨章第二一書に、齋庭と有るは齋場の義、神武天皇御紀に、靈時と有るも祭場の義なるを、思ひ合すべし、久奈は、日本靈異記に、天皇與^レ后、寢^ニ大安殿^一婚合之時と有る、婚合を久奈加比と訓める、又、續古事談上に、傳大

納言立て舞ふ程に、冠落にけり、人々咲あへるに、
 廣幡の大臣嘲られけるを聞て、此大納言何事を云ぞ、
 妻をば久奈加禮と云はれたりける云々とも有り、
 又和玉篇に、鷺にも、鶴にも、伊志久那岐と有る、
 久那岐も、右に同じ、又、伊志多々伎とも有り、猶、
 字鏡集に、婚字を久奈久とも、麻久とも、登都具と
 も、都留夫とも訓めるを以て、思ふに、久奈は組成
 にて、夫婦の婚く形を云ふこと、傳二十四の卷に註
 せるが如くなるなり、然れば爾波久奈布里とは、二
 神の合交坐さむと爲給へる場にて、其組み成す風を
 爲し由にて、文に搖其首尾と有る是なり、傳四の
 卷に註るが如く、美斗能麻具波比は、與身之熱
 組合なるに思ひ合せて曉るべし、(因に云ふ、久奈加
 比は、組成合なる可く、久奈久は、其略なるべし、
 麻久は古事記、沼河比賣歌に、麻多麻傳、多麻傳佐
 斯麻岐、毛々那賀爾、伊波那佐牟云々、須勢理毘賣
 命御歌にも、麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、毛々那賀
 爾、伊遠斯那世云々、とある麻久にて、夫婦枕を同
 じくして、打ち寝る事なり、釋祕訓に、娶字を、私
 記曰、問娶字訓萬久、其義如何、答男女會合之時、

正直身體、不能嫁娶、曲撓身體、而後爲之、故
 曰萬久と云へるも然る言にて、組と同義なり、登
 都具の事は、次に云ふべし、都留夫は、聯身にて、
 身と身と聯り合ふ事を云ふなり、太秦牛祭文に、加
 波都留美と出でたり、今も鳥獸の婚くを都留牟と云
 ふ事常に多し、名義抄に、葦尾の二字を、都留美須
 と訓めり、和名抄に、葦尾、尙書、鳥獸葦尾、孔安
 國註云、化曰葦、成接曰尾、鳥交接、俗云都流比
 とあり)○止豆木乎之閉止里は、金澤本の訓も然り、
 私記には、此に止豆岐萬奈比止利、又云、止豆岐乎
 志閉止利と云二訓あり、一には、學と云ひ、一には
 教と云ひ別たるなり、止豆木は、此に交字をまか訓
 ませ、其を舊事紀に、交通と作り、其は下なる得交
 道の下に云ふべし、乎之閉止里とは、二神の、其を
 見て交道を學ばし、に依れる名なり、文に二神見而
 學之と有るを以て知るべし、又止豆木止里と有る
 も右に同じ、(此鳥の首尾を搖かせる状の、何時も交
 合するに似たる故の名なり、故、乎之閉と云ふ語は
 省りても、其義聞ゆめり)○都々那波世登理は、八
 雲御抄に、日本紀には、都々那波世登理と云ひ、又、

登都岐袁志閉杼理と云ふ、是合交夫婦、是を見て學
 ひける故なり」と見ゆ、都々は、大地を云へり、鹽
 土老翁を、鹽筒老翁、又古事記(白檮原宮段)歌に、
 阿米都々と有るも、天地なるを明らむべし、那波世
 は隱爲にて、隱所の中にて爲す由にて、其は交合な
 る事云ふも更なり、天武天皇御紀に、到隱郡、焚隱
 驛家と有るを、下に九月己丑朔己亥、宿名張と有
 るを以て、隱字の訓を知るべし、(然れば都々那波世
 登理とは、二神の此大地にて、初めて夫婦寝る身屋
 を建て、其中にて合交坐す業を成せる由なるべく思
 ゆ)○都々麻那婆志良は、地學柱なり、地を都々と
 云は、古事記白檮原宮段に、阿米都々と有は、天地
 の義なるを合せて曉るべし、麻那婆志良は、鈴屋大
 人説に、天柱を行き廻らして、夫婦遊合し給ふ事を
 學ばせ給へる意に取りて、號けたるなるべき由に云
 はれたるは然る言なり、次に學之即得交道と有
 れば、其寔に然るべし、(記傳四十二に、字鏡に、鴨
 彌左古、又萬奈柱、又鴨加利、又萬奈柱、又鴨豆々
 萬奈柱など有れど、皆詳ならず)とあり、今考ふる
 に、鴨は鴨鳩にて、男女の親ひ厚き者なる故に、漢

籍詩經にも君子好逑と出たれども、此は其義に取り
 て、萬奈柱と云ふには非ず、共に水鳥にて、鴨鳩の
 一種と通えたり、鴨は天孫降臨章に、以鴨爲戸者
 と有る其にて、文德天皇實錄に、魚虎鳥と云へる者
 なるが、俗に川蟬と云ひて、此も鴨鳩の屬なる事、
 其形以て知られたり、然れば萬奈柱とも云ひしなり
 けり、鴨は、類聚名義抄に、一名鴨鷄とも、帝鷄と
 も、鴨鷄とも作きて、爾波久奈布里と有れば、素よ
 り、鴨鷄なれば、麻那婆志良とぞ云けむを、又都々
 麻那婆志良とも云ふなりけり)古事記(朝倉宮段)
 天皇の大御歌に、毛々志紀能、淤富美夜比登波、宇
 豆良登理、比禮登理加氣氏、麻那婆志良、袁由岐阿
 閉、爾波須受米、宇受須麻理韋氏、云々と詠はせ給
 へる其を、天語歌としも云ふは、此の故事の天上よ
 り傳はり來て、彼天皇の日繼の古語に在るを取て、
 御製坐るに依れる名なる事、已に中臣壽詞講義に註
 せるが如し、(其上卷、八千矛神以下の歌を擧げたる
 其結めに、此謂之神語也と有るも、神の御言とし
 て語り傳へたる由なれば、此二つ共に、語字を多加
 理と訓ひべき事、已に古史徴に註されたるが如し、

も、決て古傳なるべく思ゆ、其は八雲御抄に、真夜更
て、稻負鳥の鳴けるは、と云ふ庭叩の條如何云々と有
は、中々なる誤なり、右に引る和語抄、無名抄の説
を正しと爲べし、續千載物名に、真夜返す、詮無き身
には、唯君を恨みてのみぞ袖も濡ぬる、拾遺愚草に、
然らぬだに、霜枯竟る草の葉を、先打拂ふ庭叩哉、
夫木集に、女郎花多かる野邊の庭叩、祥無き事を人
勿教へそ」と有なども、全く鶴鶴の異名なる趣なり、
又和玉篇に、鷲を伊志多々伎と有も、右に同じ、古
事記沼河比賣歌に、多久豆怒能、斯路岐多陀牟岐、
阿和由岐能、和加夜流牟泥遠、曾陀多岐、多々伎麻
那我理、麻多麻傳、多麻傳佐斯麻伎、毛々那賀邇、
伊波那佐牟遠云々、須勢理毘賣命御歌にも、阿和由
岐能、和加夜流牟泥遠、多久豆怒能、斯路岐多陀牟
岐、曾陀多岐、多々岐麻那賀理、麻多麻傳、多麻傳
佐斯麻伎、毛々那賀邇、伊波那世云々と、如此
同し事を二柱共に詠み給へるは、二神の夫婦適合し
給へりし時の故ことを用ひ給ひし事決し、繼體天皇
七年御紀、皇太子御歌に、摩左乘逗羅、多々企阿藏
播梨と有るも、右に同じかるべき由、傳廿六の卷に

註へるが如し、借、彼記の下に此謂之神語と有る
も、神代の内にも、神世七代と云へる遠き神語を
以て詠ませ給へるに由れり、古事記の右の御歌其の
末に、許登能迦多理基登母許遠婆と結めたるは、古
き神語を本として、自の御事を詠せ給へるなり、其
は此時の八千矛神の御歌の末に、阿麻波勢豆加比、
許登能迦多理基登母許遠婆と有るは、沼河比賣を婚
ひ坐すに、二神の唱和の意を含みて、妍哉なども宣
ふべき所を、佐加志賣遠云々、久波志賣遠云々、と
詠ひ給へるに依りてなり、次に其沼河比賣の歌の中
間にも、同じく阿麻波勢豆加比云々と入れて切た
るは、古史徴にも辨へられたる如く、錯亂にて、實
は其詞を除きて、一首なるが其結に許登能迦多理基
登母、許遠婆と有は、此の本文に引ける如く、夫婦
適合の状を云ひ以て續けたればなり、次に大國主神
の御歌の結にも、右の如く有るに依りて、二神の故
事などもやと、探り索るに、是には然せる節も無け
れども、御歌の中に、蘇邇杼理能云々と云御句あり、
日本紀私記に、鳴曾爾と有る其にて、上に引ける字
鏡に、鳴を萬奈柱と有るを取せ給へるが故なり、須

勢理毘賣命のは、沼河比賣と同じければ、本より然
結めさせ給ふべき事なり、然れば、神語も天語も同
じ事にて、上代の故事に依りて、自らの事を詠を云
ふなり、右の二歌を、今日易く記し見むに、如「栲布」
白腕、如「沫雪」弱然胸乎、其手叩々拱在、眞玉手々
々差枕、股長爾寢者將宿と云ふ義なるを以て思ふ
に、庭多々伎は、庭手叩にて、彼搖其首尾と有り
し狀に依れる亦名なりけり、又繼體天皇御紀に、勾
大兄皇子、親聘春日皇女、乃口唱曰云々、伊慕我堤
鳴、倭例爾魔柯繩每、倭我堤鳴磨、伊慕爾魔柯繩每、
磨左乘逗羅、多々企阿藏播梨と有るは、右の八千矛
神と、沼河比賣との歌を取り合せ給へるなるに、右
は妹か手を吾に枕しめ、吾手をは妹に枕しめ、辭蒨
葛の如く、多々企阿藏播利にて、手叩き糾はり云々
爲る事にて、此も上に同じ、遊仙窟に、拍三搦婢房
間とあり、○搖其首尾傳四(二六六)に云る如
く、今も淡路の磯敷盧島の地方に、鶴鶴島と云るか
有るは、其趾なるべし、借此の首尾は、袁加志良と
訓むべし、搖字、釋紀秘訓に、宇基加須とも、又多
多久とも讀みて、江家説同之と有れば、古より兩訓

有りけるなり、名義抄の訓の中に、宇基加須、又布
流布とも訓める、皆其義相近きを、今は多々久と云
ふなむ、右に庭多々伎の下に、古事記を引ききて徴せ
る如く、此の事實に合へれば、今其を正訓と定めつ、
(釋に、宇基加須と作めるは、音便にて宜しからず、
今も鶴鶴の状を見るに、其首尾を振ひ動かすよりは、
多々久と云狀に近かり、後世水鶏などの歌に、多々
久と云も、又似たる狀以て云ふなり) ○學之の學
は、鶴鶴の、此場にて組成す風を爲るを、眞似び給
へりし由にて、其名を止豆木乎之閉止里と云ふに對
へて、其受け給ふ方に付きて云ひ初めたる語にて、
太古の占も同じ事なり、其麻邇の麻は、眞字の意に
て、其指す所の物を立てて其に似て出づるを、我心
に合する由なるが、學も其に同じと云は、其鳥の首
尾を揺くを眞と云て、其如くして交き給へる故に、
此も眞似なるを學婆牟、學夫など下にて辭の活く故
に、音の轉れるが故に、麻那夫とこそは云へれ、占
の意に又違はざるなり、(本に學を那良比氏と訓め
る、其は應神天皇十六年御紀に、習諸典籍と有り
て、其も學ふと同じ事なれども、此は麻那夫の方然

るべし、名義抄に、學字麻那夫の外に、那良布、又
袁志布、又物奈良布、麻禰久など種々に訓めりき
此は、決て天神の御方より、二神の御目に當るべく
顯示し給へる由は、豫て太占を以てト合給ふべく、
事教へ給へるが故に、鳥に然る心は無けれども、二
神の是ぞ天神の御教と受け賜はらして、始めて夫婦
遵合し給へる故に、學之とは傳へたるなり、此事、
已に第一一書(太占條)に就きて云へり、口訣に、
神見_ニ鶴鶴_ニ而學_レ之、從_ニ自然_ニ之義也と有るは、似た
る事ながら、此は天神の御方よりも、御心有りて鳥
に託つて顯示し給ひ、二神の御方にも、是こそ
トト合曉り給ふなれば、凡人などの爲むこそは自然
とも云はめ、此大神等の御上にては、當に然るべき
者と思ひ取り給へる者なり、松浦某と云は、伊勢人
にて、壯年の時より、蝦夷の地を開くに心ありて、
度々往來_{ユカ}へる人なるが、其筆記に、其夷人の云ひ傳
ふる古説を書せるを見るに、古昔、世中は唯滄海の
みにして、國と云物もなく、人と云者も無く、草木
鳥獸と云者も、元より非ざりけるが、何時となく、
海底より何とも名狀し難き、一物凝固りて突出しけ

るが、良世を経るに隨ひて、始て山岳の形を成ける
が、其時國ともなく、造島神、此上に降臨坐て、住
給へる時しも、續て婦人、一屯なる五彩の雲に乗
て降給へるが、其乗給へる雲の黒きを、海に投げ入れ
て巖と成し、黄なる雲を此處彼處の間々に埋みて、
土と成し、白き雲を海に投げ入れて魚蝦の種類と成
れと宣ひ、青き雲をば、草木の類と成れと宣ひ、赤
き雲を以て、金銀財帛珠と成れと祈り給ふ時から、
何處ともなく、雌雄の鴉飛來りて、彼二神の御前に
て交合の事を成しけるに、二神も其術を得て國土萬
物を悉く造成し給ひ、終に大虚を指して去給ふとか
や、所以に鴉を加牟伊知迦布と呼びて、迦牟伊は、
神と云言、知迦布は鳥と云事にして、造島神の代よ
り、此島に住る鳥にて、鳥人に夫婦の道を教へし鳥
なるが故に、鳥人此鳥を見る時は、甚尊び敬ふ事と
なむ、倍又、其一の鳥根と云は、齊明天皇五年御紀
に、謂ゆる後方羊蹄岳にして、實に此一島の父母と
云者なり、皇國の富士峰に似て、四時共に積雪の絶
ゆる間なし、上には大池有て、神靈常に此に住給ふ、
昔は鳥人皆此上頂に登りて、幣帛を捧げ、解除を致

せるに、風俗亂れて神意に背き、神の怒を怖れて、
上る者一人もなしと云り、云々とあり、我古傳を彼
が事にして云るながら、決めて由有げなる事共なり
けり、(通證に、神而學_ニ於鳥、豈其偶然乎、道之於
物皆然、河出_レ圖洛出_レ書、龍馬神龜、非_ニ自知者、
有_ニ伏羲禹王_ニ而後八卦九疇成、馬與_レ龜亦無_ニ意義、
禹豈求而然、蓋自然之感耳、關尹子曰、聖人師_レ蜂、
立_ニ君臣、師_ニ蜘蛛、立_ニ綱罟、管輅別傳曰、役_ニ鳥獸、
以通_レ靈、一峰子曰、河之圖、伏羲忘_ニ其爲_ニ馬、洛中
之書、神禹忘_ニ其爲_ニ龜、と云へるは、實に然る言な
り、此の鶴鶴も、其鳥たる事を打ち忘れさせ給ひて、
天神の御占と戴き受け行はせ給へるなり)○得_ニ交
道_ニ私記に、止豆岐須流美知遠々志陪太利と有り、四
季物語一に、登都岐乃美知も知らぬ、幼き童部を召
て云々とも有り、三代實錄三(七丁)尙侍尙麻真人浦
虫傳に、未_ニ嘗適_ニ於人、遂不_レ知_ニ伉儷之道とも有り、
舊事紀に得_ニ交通_ニ之術と作り、記傳四十一(三十丁)
に、不嫁夫は、登都賀受氏阿禮と訓むべし、鎮火祭
祝詞に、妹背二柱嫁繼給_レ氏の嫁繼、必ず登都岐と訓
むべし、和名抄に、鴛鴦、日本紀私記云、止豆木乎

之閉止里、神代卷に、交道、敏達天皇御紀、及孝德
天皇御紀に、嫁を登都其、又女自適_レ人の適をも、然
訓めり(以上採要)と有ると見えたるが如し、字鏡集
に、婚を登都具と訓みて空穗藏開卷に、其女登都岐
時にも成給ひしかば、盛衰記七に、宜しき男に合せ
むと爲けるを、商人に登都岐氏勘當せられて、など
も見えたり、(右の嫁字、名義抄に、與婆布と訓める
は、身なり、又、袁字登阿波須と有るは、夫合なり、
適は、同書適に作れるに、登都具と有りて、適には、
其訓非ざれども、然訓むべき所なり、又娉をも婚を
も、姻をも妻をも、交をも媾をも、然訓み、媾字を
加佐禰氏登都具と訓みて、共に古言なり、物の行至
る事を、屈と云へり、重之集に、苑原や伏屋に届く
梯も、誰故にかは我は渡して、盛衰記十五に、馬の
爪の届かむ程は、足を救うて歩ませよ、など有り、
持統天皇四年御紀に、庭不_レ能_レ達云々、得_レ通_ニ天朝
と有る達をも、通をも、登都久と訓めるも、此登都
具と本同言なる状なり)倍、登都具の名義は、與接
にて、男女の身と身と接合するを謂なる可し、然
れば、陰突と心得ても其義違はじ、古事記白檮原宮

段に、突^ニ其美人之富登^一と有も、丹塗矢に化れるとは云ながら、交通せるを云ふなり、傳四(二八〇)に註せるが如く、美斗能麻具波比は、其身之熟組合なるべく、美刀阿多波志都は、其身與にて、與は當合^ス事にて、又登都具の、與接^ニ異ならざるを思ふべし、與を唯登と訓せたるは、我與^レ人など云へる類是なり、名義抄に、與字を阿多布とも、加禰多理とも、久美須とも、登母那布とも訓めるは、何れも與^レ物の義なるを思ふべし、然れば、男女相接はる事を云ふ事著明し、凡て上古には、其詞に潤色無くして、唯有り^レの任に云ふ故に、後世の意を以て解くべからざる者なり、(通證に、或説を擧げたるに、交之爲^レ言、後嗣也、夫婦之道、廣^ニ後嗣^一爲^レ要矣と云へるは、生賢しき俗意なる事は、知る人ぞ知りてひ)道とは、其當に然有るべき條理を云ひて、天下の人の當に依りて行ふ事を道と云ふも、此に同じ、所以に、此に不知^ニ其術^一の術を美知とも訓める、其即ち交通を行ふべき條理を云ふなり、(名義抄に、道字に、能理と云訓の有るを以て、術字に美知と訓める、其同じき意なるを通はして知るべきなり、)倍上に、術

を今能理と訓れば、此は美知と訓めり) 一書曰。二神合爲夫婦。先以淡路洲。淡洲爲胞。生大日本豊秋津洲。次伊豫洲。次筑紫洲。次雙生隱岐洲。與佐度洲。次越洲。次大洲。次子洲。合爲夫婦は、正書に、共爲夫婦と作ると同じ事にて、合と共と、字の換れる耳なれば、舊きに從ひて、共に美斗能麻具波比と訓むべし、其傳上に出(傳四卷二七九)〇以淡路洲淡洲爲胞は、甚々異なる傳なり、其は正書に、以淡路洲爲胞と有りて、第九一書も、共に然には有れども、其ずらに誤れる傳なる事、上に辨へたる如くなるを、此には淡路洲、淡洲共に並べ擧げたるは誤なり、其は第一一書に、先に生^ニ蛭兒^一、又生^ニ淡洲^一と有る、其結に、此亦不以充^ニ兒數^一と有りて、淡路洲は其次度に生み給へるにて、同時に成れる洲ならぬを、一に合せて爲^レ胞と云ふ事、甚々心行ぬ傳なり、山蔭に、先以淡洲爲胞、

洲。

生淡路洲^一など有けむが、混れたるにもや有むと云れたるは、實に然る言なり、(淡洲と淡路洲と、其成れる時の同じからざるは、古事記も、元より右の如くなる上に、舊事記も其如くなれば、今云ふ限に非ざるなり、古史徴に云く、一古本又元々集に引けるに、淡洲なしとあり)倍、此より下の傳々には、唯大八洲國の異説耳を擧げられて、前後に事實の文無きは、正書又他一書共の中に、何れか同じき傳有る故に、略き載られざりける者なり、第二より第五迄の一書には、大八洲國より以前の事實耳有りて、右等に國號を省かれたるも、亦此に同じ、然れば正書一書相融通して、一條の文の如く、彼此を合せ讀むべき所多しと知るべし、是即ち御紀の見様なり、〇此にも淡路洲を、大八洲の外に爲るは、正書同じきながら、共に誤なり、

- 一書曰。先生淡路洲。次大日本豊秋津洲。次伊豫二名洲。次隱岐洲。次佐渡洲。次筑紫洲。次壹岐洲。次對馬

此は、古事記の數に合へる傳にて、互に前後の異有れども、共に正説と聞ゆ、彼記は一に淡道、二に伊豫、三に隱岐、四に筑紫、五に伊伎、六に津島、七に佐渡、八に大倭と有り、鈴屋大人説(警華山蔭)に、八洲本文、一書共、皆異あり、何れも、古傳なるべけれど、其勝劣を云はむには、第七一書、古事記と同じき、是ぞ中に正しかるべき、其故は、彼説は八洲の中に、後に國と建てられたる限は、一も漏れず、又國と建てられたる洲は、一も交らざればなり、其餘の説共は、先本文に、大洲と吉備子洲との入りたる、此二は後に建てられたる洲には非ざるに、却りて壹岐、對馬は入らざる事は如何、凡て國と建てられたる事は、良後の事なれども、必ず神代の由緒に關れる事とこそ所思ゆれと有り、寔に其如くなり、(口訣に、其無^ニ越洲^一者、不^レ離^ニ大日本^一之故也とあり、但し正通主の越洲と云はれたるは、必ず余が説の如くは非ず、北陸道を然云へると思はれたるなるべきが、其は僻説なり、傳四に説有り見るべ

し)○正書、及び第六、第八等の一書に、雙生隱岐洲、與佐度洲とある、其正説なるべき事、傳四(三七)に云へるが如し、然るを、此れは隱岐洲、次佐度洲とを別々に生み給へる如く傳へたるは誤なり、又此を以訂す時は、古事記に隱岐之三子島を、筑紫島より先に置けるは誤にて、津島の次に在るべき事、愈著明し、故記傳にも、其を不審しまれたる説あり、(其は傳四、三四六、佐度洲の説に就て、其之れを引きたれば、それに見合せて曉るべきなり)○壹岐洲、對馬洲を、此の傳に大八洲國の中に收められたるは、古事記の正説に合へり、但し此の次第も其記に依りて正さば、一に淡路、二に伊豫、三に筑紫、四に壹岐、五に對馬、六に隱岐、七に佐渡、八に大日本と、生み巡り給ふと爲べし、其は二神の在し、磯取盧島に、合交坐して、其許にて、淡路洲を生み、其より左に西に巡り給ひ、北に折れ東に巡り、大日本を生みて、其本宮に巡り復り給ふべき理なればなり、(此等の委しき事は、已に傳四、由是始起大八洲國之號とある下に註せることなれども、又此に少か驚かし置くになむ)

一書曰。以磯取盧島爲胞。生淡路洲。次大日本。豐秋津洲。次伊豫。二名洲。次隱岐。次筑紫洲。次吉備子洲。次雙生。隱岐洲。與佐度洲。次越洲。

以磯取盧島爲胞と有るは、異なる傳なり、古事記に、唯意能基呂島者非所生と有りて、已に天より降り坐し、即ち自凝成れる島にて、未だ適合ひ爲給はざりし以前に出来る島を、後に生み坐る洲の胞と爲給ふと云ふ事心得ず按ふより、磯取盧島より爲胞迄の間に、脱文有るか、(今、磯取盧島を繪島と云ふは、畫けるが如く、甚彩はしきに依れる名なるが、其南に在るを大繪島と云へり、然るを、大神氏の日記に、以磯取盧島爲胞と、云ふに叶へる由云へるは誤なり、彼は其彩色の麗はしきに依りてこそ、繪島とは云へれ、胞の意には非らず、思ひ混ふべからず)

一書曰。以淡路洲爲胞。生大日本

豐秋津洲。次淡洲。次伊豫。二名洲。次隱岐。三子洲。次佐度洲。次筑紫洲。次吉備子洲。次大洲。

以淡路洲爲胞は、此は決く、以淡洲爲胞の誤なり、其は淡洲を、大八洲の員に入れて、淡路洲を兒數に充ざる可き理無ければなり、(然れば、此は互に誤れる者と見ゆるが、如此く違へるを載せらるゝ事、一書の成る由緒なれば、古き誤とは通えたり)○淡洲は、淡路洲の路字を脱せるならむ事、右に註へるが如し、纂疏に所異則以淡洲、充兒數也と見ゆ)

一書曰。陰神先唱。日妍哉可愛少男乎。便握陽神之手。遂爲夫婦。生淡路洲。次蛭兒。

陽神の御和を省かれたる事、正書、又第五、一書の如し、又妍哉可愛少男乎は、第一、一書の書様なり、説

は其所々に云へり、(其には、歟字なるを、此は乎に換へたり、共に阿那而惠夜愛袁登古袁と訓みて、佗に義なし、字を以訓を誤るべからず、新刻助語辭と云ふ書に、乎、多疑而未決之辭、或爲問語、歟、句絶之餘聲など有りて、字義にも亦異りなし)○握陽神之手は、誘なひ合ひ給ふ状なり、便と有るは、其言ひ出し給ふ即ち、御手を握るなり、然れば、陽神も妍哉可愛少女乎と和給ひ乍も、亦握陰神之手と云ふ事を爲し給ひつらめども、旁を省けるとは、誰も心着かれざりける故に、此にて二神の御手を握りて、相契らし、事は見え成ぬる者なり、(通證に、陰神握陽神之手者、不啻先言之過也、云々と有れども、其迄には非ざるべし、陽神より先に進みて、御手を取り給ひしは、言を先に揚げ給る故ぞ)繼體天皇御紀、勾大兄皇子、聘春日皇女御歌に、伊慕我堤鳴、倭例備魔柯施每、倭我堤鳴麼、伊慕備魔柯施每、と詠ませ給へるは、御寢坐して交合し給ふ状なれども、此に陰神の先唱へて、陽神の御手を握り給ひ、後に陽神も亦和へ給ひ乍、陰神の御手を握らして、御妹妹の約束は成し給へるなり、谷重遠説に、

約束蓋手握也と云へるを、今迄心にも留めざりしかども、此にて二神の御手を取り交はし給ふを見れば、寔に尤なる言なり、(然らば、此の握字を、舊く登理氏と有るを換へて、邇岐理氏と訓めば、叶ふべからむとも思ゆれども、此は知岐流と云ふ事の此に起れる由を云へるにこそ有れ、然しも深く泥む可きならねば、猶本の任に物爲つ、名義抄に、握字、邇岐流、又登流、又母都、又都加牟など種々訓めり) ○生淡路洲の、路字衍なり、淡洲にて有るべき事、第一一書、又古事記に校べて訂す可し、

安政元年十二月十四日始、同二年正月十四日成、

日本書紀傳六之卷

神代上第六 四神出生章 穗積重胤 謹選

次生海次生川次生山次生
木祖句迺馳次生草祖草野姫
亦名野槌既而伊弉諾尊伊弉冉尊
共議曰吾已生大八洲國及山川草
木何不生天下之王者歟

次字は、前章に由レ是始起大八洲國之號焉と有る文に續ける次なり、古事記には、既生國竟更生神云々と云へる是なり、第六一書にも、伊弉諾尊、與伊弉冉尊、共生大八洲國、然後云々と有る然後も、亦此の次に同じ、倍此段生海生川など有るは、生海神、生三川神と云ふ事なるを、此章は日神月神素戔嗚尊等の珍子の生れ坐せる事を主と立つる傳なる故に、其珍子の日神月神など申すに避けて海神を海、

川神を川と耳記されたる事、次なる句々迺馳、又草野姫などに、神とも命とも書かれざるを以て知るべし、(然れども、句々迺馳、草野姫などは神名なれば、神字などは無くても聞ゆれども、此をも生海生川の例に、生木生草と記されたらむには、誰も生木神生草神とは思ひ取るまじければ、餘りに事略たりと云ふべし、私紀に、問、古事記之說、自海以下、是生其神也、今此紀唯云生海等、未必獨生其神也、其意如何、答、今此唯生海等、未必獨生其神也、是猶上文生大八洲也、即依生其神兼成其實耳、此而古事記異也とあり) 但し此に生海生川など選者の御心には、生海神生三川神と云ふが如き意しらびして書き給へるならめども、正しき古傳は、吾已生大八洲國、及山川草木と有る、其山川草木の出來れるを云ひて、未だ山神川神草神木神などの成れ坐さる以前に、已に其物を生み給へりし傳なるを、當時詳ならざりし故に、或は物の如く、或は其を掌らす神の如く、彷彿しく書れたるにも有るべし、(其は天地初判れしより、日月は有りつれども、其を所知看す日神月神は二神の御子に坐し

て、其神と坐すと同じ事なり。然れば此は二神の御言に依りて、其物を生み給ふと爲るや勝りたるらむ、其は東寺年代記に、伊弉諾尊、大八島造り給ふ、次に山海川を造り給ふ、次に草木を造り給ふ云々と云へる、造り給ふと云ふこそ良はしからざりけれ、此も亦神ならぬ事の證なるべくや、此海神、川神は、彼祓除の時に成り坐し、山神は、火産靈神の御骸より成り坐し、木神、草神は已く此時に成り坐し、に依りて、御名を詳に擧げられたるにぞ有りける、如此く予が心定まりし故に、生海生川は唯に海と川とを生み坐せるとして、神字は訓み附けずなむ、(但し纂疏に、海者萬派之所、川者地之汚、山者地之隆、先海次川次山、蓋造化之有、序也と有る如くならむには、海川山も自然の物の如くになれども、已に國をすらに生み給へりし者を、況て海を生み川を生み山を生み給ひたりとて、何の疑はしき事かは有らむ)○生海とは、大海を生み坐するにて、海神を生み坐するならず、抑前章に以天の瓊矛、指下而探之、是獲滄海、其第一書に、投戈求地、因畫滄海と有りて、滄海はしも此國土の未だ出来ざりし其先よ

り有りし物なれば、此に生海と有りては、事の重複れるが如く聞えて、如何なる状なるを、猶熟思ふに、滄海とは海の大名にて、此を和多と云ふ時は、海の用を云へるにて、小名なる事、此大地を都知とも久爾とも云ひ、神字を迦微とも美多麻とも云ふが如し、皆體用の差別を立たる名目なり、(其は此大地の事を、天地など云ふ時は大名にて、天地と別れりし初より都知と云ひて、既に其物有るを、彼八洲起元章などには、其大地の中にて、又更に國を生み給へる事の有るを思ふべし、斯して又都知とも久爾とも通はし用ふる事、此と全く同じ)然れば、滄海は大地に對へ云ふ言にて、全體の名なる故に、滄海と云ひても、大地と云ひても、此大地を云ふ稱なる事、已に傳六の卷に註せるが如し、さて海を和田と云ふ時は、地を久爾と云ふに對へ云ふ言にて、國より國へ渡り往來ふ用に因れる稱なり、故情考ふるに、其始二神の滄海に國土を生み列ね給ふと雖も、大三輪三社鎮座次第に、初伊弉諾伊弉册二神、共生大八洲國及處々小島、而地稚如水母、浮漂之云々とある状にて有りし故に、其海と成るべき物を生み給へり

し故に、國土と大海と際々しく別れ初たる者なりけり、(祈年祭詞に、青海原者棹柁不干、舟艦能至留極、大海爾舟滿都々氣氏と有るを以て、青海原と大海とを混らざりし事を知るべし、此に青海原と云ふは、其極みを云ひ、大海とは舟の榜浮ふ所を云て、事は狭きなり) 借、元より滄海と云ふ物の有るが上に、大海を生むと云ふ事は、此大地有るが上に、國土を生み坐せると同じ事にて、二神の如何なる奇異に神しき物を生み給ひて、其始を爲し給へりけむ、其は凡人の争でか測り知り奉る事ならむや、生賢しき人智を加へて、左に右に云ふべき事には非るなり、記傳五(三十五丁)に、賀茂翁説を擧て、海を和多と云ふは渡ると云ふ事なり、古書に、山には越ゆと云ひ、海には渡ると云へり、齋明天皇御紀、大御歌に耶麻古曳底、干瀨倭拖留騰母とあり、又萬葉一(廿六丁)に、對馬乃渡渡中爾など有るを思ふべし」とあるが如し、然れば、海は渡ると云ふが主意なるを以思ふに、此に生海と有る、其に因て、潮の満ち干るなどの事の、其時に起初たりし者なり、(但し潮は月の出沒に隨ひて潮沙する者にし有れば、二神に預らざ

る事の状なれども、其月の出沒に潮を従は合る事は、二神の生海給へりしに因れる者なり) 其潮沙するに因りて、船の往來の有りて、各に國の利用と成る事は云ふも更なり、其に因りて魚鹽なども出来て人民の幸と成る事にし有れば、傳の表にこそは、唯生海と云ふ事には有りけれ、裏には舟楫の渡れると、魚鹽の出来れるとの、幸の出来始れる事を含みたる事云ふも更なり、(其等の委しき事は、傳八卷に説へる、第六一書、海神の下に云はむを、此は唯其海を生み給ふと云ふ事を、少か徴し云ふのみなり) ○生川は、此も川神には非ず、唯川を生み坐せるなり、借川は山の凹き處に就きて水の其に従ひて流る、處にし有れば、殊更に生むと云ふべき理なき事には有れども、其理と云ふは、國土の體の全く備はれる今を以て、古を推す事なれば、其理も亦眞の理には非ざるなり、二神山の凹き處を定めて、水の流る、處とは被成たるにて、此を以て田園を養なひ、又水の國土の利用を成すべき爲に生み成し給へるなり、(大なる國土をさへに生み成し坐る、大神に坐せるを、川を生み給ふとて、其何の異しき事かは有らむ、借

海をも川をも萬を兼ねて 水神と申すは罔象女神に坐を、川神と云は又別にて、其神には非ざる事、傳七卷第二一書に就て云ふべきなり○生山も、山神ならず、山の體を生み坐せるなり、此傳に依りて思ふに、二神の生坐る國は、唯平坦にこそ有りつらめ、故殊更に山を生みて、其上に高く峻しく聳え立たしめて、國の鎮とは成し給へる者なり、其は私記に、古説云、天神所賜瓊矛、既探得磯取盧島、畢、即以其矛衝立此島、爲國柱也、即其矛化爲小山也と有るを見るべし、彼島も平坦に成れるを、後に其矛の小山と化りて、其上に居るを以て、國土の其始も然なりし事を明らむ可きなり、(自餘の島こそは有らめ、此島などは、二神の滄海を書き探らして、引き上げ給へる、其矛鋒より垂落れるが、凝累積りて成れ、ば、始より山の形を具へて隆く有りけむと思ゆるを、此も小山と成りしは、後に其矛を立て給へるに成れるを以て、佗の島々の出來始れる狀を知るべし)然山を生み給ひて、大地の上に置き給へりし事は、上に引ける鎮座次第に、二神共生大八洲國、及處々小島、而地稚如水母、浮漂之と有るが如くに

在りしかば、山を生みて國の鎮とは成し給へりし者なるべし、萬葉三(廿七丁)詠不盡山歌に、日本之山跡國乃、鎮十方座神可聞、寶十方成有山可聞と有るは、其頃の人の思ひ寄るべき事に在ねは、決て古傳に依る事知るべし、(傳四爲國中柱、傳五化堅天柱の下に云へる説共をも、亦此に引合せて考へ合すべし、山と云ふ稱の委しき所以は、傳八生山神等とある下に云へり)然るを、或書に、天は唯積氣にして、地は唯潮水耳なり、火氣燥くに由りて、潮水漸くに涸れ初て、突出せる者は山岳と成り、從ひて顯る、者は原野と成り、漸く地の體定まる、其は深山幽谷の中に、貝類の化石と成りて遺れるを以て知るべし」と、俗意の甚しき者にて、良もすれば、西洋理學の輩の、洪水々々と云ふ説の類にして、神典の古傳に背ける妄談なり、(物理小識と云ふ物に、天地開時、初有水荒云々、と云ふ事を記して有れども、其は大西言、洪水時猛雨四句、地面全没云々、考其時當帝警之八年壬辰云、中國洪水在堯時、是一徵也と云へる事には有れ共、彼潮沫の凝り成れる彼の末々の國にてこそは、天地開時とも云はめ、

我皇大御國にしては、神代も神代も、甚々末の神代にし有れば、其を以て難強(カクシホ)かり)倍、其天下に在ゆる諸山はしも、此に二神の生み成坐せるに依りて出來れるを、後に大已貴命、少彥名命二柱の作り成し給ふとして、此山を彼處に、彼山を此處にと、其處を換へて、國と山との位置を能く定め給へるには、海底にある所の山をも、陸上の山に累ね給ふ可ければ、貝類は更なり、海中に所産れる物の、石にも何にも化れる其任にして、山にも谷にも、必ず無くては得有るまじき者なるをや、然れば、遇石に化れる貝の少か有りとして、其徴には成すべからざるなり、大和風土記に、山跡國者、往昔山岳多而、平地少、所治天下大神大穴持命、與少彥名命、開谷爲平夷、故云山跡也と有るを以て、其二柱の形作り爲し給へる事を知るべく、又萬葉七(廿三丁)に、大穴道、少御神作、妹勢能山見吉と有るをも又思ふべき者なり、又七(廿三丁)に、大汝少彥名能神社者、名着始難目、名耳乎名兒山跡負而と有るも、二神の生み給ひし古には、名も無しし山なるを、大汝、少御神の相作らし、代より、某山と云ふ名の成れるを

知るべし、(又同卷に、八千梓之神之御世自、百船之泊停跡、八島國云々と有るは、海邊にも御力の及び給へるなり、又伊豫風土記に、湯郡大穴持命見侮耻而、宿奈毘古那命欲活而、大分速見湯自下樋持渡來而、濱浴者云々と有るは、伊豫の温泉郡の湯は、豊後國大分郡なる速見湯を、下樋より引き給へる傳なり、右の如く海底に下樋を伏せて湯を通し給ふ計の神に御在せる者を、況て海中の土砂を貝介ながらに引きて、山を造らせりけむ事、又何かは疑はむ、此等の古傳有るを以ても、洪水の後に山の顯はれたりと云へる、外國の妄説は捨つべきなり)○木祖は、大殿祭詞なる、此神名の下に、是木靈也と有るが如し、次に、草神を草祖とも有るが如くにて、此も唯木神と申す事なり、第六一書に、木神等と見え、古事記にも、生木神名久久能智神とあり、(舊事紀に、生木神等、號曰句々廼馳神と有るは、此第六一書を取りて記せる者なり)倍、上の海川山等は、其物を生み給ひて、未だ其神坐さざるを、此には其神を生み給ひて未だ其物は非りけるに、此神等の生れ坐し、より、木草共に追次に其山にも野にも

生ひ茂り初めたるを以て、殊に木祖とも草祖とも傳へたるにて、佗に例なき事なり、(士清が通證に、按草木有榮枯、而以三種子相續者、故曰祖、祖與親、同訓、老之義也と有るは、然る事ながら、此は海川山の物なるに、本草は其神なるを分たれむ爲なれば、其にては叶はず、玉祖命など申すは、玉の種子を以て、相續く物に非ざるを如何とか爲む)○句々廻馳、第六一書に出つ、古事記には、久久能智神と作けり、句々は木木なるべし、記(朝倉宮段)に、比氣多能、和加久流須婆良、和加久閉爾と詠めるは、引田之若栗栖原、若木邊爾なるを以て思ふに、羽山戸神の子に、久々年神、久々紀若室葛根神など有るは、木木年神、木木城若室葛根神、と申す義なれば、句々廻馳は、木々之舅なり、(若て木々と言を重ねるは、山川川々など云ふが如く、其物の多き時は自らに言の重れる自然の語勢なり、但し記傳四十一に、和加久閉爾は、萬葉十六に、若可倍爾と有りて、同言と聞ゆる由に云はれ、同五に、莖は本、莖木の約れるなるべし)と云れたれと、此とは少か異なり)又右の句々の音を轉ろはして、久紀とも云て、幹字の意と

も成れり、記傳五(四十四丁)に、久々は莖なり、和名抄木具部に、莖、和名久木とあり、莖は字書に、草木之幹也と云へり、其を久々と云へるは、萬葉十四(十八丁)に、伎波都久乃、乎加能久君美良と有るは莖莖なり、同卷(十二丁)に、可美都氣野、左野乃久久多知と有るは、和名抄に、莖、久久多知、蔓菁之苗也、とある是なり、俗に物の速に長る貌を、久久登と云ふも此意なり、(以上取意)と有るが如し、(皇太神宮儀式帳に、久具社一處、稱大水大神御子久々都比女命、又久々都比古命、形石坐と云へるは、別神ならめども、久々は上の例なり、但大水大神と申すは、大山祇神の亦名なるを以て考ふるに、此も木神と通ゆれば、其御子と云ふ事大に由あり、傳七第六一書に就て云ふべし)馳は、舅なる事、已に傳三(一五三)に註へるが如し、借、草祖は草野姫と申して女神なるに、木神の如く此く男神に渡らせ給ふ事、寔に妙なる處なり、其は本は莖にて、速々と立ち伸ぶる狀、自然に男陽の氣勢なるを、草の嫩々として、同じく立ち伸びは伸ぶるながらに、其末の垂ひたる狀も亦自然に女陰の形容を成せるは、其祖神

の、此く男女に坐るに因る事也、借此は大殿祭詞講義に註せる如く、平田翁説に、此二神共に保食神の幸魂なりと云れたる如く實に其分御靈に坐して、其神に屬き給ひて、御靈威を幸給ふ事は、八十柱津日神大柱津日神と神直日大直日神とは、天照太神よりは別時に成り坐て、其荒魂神、和魂神と成り坐して屬奉給ふなど同じ、(然れば此木祖、草祖の二神も、二神の御子と見て妨無かるべき也、平田翁の保食神の幸御魂と爲て、其生れ坐る傳を省れたるは固陋也)○草祖は、古事記に野神と有、舊事紀に生草祖、號曰草姬(亦名野槌)と有は、此の文を取れる也、(借此に生木祖句々廻馳と有るを、第六一書に、木神等號句々廻馳と有れ共、草神の事の其に見えざるは、傳へ漏されし者なるべし)記傳五(四十四丁)に、草は莖多也、多きを布佐と云へる事、此彼見えたりと有るは、右の莖莖、又、莖などの例に依れば、實に然る事なれ共、又思に、莖少にも有るべし、其は木の莖の太く強きに對て、草の莖の細く弱きを以知べし、天慶六年竟宴歌に、度志古度乃、波留也無加芝之、加也之比女、野丹毛也萬丹毛、九佐之毛由良牟)○草野姫は、

釋紀述義に、私記曰、問草野姫讀有説々云々如何、答師説加夜能比賣止讀之、古事記云、鹿屋野姫、安氏説、草讀如字、假名本久佐能比賣止讀之とあり、草讀如字とは、假名本に久佐能と訓めるを云なり、然れば、加夜怒と云ふ時は、其草を刈りて用ふるに就たる神名なるを、久佐怒と云ふ時は、何となく其草の生る野神と云事なり、借右の加夜能、又久佐能など云ふ能は、怒と訓むべき所なり、(記傳五に、野神の野を、古は怒と云ひしなり)と云はれたる如く古事記白檮宮段に、高佐士野を、多加佐志怒、應神天皇御紀に、野蒜を怒理比蘆菟彌理と有るなど、古書皆然り、記傳五(四十五丁)加夜は、記に以鶉羽爲草草と有りて、訓草草云加夜と註せるを本義にて、何にも有れ、屋葺ひ料の草を云ふ名なり、萬葉一(十一丁)に、吾妖子波、借廬作良須、草無者、小松下乃、草乎荊核、四(五十八丁)に、板蓋之、黒木乃屋根者、山近之、明日取而、持將參來、又、黒木取、草毛刈乍、仕目利、勤和氣登、將譽十方不在(一云、在登母)八(五十四丁)に、波太須々寸、尾花逆葺、黒木用、造有家者、迄萬代と有る、此等を

合せて思ふべし、茅と云ふ一種有るも、屋葺に主と用ふる故の名なり、借野神の御名に負ひ給へる故は、野の主と有る物は草にて、草の用は屋葺くぞ主なりける故、草字を即加夜とも訓めり、上代は大御殿を始て、凡て草以て葺きつればなり」と有るは、實に謂れたる説になむ有ける、但し、此加夜は、茅を云ふなり、傳廿五に云ふべし、儀式造大嘗宮條に、爲_レ艾_ニ同殿料葺_ニ云々、向_ニト食野_一祭_ニ野神_ニ云々、執_レ鎌艾_之と有るを以て、草野姫神の名義、説くに足れり、顯宗天皇御紀に、取葺草葉者云々と、草葉を加夜と訓せたり、和名抄郷名に、因幡國法美郡大草、於保加也とも見えたり、(萬葉一に、眞草薊、荒野者雖有とも有りて、寔に野の主と有る物は草なり、又、大嘗祭式に構以_ニ黒木_一葺以_ニ青草_一と有るも、右の四卷八卷の歌に合へり、景行天皇十二年、御紀に、朕聞_レ之、饗國有_ニ厚鹿文_一、迹鹿文者云々と宣へる、鹿文は葺草の事にて、厚と云ひ迹と云へるは、右住める宅の大小を以て云へる名なる者なり)借、葺草を加夜と云ふは、冠屋にて、屋上に蓋らせて、雨を凌ぎ日を凌ぐ由の名なり、其は大嘗祭詞に、以天津

御量氏、事問之磐根木根立知、草能可岐葉乎毛言止氏、天降利賜比志食國天下登、天津日嗣所知食須、皇御孫之命乃御殿乎云々、齋鉏乎以、齋柱立氏、皇御孫之命乃、天之御醫日之御醫止造奉仕禮留、瑞之御殿云々、取葺計魯草乃噪無久云々とある、天之御醫、日之御醫と有るは、屋を覆ひて、雨を凌ぎ日を凌ぐ義なる事、已に祝詞講義に註せるが如し、(其外にも、祝詞に、天之御蔭、日之御蔭止隱坐氏と有るは、何れも屋を覆ひて、其内に住坐を云ふなり、出雲神壽詞に、天乃美賀秘冠利天の秘は、氣の誤にて、天御醫とは、冠と云ふ事にて、此は屋の事には非ざれども、冠と醫との例に引けるなり)○亦名野槌は、舊事紀には小字に作れり、此御紀の古本に、然有りけむも知るべからず、古事紀には生_ニ野神名鹿屋野比賣神_一、亦名謂_ニ野椎神_一とあり、記傳五(四十六丁)に、野椎神は野津持神なりと師は云れき、書紀寶鏡開始章第二一書に、又使_ニ山雷者_ニ云々、野槌者採_ニ五百箇野雷者採_ニ五百箇真坂樹八十五箇_一、野槌者採_ニ五百箇野雷_一、草名爲_ニ嚴野雷_一と有りて、山野の神等に任じ給ひ、然耳ならず、古事紀に、大山津見神、野椎神二神、因_ニ山野_一持別而生神名云々と有りて、木祖と草祖と並坐す事は無くして、何時も山神と野神と相並ばして事成し坐せり、(此に依て、木神の御名は何時も顯れ坐ざるなり、唯大殿祭詞に、屋船久々運命と出である耳あり、又古事紀に、羽山戶神、娶_ニ大氣都比賣神_一生子云々、次久々年神次久々紀若室葛根神と有るも、羽山戶神、大氣都比賣神は、大山津見神、豐宇氣毘賣神の、分御靈等の御合坐るならむと、所思しき由、已に、御年神詞講義に云へりき)祈年山口神詞に、山口坐皇神等能前爾白久云々、遠山近山爾生立留大木小木乎本末打切氏持參來氏、皇御孫命能瑞能御舍仕奉氏云々、と有りて木神をば被_レ祭らずして、木を生ず山神を祭られ、大殿祭詞にも、皇御

爲_ニ嚴野椎_一と有るは、皆二柱大神の生み坐せる神名なれば、山雷も、山津見に當れり、是を以て見れば、實に都美と都知と同意にて、知は持なるべし、(以上採要)と有るにて、名義聞えたり、(但し又一説に、豆知の豆は例の助辭にて、知は久々能智などの智と同じくて、尊む名にも有るべし)と云へるは僻事なり、句々廻馳の馳は、舅にて、男神の謂なる事、上に云へるが如し)○木祖と、草祖と、如此く並びて生れ坐して、天下の木草の祖神と成り給ひける故に、口訣にも、於_レ山始生_ニ坂樹_一、有_ニ不變之性_一、而爲_ニ萬木祖_一、於_レ野始生_ニ茅草_一、有_ニ潔白之性_一、而爲_ニ千草祖_一、故祭_レ神專用_レ之也とある、坂樹の事は天石窟の時に在りて、此に所見なしと雖も、茅草は神名にも草野姫と申せば、其所謂又無きには非ざるなり、(但し此茅草に先立ちて、葦の事を云へるは、前章第一一書に、先生_ニ蛭兒_一便載_ニ葦船_一而流_レ之とあれども、其は傳の誤にて、葦尙不_レ立と云へるより、然る物の在りしが如く、誤來れるなるが、其葦だに未だ生ひ立ずと云にて、其時已に其物の有りしに非ざれば、寔に茅草を草祖には有りつらむ、坂樹の事は、第六一書

なる、日向小戸橋之櫛原の下に云ふべし)然れば、木を伐るには、必ず木神、草を刈るには、必ず草神を以て任ざる可きを、寶鏡開始章第二一書に、使_ニ山雷者採_ニ五百箇真坂樹八十五箇_一、野槌者採_ニ五百箇野雷_一、草名爲_ニ嚴野雷_一と有りて、山野の神等に任じ給ひ、然耳ならず、古事紀に、大山津見神、野椎神二神、因_ニ山野_一持別而生神名云々と有りて、木祖と草祖と並坐す事は無くして、何時も山神と野神と相並ばして事成し坐せり、(此に依て、木神の御名は何時も顯れ坐ざるなり、唯大殿祭詞に、屋船久々運命と出である耳あり、又古事紀に、羽山戶神、娶_ニ大氣都比賣神_一生子云々、次久々年神次久々紀若室葛根神と有るも、羽山戶神、大氣都比賣神は、大山津見神、豐宇氣毘賣神の、分御靈等の御合坐るならむと、所思しき由、已に、御年神詞講義に云へりき)祈年山口神詞に、山口坐皇神等能前爾白久云々、遠山近山爾生立留大木小木乎本末打切氏持參來氏、皇御孫命能瑞能御舍仕奉氏云々、と有りて木神をば被_レ祭らずして、木を生ず山神を祭られ、大殿祭詞にも、皇御

孫之命乃御殿乎、今奥山乃大峽小峽爾立留木乎、齋部能齋斧乎以伐操兵、本末乎波山神爾祭兵、中間乎持出來兵と有て、木神を云はず、其末に至りて、御殿造の事を云ひ畢へたる所に、屋船久々遅命、屋船豐宇氣姫命登御名乎婆奉稱利底とある耳ぞ、木神、草神は相並ばせりける。(古史徴に、掘堅多留柱、桁梁戸牖乃錯、動鳴事無久と云へるは、木神の幸給ふ功德に係り、引結幣魯萬目能緩比、取葺計魯草乃噪無久と云へるは、野神の幸給ふ功德に係れり、然るを、草野姫と云はず、豐宇氣姫命と云へるは如何と云ふに、此神、實は稻穀を生ふし給へる神に坐すを、餘草をも生ふし給へるは、其幸魂の御業なる故に、此は其本御靈の御名以て云へるなり、又稻菫も、共に草なれば、取揃へても云ふべし云々と有るが如し、但し草祖を生み給へる事を取られざるは、上に云へる、天照太神の荒魂、和魂の、太神に先立ちて生れ坐る理と等しきをば、思ひ漏されたる者なり)然るを、儀式を聞に、大嘗祭儀なる稻實殿條に、爲採内院料材、向ト食山、即祭山神云々、祭畢造酒童女、先執齋斧伐樹、工匠次之と見え、次に

向ト食野、即祭野神云々、祭畢造酒童女、先執齋鎌艾之、役夫等終之とあり、又大嘗宮條にも、次各爲採大嘗宮御殿料材云々、向ト食山、祭山神云々、祭畢造酒童女、執斧伐樹、夫等終之運置、次各爲艾同殿料菫云々、向ト食野、祭野神云々、祭畢造酒童女、執鎌艾之と見え、又次各燒藥灰云々、向ト食山、祭山神云々とも有りて、山神、野神を被祭る、事は有れども、其本體と坐す、木神、草神と云ひて被祭ざるを以て思ふに、其本草を採る山野を祭りて、木神草神は被祭ざるなり、然れば、草野姫神の如きも、木祖と云方にては、草野姫神と申し、古事記に生野神名云々、亦名野稚神と、一に爲られたれども、野神と申す方にては、此に亦名野槌と有る如くなれば、同じ神に坐せども、菫を野に艾る時には、其艾りて用ふる草神にては祭られずして、其艾り採る野神にて祭られ給へるを、木祖句々廻馳神は、唯木靈に坐して、山神を兼ね給はざりければ、右の度々にも、野神と齊しく被祭給はざりける者なり、(故是を以て、太神宮式に、凡操營神田鋤鍛柄者、毎年二月、先祭山口及木

下、然後操之と有り、山口は山神、木下は木神なり、其は臨時祭式に、造遣唐使船、木靈并山神祭と有が如く、其地にて物を造る時には、山神と木神とを合せ祭るも常なり)所以に、右に引ける大殿祭詞あるも、木を採るは就て、山にては山神をば祭れりしにて、其は過ぎ去し時の事なり、今現には御殿と成れる上に就いて、木に久々遅命、草に豐宇氣姫命は祭らるゝにて、儀式の趣も右に同じ、其は材と萱とを採る爲に、右の如く山神、野神は祭られたれども、其大嘗宮の成り訖れる所に、既而中臣忌部、率御巫等、祭殿及門云々とあり、其は大嘗祭の事なるが、其所祭神は、木神草神を、屋船命と稱へ申せる事、祝詞講義に註せるが如し、(然れば、上に引ける寶鏡開始章なる、山雷野槌も、神武天皇御紀なる、嚴山雷も嚴野雷も、其を採れる山神野神にして、木神草神の方には非ざるぞかし)○共議曰は、彼磯馭盧島の入尋殿に御在し坐て、共に珍子を生ませ給はむ事を、相議らせ給ひけるなり、下に日神の御事を、故以天柱昇于天上と有るに、思合すべき事なり、八洲起元章に、共計曰と有るは、天浮橋の上にての

事なり、彼は國土を生み給ふ大義なるを、此も珍子を生み給ふ大義を議り給ふ故に、共にと有るなり、(共字、舊事紀には俱と作れり)○吾已生大八洲國、及山川草木とは、古書記に、伊邪那岐命曰云々、而以爲生成國土奈何云々と見えたる、其結に當る御語なり、蛭兒、淡洲は、兒數に非ざるが故に、其を除きて、其主と有る大八洲國は更なり、山川草木に至る迄を生み給ひて、不足ぬ所なく、國體を具へ給ふ由なり、(已は、盡の義なり、萬葉十七に、天下須泥爾於保比氏、布流雪乃と有るは、天下の限りを盡くに覆へる義なり)但し古語拾遺には、二神共爲夫婦、生大八洲國、及山川草木と有るは、記者の地より云へるを、此には、共議曰とありて、二神の御語なり、然れば、山川草木共に、其神を生み坐せるならず、其物を生み坐せる事著明し、(其は上に註る如く、生海生川生山と有るは、其物にて、其神には非るを、水草の二つは其神にして、其物には非ざれども、神の方よりは、物を主と爲る故に、木祖草祖と書かれたるなり、故二神の山川草木を生むと宣へるは、其神の事には非ずと知べし)○何不生

天下之主者一歟は、大八洲國、及山川草木に至る迄も
生み給ひ訖へて、今は其を統御す、主と坐す神を生
まずては得非らしと、深く御心を入れて慷慨せ給へ
るが故に、反語を用ひさせ給へりし者なり、(然れば、
此は何爾曾天下能主登坐神袁生給波邪良米夜母登詔
給比氏と訓附て、其の義を味ふ可きなり) 天下之主
は、下に生三素戔鳴命云々、不レ可三以君臨宇宙と
有るに對へ見るべし、第一一書にも、此の御言を、
吾欲レ生三御宙之珍子と有りて、其に對へるは、第三
一書に、生三素戔鳴尊云々、勅曰使汝治三此國云
云と有る是にて、此國土を治す事を云なり、(讀紀第
七詔に、天下君坐而云々、又於三天下政三置而云々と
有りて、君と云ひ政と云ひて、其體用を分たるは、
實に克く合へり) ○天下は、萬葉五(二十五丁)に、
阿米能志多麻乎志多麻波禰、二十(五十丁)に、安米
能之多之良志賣之祁流と有るに依りて、訓ひべし、
(阿米賀志多と云ふは、俗びたる言なり、訓ひべから
ず) 上に大八洲國、及び山川草木と宣ひて、次に天
下と宣るは、上には其生み坐る物の條目を分ち宣へ
るを、此は其物を一に摠括りて宣ふ所なる故に、天

下とは宣へるは、次なる日神の所に、授以三天上之
事とも、以三天柱一舉三於天上也とも有るに對へて、
天下とは宣ひ初たりし者なりけり、是古言なり、第
六一書にも、素戔鳴尊者可三以治三天下也と見え
り、(然るを西戎に、天下と云ふ熟字の有るを取りて、
其訓を此方にて設けたる語の如く云はれたる、先達
の説は當らず、又通證に引ける呂氏春秋に、有三天
下者、天下之主也、又穀梁傳に、爲三天下主者天也、
繼三天者君也などの文を取れ、ども、此は然る理屈の
所には非ず) 天下を云ふ事は、天地初判れりし時に、
空中に一物成れる其中より、若三葦牙一して萌え騰れ
る物は、上りて天と成れるを、若三浮膏一して、其下
れる物は地と成れるが、此にも此時天地相去未レ遠
と有るが如く、今の如く遠放りて在ざりしかば、天
日を中心にして、大地の周る事は同じきながら、上
に覆へるが如く在りし故に、其判れし初よりの事に
依りて、上を天と云ふに對へて、天下とは云ひ倣へ
りし者なり、(古事記に、邇々藝命、將三天降之時、
上光三高天原、下光三葦原中國と有るが如く、天と地
との中間なる、天之八衢を界として、上を天と云ひ、

下を天下と云る義なり) ○主を伎美と訓み來れる、
其實に然る言なり、天孫降臨章に、欲三立三皇孫云々、
以爲三葦原中國之主の主字も、然訓て、其第一一書
に、豐葦原中國、是吾兒可三王之地と云々、天照大神
因勅云々、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可三王之
地也とある、可三王と云と同じ事なり、(舊、君とは、
上と云ふ義にて、神と云ふも同じ事なり、古事記(白
檮原宮段)に、爾神八井耳命、讓三弟建沼河耳命曰
云々、故吾雖レ兄不レ宜爲三上、是以汝命爲三上治三天
下、僕者扶三汝命、爲三忌人而仕奉也と見えたる、此
は吾は子長とあれども、上と有るべからず、是を以
て汝が命は君と坐して、天下を治め賜へと云ふ意な
り、此にて、君は上なる事を明らむべし、然れば姓
に、某君某公と云ふも、其氏に上たる事、姓の連は
群主なる意に思ひ合す可し、(君と上と同じ意ならむ
には、唯上と云ひて有りぬ可きを、君としも言を換
へたるは、神も上と同言なるが故に、云ひ別かたむ
爲に、神代より君と唱へ來れるなり、此を伊邪那岐
の岐、伊邪那美の美を合せて、君と云ふ言の成れる
如く云ふは妄説なり) 若て某公と云ふ時は、小く其

物に上たる耳なるを、打ち任せて大きく唯に君と申
すは、天皇の御事なり、其を大君と申し奉るは、天
下に相對ふ者なき謂にて、大神と申すにも、其意異
なる所なき者なり、所以に天皇を始め奉りては、親
王等、諸王等に至る迄に亘りて、大君と申し奉る事
にて、此天下にては、如何程威權有りても、人臣と
有らむ限には、打ち任せて君とは稱ふべからず、況
て大君など、は努々云ふべからざる、神代よりの御
定なるは、君は上にて神、大君は大上にて大神と申
し奉る詞と同じければなり、(神と申せども、大神と
申せるは、勝れて尊き御上に耳申し來る事なる中に
も、日神の如きは、古語拾遺に、天照大神者、惟祖
惟宗尊無二、因自餘諸神者、乃子乃臣、孰能敢抗と
有るが如く、甚々尊く渡らせ給ふが故に、唯打ち任
せて太神とも、太神宮とも申し奉るは、此日神に限
れる事は、天皇を唯大君と耳申し奉るに同じ、自餘
の諸神も、尊みては某大神とは申すべし、唯太神と
耳申せば何時にても、日神の御事ぞかし) 然れば、
此に何不レ生三天下之主者一歟と有るは、大君と坐して
天下の事を統御るべき神を生み坐むとの御事にて、

此善はしき御心に依りて、日神、月神、素戔嗚尊を生み奉り給へるが、日神、月神の御事は、二神の御心より外に、奇異に大坐々つれば、日神月神と定め奉らせ給へりければ、素戔嗚尊ぞ、此天下の主と坐す大神には渡らせ給ひける、是下に云ふを見て曉るべし、(但し月神と素戔嗚尊とは同じ神には坐せども、此には、二つに御名の出でたる任に云なり、若て、主字を常に奴志と云るを、此に伎美と云る奴志は所成にて、自ら物を成して其物に主たる事、傳二天御中至尊の下に云へるが如くなるを、伎美とは其には拘はらず、其長と成る由なり)

於是共生日神號大日靈貴

大日靈貴。此云於保比屢咩能武智。一書云。天照太神。一書云。天照大日靈貴。此子光華明彩照徹於六合之内。故二神喜曰。吾息雖多未有若此靈異之兒。不宜久留此國。

るが、天照太神の天日を知食に起れる名なる由、平田翁の玉櫛に云はれたるが如し、又仁明天皇御紀長歌には、聖字を書かれたり、記傳に、此太御神は、今眼前、世を御照し坐々す天津日に坐々せり」と有るは、天津日神に坐々せりの心を以て記されたるなり。偕、日神の御生れ坐々し御事を、先、古事記には、御身滌の末に至りて、清まり竟てたる所に成り坐る趣にて、此にも第六一書は、右に同じく、伊弉諾尊、當滌去吾身之濁穢。則云々、然後洗左眼。因以生神號。曰天照太神。復洗右眼。因以生神號。曰月讀尊。復洗鼻。因以生神號。曰素戔嗚尊。凡三神矣と有りて、實に然も有りぬべき事には有れども、此には二神の共に生み奉らし、由に傳へたる、彼此二つ共に正しと云ふ理有るに非ざれば、何れか其片方は、已く誤れる傳なる事、決くなむ有りける、(又、御眼御鼻を洗はせ給ふ事の後れて在るも違へるが如し、其は水に降り立ちては、最前く洗ふ所なるを、遣し給ふ可きに非ざれば、其も亦前後の次第を失へりと云ふべし、然れば、第十一書に、于時入水吹生磐土命、出水吹生大直日神、又入吹生底土命、

自當早送于天而授以天上之事。是時天地相去未遠。故以天柱舉於天上也。

於是共は、二神相共に生み成し坐せる謂なるが、一書の傳々の中には、古事記と同じく、日神月神などの珍子等の、御身滌の所に成り坐せる由に傳へたれば、其とは分たむ爲に云はれたるにて、共字深く力あり、(第六一書に、共生大八洲國とあり)○生日神は、私記に、此云生者、是生其主神也と有るが如くにて、天日を生み給ふ謂に非ず、天日を所知看す太御神を生み奉り給へるなり、神武天皇御紀に、天皇乃運神策於沖杵。曰。我是日神子孫而、向日征虜、此逆天道也云々と有るを以て、日は天にて、日神は其を統御す神に渡らせ給ふ御事と知るべし、垂仁天皇御紀なる、倭大神の御誨にも、天照太神悉治天原と見えたるなど皆同じ、(又萬葉二卷なる、人丸歌にも、天照日女之命、天乎波所知食登云々と詠み、一卷に、日知之御世從と有るは、天皇の御事な

出吹生大綾津日神、又入吹生赤土命、出吹生大地海原之諸神矣と有るを正しかるべき。然れば、於是共生日神と有るに對へて、瑞珠盟約章なる日神の御言に、夫父母既任諸子、各有其境とも有りて、何方迄も、二神の共に生み坐る事を貫きたれば、是ぞ實に正説には有るべきなる、古事記にも、須佐之男命の御言に、僕者欲罷妣國根之堅洲國と有りて、御祖神を慕はせ給へるも、二神の共に生み坐せりし御子に坐す故に、其黃泉國に御祖神の往き坐しし事を可憐しみて、戀ひ慕はせ給へるが故なり、(然れども、記は伊邪那岐命、大歡喜詔、吾者生生子而、於生終得三貴子と宣へる、生終は、御身滌の竟に、成り坐る由には有れども然らず、彼を誤傳と見る時は、此に伊弉諾尊、伊弉冉尊、共議曰、吾已生大八洲國、及山川草木と宣へる、其御子等を生みて、於生終と見て、甚能く通ゆる者なり)古語拾遺にも、伊弉諾、伊弉冉二神、共爲夫婦、生大八洲國、及山川草木、次生日神月神、最後生素戔嗚神、而素戔嗚神、常以哭泣爲行云々、勅曰云云と有りて、此書は國史家牒になき異なる傳を載せ

らる、主意なるに、其文、此正書の傳の外に取る所
無しし故に、此文を擧られて違ふ所無し、又、皇太
神宮儀式帳にも、此掛畏天照坐太神、月讀之神二柱、
所稱伊弉諾尊、伊弉冉尊、共爲夫婦合所生神と
有りて、神宮の古傳にも右の如く有りて、古事記、
又第六一書の如く、左右の御眼より、日神月神の成
坐せりとは傳へざりし事炳焉し、其合所生と云ふは、
靈異記に、家長兄云、汝與我之中、子相生、故吾不
忘汝云々、故其令相生子名云々と有りて、夫婦
して相生成せるを云ふなり、太神宮式に、伊佐奈岐
宮二座（去太神宮北三里）伊弉諾尊一座、伊弉冉
尊一座と有りて、其御父母神の別宮に親しく齋かれ
させ御在し坐し所由をも、思ひ合す可くなむ、（舊事
紀には、此正書を取りて、二尊俱議曰、吾已生大八
洲及山川草木云々、先生日神云々と云て、又下に
御身滌の所に古事記の文を擧たるは、此も彼も捨さ
る心得には有るべけれども、同神の生れ坐る御事を
二度云へるは如何）然れば何れの時に生れ坐るなら
むと考ふるに、第六一書に、伊弉諾尊、與伊弉冉
尊、共生大八洲國、然後伊弉諾尊曰、我所生之國、

唯有朝霧而薰滿之哉、乃吹撥之氣化爲神云々、是
風神也と有るを、祝詞、及神名式に依るに、風神を、
天御柱命國御柱命と稱せるに、此次に以天柱一擧於
天上也と有れば、日神を天に送り奉らし、は、風神
を以て任し給へりしと知られたり、然るに、風神の
右の如く御氣より化坐れば、日神はしも、二神の御
子の長には坐せり、其は大八洲國、及山川草木を生
み坐る、即ち其天下に君主と坐さむ神を生み給はむ
と思ほし入りて、生み坐るが、日神と坐すに依りて、
天には送り奉らし、かども、其に因りて、日神の御
子の繼々天下に君主と坐す事と成れる基の、此に始
れるを見るべし、斯れば、日神の以前に生み坐せる
は、風神二柱耳なり、又此に次ぐべき文を稽ふるに、
第二一書に、日月既生云々、次生素戔嗚尊云々、
次生火神軻遇突智、時伊弉冉尊、爲軻遇突智、所
生而終矣云々、と有るに續けり、其は日神月神等
生して、各其勅任しの事をも竟て後に、大神を生み
給へる云々の事に依りて、伊弉冉尊は黃泉國に罷り
向はし、かば、日神月神共に、伊弉冉尊は、實に生
みの御母に坐せり、右に引ける儀式帳に、合所生之

神と稱へるを思ふべし、（斯れば、伊弉冉尊の黃泉國
に罷り坐る頃には、日神は已く天上に上らして、唯
月神亦名は素戔嗚尊ぞ、御父大神に附き從ひて此國
には坐々ける、倍此月神、素戔嗚尊と、二柱の如く
出たれども、其は誤なる事、先師等の説の如し、故
此にも其一神を擧げて云ふべし）是時、天地相去未
レ遠と有るも、大八洲國、及山川草木を生み給ひ畢た
る節と見る時は、甚能く合ひ、第十一書に、天照
太神、在於天上、日、聞葦原中國、有保食神、宜
爾月夜見尊就候之とある保食神は、第二一書に、軻
遇突智、娶埴山姫、生稚産靈とある、其神の子な
れば、已く日神は天上に坐して、其神の生れ坐る消
息は見行はさかりしかば、使を遣して令看給ふな
り、若水滌の時に生れ坐るならむには、此國土に在
し事は、所知看べければ、殊に如此く其を令看給ふ
可きに非ざる者をや、第六一書に、伊弉諾尊の、三
子に勅任し給ふ所に、是時、素戔嗚尊、年已長矣、
復生八握鬚、雖然不治天下云々、吾欲從母
於根國云々と有るは、信に御水滌の後に在べき事、
七卷第二一書に就て辨へるが如くなり、然れば、天

照太神は生れ坐して、直に天に上り給へれば、本よ
り此國には在ざるを、素戔嗚尊者、可_レ以治天下
也と有るが如く、國土は其神の治すべき御勅任しな
るに依りて、御父神に從ひて坐し、かども、御母神
の根國に罷り坐しより、永ふるに戀ひ慕ひ御在し、
が、御父神の黃泉國より還り坐し、後に、打ち出で
させ給へるが故に、逐はれ坐し、に依りて、天に參
昇らせ給へるにぞありける）然れば、第六一書、及
び古事記に、日神月神等の御身滌の時に成り坐ると
云ふを非らずとして、其捌きは如何と云ふに、伊勢
の書共に遣れり、御鎮座傳記に、伊弉諾尊、到筑紫
日向小戸橋之檉原而、祓除之時、洗左眼、因以化
名、曰天照太神之荒魂、荒祭神是也とあり、倭姫命
世記に、荒祭宮一座、皇太神荒魂也、伊弉那伎大神
所生神名、八十柱津日神、一名瀬織津比咩神是也と
見えたるが如し、（右の傳記の文は、御鎮座次第記、
御鎮座本縁等にも、出でたれども、共に洗左眼、因
以生日天子、是大日靈貴也、天下化名云々と有れど
も、其は此傳の紀記には合はざる故に、其文を取れ
るが、然すがに神宮の古傳をば捨て難くて、兩説を

一つに合せたるなり)又、本縁に、復洗_三右眼、以化生名、曰_三天照太神之和魂也、祓戸神、伊吹戸主神、是天照皇太神第一攝神、多賀宮是也と有るを、世記に、伊弉那伎大神、所生神名、伊吹戸主神、亦名神直日大直日神是也と所見たるにて著し、(此は天照太神の和魂に坐すを、太神宮式に、多賀宮一座、豊受大神荒魂と有るは、故ある事なり、其は、祝詞講義に云へるが如し、此文、傳記、次第記にも有れども、其には洗_三右眼、因以生_三月天子云々と有れども、其は誤なれば取らず、此を御鎮座本記には、即大神分身坐云々とも見えたるなり)又、傳記に、洗_三鼻因以生_三神、號_三速佐須良比賣神、土藏靈貴也、與_三素戔嗚尊、合_三力座給也、と有るを、伊勢國奄藝郡尾崎神社記に、傳記并天地神祇記を引けるには、右の文に次て、是即素戔嗚尊和魂而、分身御子也と有れば、此にて第六一書、及び古事記は、正すべきか、唯、伊豆能賣神は何れに收めむと思ふに、古事記の次第の如く禍津日神、直毘神の下に在るへければ、左右の御目を洗はして御鼻に至る迄の間に成り坐るにて、佐須良比賣神の上に在るべき事云ふも更なり、此に

て、御身滌の時に成り坐るならぬ事を曉るべきなり、此事、下なる根國の下に、辨へたるを見て知るべし、(但し右に引るは、五部書と云ひて、總ては信し難き書には有れども、朝廷には已く傳を失ひ給ひし事の、神宮には傳はれるが、其にても紀記に合はざるからに、如何にもして神宮の傳も捨てず、朝廷のも本より捨てざる爲に、文を取り合せて續けは續けたれども、然すがに拙く物爲る故に、後の加筆は詳に見え分る、故に、今改めて引き出でつ)然れば日神はしも、伊弉諾伊弉冉二神の、國中之天柱と爲給ひし、磯取盧島の八尋殿に大坐々て生み奉り給ひけるを、此時天地と判れて後未だ幾許も有らざりし程にて、天地との間合未だ遠からざりしが故に、其天柱より天上には送り舉げ奉り給へる事、右の如く甚々明かになむ有りける、皇太神の五十鈴の大宮造に、心御柱を殊に齋み清めまつり造り仕へ奉りて、御正體と同じ狀に、古より今に至る迄慎み敬ひ仕へ奉る事はしも、此國中_三之天柱より、天上に送り奉れりし故事の有に依れる者なり、此も亦皇太神の磯取盧島に御生れ坐し、正しき證徴なる者なりかし、予年頃、其御

生れ坐る傳の二つに在るを、二つ共に正しと云ふ理は有るべからず、一つは必ず訛ならむと不審しく思ひ渡りつるに、二神の共に生み成し坐せるを正説と定めて、御身滌の度に日神月神の成り坐りと云ふは、左右の御眼と云ふより、日神月神とは誤り傳へたるにて、其にては、荒魂和魂の神等の成り坐すと云ふを正しき傳なりと、今心を定むるに至れるは、甚々辱き御賜物になむ(此時安政二年正月廿日なるが、今朝此の本文を書きし程より思ひ着きたる説にて、今日一日の説を以て、此年迄の僻説を改むるに至れり、今日まで唯古事記及第六一書を耳正しき傳と信じて、正書の此の傳には深く心も留めざりし故に、説き誤れる事の少からぬを、神の所思さむ御心も甚可畏く、身も縮まるを、今此説に至て、始て我が心斯に開けて、年久しき非を改む、此喜は甚々嬉しく尊くなむ)○大日靈貴は、下に尊と訓み着くべし、類史の一本に尊字有ればなり、其訓は、此云_三於保比屢畔能武智_一と注せるが如し、諸本共に、屢、音力丁反の五字有るは、後人の加筆なる由、已に先輩の説有て、此音註此に用無ければ、舊事紀は、此を取りて書る

者なるに、其音註無きに依りて、其に従ひて削り去りつ、(畏庵隨筆に、古本に屢字を靈に作れるを見たる由云へるは、思東なき事なり、屢字、名義抄に賣と訓みて、女也と註せれば、其女神に渡らせ給ふ事を知るべく書かれたり)比屢は、寶鏡開始章に、天照太神入_三于天石窟云々、六合之内常闇而、不_レ知_三晝夜之相代_一と有る晝にて、月夜見尊の夜に對へたる言にて、此國土はしも、日神月神の晝夜を更々相持たせ給ふ義を以て、此は其大御光を受け奉る國土より、稱へ奉れる大御名と伺ひ奉らるゝなり、其は日神の坐々す高天原はしも、六合の内に大御光を放たせ給ふ天日にし有りて、常在に其處に居て動く事無ければ、天上に於て晝夜相代と云ふ事は無きを、此大地はしも天日を中心として、一歳の公運を爲し乍も、又一日一夜の私運を成して、天日に向ふ間を晝と云ひ、天日に背く程を夜と云ふに依りて、其晝間を持たせ御在し坐す由なれば、此國土より然稱へ奉れる大御名なる事申すも更なり、然れば、比屢は日有と云ふ義なり、(古事記、沼河日賣歌に、阿遠夜麻邇、比賀迦久良婆、奴婆多麻能、用波伊傳那牟と有

るが如く、國土にては、天の動靜に拘らず、唯其見
る所を以て云ふ事、古より今に至る迄常と爲るなり、
日と申奉る言義に、唯日は火なりとして、事もなき
狀なれども、然る少縁なる事には非ざるなり、其は
神世七代章第四一書に、高天原所生神名、曰、天御中
主尊、次高皇產靈尊、次神皇產靈尊と有る、御も皇
も共に稱號には非ず、美は精にて、天地萬物と成る
べき精しく妙なる物なるが、其中に主宰と坐す故に、
天御中主尊と申し、又其精を相共に產生して、萬物
を相鎔造らし、故に、高皇產靈尊、神皇產靈尊と稱
し奉れる事にて、日は即ち精と云ふ事なり、又、皇
產靈、此云美武須昆と有る武須は産なり、昆は靈
と成れるを、天を阿米と云ふも、亦明靈の意を兼ね
たれば、美を昆に、昆を比に通はして、日と云ふ言
の成れる者なり、偕、天地初判れたりと云は、傳一傳
二に時々註せるが如く、天日と大地と判れたること
なるを、其判れて後に、其大地の相去る事未だ遠から
ざりし間には、其主神も定まらざりけるを、日神の
生れ坐して、天上を是所知看に至りて、右の三神は

幽に立ち給ひ、顯には何方迄も、日神を君とは定ま
り給ひける、故に六合の光輝は、此太御神の靈威と
は成れりける者なりかし、其は、日神の未だ生れ坐
ざりし以前にも、三歳と云ひ、時日と云ふ事の有る
を以て、天日は本より在りて、寒暑晝夜も成せるを
知べし、寒暑有るに非ずして、何をか歳とは云はむ、
晝夜有るに非ずして、何をか時日とは云はむ、然れ
ども日神の其を所知看し初め給へる後には、其天日
より光を放ちて、世中を御照し坐す御事は、其太
御神の御業なる事、申すも更なり、曙は、萬葉二(廿
七丁)に、天照日女之命(一云指上日女之命)と有
りて、女神に渡らせ給ふ義なる事、今云ふ限に非ざ
れども、月夜見尊の見到相對へ、見に咩に所知看の
義をも兼ねたるべし、其は太神宮祈年祭詞に、皇神
能見霧志坐四方國者、天能壁立極、國能退立限、青
雲能靄極、白雲能墜坐向伏限、と有る見霧は、所知
看し開かし御在し坐る由なり、又寶鏡開始章に引け
る御紀の、天照大神より皇御孫尊に、三種神寶を授け
賜へる御言に、皇孫如八尺瓊之勾、以一曲妙御宇、
且如白銅鏡、以三分明看三行山川海原、乃提是十

握劍、平天下矣とある看行も所知看の義なるを曉
るべし、記傳七(十七丁)に、所知看の看は見すなり、
見を美須と云ひ、見賜を美志賜と云ふ、一の古言な
り、例は萬葉一(二十二丁)に、埴安乃埴上爾、在立
之見之賜者、六(三十二丁)に、我大王之見給、芳野
宮者、十九(三十九丁)に、見賜明米多麻比、又、見
之明良牟流などあり、偕此見之を賣之とも通はし云
へるは、二(二十五丁)に、召賜良之、神岳乃山之黃
葉乎云々、明日毛鴨召賜萬旨、十八(二十三丁)に、
余思努乃美夜乎、安里我欲比賣須、二十(二十五丁)
に、賣之多麻比安伎良米多麻比、又(六十一丁)於保
吉美能賣之思野邊爾波など有り、斯れば所知看など
の看も、本は物を見る事なるを、國を治め有ち坐す
事に通はし用ふる由は、上に云へるが如し、又、一
(二十二丁)に、藤原我宇倍爾、食國乎賣之賜牟登、
二(二十四丁)に、吾大王乃、所聞見爲、背友乃國之
など有るにて、愈明らけし、(以上探要)と有るにて、
咩に所知看の義有るを知るべし、(記傳七に、大日靈
貴の曙は、美に通ひて、持の約まれるなり、月夜見
の見到對へて知るべし)と、賀茂翁説を擧げられた

れども、持より約れりとは餘りに迂遠なる如く聞ゆ
めり)能武智は、之貴なり、日を所知看の最貴なる
由なり、瑞珠盟約章第三一書に、以日神所生三女
神云々、今在北海道中、號曰道主貴と申す神名
もあり、然るに、寶劍出現章第二一書に、大已貴、
此云於褒姍娜武智と有るを、式には大穴持神と有
り、此に因りて思ふに、道主貴は道主持なり、大已
貴は大名持なり、武智と母智と相通ふ事知るべし、
武智麻呂公傳に、藤原左大臣諱武智麻呂云々、取茂
榮故爲名と有るは、物を持つ事の榮えなる由にて、
此の貴も亦此に同じ、(又古事記に、八島牟遲神と云
へるは、八島持神の由なり、其反らまに、保食神を、
瑞珠盟約章第十一一書に、此云宇氣母智能加微と
有るは、宇氣貴神と見て違ふ事なし)貴は持にて、
天日を有たせ給ふ由なり、瑞珠盟約章に見えたる、
天照太神の素戔鳴尊に詔り給ふ大御言に、夫父母既
任諸子、各有其境と有るにて灼然し、然れば大晝
を所知と申し奉る義にて、天照太神と申し奉る如き、
受け張りたる大御名には坐すして、此大御光を受け
奉りて、晝夜の分別を爲す此國土より稱へ奉れるに

て、萬葉に指上日女之命と申すも、祝詞に朝日能豊逆登と有るが如く、大地より見るに、却て天日の指し上る意を以て稱へ奉れると、同じ類と爲べし、又年中行事秘抄なる鎮魂歌に、豊日嚳と稱へ奉れるも、豊逆登の例にて、日の動み乍升る意に申し成し、なり(倍)能武智の能は、例無きが如しと雖も、道主貴にも、能武智と訓み附けたれば、其任に在るべし、強ちに大已貴、八島牟遲の例に耳泥ひべきには非ざるぞかし)○天照太神、記傳六(七十四丁)に、此御名を、一書曰と記し給へるは僻事なり、亦名と有るべき事なり、其故は、此より次々には、何方にも唯天照太神と耳記し給へれば、一書の説には非らず、若一書の説と爲ば前後相違へるをやと云はれたるは、然る言なり、(高皇産靈尊の御名の如きも、神世七代章には、第四一書に在りて、正書には無きを、下には天孫降臨章に、出で給へるなど、此紀には彼此ある事なり、然れば、此も此大御名を主と被立て、大日嚳貴をば、亦名に被置べき事なり)第六一書、第十一一書には、天照太神と有りて、瑞珠盟約章より以下は、神武天皇御紀に一所、天日嚳尊と有る耳に

て、自餘は何れも其定なり、古事記には、何れも天照太神と記し奉るは、古語を違へじとの心しらばなり、祈年祭詞の初に、天照太御神能大前爾白久と有りて、終に、荷前者皇太御神能大前爾云々と有れば、古には、天照皇太御神と書き奉りしなりけり、其神衣、月次、神嘗等詞には、天照坐皇太神と有りて、儀式帳亦右に同じ、斯れば御紀に文を約めて、天照太神と書かれしより、字は其に従ふ事なれども、其詞は太御神と訓みて、記傳に御を正しく美と訓み、神の迦を清みて讀み奉るべしと有るが如く、唱へ來れりし者なり、倍、天照太神と申すと、伊勢太神宮と申すには、太字尋常の如く、大とは書かずして、太と書き奉りて、自餘の諸神に分ち奉る、古よりの故實にて、古書皆然り、慎み守りて私爲べからざるべき者なり、(其は、公式令を見るべし、太上天皇、太皇太后、太皇、太妃、皇太后、皇太妃、皇太子などには、太と書れたり、其は掛まくも畏き天皇尊の大御族に限り奉れる事なり、予一昨年、後陽成院天皇の、天照皇太神と書かせ給へる掛軸を得たるに、太字を書かせさせ給へるを、見奉れるより、自物に

書くにも人の書けるを引くにも、大と誤れるは、太字に改めて引けり、其は此天皇尊はしも、此御紀の清原國賢朝臣の跋に、欽惟陛下寬惠叡智之餘、後世惜其流布之不廣、遂命鳩工、於是始壽諸梓矣、と有るが如く、吾輩の仕へ奉る皇大御學を興起し給へる、現人神に坐せば、必ず故實を原ね御在しての大御所業と思ひ測り奉るが故に、予は何時も其故實に神習ひ仕へ奉りて太字を書く者なり、見む人怪しむ事勿れとぞ)天照は、寶鏡開始章第三一書に、素戔嗚尊白日神曰、請姊照臨天國、自可平安と有るにて、其義明らけし、記傳六(七十二丁)に、照は氏良須と訓むべし、萬葉十八(三十三丁)に、安麻泥良須可未とあり、氏流と訓むも誤には非ず、神名帳に、對馬國下縣郡、阿麻氏留神社と見え、神樂歌に阿萬天留也比留女乃加美乎とあり、此は天を照らすと云ふとは少し異にて、唯氏流を延べて氏良須と云ふ古言の格にて、立を多々須と云ふが如し、天照と云ふは、天に坐して照り給ふ意にて、高光と云ふに同じ、(三代實錄、元慶元年、藤原基經公を、大政大臣に任せ給ふ宣命に、朕我食國乎、平久安久、天照

之治聞食須、故波此大臣之力奈利と有る、此は此太御神に准らへて、天皇の天下を所知看をも、天照と云へり、珍らしき詞なり、今云、中臣壽詞にも、與天地、月日共、照志明良志御坐事仁云々(以上取意)と見えたり、さて太神と稱へたてまつる事はしも、甚々御尊さの限無く、八百萬千萬神と多き中にて、殊に勝れて高く可畏く大坐々すが故なり、佗神にも、大神と申すも多在れども、殊に太御神と稱へ奉れるは、古語拾遺に、天照太神者、惟祖惟宗、尊無二、因自餘諸神者、乃子乃臣、孰能敢抗と有るが如き所由に依る事なり、(佗神にも、大神と申す事、御紀の中に多しと雖も、其祀祭給ふ因に云ふか、又は幣帛などを進らるゝに就て、崇め申させ給へるを、始終に貫きて太神と稱へ奉るは、此太神に限る事なる故に、中古よりの御定にも、其御靈を齋き奉らせ給ふ、伊勢大宮の御事を、唯に太神宮と記し習へる事、續紀以下の書共の記し様悉く然り)此太神の、高天原を所知食し初めてより、皇祖と御在し坐す高皇産靈、神皇産靈二神と申せども、太神を主と崇まへ御在し坐して、萬の大御業を輔相ひ奉らせ給ふ事、

天孫降臨章、及び神武天皇御紀に、所見たるが如し、然れば、其可畏き申し事には有れども、天御中主尊と、徳を合せ大坐々事ならむも知るべからず、其は御中主と申すは、天中の主宰たる由に、其同じ高天原に、天照大神の君主と坐さむには、一國にして二君有るに異ならず、皇太神と稱へ奉れるも、皇は、高天原を統所知看す謂なるを思ふ可し、然れば、天御中主尊は、天照太神の隱身、天照太神は、天御中主尊の顯身と心得て、此を一柱の如く思ひ成し奉れらば、違ふ所非ざる可くなむ所思たる、(此事、傳二天御中主尊の下に云へるを、猶傳八、第六一書、枉津日神直日神の御事に就て、高皇產靈尊、神皇產靈尊の御事の結びを云ふを合せ、讀味ふべき事なり) ○天照大日靈尊、天照の説右の如し、大日靈尊は、大日靈貴の貴を省けるなり、第一一書に、大日靈尊と有り、猶鎮魂歌に、豊日靈尊、萬葉一に天照日女之命、指上日女之命など出で、神樂譜に晝目曲有りて、其歌に阿萬天留也比留女乃加美乎と見え、古今集(大歌所歌)に、晝目歌と云ふも有りて、其例甚多き事なり、(寶鏡開始章に、稚日女尊と有るは別神なり、

神名式に、山城國葛野郡、天津石門別稚姬神社、名神大、月次、新嘗とある、此神の事なれば、日女を姫と訓むべし) 借天照と冠らせ奉るは、天津日神と大坐々て、世中を御照し坐々す全體の大御名なるを、大日靈と申し奉るは、月神と相並ばして、此大地の晝夜を持ち分けて所知看す大御名とを、重復て稱へ奉れるなり、(此例猶有り、右に引ける稚姬命に、天津石門別と、亦名を重復て一聯に申すなどに、同じきなり) ○光華明彩は美比加理宇流波志久坐々互と訓みて、皇太神の質性にして、其大御光の明彩しく大坐々なり、第一一書に、即ち大日靈尊、及月弓尊、並質性明麗、故使照臨天地とある明麗に當れり、安閑天皇元年御紀に、光華象乎日月と有る、光華を比加理宇流波志と訓み、欽明天皇十四年御紀に、光彩晃曜如日色と見えたる、光彩を宇流波志久と訓めり、(通證に、光華、見文選詩、明彩、見鮑照賦とあり、但此は、其字を用ひて、言を移せるにこそ有けれ、實には、天地間に二なく至尊き太神の御上なれば、餘りに奇異にて、實には當つべき字のなきなり) 光華を、比迦理と訓むは照の義なり、或説

に、光は日明なりと云るは、然も有るべく、又は火明にても有るべき事、傳十八に云へるを見て知るべし、古事記(日代宮段)に、多迦比迦流比能美古と有るを萬葉一(二十一丁)に、高照日之皇子と有るを以て曉るべし、又、猿田毘古神の事を、上光高天原、下光葦原中國と云へる、光字を照の如く訓み來れるも、其語意同じきが故なり、此太神は照徹於六合之内と有るは、佗に准らふべき事には非ざれども、神の御身より光を放たせ賜ふ例を、一二云は、寶鏡出現章第六一書に、于時神光照海、忽然有浮來者一曰云々、吾是汝之幸魂奇魂也、天孫降臨章第二一書に、味相高彥根神、光儀花艶映于二丘二谷之間と見え、又、猿田彥大神の事を、口尻明耀眼加八咫鏡、而絶然云々、時有八十萬神、皆不目勝相問と有り、又神武天皇御紀に、至吉野時、有出人自井中、光而有尾云々、臣是國神名爲井光と見え、古事記(遠飛鳥宮段)に、輕大郎女の下に、御名所以負衣通王者、御身之光自衣通出也と記され、雄略天皇御紀に、天皇産而神光滿殿と有るなど、神は更にも云はず、現人神にも、如此く御光

坐る者なるを況てや天地の内を御照し坐々す日神の大御光は、如何に在りけむ、御父母二神すらに、未レ有レ此靈異之兒と宣り給へる者を、如何にしてか思ひ測り得奉らむ、唯可畏々々も、其傳を守る外なき者なりかし、(桓武天皇御紀、和氣清麻呂卿傳に、弓削道鏡の事に就て、宇佐に被レ詣し所に、神託宣云云、清麻呂祈曰、今大神所レ教、是國家之大事也、託宣難レ信、願示神異、神即忽然現形、其長三丈許、色如滿月、清麻呂、消魂失度不能仰見、とあり、色如滿月とは、其御光を放たせ給ふ状を云へり) 明彩は、麗美の字の如くなるが、此は唯に其大御容儀の麗美しく坐々す耳ならず、其大御光輝の靈異に明彩しく大坐々しなり、右に引ける神光照海、又神光滿殿の類なり、信に宇宙の間に於て、天日の大御光計り、妙に奇しく麗美しき物は非ざれば、然申し傳へけむは諾なる事になむ有ける、凡て宇流波斯とは得愛にて、物に在れ事に在れ、心に愛しと思ふ事を得る義なれば、二神の此時の御心、想像り奉りて、其味を知るべし、(傳八第六一書に就て説くべき事なれども、少か云はむに、其に我愛之妹者云々、又

愛也、吾夫君云々とある、愛は、古事記遠飛鳥宮段歌に、宇流波斯登、佐泥斯佐泥氏婆と有ると一にて、人に親ひて、宇流波斯と云へるなり、其石戸段に、我那勢命之、上來由者、必不善、心と有るは、心の美醜に就て云へるなり、此の寶鏡開始章第三一書に、頃者人難多請、未レ有若此言之麗美者也、と有るは、言の善さを云ふなり、又古事記國作段に、大穴牟遲神の事を、成麗壯夫而、出遊行とも、言甚麗神來とも、天孫降臨章第二一書に、味相高彥根神、光儀花艶云々とも有るは、人の容儀に就いてなり、古語拾遺に、鏡を次度所鑄、其狀美麗と有るは、物の形狀に云へるにて、何れも皆同意なるなり、○六合之内は、鈴屋大人の神代正語に、阿米都知能宇良と訓されたるに従ふべし、寶鏡開始章に、天照太神乃入于天石窟云々、故六合之内常闇而、不レ知晝夜之相代と有るを以、其訓の當れる事を知るべし、其第二一書に、天手力雄神、侍磐戸側、則引開之者、日神之光滿於六合、諸神大喜と有る、六合をも然訓むべき事、云も更なり、右等を、何れも久邇能宇知と訓む事には有れども、久邇と云ひて

天地を兼ぬべくも非ざれば、僻訓なり、(但し神武天皇御紀に、蓋六合之中心歟と有るは、久邇能母那迦と訓むべき所と所見たり、伊勢の御鎮座本縁に、此文を引きて、天地四方謂之六合、訓之云久邇也と有るは、中古に古言を失ひて、然訓めるに依れるにて、此訓は謂れなき事なり、通證に、六合之字出莊子、梁元纂要、天地四方曰六合と有り、字の出所は然る言なり) 然訓れたるは、萬葉十五(三十四丁)に、安米都知乃、曾許比能宇良爾と有る、其は天地乃底方乃内爾の義なれば、底方の語を去りて、天地之内とは讀まれたる者なり、宇良は、其底方を天地の極みとして、其内裡なる義なり、但し此は生み坐し、時の御事耳ならず、天上に坐々して世中を御照し給ふ御時迄に係けて心得べき事なる、然るにても、天日の大御光の行き徹る限は、其天の中央にて、謂ゆる六合之内なるが、其底方は天底なる事、傳二(一三七)天底立尊の下に説へる事の、信なるを知るべく、又、其天底と云迄も、本より有りしに非ず、神の造りて立て給ふを知べき者なり、但し右の如く天日の大御光の及ぶ天には限有れば、其限

なき底方に至りては、皇太神の所知看す大御世の外ならむかと思ふに然らず、皇御孫尊は、皇大御國に大坐々して、其大御政は、皇大御國限にて行ひ給へれども、其實は四海萬國を統御す大君に渡らせ給ふと同じ趣なりと知るべし、(此二共に、能く人の思ひ誤る事なれば、心得おくべき事なり、近き頃に至りて幼々しく天文などを學ぶ輩など、推量りの妄説を構へて、日神を蔑如し奉り、天皇尊を蔑如し奉るは、神代に然る明らかなる古傳の有るを、得知らざる僻事なり、甚切可畏) ○照徹は、大御光の至らぬ隈なく行渡るを云て、寶鏡開始章第三一書に、日神之光滿於六合之内と所見たる滿字に當れり、若て其滿字を萬葉二(四十一丁)に、天地日月與、滿將行神乃御面跡、九(三十四丁)に、望月之滿有面輪爾など有りて、多流と訓ませたる、多流は照の義なり、借此に照徹と云ふは、萬葉十九(四十四丁)に、天地爾足之照而と有ると同じ意なり、同一(二十二丁)に、天原振放見者、大王乃御壽者長久、天足有と有るも、振放見者と有るには、何か標當と爲る物有らむを熟思ふに、天足有とは、天日の照徹れる事を然宣ひけ

むも知るべからず、天足有は、天照有と通ひて聞ゆめり、(此に就て思ふに、凡て照と云ふ語の本は、足と云ふ事にや、名義抄に、照字を氏良須、氏流などは本よりにて、阿良波須、又、比迦理、又、阿佐良迦那理、又、都夜々迦那理など、多く訓める中に、阿良波須と云ふは、此に隠るひたる物を、其に出すにて、即ち足と云ふに、其意近ければなり、大抵は光などの如く、體言には非ず、天照とか、國照とか、照海とか、何れも用言に用ひたる、例を推すに、天照は天足、國照は國足、照海は足海にて、其光の顯れて、行足ふ義と見えたり) 徹は、名義抄に、伊多流とも訓みて、其大御光の通り到れる由なるが、登保流の義は遠有にて、物の所在を経て、遙なる方に及ぼすを云ふなり、(古事記、遠飛鳥宮段に、登富禮と有るを、出雲風土記なる神名に、衝杵等乎留比古命と有るは、衝杵の徹と云ふ事なれば、徹の假名は登衰流かとも、先には思ひしかども猶非ざりけり) ○二神喜曰云々、古事記には、此時伊邪那岐命、大歡喜詔、吾者生三生子而、於三生終得三貴子、即其御頸珠之玉緒、母由良邇取由良迦志而、賜天照

大御神而詔之、汝命者所_レ知_二高天原_一矣、事依而賜也、故其御頸珠名、謂_二御倉板舉之神_一、と有りて、甚美好きを、御紀には何れの傳にも漏れたるは、甚々可惜しき事なり、今少か云むとす、其御頸珠はしも、傳五(三六一)に云る如く、珠は足眞と云ふ事にて、神の御靈を取り託くる器なり、然れば高天原を事依し授け奉らせ給ふ大御靈と爲て賜へる、御祖大神の御靈實にて、彼章に、天神謂_二伊弉諾尊、伊弉冉尊_一曰云々、迺賜_二天瓊戈_一と見えたる、天神の御靈實の天瓊戈なると同じ事なり、(記傳七、賜_二天照大御神_一の下に、凡て多麻布と云ふ言は、此御頸珠の故事よりぞ出つらむ、故、其物を玉物とは、云ふならむ)と云はれたるは、信に然る言ながら、其は賜_二天瓊戈_一に始れる事、傳五に註へるが如し、偕、又古事記に須佐之男命の御許より、大穴牟遲神の逃げ出て坐す所に、即ち取_二持_二其大神之生大刀、生弓矢、及天沼琴_一と有るは、自ら持ち出で給へるには有れども、後に其大神の追ひ至り坐て、意禮爲_二大國主神_一、爲_二宇都志國玉神_一云々と、事依し賜へれば、此にては賜はる由なるが、其天沼琴は、天玉琴と云はむが如し、然

れば、右の天瓊戈、御頸珠、天沼琴、又、天璽の八坂瓊曲玉など同一徹にて、何れも、物事を人に寄するには、必ず有る古の制なる者なり)玉緒母由良邇は、記傳に、緒に貫ける玉共の相觸れつゝ、鳴る状を云ひ、取由良邇志は、御手に執り持たして、令_二瑠瑠_一なり、舊事紀に、十種神寶を、由良由良止布瑠部と云へるも同じ)と有るが如し、思ふに、此は鎮魂の本にて、天照太御神の、大御靈を殖賜へる神業なり、其を古語拾遺に、凡鎮魂之儀者、天鈿女命之遺跡と有るは、其式の定れるを云ふにこそ有りけれ、其事の起は此に在り、其は祝詞講義に、已にも云へるが、今少か云むに、小野宮年中行事、鎮魂祭に引れたる、弘仁神祇式に、當日薄暮、内侍經_レ奏云々、向_二宮内省_一、衝_二宇氣_一之間、藏人開_二御服箱_一振動とも、又江家次第(鎮魂祭條)に、神祇官一人進結_レ糸、納_二於葛篋_一(自一至十)此間、女官藏人開_二御衣篋_一振動と有りて、御衣篋を振り動かす事は、此の頸珠はしも、御裝束の玉なるに、其を振り動かし給へる故事の傳はれる遺制なるを以て知られ、又、鎮魂祭を美多麻布理と云ふも、玉緒母由良邇取由良邇志とある如く、

玉緒を振り動かして、太御神の大御靈を振り動かして、勢め奉り給へるに起れる稱なるを思ふべし、猶寶鏡開始章第三一書、瓊響瑤々の下に委しく説けるを以て知るべき者なり、(凡ての神事は、多くは天石窟の時に始れる状なるを、此鎮魂に於ては、如此く、伊弉諾大神に始めて出来るを、皇大神も、瑞珠盟約の時にはせ給ひて、御子を生み給ひ、天石窟の時には、天鈿女命の、其を被_レ行て、皇太神を招奉らし、より、愈_レ其式定れるを、後に天神の御許より、饒速日命を天降し給ひて、神武天皇に傳へ奉れるが、朝廷の御式と成れる由など、祝詞講義に就て明むべし)謂_二御倉板舉之神_一とは、丹波風土記に、伽佐郡高橋郷(本字高梯)所以_二號_二高橋_一者、天香語山命、於_二倉部山尾上_一、創營_二神庫_一、以_二收_二藏種々神寶_一、設_二長梯_一以_二爲_二到_二其庫_一之料、故云_二高梯_一、と有る、此に依りて、高倉下命の名有り、又神名式に謂ゆる、山城國綴喜郡、棚倉孫神社(大月次新嘗)と有は、同神に坐すを、萬葉十九(四十丁)に、多奈久良能社爾と有は、其倉に依て地名と成れるにて、倉板舉と、棚倉と一つなり、記傳に、御祖神の賜ひし重き御寶と

爲て、天照大御神の御倉に藏め、其棚上に安置奉て崇め奉り給ひし故の御名なるべし)と有り、此は天瓊戈の、天神の御璽なり、御靈實なるが如く、此も高天原を御依しの御璽にして、又二神の御靈實なる故に、殊に齋藏を建てさせ給ひ、其御棚に齋ひ置かして、親しく仕へ奉らせ給へる由なり、軍防令に、凡軍器在_レ庫、皆造_二棚閣_一安置、と有る義解に、謂_二棚閣_一也、閣樓閣也と有るに似たり、自佗の違は有れども、天孫降臨章第二一書に、天照太神、手持_二寶鏡_一、授_二天忍穗耳尊_一、而祝_レ之曰、吾兒視_二此寶鏡_一、當_レ猶_レ視_レ吾、可_レ與_二同_レ床共_一殿以_二爲_二齋鏡_一、と有るに思ひ合すべし、(又此事に因りて、皇太神を皇大宮に齋き奉らせ給ふ御殿を、畏_レ所と申す事と成りて後には、畏_レ所と申すが大御名の如く成れると、此の其置所に依りて、御倉板舉之神と申させ給ふと、事の趣又同じ)又朝廷の御式に、十一月中寅日に、鎮魂の大御政を取り行はせ給ひ、十二月に至りて、其御魂宮を齋_レ戸に齋ひ鎮給ふ事の起原も、亦是に在り、然れば此は御祖大神の勅任しの大御璽を、其大御靈實と齋ひ奉らせ給ひて、皇太神の大御靈を鎮めさせ給

ふ齋戸の神と申す意に見るべきなり、(八洲起元章に見えたる如く、天神の御靈實の天瓊戈を、磯取盧島に衝き立て、天柱とも齋柱とも齋ひ奉らせ給ひて、其を二神の御心の鎮と成して傳づき給ひし事、傳五卷(二六六)に云へるを見合せて曉るべし、此段の事共を、凡て彼章に合せ味ひて、大に助と成る事少からず)○吾息雖多は、二神の何不_レ生_三天下之主者_一歟と宣へるは、唯天下の主と坐む尋常の御子を生み坐むと所思し、を、所思し、よりは猶勝らして奇異に生坐し、かば、如此く多に御子は坐せともと、彼大八洲國、及山川草木に迄係けて宣へるなり、(鎮火祭詞に、國能八十國、島能八十島乎生給比、八百萬神等乎生給比氏と有る、八百萬神は、其國にも島にも屬きたる枝神なる故に、此には其と並べ宣へるならず)雖多は、佐波那禮杼母と訓めるを、今は多爾坐杼母と訓めり、此言の事、傳十八に云べし、萬葉一(十八丁)に、國者思毛、澤二雖有と有るを始として、甚多き語なり六(四十二丁)に、國者霜多雖有、里者霜澤爾雖有と、常に對へ云ふ事なるが、佐波にも意富にも、多字を數多用ひたるは、同じ狀の語な

るが故なれども、言の行く所異なるべし、意富は覆にて、大を以て小を摠ふるなり、佐波は塞にて、小を以て大に至るながら其歸く所に成なり、(然れば同じ意ながら、多は一圓げにして云ふ故に、大らかなる所に用へるを、澤は聚り合ひて一つに成れる謂なる故に、意の細かなるに用ふる事なり)○靈異は、久志備爾阿夜志伎と訓めり、例は清寧天皇御紀に、於_三諸子中_一、特所_三靈異_一と見え、又、丹後風土記に、天梯立の成れる事を、先名_三天梯立_一、後名_三久志濱_一、然云者、國生大神伊射奈藝命、天爲_三通行_一而、梯作立、故云_三天梯立_一神御寢坐間伏、仍_レ怪_三久志備坐_一、故云_三久志備濱_一となる、怪_三久志備_一は、二神の御心に、然所思し、なるが、此は日神の御有狀をなり、上にも註る如く、二神の御心には、唯其生成坐し、大八洲國、及山川草木を統ふる主と坐む神をと、思はし疑らして生み成し坐せるが中々に、天下を所知看す計の神には坐せず、其大御光輝の麗はしく坐して、天地の内に照り徹らせりければ、如何なる所由に依りて、斯る大御子は生れ坐しけむと所思しけむは、信に然ぞ有りけむ、然れば皇太神の靈異に神し

く坐せる御有狀耳には非ず、其生れ坐し、事をも、怪しみ奇しび坐る義を合せて訓むべき者なり、(古語拾遺に、大宮賣神を、是太玉命、久志備所生と有るも、生み成せる方に云へるにて、生れたる御子の事には非ざるを、此は生れ坐し、御子の奇異なるなり)久志備は、右の久志備濱、久志備所生は更なり、神名には、熊野櫛樟日命と申す、櫛樟日も其例なり、天孫降臨章第一書、日向穗日高千穗之峰を、其第一一書に、日向高千穗櫛樟之峰と有れば、久志夫流とも活く言なるが、幸魂奇魂の、奇魂を、口訣に、不念而成と云へるは、奇の義を、允に克く解き當てて妙なり、其は久志とは念はずして成り、求めずして至るを云ひて、世に其計に妙なる事の非るが故に、其條なる事を、久志備とも久志夫流とも云ひて、人の得しも思議り及ばざる事を云ふ言と成れる者なり、(大殿祭詞別講義に云へる如く、凡て神名などに、櫛某豊某と、其上に冠らせ云ふは、天と地との義に依りて別くる事なり、豊は動にて、大地の運動に依りて、萬物の生れるが、世に其計り愛たき事は非ざるが故に、終に稱辭と成れる事、傳一傳二に已に云

へり、櫛は氣爲にて、天神の物を造化し給ふに、形なき氣中より、物と成して顯はし出し給ふが、此方にては、得しも思測るべからぬ、妙なる神業に依るが故に、然は云ひて、後には物を奇異しむ義にも用ふる語とは成れる者なり)阿夜志伎の阿夜は、傳三(一五八)に、記傳を引きて云へる如く、驚きて歎く聲なるが、其より文と云ふ言ともなり、活きて動など云ふ言にも成れるが、阿夜志伎と云へば、其物の打ち驚くべき狀なるなり、寶劍出現章に、第六一書に、神_光、神武天皇御紀に、神_策と、神字を訓み、古事記には、天照太御神以_三爲怪_一云々、天照太御神逾思_三奇而云々_一、又は、故取_三此大刀_一思_三異物_一云々なども有りて、其字共を、世にも多く用ふる事なり、然れば靈を久志備に、異を阿夜志伎に、允に能く當れり、(名義抄に、靈に阿夜志と云ふ訓は有りて、久志備とは非ざれども、泥むべからず、其は異字も然にて、此は久志備とも訓むかとも思へども、阿夜志布と有れば、此の靈は久志備に當て、書かれたるなり)○不宜_三久留_一此國_一の、久は、次の早く對へたるなり、天下の主を生むと所思し、を、

六合の内に照り徹らせる日神に坐すに依りて、此には長く留め奉るべからずとなり、口訣に、此言光明靈異、自不可坐於下土、故送于天、以爲天上之主也と有るが如し、此は二神、其神隨の性に隨ひ給へる者なり、此國とは降誕の地にて、即ち大地を云ふ事、次に天上と有るに合せて曉るべし、(其生れ坐せりし宮は、八洲起元章第一一書に、同宮其住而生レ兒と見えたる、磯馭盧島の八尋殿なり、次に以て天柱一擧於天上と有るを以知るべし)○自當早送于天の早は、急ぐにて、古事記に、御祖命告其子言云々、乃速遣於木國之大屋毘古神之御所と見えたる、速遣に同じ、萬葉一(二十五丁)に、去來子等、早日本邊とも有り、此を以て見るに、皇太神の生れ坐る、即ち天に送り致し奉らし、なり、然れば第二一書の次第に、因に火神の生れ坐る以前に、既に送り奉らし、事灼然し、(其は不宜久留此國と有りて、此に又、早くと云ひて有るには、深く其心を入られたる事知られたり)○授以天上之事は、字に拘はらず、天原之事乎授依志賜布と訓むべし神世七代章第五一書に、海上を海原と訓み、齋明天皇

御紀に、川上、此云箇播羅と有れば、上字は原と訓むべきなり、其は第六一書に、伊弉諾尊、勅任三子、曰、天照太神者、可治高天原也と見え、第十一書亦然り、古事記には殊に委しく、汝命者所知高天原矣、事依而賜也と有るは古語の任なるべし、(但し賜也は、記傳に、御頸玉を賜ふなりと有るが如し、高天原を賜ふと云義には非ざるなり混らはすべからず)天上之事とは、即ち高天原の事なり、皇太神は日神に坐せば、高天原の事は御心の任に物爲させ給ふ事なり、天上之事とは、此を云ふなり、萬葉一(二十七丁)に、天照日女之命、(二云指上日女之命)天乎波所知食登と有る是なり、(天上之事は、天朝の政事なりなど云へるは、曲々しき僻説にて、取るに足らず、齒牙に係くるも穢らはしき事なり、又同卷に、久堅之天所知流君故爾云々又我王者高日所知奴と有るは、人の歿りて、靈の天に上るを云へるにて別なれども、今の例なり)此事を、記傳七(七丁)に、天照太御神は、此御事依の任に、天地の共無窮に、高天原を所知看て、天地の表裏を隈なく御照し坐々して、天下に在ゆる萬國、此御靈を蒙らずと

云ふ事無ければ、天地の限の大君主に坐々して、世に無上至尊きは、此太御神になむ坐々しける、偕四海萬國、此太御神の御光を蒙り、御靈を蒙りながら、其初の趣をも知らず、此皇國に生れ坐る事をも知らず、皇國の勝れて尊き事を總べて知らず、有るは、外國には、凡て神代の正傳説の無き故なり、(以上探要と有るが如し、(玉禰三に、漢土の説は、日宮縦横二十三十里、金物水精暈於内、流光照於外、其中有城郭人民と云ひ、其神を日君と云ふと有れども、猶思東なき傳なり、又儒家に、上帝と云ひ、昊天上帝と云へるは、日神に當つべきが如くなれども、其も唯天の主宰を云へるにて、正しく日神とも定め難きは、正傳説の無きが故なり、印度には、長阿含世記經に、日宮縦廣五十由旬、宮殿四方遠見、故圓二分、天金一分、頗瑠内外清徹光明遠照、正殿純金高十六由旬、日天子身放光明照金殿、金殿光出照于日宮、日宮光出照四天下とあり、然れども、日神の皇國に生れ坐る事知らざるは、彼姪兒淡洲は皇國より前には成れりしかども、潮沫の凝りて國と成れるは、素戔嗚尊の天降坐して後に開け

たる國なるが故に、其より古の事は傳はらぬにてぞ有りける)○是時天地相去未遠の是時は、其事依し奉り給ふ時なり、第十一一書に、既而天照太神、在於天上と有る頃に至りては、物定りて大に世を経たる状なる事、既而と有るにて所知たり、天地相去は、記傳に引かれたるに、天地之阿比陀と訓まれたるに従ふべし、未遠とは、其天と地との間を云ふなり、(古史徴に引かれたるには、字の如く訓まれたれども、餘りに聞き苦しげなり)天は天日なり、地は顯國なり、其日を天上と云ひ、國を天下と云へるが、其天地の定る所以はしも、先神世七代章、第三一書に、天地混成之時と有るは、相混沌て未だ天地の分れざりし太古なり、次に其第一第四第六の一書共に、天地初判と有るは、又、其第六一書に、有物若輩牙云々、號天常立尊、又有物若浮膏云々、號國常立尊と云へる如く、天地と相判れ去る事にて、是二なり、然れども、天は上り地は下りて、今の如く相定る事は、幾百千萬の年をか經たりけむ知べからぬを、皇太神の生れ坐し、程は、漸く大八洲國、及び山川草木の成り出でし頃にて、未だ世の始なり

ければ、其間合の遙に隔たらざりしかば、此に天地相去未遠と有るにて、是三なり、然るを、瑞珠盟約章に、伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣と有るに至りてぞ、全く天日の状なむ相定めりけらし、(釋紀天地相去未遠の述義に、三五曆記曰、古昔天地未分、渾沌如鷄子、萬八千歲、天地開闢日甲子歲甲寅、清輕者上爲天、濁重者下爲地、盤古在其中、神於天、聖於地、萬八千歲、天極高地極深、數起於一、立於二、成於五、盛於七、處於九、故天去地九萬里と有りて、先師說云、神代天地相去未遠、尤叶此儀歟と有り、口訣に、天地相去未遠者、天成地定、天神生二神、而二神生日神之謂也と云へるは如何、天神二神を生み、二神日神を生み坐る事を、天地の遠近に係けて云ふべくも非ぬをや)○天柱は、八尋殿の心御柱なり、八洲起元章に、以礮取盧島爲國中柱と有るは、甚々約めたる傳にて、其を第一一書には、二神降居彼島、化作八尋之殿、又化堅天柱と有りて、猶委しきを、私記に、其天柱の事を書したるに、古說云、天神所賜瓊矛、探得礮取盧島、即

以其矛衝立此島、爲國中柱也、即其矛化爲小山也と有るを舊事紀にも同傳有りて、以天瓊矛指立於礮取盧島之上、以爲國中柱也と有る是なり、(但小山と化れるは、二神の御世の限は、八尋殿にて、住み成し給へるが、其天柱なりし天瓊矛の、後には山と化りて遣れりと云ふ事なり) 偕、此の第六一書に、伊弉諾尊曰、我所生之國、有朝霧而薰滿之哉、乃吹撥之氣化爲神、號曰級長戶邊命、亦曰級長津彥命、是風神也と有るは、其天柱の許より吹き撥はし、が、其所に風神は成り坐せるなり、其は風神祭詞に、我御名者天乃御柱乃命、國乃御柱乃命止、御名者悟奉氏と有るを以知るべし、偕、此神名の級長は、傳八に註せる如く、大虛空は、天に昇る階なる由にて、此の古傳に克く合へり、正しく日神を天上に送り奉らしては、其風神を以なる事、下に辨へるが如し、(若、此く天御柱、國御柱を以て負ひ坐るは、其天柱國柱に就て成り坐る謂なる事云も更なるが、其風神と坐せる御功用は、信に天地の御柱とも稱へ申すべき程の事なり、其は第六一書に就きて云ふべき者なり) 若て、日神を天柱以て送り

奉らせ給ひけるは、二神の天浮橋以て、天降り給へる、其如く爲て、天上には擧げさせ給へるなり、天浮橋と云ひ、天磐船など云ふ時は、一種の質を成す故に、丹後風土記の久志備濱の故事の如く、土質と成れども、其地より云ふ時は、高天原なり、其物より云ふ時は天霧なり、浮雲なり、何れも風氣の所在なり、又風氣の往き來ふ所なり、又風氣の凝りて成れる物なり、故其の元の本より末の終に至る迄、風神の所置に非ざる事なし、(然るを、中古より此天浮橋の事に關かりし故に、釋紀述義に、私記曰、問以天柱擧於天上云々、是日神上天之時、以天柱爲登橋歟、將又天神先所賜之天瓊矛、今返上歟云云、答、天照太神、光華無雙、故以天之御柱、爲其登橋、即送之於天也、天柱甚短而、爲其登橋者、是時天地相去未遠之故也、此即天地倚杵之義也と有る、以天之御柱、爲其登橋と有るは宜しけれども、天地相去未遠として、其より直に天に至ると云ふは、拙き説なり、又問、或說、凡云天柱者、是天神先所賜瓊矛也、方今洲國已生、萬功皆畢、故以其瓊矛返上於天也云々、答說者云、彼矛即於礮

取盧島、爲小山也、何以小山、上於天乎、此說非也、然則天柱者瓊矛也、此矛爲山、傳自彼山登天歟、是猶以天柱爲其橋之義也、豈非爲天照太神之橋哉と有るは云れたり、但傳自彼山登天と云は、彼少彥名命の粟莖に彈れて渡り坐し如きには非ず、甚々所謂有る事共にぞ有る) 偕、日神の光華明彩しく坐々して、天地の間に照り徹らせる其大御光輝の、四方八面に行き至る事はしも、風氣の然らしむる事云ふも更なるが、八尋殿の天御柱の許に生れ坐るに先立ちて、風神の生れ坐て、其天柱より送り奉れる故實と、今世を御照し坐々す事實と、少も異らぬこそは奇異しけれ、其御靈實を齋ひ奉る五十鈴宮に屬きて、風神社と云ふ有りて、正應年中より、風宮と申す是より、又風神祭詞に、吾宮者朝日乃日向處、夕日乃日隱處乃、龍田能立野乃小野爾吾宮波定奉氏、吾前乎稱辭竟奉者と有るが如く、其御靈の鎮坐す宮をも、朝日夕日共に隈なく指し入る地處を乞ひ給へるは、日神とは、右の所由に依りて殊に親しみ奉らせ給ふが故なり、然れば以天柱擧於天上也とは、風神を任して、高天原には送り奉り

給へる事なむ有りける、(天孫降臨章に、天稚彦の反矢にて亡にし所に、天國王云々、乃遣疾風一舉レ戸致天と有るを、舊事紀には、速飄神とあり、此は風神に屬る枝神とは聞ゆれども、其御功用を受繼きて有りけらし、天に屍を擧げたるを見るべし、況て其主神と坐す者を、如何なる奇しき業の非ざらむ、漢籍河圖帝通記に、風者天地之使也と云へるも然る言なり) ○舉於天上也の擧を、古く送舉奉流と訓めるに従ふべし、其は自當早送于天と宣ひて、今擧げ奉る所なればなり、日神の其所知看す天日の御國に昇り坐す事なるが、御父母神の取り擬ひ給ふ事なる故に、阿宜と訓みて、彼大祓詞などに、皇御孫之命波、豐葦原乃水穗之國乎、安國止平久知所食止云々、天降依志奉支と有る例の如し、(其は、擧も降すも、共に擧給ひ降し給ふ御方より云ふ語なり、萬葉二に、天原石門乎開、神上上座奴と有るは、自ら擧り給ふ方より云へるなり、一云、神登座爾之可婆と有るも同じ事なり、其自佗を辨へ知るべきなり) ○月神の高天原を所知看す大宮を、天宮とも日宮とも申せり、又天津朝廷、日朝廷とも申せりし狀なり、其天宮は、

大祓詞に、天津宮事と有るは、天宮の事務と云ふ義なる事、已に祝詞講義に註るが如し、太神宮雜事記に、垂仁天皇廿五年、五十鈴宮御鎮座の事を令せ給へる詔宣を記せるに、皇太神宮勅備、我天宮御宇之時、天下四方國攝、錄可天下宮所、放光明見定置云々と有る是なり、又清和天皇貞觀十五年條に、謹檢故實、天照坐皇太神宮天降坐之時、天兒屋根命、天見通命、天村雲命等、彼爲輔佐之神僕、同時天降也云々、始從天宮傳來、無止齋庭供奉職之氏也と見え、又東三條、後朱雀院天皇條に、齋宮内侍託宣備、我是皇太神第一別宮荒祭宮也、而依皇太神託宣、今更所託宣也、天下四方乃人民、皆皇太神宮乃御寶也、其中、大中臣并荒木田氏、皇太神宮、天宮余利天降坐時余利、繼氏繼門天代々世々奉仕來、輔佐乃神氏也とも所見たり、(倭姬命世記に、爾時皇太神、倭姬命乃御夢爾諭給久、我高天原仁坐、既戸押張、原如見々志真伎志國宮處波是處也云々、と宣へる事の有るを以て、天宮を朝廷とも申せるを知るべし) 又萬葉一(三十六丁)に、安見知之吾王、高光日之皇子、久堅乃天宮爾、神隨神等座者云々と有る

は、薨給へる弓削皇子の御靈の、天宮に上り坐て、神と坐と云へるにて、此は決めて古き傳にて、同卷(三十六丁)に、高市皇子尊の御事を、久堅之天所知流君故爾、云々とも、我王者高日所知奴とも有るなど、皆唯詠物なる耳ならず、實事にも百練抄(壽永二年六月廿三日條)に、近會祭主親俊奏法皇云、夢想云、參神宮平伏庭上、父親定并親章卿(兩人過去者)在堂上、以親定傳仰云、於我者令向天宮給畢、禪定法皇御事、所令申附荒祭宮給也云々と有るを、以て、過ぎ去し人の靈の、天宮に參り向ひて、皇太神に仕へ奉る事を知るべきなり、又右に引ける荒祭宮の託宣に、天下四方乃人民、皆皇太神宮乃御寶也と宣り給へるをも思ひ合せて、其然るべき事をも曉るべし、此事瑞珠盟約章なる伊弉諾尊の、登天報命の下に詳に云はむとす、(又萬葉二、日並知皇子尊殞宮之時歌に、天地之初時之云々、葦原乃水穗之國乎、天地之依相之極、所知行神之命等、天雲之八重搔別而、神下座奉之、高照日之皇子波、と瓊々杵尊の御天降の時と、今皇子尊の降誕し事を云ひて、次に其薨坐し事を、天皇之敷坐國等、

天原石門乎開、神上々座奴と云へるも、其御靈の天に參向はせる古傳に依れるなり、續紀に、聖武天皇の大御母尊の御諡を、千尋葛藤高知天宮、姫尊と稱へ奉らせ給へるも、其御靈の神上り給ふ天宮を以て負せ奉りしなり) 又倭姬命世記に、皇太神乃我高天原仁坐、既戸押張云々と宣へる、既戸は、朝廷の御事なり、又、萬葉二(三十四丁)に、明日香乃真神之原仁、久堅能天津御門乎、懼母定賜而と有るは、皇大宮の御事なれ共、天津朝廷に准へ奉りて、然申せるにて、又、皇大宮を日朝廷とも申し奉るに同じくして、其本は、皇太神の天宮の稱を用ひさせ給へる者なり、(其は、次に云ふべし、遷却崇神詞に、皇御孫之尊乃、天御舍之内爾坐須皇神等なども有るが如く、皇太宮の御風儀は、萬に、上天の御儀を擬す故なり) ○日宮と申す稱は、古事記(朝倉宮段)大御歌に、多加比加流、比能美夜比登と詠まさせ給へるは、皇大宮の御事なれども、其は天宮に准らへて然申せる古の格にて、實には皇太神の高天原を所知看す大宮を、日宮と申せるなり、仁明天皇御紀の長歌に、茜刺志天照國乃、日宮乃聖乃御子曾、瓢葛乃天梯立、

踐歩天降坐志由と詠めりしは、天宮の御事なるを知るべし、又古事記(同段)に、麻紀佐久、比能美加度と有るは、皇大宮を、天宮に准らへて稱へ奉れる事、右の如し、是を以て、天宮を日宮とも日朝廷とも申し奉る稱ある事知られたり、(又外國にも日宮とも日官とも云ふ稱の有る由、已に上に云へるが如し、已に三代實錄詔には、天皇の天下所知看す御事を、朕我食國乎平久安久、天照之治聞食須故波云々とあり、此を以て、天皇の御上は、萬に日神に准らへ奉る事を知るべし)又平田翁説に、右の聖乃御子は、日知の御子と申し奉る事にて、日知は日を所知看す御事を申せるにて、日神を申し、御子は皇御孫尊を申し奉れるなり」と云はれたるは、信に然る説なり、萬葉一(十六丁)に、檀原乃、日知之御世從と有るは、神武天皇を日知と稱へ奉れるにて、此將、天皇を日神に准らへ奉れる稱なり、二(三十六丁)に、我王者、高日所知奴と有るは、其神去坐る御靈の、天に昇り坐す事を申せるが、日知と云ふ語を以て續けたるなり、其に并びて、久堅之、天所知流君故爾と有るを對へ合せて曉るべし、(然れば、外國の賢しき者共を、

皇國の人より聖人など云ふ稱ある事は、甚々有るまじき事なりけり、字は聖と書けるに、日を知るの義は無れども、皇國にては日知と訓む故に、彼輩に稱へむは、皇太神にも天皇にも申すべき事を悖るにて、甚可畏き事なり、努々忘るべからず、唯古事記高津宮段に、故稱其御世謂聖帝也と有るは、日知の意には有るべからず、漢土に堯舜など云へる者を、聖帝など云ひ傲はしたるを用たるにて、王仁などの所爲にも有るべけれども、味氣無き事なり)○天照太神の外に、天照某神と申す例、此彼多くあり、天照高彌牟須比命、天照御魂神、天照御門神、天照高日女神などは是なり、此等は皇太神の如く、天上より下土に照臨み坐すに依りて、天照某神と申すには非らず、皇太神に殊に親しく坐す所由有るを以、然稱へ申せるにて、神名式に、出雲國出雲郡、大穴持伊那西波伎神社、大穴持海代日古神社、大穴持海代日女神社など有るが如く、各其神の名の上に冠ふらせたる者なり、(然るを、外宮の書に、等由氣大神の御事を、天照坐豐受皇大神など記せるは、笑ふに堪へざる妄説なり、唯天照と云はこそ、上の例に同じ

とも云はめ、天照坐と云ては、即ち其神の天を照し坐す意なるなり、思ふに此の大神は、殊に親しく御在し坐れば、天照等由氣大神なども申しけむを、例の妄説を作りて、皇太神の日神に御在るに對へて、水徳の神にて、月神など云ひ料にせしなり、(穴可畏)其天照高彌牟須比命は、山城風土記、久世郡水渡社、名天照高彌牟須比命、和多都彌豐玉比賣命と有るは、此大神はしも、皇太神と相並ばして、萬に高天原の大御政を聞き看せば然稱へ奉るべき事申すも更なり、(神名式に、山城國久世郡水度神社三座と有れば、天照の下に、太神の二字を脱せるならむかとも思ひしかども、熟思ふに、天照某和多都彌某と並べ稱へ申せりしにて、今一神は擧げざるなり、姓氏錄山城國神別天孫に、三富部火明命之後也と有れば、此神を合せて三座成るべし)天照眞良建雄神は、三代實錄に、貞觀三年十月廿日庚申、備後國正六位上天照眞良建雄神、授從五位下一とあり、上田百樹が、奇異大本圖考に、神名式に深津郡須佐能衰能神社ある是なり、其は眞良は眞情にて、建雄は建速須佐之男命など申す同意なり」と云へるは、信に然る事なり、又天照

と冠ふらせ奉るは皇太神の御弟に坐せばなり、(然るを、平田翁は、天津麻良命と同神なる由云はれたれども、慥ならぬ事なれば從ひ難し)天照御魂神は、神名式に大和國城下郡、鏡作堂、天照御魂神社(名神大、月次相嘗、新嘗)と有るは、寶鏡開始章に見えたる、天糠戸神の事なるが、皇太神の御鏡を造り奉りし由に依れる事、其に云べし、又、天照御門神、天照高日女神は、天石窟戸を開き奉りし天手力男命、栲幡千千姫命なり、此二神を神宮の古書に、御戸開神とも稱へ奉りて相殿に坐し、其功用に依れるなり、三代實錄に貞觀元年五月廿八日癸未、授山城國正六位上天照御門神、從五位下一と有りて、式外なり、和泉志に引ける和泉國正應神名記に、天光石止別神祠と有るは同神なり、又我孫天光電神祠有り、電は伊那都賣と訓みて、稻之女の意にや、上に天照等由氣大神とも申すべき由云々を、考合す可し、又三代實錄に、元慶七年十二月廿八日庚申、授伯耆國正六位上高日女神、從五位下一と有るは、古事記に、大國主神の女高比賣と云へるが有れど、其には非ず、武藏風土記に、多磨郡稻直郷、多氣比咩神社、所祭栲幡

千々姫命也と有る、其多氣比咩神に、天照の語を冠たるなり、下に云べし

次生月神ツギニウイマツリエフツキノカミヲ一書云月弓尊月アルフニイハクツクニノコトツク夜見尊月讀尊ヨミミコトツクヨミト其

光彩亞日ミヒカリウルハシキコトツクリヒノカニ可以配日而治ベシトノリヒキナラヒヒノカニ

故亦送之于天カレマタオクリマツル次生蛭兒ツギニウイヒルコヲ雖已ナリスレドモスダニ

三歲脚猶不立故ミトセニアシナホザリシタカカバ載之於天馨櫛ノセテ

船而フネ順風放棄マニニカゼノハナチウツクカ次生素戔鳴尊ツギニウイエフスサノフノミコト

一書云神素戔鳴アルフニイハクカム此神有勇悍以安忍アリイサヒタケヒシテ

且常以哭泣為行故マタフツニモトナキイサフルヲセシワツトカバ令國內人民多クサササハニ

以天折シアラサマニシテ復使青山變枯マタシキキアラヤマナサカレソノ故其父母イチチハハ

二神フタバシラノカミ勅ミコトノリタマハラス素戔鳴尊サノフノミコトニ汝甚無道ハナハダアホクヤナシ

不可以君臨宇宙ズベカラキミトアルアノ固當遠適之於シタニマコトニ根國矣ネノクニニ遂逐之ツヒニヤラヒタマヒキ

月神と有れば、古くは、日神の方にも、御名を被^ラ擧^ゲざる本も有りしなるべし、古語拾遺にも、生^ニ日神月神と見え、顯宗天皇御紀の御託言にも、我月神、若依^レ請獻、我當^ニ福慶^トと所^レ見たれば、月神と耳も申せりし事決し、神名式に、山城國綴喜郡樺井月神社、(大月次新嘗)丹波國桑田郡小川月神社(名神大)などあり、(此等は、月讀神社など、何れも有るべき所なれども、若此申來れる古傳を守りて、忽に爲られざる御所爲なり)然るを、天神本紀なる供奉神の中に、天月神命、壹岐縣主等祖と有るは、疑はしき名なり、月讀尊より外に、天月神命など申すべき神は有るべくも所^レ思えぬを、若くは顯宗天皇御紀の、右の神託の下に、壹伎縣主先祖、押見宿禰侍^レ祠と有るに依りて譌れる者ならむかと思へども、然も見えず、故思ふに、出雲風土記に、意宇郡屋代郷云々、伊支等也、遠祖天津日子命詔云々とあり、此天津日子命は、瑞珠盟約章の天津彥根命なるべし、姓氏錄(和泉國未定雜姓)に、茨木造、天津彥命之後者、と有るを以て知るべきなり、偕、月神と素戔鳴尊と同神にて坐せば、月神の御裔に、壹伎縣主と云ふ事なしとは云ひ

生^ニ月神は、上に生^ニ日神と有に對へたる者にて、共に御名には非ず、細書に、月夜見尊と申すが、受け張りたる御名なる事、上なる大日靈貴の例の如し、凡て神名、人名共に、居地と行事とに因りて異なり、其心して伺ふべき者なり、(今例を示さむとす、續紀四十卷に、延曆九年十一月壬申、外從五位下韓國連源等言、己等是物部大連等之苗裔也、夫物部末連等、各因^ニ居地行事^ニ、別爲^ニ三百八十氏^ニ、是以源等先祖靈兒、以^ニ父祖奉^レ使國名^ニ、故改^ニ物部連^ニ爲^ニ韓國連^ニ、然則大連苗裔日本舊民、今號^ニ韓國^ニ、還似^ニ三韓之新來^ニ、至於唱導每驚^ニ人聽^ニ、因^レ地賜^レ姓古今通典、伏望改^ニ韓國^ニ二字^ニ蒙^ニ賜高厚^ニ、依^レ請許^レ之と有るを以て見るべし、物部連は、物の部を主れるにて、行事なり、韓國連は、彼國に御使を奉り到れるに因て、此も行事なり、高厚は、其居地に依りて氏に稱れるにて、行事には非ず、傳一卷五八、二卷八四、一〇九に、名^ノ事を云へるを見よ)記傳六(七十六丁)に、日神に御名有りて、月神の御名無きは如何と云れたる、信に然る言なれども、舊事紀は此御紀を取れる者なるに、先生^ニ日神(號曰^ニ大日靈貴^ニ亦云々も)次生^ニ

難し、且、彼、五男神等は、日神に屬きて、日神の御子には坐せども、寶劍出現章第五、一書に、素戔鳴尊曰云々、吾兒所御之國など宣へるを思ふべし、然れば天月神命と申すは、此も月神にて渡らせ給ひけり、(又、風土記を稽ふるに、意宇郡由貴社有り、和名抄に、壹岐を由岐と有るに思ひ合せられ、又其社、今山代郷間寫村と云ふに在りとぞ、姓氏錄に、山背忌寸、天都比古禰命子、天麻比止都禰命之後也、と有るに合へるを思ふべし、又神名式に、壹岐國石田郡、見上神社見ゆ、此は近江國野洲郡、御上神社、名神大、月次新嘗と有りて、其祭神は、古事記伊邪河宮段に、天之御影神と有りて、天津彥根命の子なれば、近江より壹岐には移せるなるべし、但し此は事の因に、其證を示はさむとて云ふ耳なり)一書云、月弓尊、此御名の例見當らず、古事記に、豐宇氣毘賣命を、又、登由宇氣神と作られ、豐受宮を、續紀第四十二詔に、等由氣乃宮と書かれたる、其例にて、月讀を月弓とも申せるにて、更に別なる意有るには、非ざるなり、萬葉(廿二丁)初月歌に、天原振離見者、白真弓張而懸有、夜路者將吉なども有り

て、弦月の状を弓に見成せるも常なれば、其心有りて月弓とも書ける一書などの有るを、取られたる者なるべし、(然るを、神代紀口訣に、月弓尊者、上弦下弦之名など云へるは、釋名に、弦月、月之半名也、其形一旁曲、一旁直、若_レ張弓弦也と云へるに依て、儲たる妄説なり、若然も有らば、第一一書にも、月弓尊と有るを、上弦下弦之名と云ひて説をなす可きや、甚々淺はかなり、)○月夜見尊、月讀尊は、字の異なる耳にて、其語同じければ、此は御紀を選び成さる、時に、其字の様々なるを綴り出されたるなめり、月夜見尊、第十一一書に見え、月讀尊、第六一書に出たり、(古事記には、月讀命と有りて、佗の古書何れも然り、但し弓も讀も借字なれば拘はるべからず)御名義記傳六(七十六丁)に、師説に、綿津見、山津見などの如く、美は持にて、月夜持の意なりと有り、夜之食國を所知看す大御神に坐せば、然も有りぬ可し、故都久用美と訓むべき古言の例なり、月夜をば都久用と耳、萬葉などに多く訓めればなり、都伎用と有るをば古書に見當らずと見ゆ、思ふに日神を大日靈尊と申奉るは、大晝を所知看す義なる

に對へて、月夜を所知看す義なり、咩と見と共に所知看の意なる事、上(大日靈貴條)に註せるが如し、然れば、日神は晝を持たし、月神は夜を有たして、大地の晝夜を所知看す義なる事明らかし、(又、黄泉と云ふ名も相通ひて聞ゆ)と云はれたるより、服部中庸が三大考に、其説を主張して、黄泉國と月とを一つに爲るより、平田翁に至りて、愈委しく成れとも、僻事なり、其は此より次に辨ふるを以て、其非らぬ由を曉りねかし) 偕、月とは、大地に附屬て、眞空を往還らふ由なるが、此出來始める事はしも、其傳無ければ、今知る可からずと雖も、事の状を以て此を致ふるに、國常立尊の先成り出で坐て、大地の公運しも出來たれる、其に因循て、又私運と云ふ事、又神隨にして成れる、即ち豐國主尊の成り出で所知看す所以是なり、此に因りて一歳を成し、其を細分て一日と成る、偕、神世七代章第六一書に、有_レ物若_二浮膏_一云々、因_レ此化神、號_二國常立尊_一と有るを、八洲起元章第四一書に、二神相謂曰、有_レ物若_二浮膏_一、其中蓋有_レ國乎、乃以_二天瓊矛_一探_二成一島_一、名曰_二磯取盧島_一と有りて、已に此時大地の凝り結ばる

る運と成れりしかば、此より以前に、己に判るべき物は悉く分れ、留まるべき物は悉に止りて、混成る事有るべからねば、月は其より先に、大虛に懸れる事著明し、若て月は大地に屬きたる物故に、大地の自轉に因循ひて、巡ては有りしかども、未だ其主宰と坐す神は、御在せざりしにて、高天原は、己に在りしかども、其主宰と坐す日神の、後れて生れ坐しながら其神と成り坐る如く、月神も眞後に成り坐して、其を所知看す事とは成れるなり、偕、下に述ぶる如く、月讀尊は、素戔嗚神と同神に坐せば、其尊に天下を所知と事依し給へる中に、此に屬る夜之食國は、其に相副はれる物なりし事の明らかならずりしかば、別神の如く傳はれりし者なり、(月の判れたりし始の事、己に傳三卷一六〇、五卷一九五に云へるを見合せて曉るべし、但、此は少縁の説ならねば、此一章に云ひ盡す可くも非ざれば、此より以下、素戔嗚尊に至る迄の正書一書の傳を、審に讀通して、思ひ明らむべき者なり) 夜は、鎮火祭詞に、夜七夜、晝七日とあり、古事記に、此の事を、次詔_二月讀命_一、汝命者所知_二夜之食國_一矣、事依而賜也、と

有るは、日神の晝を所知看に對へて、夜國を所知看となり、偕字には世と夜と分けて書けれども、言義は同じ在るべし、總べて世とは、此世の限りを云ふ稱なるに、大地の日に背きたる間を夜としも云へるは、大凡此世の限りは皆闕くして、何處迄も皆夜の如き者なるに、天中に天日在り、天極に至る迄に星辰有りて、處々に光を放つと雖も、光には限の有るを、常闕なる處は限りし非ざれば、其を世と云へるが、古事記沼河比賣歌に、阿遠夜麻邇、比賀迦久良婆、奴婆多麻能、用波伊傳那牟と有るが如く、日が隠るれば、素の白地の世は出なむと云へるにて、世も夜も同じ事には在れども、全體の世と、晝夜の夜とを別たむ爲に、聲の上下を以て、世と夜とを分ち、世字と夜字を以て混れざら令たる者なり、(又、古事記に、天照太御神、開_二天石屋戸_一而、刺許母理坐也、爾高天原皆暗、葦原中國悉闕、因_レ此而常夜往と、見えたる常世往は、世中を御照し坐々す天日の大御光の隠ひたるに依りて、常夜の來ると云ふ事なるをも、思ひ合すべし、又少名毘古那神者、度_二于常世國_一也と有るは、外國を汎く云ふ稱なるが、外國はしも、

熱地も素より多在れども、夜國など云ふも有りて、常夜の闇なる地も多きを以て、常世とは云へるにて、都に對へて、邊僻なる地を鄙と云へるも、日光に疎き由に云へるにて、常夜と云ふに似たり、此等を以て、世と夜と、常世と常夜と、其差別は有りながら、本一つのなるを知るべし。又、記傳に、此大御神も、即ち今天に坐々す月神に坐せり、月の光を即ち月讀之光とも萬葉に詠めり、偕男神に坐す事は、疑無けれど、猶云は、萬葉六(廿八丁)に、天爾座月讀壯子、十(廿八丁、廿九丁、四十八丁)に、月人壯子、十五(九丁)に、月人乎登古、六(廿七丁)に、山葉左佐良梗壯子と詠みて、其左に、或云、月別名曰佐敷良衣壯士也など、あるにても知るべし、倭姫命世記に、月夜見命二座、(形馬乘男形也、一書曰、馬上男形、着紫御衣、佩金作大刀也)と云へり」と見えたり、(此文、例の補ひて引けり、皇太神宮儀式帳、月讀宮條に、正殿四區之中云々、次稱三月讀命、御形乘馬男形、着紫御衣、金作帶大刀佩之、次稱荒魂と有りて、世記に、一書曰と云へる是なり、因云荒魂命は、小泉康敬説に、最世社記と云ふ物に、月夜

見命、荒魂命、奉遷于魚見社と云へり、神名式に、伊勢國多氣郡魚海神社二座と有るを機殿儀式帳に、魚見社三前、是月讀命、豐玉彥命、豐玉姬命、合三柱神靈也と有り、然れば、荒魂命は、豐玉彥命に坐す事著し、故豐玉姬命に、後に合せ祭れる者か」と有るは、謂はれたる言なり、又上、日神條に引ける尾崎社記に、洗鼻因以生神、號速須須良比賣神云々、是即素戔鳴尊和魂而、分身御子也と有るは、月神の和魂に坐せり、右に引かれたる萬葉歌に月別名曰左散衣壯士と有るに思ひ合すべし、此にても、月讀尊、素戔鳴尊同神なることを知らる。偕此大神の月國に往坐して、夜之食國を所知食す事はしも、皇太神の天上を所知看しよりは甚々後と見ゆ、其は第十一書に、天照太神在於天上、曰、聞葦原中國有保食神、宜爾月夜見尊就候之云々の事を、古事記には、速須須佐之男命とも有り、然れば、月神と成給へるは後の事なるを、御紀に月夜見尊と傳へたるは、右の結び天照太神怒甚之曰、汝是惡神不須相見、乃與月夜見尊、一日一夜隔而離住と有る、一日一夜隔離而住は、神遂はれの後に月國を所知看て、大地

の晝夜を、日神と共に持ち分ち給ふ傳の、月夜見尊と申す御名に引かれつゝ、混れて此に入れりし事著きものなり、其は寶劍出現章に云ふべきを、合せ讀みて曉るべし、(但し御父大神の、夜之食國を所知と宣へりしに因りて、此の序に、初めて往き見給ひしことの、有りけるにも有るべし)偕、出雲風土記に、島根郡千酌驛、伊邪奈根命御子都久豆美命此處坐、然則可謂都久豆美、而今人猶千酌號耳と有るは、決く、此の月讀尊に坐せり、其の都久は月なり、豆美は、綿津見、山津見の例なる事、上に記傳を引けるが如し、考信閣藏一本神系圖に、月弓尊子島根見命と有る、島根見命は、其郡名に因れる名と聞え、又異本神系圖に、月讀尊、其子手力雄命、島根見命と並べたる、手力雄命は思兼神子なれば誤なれども、島根見命子、生馬武見命と有るを、風土記に、島根郡生馬郷ある、其地名に因れる神名なる事著ければ、都久豆美命、月讀尊同神たること云ふも更なり、又同記意宇郡條に、熊野大社に並びて、賣豆貴社見ゆ、神名式に、賣豆紀神社とあるこれなり、然るを、三代實錄に、貞觀七年冬十月九日丁巳、授出雲國從六

位上女月神從五位下、又、同十三年十一月十日壬午、授出雲國從五位上女月神正五位下と有るは、正しく月神の女神と聞えたり、熊野大社は、素戔鳴尊に坐すに此彼思ひ合せて曉るべき者なりかし、(然るを、風土記抄に、所以示下照媛命也と云へるは、社傳にも有るべけれども、女月と、云ふより、下照媛命とは云ひ習はせたるにもや有らむ、右に引く考信閣本とは、松平讚岐守頼口朝臣の建てられし學館のなるを、吾友小泉康敬が抄書せるを、又引き出たるなり、尊卑分脈に收れたる紹運錄、又、神代系圖傳等には、生馬武見命を、手力雄命子と爲るは誤なり、偕今しも右の如く考へ合すれば、甚々分明しかるを風土記の頃、已に別神の如く、傳はれりし故に、都久豆美命を、別神の如く、心得たりし故に伊佐奈根命御子とは、更に書けりし者にぞ有りける)又、水戸家本舊事紀には、亦名を月讀御食尊、考信閣本、舊事紀異本には、豐月誦命とも、豐月誦大神とも有り云へり、其御食尊は、美禰は美袁志か、其訓詳ならずと雖も彼、夜之食國に依るに、後の方なるべし、然れば、月讀と申す御名の下に、其國を食給ふ意の

言を副へ申せるなり、又豐月誦命の豐は、月の動み巡らふ由に依れり、(豐日豐尊の例此に同じ、記傳に、夜之食國は、萬葉五に、企許斯遠周、久爾能云々、十八に、須賣呂伎能、可未能美許等能、伎己之乎須、久爾能麻保良爾云々、二十に、伎己之米須、四方乃久爾云々、此の伎己之乎須も、伎己之米須も、即ち知着と云ふと全く同意なるを以て、國を治め有ち給ふ事に云へるを曉るべし、偕、食國と云ふ例は、輕島宮段に、大雀命、執食國之政と見え、續紀宣命に、食國天下とも、四方食國とも、聞看食國とも、數多有り、萬葉にも多在る中に、十七に、須賣呂伎能、乎須久爾など有り、と云はれたり、靈異記に、磯城島金刺宮食國天皇、天國押開廣庭命也と有りて、下に食國久爾乎師須と註し、又、磐余譯語田宮食國淳名倉太國敷命也と有りて、食國の字を、常に御宇と用ふる所に置けり、又詠樂宮食國常姬阿陪天皇代と有りて、下に食國の二字乎洲志と云ふ註有るなり) ○其光彩亞日は、光彩は上の光華明彩と同じ、亞日は日神に亞きて、御身より放ち給ふ御光の彩しく坐せりとなり、寔に月はしも、夜之食國とも云ひ

て、素より暗體なる域にし有りければ、其出來始れる往古より、天日の光を受け返して大地を照らしけむは然る物から、月神の所知看す時より、其太神の光彩しく照り足はして、今瞻奉るが如く成れりし事、已に上に註へる如く天地も初判れてより、天日は素より光體なる御國にして、四方八面を照らしけむしをも、後に日神の其を所知看しより、其光華明彩しく坐せる大御身の御光を得て、天地の底方の内に、照り滿はせる事と成れると同じ事より、第一の一書に、大日靈尊、及月弓尊、是質性明麗、故使照臨天地と有之れ、思ひ合すべし、(然れば亞日は日神と訓むべし。次なる配日にも此に同じ、第二一書に、日月既生と有るも、日月を生めるならず、日神月神を生み坐せることなるを以て曉るべし) ○可以配日而治は、第十一書にも、月夜見尊者、可以配日而治天事也とあり、三大考に、此は月日の旋轉る世に成りて、其見る所に依りて云へる傳なるべしと云へる、信に然り、抑々月讀尊と申すは、素戔鳴尊の御事に渡らせ給へるが、其月讀尊と申す御名は、後に其成を所知看し初めて後の事なれ

ば、配日而治など、當時に宣り給ふべきに非ざるを思ふべし、然れば、古傳には素戔鳴尊の、天下を治に係けて、夜之食國をも治せと宣へるならむを、其事の二つに分れて、別神の如く、又別事の如く、古くより誤り傳へたるならめども、又強ひ難きこと有り、其は上に引ける、顯宗天皇御紀に、阿閉臣事代、銜命出使于任那、於是月神著人曰、我祖高皇產靈尊、有預鎔造天地之功、宜以民地奉我月神若依請獻、我當福慶、事代由是還京、具奏、奉以歌荒禰田(歌荒禰田、在山背國葛野郡)と有るを思ふ可し、此は任那國に大御使を下し給へる時に當りて、我祖の御功を挙げ給ひて、天地を預鎔造し、事を宣へるは、此神の國土を造り給へるに、高皇產靈尊の預て相造り給へる故ならめども、此傳に可以配日而治、故亦送于天と有る如くならむには、國土に於て事迹無かるべき筈なり、然るに斯宣へるは、欽明天皇御紀、百濟國王に仰せ下さる、語に、夫建邦神者、天地割判之代、草木言語之時、自天降來、造立國家之神也と有る、其建邦神は、鈴屋大人說(玉勝間)に、素戔鳴尊なる由云はれたるは、實に

見徹したる説なるが、此を以て思ふに、任那も其地方なれば、其國家を造り立て給ひし由に因りて、月神の御託は有りけるなり、(寶劍出現章第四の一書に、素戔鳴尊、帥其子五十猛神、降到於新羅國、居曾戶茂梨之處云々、其第五一書に、素戔鳴尊曰、韓鄉之島、是有金銀云々など見え、神名式に、出雲國に、韓國伊太氏神社と申すが、意宇郡に三社、出雲郡に二社ある、共に五十猛命に坐すをも思ふべし、偕右の御託は、其大神の邦を建て給ひし時に、高皇產靈尊の預鎔造られば、先其大神を祈り奉らざば有るべからず、故、民地を以て奉らば、我共々に福慶てむとなり、次に日神にも、其御託の有けるが、有預鎔造天地之功の大御言無きは、此大御神はしも、國家を造り立て給はざりしかば、其事を漏らし給へるなり) 又古語拾遺に、仍就於倭笠鏡邑、殊立磯城神籬、奉遷天照太神、及草薙劍と有る、天照太神と申すは、八咫鏡の御事なり、草薙劍は、素戔鳴尊の御靈なり、然るに、皇太神宮儀式帳に、此掛畏天照坐太神、月讀之神二柱、所稱伊弉諾尊、伊弉冉尊、共爲夫婦、合所生神、御形鏡坐と

有りて、此には月讀之神、一本には月讀大神と有りて、素戔嗚尊の御名の無きを以ても、又考へ合す可き者なり、其御形を此に擧げざるは、古事記(日代宮段)に、倭連命受命罷行之時、參入伊勢太御神宮、拜神朝廷云々、時倭比賣命、賜草那藝劍、亦賜御囊と有りて、熱田に齋ひ奉れる故に、神代よりの御形の事を云はざる者なり、(其は月讀宮條に、御形乘馬男形と有るは、奈良朝廷御世定祝と有れば、其頃造り奉れる御形なる可し、舊事紀なる天照太御神、月讀命の御生れ坐せる所に、竝坐五十鈴川上、謂伊勢齋大神と有るは、草薙劍の、共に皇太神宮に竝ひ坐し、傳の、何れにか有りしを取れる者なり)○亦送于天は、日神に、以天柱舉於天上也と云へるに依て、亦とは云へれど、右に辨へたる如く、此は後に月日の旋轉る世に成りて、其見る所に依りて云へる傳なるが、其起りは、瑞珠盟約章に、於是素戔嗚尊請曰、吾今奉教將就根國、故欲暫向高天原、與姊相見而後永退矣、勅許之、乃昇詣之於天也と有るを、月神はしも、別神と傳はれるから、送于天とも傳はれりし者なりけり、(然るを、

釋述義に引ける私記に、又問、次生月神、其光彩亞日、可配日而治、故亦送之于天云々、已無登橋歟、日神以橋得登天者、月神何無此儀云云、答、先文以天柱爲登橋、送日神於天之由明矣、送月神之時、定用同橋歟、製文之法、具前略後常事也と云へれども、其は此時の事を、深くも跋らざる説なり、出雲風土記に、神須佐乃乎命、天壁立廻坐之とも有る者を、何ぞも天柱を用ふる耳には限るべき)倍、月は大地に屬たる物にて、其旋轉る事も、大地の自轉に従ひて、西より東に巡れども、萬葉七(四丁)に久方乃天照月者云々、十三(八丁)に、天有哉月日如、四(四十七丁)に、三空去月之光二なども詠みて、即ち天中の象物なり、三(十三丁)に、久堅乃、天歸月乎、綱爾刺、我大王者、蓋爾爲有と詠めるなどは、蓋に見象たると耳誰も思ふめれど然らず、綱と云ふ物はしも天中に罔羅ける氣脈の稱にて、十九(四十四丁)に、天爾波母、五百都綱波布、萬代爾、國所知牟等、五百都々奈波布と有る是なり、月の大地に屬きて巡るは云ふも更なり、此國土の天日に屬きて巡れるも、素より此綱の

氣勢に牽ること、已に傳一(二五、五二)傳二(二三九)に註せるを、思ひ合せて曉るべくなむ、(又、萬葉八に、久方乃、月夜乎清美、一に、久堅之夜度月乃、など有るも、天の物にして續けたるなり、此に、故亦送于天と有るは、混れたる事ながら、月も亦天中の一象物なるを忘るべからず)○次生蛭兒第二一書亦然り、神皇系圖と云ふに、生一女(日神)三男、(月神、蛭子、素戔嗚尊)云云と有りて、此章に蛭兒をも計へて、四神出生章と云ふ事には有れども、決めて僻傳にて、八洲起元章第一一書、第十一書等に、淡洲と共に生み坐しきと有る、是ぞ正傳なるべき由、傳五(一七三)に委しく註せるが如し、(但し其にも、第一一書には、蛭兒を神の如く、彷彿しく記されたるは誤なり、又、此に一女三男と列ねたれば悪しけれども、中には取るべき事も亦少からねば、彼此見合せて考ふべし)○雖已三歳、脚猶不立、第二一書にも有りて、甚愛たし、但し脚は葦の誤傳なり、已にも云へるが如く、蛭兒は最初に生み坐せる國には有れども、陰神の御言先立たし、御過に依りて成れるが故に、土毛の

不立立、瘠地なりし故に、三歳の間を試み給ひしかども葦すらに生立ざりしかは、第二一書に、順流放棄と有るが如くして、兒數には充て給はざりける者なり、然るを言傳より文字に譯すとしては、國と心得ては葦と書すべき事なれども、神と思へらむには脚と心得て、然も記さるべき事なり、(然れども、然すがに、葦なりし傳も亡はざりし故に、古事記に、此子者入葦船而流去、八州第一一書に、便載葦船、而流之と有る葦船は、此の天磐標樟船と共に、非事なれども、葦と云ふ事の遺れるは、天神の御思頼になむ、源氏明石巻に、大海に萎へうらふれ蛭の子の、足立たざりし、年は經にけり)と有るも、例の蛭子を人體と心得たる所爲なり)物の生ひたる事を立つと云ふ例は、萬葉一(廿一丁)に真木立荒山道乎、二(廿二丁)に、磐代乃野中爾立有結松、又(卅八丁)に、趁出之堤爾立有、槻木之、三(十三丁)に、真木之立、荒山中爾など、猶多在るは、常に木立など云ふとは少か異にして、生ふる事を立有とは云へるなり、但し木などにこそは似着しからめ、葦は草なれば、立つと云ふは如何と云ふ人も有りなめど

も、草木共に其種子より芽ぐむを芽立と云ひ、又、和名抄に、豊、久々多知、蔓菁之苗也と有るを、名義抄に、莖立と有れば、草にも立とは何とか云はざらむ、此を以て、脚を姑く莖に改めて、其の生ひ出でざりし事を、莖猶不立と云ふ義に心得て可けむ、(傳五卷、一七六に引ける釋紀六に、凡肥美之地、葦草多生と有るが如く、肥美たる地ならねば、其物は生ひ立たざる者なり、此を以て、此は不毛の地なる謂にて、又蛭兒と云へるも、國なる事を曉るべし) ○載之於天磐櫛樟船第二一書には、日月既生、次生三蛭兒云々、次生三素戔鳴尊云々、次生三鳥磐櫛樟船、輒以三此船載三蛭兒とあり、古事記には、此の事はなくて、既生國竟、更生神云々の中に、次生神名、鳥之石楠船神、亦名謂三天鳥船とあり、古史徵(第十一卷)に、此傳々を擧げて云く、此も混亂たる傳なり、其は蛭兒を載て放ちたる船は、葦船なるを、天磐櫛樟船とも、鳥磐櫛樟船とも云へるは、樟以て船を造る事始りて、後に言ひ出たる誤の傳なり、然るは、櫛樟は、素戔鳴尊の木種を殖え生ふし給へる時に、吾兒所御之國、不有浮寶者未是佳也と詔

ひて、御眉毛を抜き散らし給へるより、始めて生れる木なるを、櫛樟は可三以爲三浮寶と宣り定め給へる木なれば、其神より以前には無かりし木なり、故、磐櫛樟船と云ふは、櫛樟以て船を造る事始りて後に、云ひ出でたる傳なり、然れば古事記の右の傳は、神代紀に、生三鳥磐櫛樟船と云へる傳の、再び誤れる傳なりと云はれたる、此説の如し、(但し葦船の事を、猶正しと見られたるは、此大人も、蛭兒を神の如く心得たるから、此の説の委しからざるなり、此の蛭兒、淡洲の説は、神、我心を開きて令得給へる者なり) 然るを、神名式に、和泉國大鳥郡石津太神社を、俗に石津の蛭子と云へる、其社傳に、蛭兒神、天磐櫛樟船に乗りて順風に放たれ、此船標々として、石津浦に着し、尊五色の神石を携へ來て、此所に置き給ふ、今社前にあり、所以に、石津と云ふ、其船の着きし處は、石津岩山と云ふと云へり、此類説、和泉志にも載せられたれども、此は何れの神か、磐船などを着け給ひし事の有るに附會て、蛭兒神と云へるなれば、今論ふに足らず、(若くは、事代主神の故事ある所なるべし、世に、此神と大國主神とを合

せて、蛭子大黒と祀る事常なればなり、已に攝津國菟原郡大國主、西神社を、今西宮と云へる、其地主は事代主命に坐す故に、西宮夷と申せるをも思ふべし、予嘉永六年二月に詣りて、其五色の神石と云ふ物など尋ねしかども、人々知らずと云ひけり、然れば、其社傳を作れる人の妄説なるを、和泉志の作者も其に欺かれたるなり) ○順風放棄は、第二一書に、順風放棄と有るなむ宜しかるべき、平田翁説(古史徵)に、此時未だ風はなき時なりと云はれたるは、龜き説の如くなれども、風神の未だ成り坐ざりし間の事なれば、然も有りなむを、予は葦船を取らざれば、愈以て順風と云ふは取らず、(口訣に、順風放棄、任成之謂也と有るも、落着かぬ説なり、然れば、此には深く心を留むべからず) 放は、傳五(三九二)流之の下に云へり、棄は宇氏多麻布と訓ひべし、瑞珠盟約章に、吹棄氣噴之、此云三浮枳子都屢伊浮岐能佐擬理と見え、古事記、八千矛神御歌に、會通奴岐宇氏など、何れも棄を宇都流と云へる古言なり、(棄を須都流とも云へる、其は意の急なるなり、宇都流とは、此方を空虚にして、彼方に移し遣るに

て、其意緩かなり) ○次生三素戔鳴尊は、進雄尊の意にて、素戔は進むなり、天孫降臨章に、始起烟末生出之兒、號三火閻降命と有る、須管理と須佐と同一、其は第二一書に、燭初起時、共生兒、號三火酸芹命と有るは、燭の初て起り進む時に、生れ坐せるに依て、火酸芹命と申せるなり其第三一書に、火炎盛時、生三兒火進命、又曰三火酸芹命とある、此にて、酸芹は進なる事を曉るべし、又古事記に、須佐之男大神の御女、須勢理毘賣命坐せり、此神、其夫神を賛け奉り給ひて、大に御功を令立給へりしも、御心の進りに坐ればなり、出雲風土記に、美保郷、所造三天下大神命、娶三高志國云々子、奴奈賀波比賣命、而令産神、御穗須々美命、是神坐矣、故云三美保と有るは、御心進命の意なり、此は、建御名方命の亦名なるを、此神の心進爲給ひし事、思ひ合すべし、又萬葉九(三十五丁)に、智奴壯士、宇奈比壯士乃、廬屋燎須酒師競而、相結婚爲家類時者、燒太刀乃手預押彌利、白檀弓鞞取負而、入水火爾毛將入跡、立向競時爾云々とある、須酒酒競は進爲競なり、此續きを以て、其狀を曉る可きなり、(又十七卷、敬

和立山賦歌に、之良久母能、知邊乎於之和氣、安麻會々理、多可吉多知夜麻と有るは、白雲の千重を押し分け、天進り高き立山、と云へるにて、始終に進の義を貫きたるなり、又、勝佐備、神佐備、浦佐備などの佐備も、皆進にて、勝佐備は、勝進、神佐備は神進、浦佐備は情進なる事、云ふも更なり、斯れば、素戔嗚命と申し奉るは、御心行ひ、共に進りかに御在し坐せりし故に、御父大神の勅任しに従ひ給はずして、御母國に往み坐さむと宣ひ、又高天原に參る昇らし、時には、御誓の時に勝佐備の御所爲あり、又天上より逐はれて國土に降り坐しては、其天罪を贖ひて、國土人類に御恩賴を幸ひ給ふ事耳に進み給ひ、其御子大己貴命に、國土經營の事を授け寄せて、終に御母神の根國に到り坐せるも、始より思ほし進みし御心を竟し給へるなり、又夜之食國に御靈を分けて入り給ひて、月讀大神と坐すとて、天進りに進り照し給ふなど、自餘の諸神とは異に、御稜威の雄偉く健く進りに御在せるが故なり、記傳を始めて諸書に、此大神をしも、惡しき神の如く説き成せる事には有れども、瑞珠盟約章に、神性雄健

使之然也と有るが如く、其神性の雄健きが故に、惡行の如くは見ゆれども、其事の運ひより、無上く尊く妙に奇しき善き事の出で来るは、此大神の、又殊に勝れたる所なり、第六一書に復洗鼻因以生神號曰素戔嗚命と有るは、古事記と同じ傳には有れども、此は二神の相共に生坐る御子なる事、上なる生三日神の下に、委しく云るを見合せて曉るべし、記傳六に、目に見たる穢は淺くて、名殘なき故に、其より成り坐る月日の大神は、善神に坐すを、鼻に嗅く惡臭氣は深くて、其名殘亡難き故に、須佐之男命は、惡神に坐せりと云はれたるは、思ひ漏らされたるなり、然れば、素戔は進の義なるは然る物にて惡しき謂には非ず、第六一書に、素戔嗚尊者、可三以治天下也と有るが如く、信に天下の君主に勅任され奉り給ひて、宇宙を所看す大神に坐せば、日神に亞きて尊く坐す事、申すも更なるが、御父母二神の御名は卒なふの義なるに、其御子と坐して、天下を治し給ふ此大神に、進む由の御名坐せるを合すれば、率に進む義なり、然れば二神の國土を生み成し坐せるより以後の事業はしも、此大神の受け繼が

して、全く成就へる事灼然し、此に因りて素戔嗚尊と稱へ奉りて、定れる佳名とは成れる者なり、出雲風土記（飯名郡條）に、須佐郷、神須佐能袁命詔、此國者雖小國、處處在、故我御名者非着木石詔而、已命之御魂鎮置給之處、然即大須佐田、小須佐田定給、故云須佐と有るも、素戔嗚尊と申すは佳名なる故に、御田を定めて、其にも御名を着け給へりし者なり、若し惡しき神の意ならむには、佗より云はむこそは有らめ、已命の御所爲として、自號けさせ給ふ可きに非ざるを曉るべし、此神を惡しき神の如く説き成し奉るなどは、甚々可畏き事にこそ、倍此に、伊弉諾尊、伊弉冉尊共議曰云々、何不_レ生天下之主者一歟と有りて、御子生み坐せる中に、日神はしも高天原を所看す皇太神に坐させば、別の事にして、次に月神は此亦名なれば、其をも此に合すれば、天下之主と坐して、月國をも兼ねて所看す神は、此大神を除て有る事なし、下に故其父母二神、勅素戔嗚尊云々、不可_レ以君臨宇宙と宣へるを以ても、天下之主に渡らせ給ふ事知るべし、然れば二神の天下之主者を生み坐むと詔り給へる御心を得て成

り坐るは、此大神に坐す事申すも更なり、此亦、皇祖天神の相預ひて如此く成し行ひ給へる幽事に依れり、此に奇しき事なむ有る、其は二神の、何不_レ生天下之主者一歟と、御心を凝らして生み奉り給へる故に、日神は天上を所看す皇太神に渡らせ給へども、古事記、御天降段に、天照太御神之命以、豊葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所_レ知國、言因賜而天降也と有りて、皇太神の所看す大御國の如くなるは、二神の生み奉り給へる時の所謂に依る事なり、若て其天忍穗耳尊は、素戔嗚尊にも御子に坐す故に、寶劍出現章第五一書に、素戔嗚尊曰、韓郷之島是有_三金銀_一、若使吾兒所_レ御之國、不_レ有_三浮寶_一者未_レ是佳也、と有るにて知べし、然れども、鈴屋大人も云はれたるが如く、皇太神は御父の如く、素戔嗚尊は御母の如く坐す故に、此にては、皇太神の全く御子なり、又此時生れ坐せる三女神は、素戔嗚尊は御父の如く、皇太神は御母の如く坐す故に、全くは素戔嗚尊の御子なり、斯るに、其神大國主神と御夫婦と成りて、國土經營の御功を以て、御父素戔嗚大神の神業を受け

繼ぎ給へるが、天照皇太神の珍御子、皇御孫尊の天降り坐す時に、天神の御命以ちて、皇御孫尊には顯露事、大國主神には幽冥事を令知給ひて、此天下を令有給へるが、何れも日神と素戔嗚尊と、二柱に互るを以て、此に見えたる二神の御言の、其幸違はざるを知るべし、此を以ても、二神の相生み坐る御子等に坐す事灼し、又二神の御言の幸の違はざるを以て、月讀尊と申すは、別神に御在し坐さる事をも又明らめつ可きなり、第六一書に、素戔嗚尊者、可_三以治_三天下_一也と有るは、此に何不_レ生_三天下之主者_一歟と有る二神の御言に合へるを、第十一一書に、素戔嗚尊者、可_三以御_三滄海之原_一也と見え、古事記に、次詔_三建速須佐之男命、汝命者、所_レ知_三海原_一矣事依也、と有り、然れども、滄溟ならぬ事は、其次に、速須佐之男命、不_レ知_三所命之國_一而云々、其泣狀者、青山如_三枯山_一泣枯、河海者悉泣乾云々と有りて、全く地上の事を云へれば、右に海原と云ふは、波滄海原湖之八百重と云へる是にて、全體の國土を云ふ事なり、其は、共に八洲起元章に、伊弉諾尊、伊弉冉尊云々、共計曰底下豈無_レ國歟、廼以_三天之瓊矛_一指下

而探_レ之、是稜_三滄溟_一とある是にて、上に國と云ひて、下に滄溟と云へば、然云ひて國土の稱なる事、傳四(二五五)に註せるが如し、(海神の御す大海に非ざる事、古史微に委しき辨有りて、其に引けるが如し、阿遠宇那波羅と云ふ名義は、泡生成原にて、大八洲國は更なり、萬國の出來れるも、皆鹽沫に依れる事なり、海神の知せる海は、此卷首に、生_レ海とある下に云へり)然るを、第六一書に並びて、月讀尊者、可_三以治_三滄海原潮之八百重_一也と有るは、素戔嗚尊に勅任しの文なるを、大海なる潮の、月の出沒に隨ひて潮汐する者なるが故に、此尊にしては似着はしからずと思ひて、月讀尊と申す御名の下に投て傳へたるが故に、終に別神の如く傳はりたる者なれども、滄海之原と云ひ、滄海原潮之八百重と云ふも、國土の地號なる事、右に註へる如くなれば、可_三以治_三天下_一也と有るも同意なり、(服部中庸説に、右の傳々を合せて、是須佐之男命と申すは、月讀命の亦御名にて、信に一神なるべし、又御紀の傳々を考へ見るに、何れの傳にも、須佐之男命の悪行を擧げたるに、彼保食神の一書に耳は、須佐之男命の悪行を

擧げたる其事、即ち古事記にては、須佐之男命の事なる是等、全く一神とこそ聞ゆれ」と云るは、然る言なり、但し月讀の讀と黄泉と名同じく、夜之食國に由有り」と云るは非なり、月讀は月夜と續きて、大日靈の大日に對ひ、見は所知看す意にて、豫美とは續かず、黄泉は地胎に在る國にて、月の天に懸るとは、一つに爲すべからざる域なり)倍、此大神の尊く高き御功績坐せる其委しき事は、寶劍出現章に就て説き明らむべきが、日神と御誓の御間に、珍子を生み成し給へれば、皇御孫尊の大御祖神と坐し、又國土經營の御事業を大國主神に事依し給へるが、其大神、亦天神の御命を奉けて、神事を所_レ知給へれば、此天下國土の事に就ては、顯露事、幽冥事共に、此大神の御子孫にして所_レ知看す御事なれば、御父母二神の可_三以治_三天下_一也と、勅任し給へる御旨に少か違ふ所なし、又日神と相並ばして、大地の晝夜を持ち分けて所知看して、月讀尊と坐々し、又、天璽にも八咫鏡、草薙劍と相並ばして、天照太神と共に、皇御孫尊の同大殿の内に鎮り坐して、護身御璽と齋かれさせ御在し坐すなど、少縁の事ならず、實に天

皇尊の大御祖神とも稱へ奉るべき大御神に渡らせ給へる者を、甚切可畏御心一速ぶる神の如思ひ成し奉るべからず、健く進りかに御在るが故に、悪行の如く成れる事少からずと雖も、又其事に因りて數へも盡し難き迄に、世中に甚しき古事を成し幸へ給へれば、皆其に至るべき道行振の事なり、と知るべき者なりかし、(平田翁説に、西蕃にて盤古氏と云へるは、我高皇產靈尊、神皇產靈尊の御事なり、然して、盤古氏之後、乃有三皇、此天地人之始也と有るは、天皇氏、地皇氏、人皇氏の事なるが、其天地二皇は、夫婦の神にて、伊弉諾伊弉冉二神に坐し、人皇氏と申すは、素戔嗚尊の漢名なる由云はれたるは、信に動くまじき説なり、赤縣太古傳、春秋命歷序考、三五本國考等必ず見るべし、但し道書に依りて、種々の奇怪しき事を云はれたるは、我神隨の大道の旨に合はず、取捨して見るべし)○神素戔嗚尊は、出雲風土記に、神須佐能袁命詔、此國者雖_三小國_一々處也とも、神須佐能袁命御子、青幡佐草比古命とも、神須佐乃乎命御室合造給とも見ゆ、(此外には和泉風土記に、神須佐能雄尊と有る外は、見當らず)倍、神と

冠て稱へ奉れる事はしも、出雲神賀詞に、伊射那伎乃日眞名子、加夫呂伎熊野大神、櫛御氣野命と稱へ奉れる加夫呂伎などの如く、御祖に坐す謂ひと聞えたり、天孫降臨章に、神吾田津姫、又、神吾田鹿葦津姫と有るは、彦火々出見尊の御母に坐す故に、神某とは申せるなり、神日本磐余彦天皇と稱へ奉れるは、天皇尊の大御祖に坐せばなり、然れば、古事記序に、喫、劔切、蛇、萬神蕃息と有るが如く、一には天皇尊の大御祖に坐して、其寶祚天壤と與に無窮傳はらせ給ひ、二には大國主神等の珍御子を生み坐せる、其御末の蕃息りて、神事を治らす其祖神と坐す故に、然稱へ奉れるにて、祝詞に、神漏岐神漏美と有る神に、其意近し、然れば唯稱辭など、鹿くは見るべからず、(其は鎮火祭詞に、神伊佐奈岐、伊佐奈美乃命、妹妹二柱嫁繼給氏、國龍八十國、島能八十島乎生給比、八百萬神等乎生給氏、麻奈弟子爾、火結神生給氏云々と有るも、其御子を生み坐せるに對へて、伊弉諾尊、伊弉冉尊の御名の上に、神字を冠て神某とは稱へ申せりし者なり) ○速素彥鳴尊、古事記には、建速須佐之男命とも、速須佐之男命とも

あり、三代實錄に、播磨國、速素彥鳴神とあり、(又、速を省きて、速素彥鳴尊と耳も申せり、寶劔出現章なる細書に、或云とて、此御名あり) 速と冠て申す例は、第六一書に、速秋津日命、第十一書に、速玉之男など有るは、是は上に冠たるなるが、下にて活くは第六一書に、速速日神、速速日神など見えたり、何れも迅速なる義なり、然れば速素彥鳴尊と申し奉るは、御心の一速く進り坐す意の御名なりけり、(地名に速吸名門と云へるは、渦潮を速く吸ひ入る、意なり、風名に速飄と云ふは、飄の速く吹き卷く名なり、仁德天皇御紀歌に、瀨箇始報、破利摩波柳摩智と有るを、私記に、三日之潮、其流急速、故欲讀早待之發語、置此言乎と有るを以て、速は急速なる事著明し、名義集に、速字を登志とも、須美夜加爾とも、波夜志とも訓り) ○又、古事記に、建速須佐之男命と有るは、建速進むと云ふ事なり、同記に、速甕之多氣佐波夜遲奴美神と云ふ名も、健真速にて、建速に同じ、倍建と稱へたる例は、此の寶劔出現章に、速素彥鳴尊と有り、(第六一書に、速甕槌神、天孫降臨章に、武三熊之大人などを始めて、

神名に多し) 武素彥鳴尊は、武進雄の意なり、古事記(白檮原宮段)に、神沼河耳命、曰其兄神八井耳命、那泥汝命、持兵而入、殺當藝志美々、故持兵入以將殺之時、手足和那々岐氏、不得殺、故爾其弟神沼河耳命、乞取其兄所持之兵、入殺當藝志美々、故亦稱其御名、謂建沼河耳命と有るが如く、武勇に進み給ふ義なるを曉る可きなり、又、瑞珠盟約章に、奮稜威之雄語、(雄語此云鳥多稽眉)と見え、又神武天皇御紀に、至草香津、楯盾而爲雄語焉、(雄語、此云鳥多鷄盧)とある多鷄盧も、亦此に同じ、(又、國見丘上、則有八十梟帥)とある其下に、梟帥此云多稽屢と見えたる、其を古事記に、八十建に作れるをも、考へ合すべし、又、日代宮段に、小碓命云々、自懷出劔、取熊曾之衣衿、以劔自其胸刺通之時云々、爾其熊曾建白、信然也、於西方、除吾二人、無建強人、然於大倭國、益吾二人、而建男者坐祈理、是以吾獻御名、自今以後、應稱倭建御子と有る、此事を以て建速の義を曉りぬかし) ○勇悍の勇は、氣進なり、悍は猛にて、此尊の神性の然るなり、上に説へる御名義を以て曉るべ

し、寶劔出現章第四一書に出でたる五十猛命も、氣進猛の義なり、又天孫降臨章に、辭氣を伊伎邪志と訓めるも、皆同じ事なり、(人の功を譽めて伊蘇志と云ふも氣進の義なり、今も俗に人の負けし魂有る事を、氣の勝など云へるも、勇と云に異ならず) 悍を、多祁志と訓む、其は武彥鳴尊の武に同じ、古語拾遺に、天鈿女命の事を、其神強悍猛固、故以爲名、今俗、強女謂之於須志、此縁也と有りて、其には強悍猛固の四字を、於須志と云へる如く、凡へて武勇に違まじきは、恐まじき者なる故と聞ゆ、此にて、此に多祁志に、悍の字を被用たる意を察るべきなり、(神代紀口訣に、多枳武也とあり、其は今本の訓、多枳宇志氏と有るに依れる説ならめども、正しくは釋秘訓に引ける私記の師説に、伊佐美多祁久志氏と有るが如く訓むべきなり) ○安忍、釋秘訓に、伊夫理那流と訓めり、名義抄に、逸字を伊夫利爾と見ゆ、此は氣吹と云ふに同じく、正しく言に出で、云はずして、氣吹か如き狀を爲て憤るを云り、口訣に、安忍憤也とあり、倭姫命世記に載する伊勢風土記に、惡神伊不加理氏云々とある、語有も、憤と云ふに近

きなり、名義抄に、訝字を伊夫加留と訓めるを以て思ふに、其憤る事の、何に依れるとも知られざるを云ふと聞えたり、(通證に、俗稱剛愎者、爲伊夫利、蚊遣火、曰蚊伊夫志、火鬱而不燃、曰伊夫留、訝字訓伊夫加留、萬葉集、鬱悒字、訓伊夫加之、訓伊夫世之、俊賴歌、山里波壽世奴霧乃伊夫世佐爾、皆同義也、勇悍字、出史酷吏傳、安忍字左氏傳隱と云へるも、然る言なり)○常以泣泣爲行、第二一書に、此神性惡、常好哭悲、第六一書に、素戔鳴尊、年已長矣云々、常以啼泣悲恨と見え、古語拾遺にも、常以泣泣爲行とあり、此は古事記に、速須佐之男命、不治所命之國、八拳須至子心前、啼伊佐知伎と有ると同し傳なり、記傳七(十九丁)に、神功皇后御紀、血泣、欽明天皇御紀に、大息涕泣なども有り、谷川氏は、猶言足摩而泣也、小兒忿泣時有此狀と云べり、御紀に、悲恨字を加へて書れたるも此意にや、小兒の足を摩りて行くを伊佐留と云ふも、此伊佐と本同じ言にや、(○今云、字鏡集に、嫌をも咄をも、譴をも、伊佐布と訓みたるは、此も同言にて、用ひ様の異なるるべし)上

に、匍匐御枕方、匍匐御足方、而哭と有る状も似たり、然らば、彼泣澤女神は、泣伊佐波女の意にや、萬葉五(四十丁)に、立乎杼利、足須里佐家婢、伏仰武禰宇知奈氣吉などもあり」と有るが如し、九卷、詠水江浦島子歌にも、立走叫袖振、反側足受利四管と有り、古事記高津宮段に、其太后石之日賣命、甚多嫉妬云々、言立者、足母阿賀迦邇、嫉妬と有る阿賀迦は、馬の足掻くなどの如く、足を蹴りて怒らせるにて、小兒が足摩せる状に似たるなり、此等を以て此の御有状をなむ想像るべき)爲行は、常の所作と成れるを云へり、寶鏡開始章に、是後、素戔鳴尊之爲行也云々と有るを以て知るべし、其御本性の武く速く進み給ふと、御母神を慕はせ給ふとに依て、天下を治め給ふ方には、御心を寄せ御在し坐すして、御年の長くる迄も幼げなる御有状にて有りしなり、又、此に因りて、此大神の御稜威の勝らせ給へりし事、下なる使青山變枯の所に云ふが如し、(此を唯に悪行の如く思はむも、然る事なれども、始終を貫く説には非ざるなり、出雲風土記に、仁多郡三津郷、大神大穴持命御子阿遲須積高日子命、御須髮入握子

生、晝夜哭坐之辭不通、とあるなどを、悪行と爲て可からむや)○國內人民、第二一書には、國民と作れども、其訓同じ、今正しくは、國內は久奴知と訓むべきなり、(大祓詞に、國中爾云々とある、後釋に、國中爾は、俗に國中と云ふ意なれば、萬葉五、又十七に、久奴知許等恭等と有るに依りて訓むべし)と云はれたるは此にも合へるなり)人民は、第六一書に、國民と有る民字をも然訓めり、其を古事記には、人草と書ける事、下に引く文を見て知るべし、第十一一書に、顯見蒼生、此云宇都志枳阿鳥比等久佐とある是なり、記傳六(二十五丁)に、青人草と云ふ所以は、伊邪那美命言、愛我那勢命、爲一如此者、汝國之人草、一日絞殺千頭云々、是以、一日千人死、一日必千五百人生也、と有る其意にて、草の彌益々に生ひ茂り蔓るるに譬へたる稱なり、青としも云へるに心を着くべし、私記に、蓋、古以貴人、喻於木云々、以賤人、喻於草、故謂天下人民、爲青人草也とある説は非なり、故此稱は、神の人の利益を爲給ふ事と、人の損害を爲給ふ事とに耳必ず用ふる稱なり、(神の人を利益給ふは、千五百人生

る、意なり、借、損害を成すには、其に逆ひ敵むなり、故共に此稱を云ふなり、古書共を能く見度たして眼を着くべし、予が云ふ事の虚からざる事、自ら曉りなむ)と有るが如し、○天折は、第二一書に、國民多死とある、其意を得て説くべきなり、釋秘訓に、阿加良佐麻爾須止可讀之、志那志牟之點不可讀、と有るを以て考ふるに、阿加良佐麻爾志那志牟と訓みたるを、御讀に憚る故に、今の如くは訓めるなるべし、阿加良佐麻と云ふ例は、神武天皇御紀に、倏忽之間、出其不意、則破之、景行天皇御紀に、何罪分、不意之間、倏忽之間、我子など續きたる意を見るに、其不意忽なる意なり、雄略天皇御紀に、曠猪自草中、暴出とも、取急歸家とも取假歸國とも見え、又皇極天皇御紀に、急字を然訓めるをも考ふべし、(名義抄に、倏字を多知麻知、又、志婆志、又、阿加良佐麻、又、須美夜加爾、又、志婆良久、又登志と訓み、倏忽を阿加良志麻爾と訓み、又、白地をも、暫をも、同じく訓みたり、又倏間の二字をも、然訓めるに就て考ふるに、外より明の指し入る程の疾き意なる事決し、光仁天皇御紀詔に、安加良米佐須如事久と

有るを、鈴屋大人解に、此は思ひ掛けず俄なる事なり、中昔の物語書などに、阿加良佐麻に罷り出づなど有るも、卒爾に忽と少か物爲る事なり、借、暫時も目を離たぬ事を、阿加良米毛世受と云ふも、俄に忽と少か佗へ目を移すを阿加良米須と云ふなり、此に安和良米佐須と有るも、爲と云ふに同じ、目を指すは、物を見遣る事なり、然れば此言は、物を目を着けて守居る程、俄に忽と佗へ目を移す如くと云ふ事なり」と有り、此にて心得べし、然れば、天折とは、素戔嗚尊に、本より然る御心は御在し坐すながら、其哭泣ち給ふ御勢ひに壓されて、不意く人民の亡失ることも有りけりとなり、多と有るを以て其並々ならぬ事を曉るべし、(遷却崇神一詞に、高津鳥殃爾依氏、立處爾身亡支と有る状に似たり、通證に、天折、出吳志孫登傳、博雅不盡三天年、謂之天、説文短折也と云へり、此字義を思ふ可し)○使青山變枯、第二一書に青山爲枯と見え、古事記には、其泣狀者、青山如枯山泣枯、河海者悉泣乾云々と有るは、殊に委しき者なり、龜卜祭文に、青山成枯、枯山成青とも有り、又皇極天皇御紀に、鞍作得志、

以レ虎爲レ友、學取其術、或使下枯山變爲青山、或使下黃地、變爲白水とある、此は幻術なれば、右の例には引くべからずと雖も、同じ類なり、(右の古事記を引けるに云々と有るは、是以惡神之音、如狹蠅皆滿、萬物之妖悉發と有る文なり、但し其は天石屋段の、此に混れたる由、已に鈴屋、平田二翁の説の如し、此時は、此尊一柱の御心進びに依れらば、如何にも佗神には係らざるべし)青山は記傳七(十九丁)に、本草の茂りて青々と見ゆる山を云ひて、沼河北賣歌に、阿遠夜麻邇、比賀迦久良婆と云ふを始て、古書共に多し、(中略)枯を迦良と云ふは、難波高津朝に、船名枯野歌に、加良怒と有り」と有るが如し、(但し枯山は帖字の意にて、本草の無き山を云ふなる可し、凡て物の無くて空しきを迦良と云ふ其義なり云々など云はれたるは、取難し)青山を枯山なすとは、今迄青々と茂りたる山を、冬枯の如く成す事なり、古事記(水垣宮段)に、故科曙立王、令三字氣比白云々、又在甜白檣之前、葉廣熊白檣令三字氣比枯、亦令三字氣比生と有りて活かしも枯らしも爲る如くに、其泣き給ふと共に、青山の枯山と

忽に變れるなり、(古事記に、其泣狀者と、上に云ひて、下に泣枯と有るを以て、其泣き給ふに因れる事を知るべし)因云ふ、右の古事記に、河海者悉泣乾は、龜卜祭文に、青河成白川、白川成青川とある、青河は水の流る、川なり、白川は水の乾きたる川なり、然れば、青々と水の深く有る河海をも泣き乾しまたふなり、(此には、人民を害ひ給ふ事を云へるを、古事記には、山海川を云へれば、人草を始め、萬事に互りて、甚廣きは古傳の任なるべし)此章首に、生海、次生川、次生山、云々と有るを以て思ふに、此にも河海者悉泣乾に當れる語の有りつらむを、漏せるなるべし、瑞珠盟約章なる昇天の所に、溟渤以之鼓盪、山岳爲之鳴响、此則神性雄健、使之然也と有るに照し應せて知るべし、此は一時の御惡行の如く思ひ成し奉らる、物から、此に依りて素戔嗚尊と申し奉れる意を盡し究めたる者にて、信に尊むべく奇しき理なり、其使青山變枯とある計の御稜威坐す故に、寶劍出現章第四一書に、素戔嗚尊、帥其子五十猛神、降到云々、初五十猛神、天降之時、多將三種而下、然不殖韓地、盡以持歸、遂

始自筑紫、凡大八洲國之内、莫不播殖而成青山焉と見えたる、御功の立ちける事は申すも更なり、又、古事記に、娶大山津見神之女、名神大市比賣、生三子大年神、次宇迦之御魂神とある如く、山神の女を娶して、大年神を生み給へる、年は田寄にて、春種子の生ひ初むるより、冬に至りて刈り藏る迄を、即一年と云ひて、物に榮枯あるは、又此に因れる者なり、(然れば、此に使青山變枯と有るは、神性の雄健に因りて然るなり、其に因りて斯計りの甚しき御功を成し給ふに至れるは、尋常の神にて出来べき事ならず、天下之主者を生むとて、生み給へる神に坐す故に、其始より海山川共に、御心の任なりし事、此にて明らかなり、記傳にも、少か心着かれたりと思えて、抑々此神の啼き給ふに因りて、山海河の枯乾るが、如何なる理にか有む」と迄は驚かし置かれたり)河海者悉泣乾は、天下に君と坐す故に、此大神の泣き給へば、乾て御心の任なりしなり、寶劍出現章第四一書に、以埴土作舟乘之と見え、第五一書に、吾兒所御之國、不有浮寶者未是佳也、乃云々、杉及檣樟、此兩樹者、可爲浮寶也と有

りて、河海を渡る事も、此大神に始れる事は申すも更なり、月神と成り給へる其荒魂を、豊玉彦神と申して、海神に坐すが月の出沒に隨ひて、其海潮の満たり乾たり、其御尾前と成りて仕へ奉れる如き御稜威はしも、本より此時より其萌し有りける事決し、然るを御父大神の神逐はせ給へるは、餘に御心行ひ共に、健速く進み坐に、御行末を危く所し思しての御事ならめども、其も此く彼預鑄造給ふ産靈の御所爲に依る所なれば、深く前後の趣を考へ定め、其首尾を結び合せて説き奉る可き者なりかし、(人は知らず、重胤が拙き心を以て見奉るに、如何にしても、御悪行と思ひ成し奉るべき所は、決に無きが如し、此御上に至らば記者と雖も、文を綴るに、悪行の如く取り成されたる事も、少からしかと見ゆめり、今予が臆見を以て説き奉らむとす) ○其父母二神、第二一書にも、此事の見えたる、共に加曾伊呂波と訓めり、其も古訓なる可けれども、美知々波々と訓むべし、萬葉五(七丁)に、父母乎美禮婆多布斗斯十九(十四丁)に、知智之實乃、父能美許等、波播蘇葉乃、母能美許等など有りて、知々波々と云ふ事常

に多在り、言義、父は血道、母は腹より出でたるべし、父とは、今俗に其等族を血筋など云ふ如く、其身の出自に依りて云ふ稱なり、母を腹と云ふは、玉勝間、列々椿巻にも引れたる、清寧天皇御紀に、吉備稚姫の事を云て、其腹所生星川皇子、又欽明天皇御紀に、雖是韓腹位居大連、推古天皇二十年御紀に、八腹臣天武天皇八年御紀に、吾兄弟長幼並十餘王、各出子異腹、然不別同異、又、光仁天皇寶龜三年御紀に、三腹遞住、桓武天皇延暦四年御紀に、乃勅遣臣八腹氏、又同九年に、其土師氏惣有四腹、中宮母家者、是毛受腹也云々、自餘三腹者云々、同十年に、其入彦命、子孫東國六腹朝臣、又因居地、賜姓命氏など多く、又本朝月令に載する、秦氏本系帳に、正一位勳一等、松尾大神御社者、筑紫胸形坐中都大神、戊辰年三月三日、天下一坐松崎日尾、又(云)日崎岑、大寶元年川邊腹男、秦忌寸都理、自日崎岑、更奉請松尾、又田口腹女、秦忌寸知麻留女、始立御阿禮云々と見えたる、川邊腹田口腹と云へば、各其母を云へるなり、三代實錄に、武内宿禰之子八腹臣と云へるも、其母の別々なるを合せて云へ

るなり、此を以て、母と腹とは其本同じきを曉るべし、源氏物語などに、后腹の某、宮腹の某など云ふ事多きも、其子の母を指して云へるなり、兄弟を波良加良と云ふも、腹族と云ふ事なるをも思ひ合すべし、又中臣本系帳に、常磐大連の下に、都左良古娘腹と見え、可多能祐大連の所に、宇那古娘腹と有りて、次々然るを、中臣清麻呂公以下の系には、何れも母某と有るを以て、母と腹と同じきを知べき者なり、玉勝間に、腹は氏族の事なり、宇遲若くは宇賀良など訓むべし此本韓國より出でたる稱なるべしと云れたるは、委しからず、加曾伊呂波と云ふは、顯宗天皇御紀に、俗呼父爲三柯會と見え、和名抄にも、父を加曾と見えたり、言義は、上狹と云ふ事なるべし、其會は、嬉勢、哀勢などの勢にて、其嬉しき事哀しき事を、其と指して、佗に心の移らざる由なり、然れば、我が身より上には、父より外に勝りて、貴き者非ざるを以て、然稱へりと聞え又中古の言に、貴人などの事を所狭き御身なども多く云へるを以て、加曾の會は狭なる事知られたり、(通證に、契沖曰、父數也、數世次以父也と云へるは、尤ら

しき事ながら、信ひ難し、又或者の加曾は、家尊なりと云へるなどは、云にも足らぬ非事なり) 伊呂波は、字鏡集に、父字母字をも、然有れとも、父字を伊呂波と訓めるは誤れるなり、和名抄にも、母を伊呂波とあり、其伊呂は、伊呂勢、伊呂妹、伊呂泥、伊呂籽などの伊呂、又御間城入彦五十瓊殖天皇、活目入彦五十狹茅天皇などの、入に同じく、人を容れて親しむ意なり、波は母の省言なり、然れば父を上と指して、嚴しく爲に合せて母には殊に親しむ意なる言なりけり(瑞珠盟約章に父母を加曾伊呂と有りて後の歌にも多く然有れとも伊呂は親しみの由を以添たるなれば語を成さざるべし) 偕、知々波々と云ひて、其實に合へる稱なるを除きて、又加曾伊呂波と云は、如何なる由ぞと、今茲に此を考ふるに、知知波々と云時は、本よりの名なるを、加曾伊呂波と云ふ時は、敬ひ崇むる語と成れるなり、(其は、高皇產靈尊、神皇產靈尊と申す時は、素よりの御名なるを、別に御名を顯はさずとも宜しき時は、神漏岐、神漏美命など申せるに同じ、御紀にも、加曾、伊呂波と訓めるは、多くは敬の意有る時の事なり) ○無

道、寶鏡開始章に、素戔嗚尊之爲行也、甚無狀アチカラと有り、此を古語拾遺に狀無と作るも、同じ事なり、此大神は、宇宙に君臨すべき勅任ウツクツマしは奉りながら、其治し給ふべき方には、御心を寄せ給はずして、唯健速き御心行ひ耳進ミミマシり御在し、かば、奥床しく味ひの有げなる事のなきを、尤め給へる者にて、俗に物の奥床しからぬを、熟味のなきなど云ふに同じ、御紀に、無形無瑞、遊仙窟に、無情など有るをも、皆然訓みたり、傳十一の卷にも云へり、(歌に、多く阿遲伎那久と用ひたるを、無益と云ふ意に説きたれども、無味氣にて、熟味のなき謂と心得て、大旨違ふ可からざる者なり、此意に當て、無道の字を書かれたる者は、八虐の第五に、不道と云ふ字を取られたる可し、名例律註に、支解人、造畜蠱毒、壓魅若歐告など有るに、右の令國內人民以天折、後使青山變枯と云ふを當たるものなり、傳十一の卷、元無黒心と有る下に云ふを見合す可し) ○不可レ以君臨宇宙、第二一書に、汝治此國必云々とある宇宙は、此國に當り、君臨は治に當れるなり、然れば、宇宙を阿米能斯多と訓めるは、允コトに然るべ

し、(名義抄に、字字を阿米能斯多と有り、御宇を阿米能斯多志呂志米須と訓めれば、字の一字をも、信に然訓むべきなり、淮南子に、四方上下謂之宇、往古來今謂之宙とある、其字を用ひられたる事、通證に引けるが如し) 古史徴に、此文を見れば、豫て宇宙を御せと御依しは有りしと聞ゆと云はれたる、實に然る言なり、先に可レ以君臨宇宙などの語無きに、此文の不意コトく有るべくも非ざるに就て、猶思ふに、已に二神の、何不レ生天下之主者一歟と宣へるに、日神を生み坐る、此は天上を知す太神なり、次なる月神は、此尊の異名なり、蛭兒は誤傳なり、此等を除く時は、天下之主者と申すは、此尊に坐せれば、不可レ以君臨宇宙とは、必ず宣ひ附くべき者なりかし、(第二一書なるも然り、汝治此國と有るも、素より此國を治むべき神と爲て、生み給ふが故なり、傳第六一書に、素戔嗚尊者、可レ以治天下也とあり) 君臨は、君登坐須と訓むべし、上に天下之主者とある、主者を云ふなり、第二一書に、治字を書きて、即ち君臨は所知看す御事と申せるなり、八洲起元章第一一書に、天神謂伊弉諾尊、伊弉冉

尊一曰、有豐葦原千五百秋瑞穗之地、宜汝往循之、と有るに、其國を勅任され奉り給へば、信に宇宙に君臨す神はしも、此天神に坐々を、然も説き明らめたる説無きは、甚々淺ましき事なりかし、(傳五の卷に、循字の意を委しく説きたるを此なる君臨宇宙の所に合せ讀みて、其意味の深き事を求むべし) ○固當遠適之根國一矣、第一一書に、是性好殘害、故令下治根國、第二一書に、故汝可レ以取極遠之根國一あり、此三の傳、共に父母二神の根國に遂ひ給ふ由なり、然れども、第六一書、及古事記の趣なむ宜しと聞えたる、其は右の傳には、何れも伊弉冉尊の御事を漏らされたる傳なる故に、其間の事をは皆略かれたる故に、父母二神に係けて傳へたるなり、然れども、瑞珠盟約章に、是後伊弉諾尊、神功既畢、靈運當遷云々、亦曰、伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣、於是、登天報命、仍留宅於日之少宅一矣とある、此等は、其初二神相並ばして、天神の御命を奉り給へば、幽宮に長く隠り坐すも、天に登らして、報命し給へるも、必ず二神の御名を擧げられずしては叶はぬ所なるに、此に伊弉諾尊、一神の御名耳出たるは如何

と云ふに、伊弉冉尊の黃泉國に往き坐し、傳は、佗の一書に任ねて略かれたる者なり、(然見以て行かざる時は、前後の事打ち合ひ難きを、如何とか爲む、又上は二神ありし事の、此に一神なるを以ても、其所由豈無らむや、前後を照らし應せて、言外の意味を知らむこそは、皇典を見奉る則なりけれ、大凡に、一所を提へて、一掬に云ふ説は、何れも云ふに足らぬ痴言なり) 傳第六一書、及び古事記の方正説ならむと云ふ由は、先此珍御子等の御事依しはしも、御父母二神なる事は、瑞珠盟約章なる、天照太神の御言に、夫父母既任諸子、各有其境とあるにて灼然し、然るに、第六一書に、吾欲レ從母於根國と有るを以て思ふに、火神を生み給ひて後に、伊弉冉尊はしも、根國に神避坐し、かば、八握鬚髯の生ふる迄も、御母を慕ひて歎悲カガませ給ふ餘りに、宇宙に君臨して、治し給ふ事も何も忘れ竟させ給へるが故に、常以レ哭泣爲行と有るに至れりし者なり、故古事記に、速須佐之男命、不知所命之國一而、八拳須至三于心前、啼伊佐知伎也、と有るも二神の生み坐しし初より、御水潔の後に至る迄もと見れば能く聞

ゆ、又故、伊邪那岐大御神、詔速須佐之男命、何由以汝不可住事依之國、而、哭伊佐知流と有るは、御父大神の、根國より歸らせ給ふ迄の間を、尤め給へるにて、其趣一朝一夕の事ならぬ狀なり、次に、僕者欲罷妣國根之堅洲國と有るにて、其本心の顯はれたるなり、次に爾伊邪那岐大御神、大怒詔、然者汝不可住此國、乃神夜良比爾夜良比賜也、と有るぞ、此の固當遠適之於根國と有るに當れども、古事記、及第六一書を以て訂す時は、此も父母二神の神逐ひ給へるには非ざれども、黄泉國の事を略かれたるが故に、不意く、此の事も二神に係れる事と成りにたる者なり、然れども、焉むを隠れむや、下に至りて伊弉諾尊一神の御事と成れる由、右に云へるが如し第六一書にも、伊弉諾尊惡之曰、可_レ以任_レ情行_レ矣とあり、其も古事と同じ事にて、吾欲從_レ母於根國と有るに應へ給ふべかりし者なり根國は、第二第六一書、又、瑞珠盟約章にも出でたり、古事記には、右の如く、根之堅洲國とあり、但し其國に往き着かせる事は、此より天上に參昇り給ひて、種々の事共ありて後の事なり、其は寶鏡開始章第

三一書に既而諸神噴素戔鳴尊曰、汝所行甚無頼、故不可住天上、亦不可居於葦原中國、宜急適於底根之國、乃共遂降去云々、當隨衆神之意、自_レ此永歸根國矣、と有る以て知るべし、然れども、其時直に赴き給はずして、此國土にて后神を娶らせ給ひ、御子神を數多に蕃息し給ひ、已尊は國引の大功を建て給ひ、國土經營の萬事はしも、大國主神に授け任せ給ひて後ぞ、寶鏡出現章に、已而素戔鳴尊、遂就於根國矣とあるが如く、物爲させ給へりけらし、(其第五一書に、然後素戔鳴尊、居_レ熊成峯而、遂入於根國者矣と有るは、熊成峯より、根國に入り坐し、如く見ゆれども、然らず、其より遂に何れよりか、根國に入り坐せりと云ふ義なるなり)故、第六一書に、至_レ火神軻遇突智之生也、其女伊弉冉尊、見_レ焦而化去云々、然後伊弉諾尊、追_レ伊弉冉尊、入_レ於黄泉而及_レ之云々、其於泉津平坂所_レ塞磐石、是謂_レ泉門塞大神と有るを、古事記には、黄泉國と有り、然るを其二書の終に、吾欲從_レ母於根國とし有れば、根國と云ふは黄泉國なる事灼し、然るを、鎮火祭詞には、麻奈弟子爾火結神生給氏、美

保登被燒氏石隱坐氏云々、吾名妹能命波、上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申給氏、與美津枚坂爾至坐氏云々と有るを以て、根國、又下津國なる事知るべし、右に引ける寶鏡開始章、第三一書に、底根之國と云へるも、下津國と云へるも、同じことなり、大祓詞に、根國底之國爾坐云々、道饗祭詞に、根國底國與里龜備疎備來物などもあり、(倍、倍考ふるに、根國、黄泉國はしも、右の如く一物なれども、根國とは多く素戔鳴尊の御事迹に係る所に耳用ひられ、黄泉國の方は、伊弉冉尊に係る所に耳用ひられたるに、所以有るべく思えて、此を探り索むるに、二神の絶妻之誓を建て給ふ迄は、此上津國よりも通ひし故に、其關くして夜の國なる事を、親しく見給へりしかば然宣へるを、其より彼此の往來を斷ち給へる後は、何事にも拘らず、唯大地中に胎まれたる片隅の國なる故に、根國とは云ふにぞ有りける)倍、根國の所在や何方なるらむと考ふるに、記傳七(二十六丁)に、根之堅洲國の根は、下つ底に有る故に云ふ、草木の根も同じ、堅洲國は、片隅國の意なり、其は横(東西南北)の隅には非らずで豎(上下)の片

隅にて、下つ底の方を云ふなり、(隅を須と云へるは、書紀に所謂、天日隅宮を、出雲風土記に天日栖宮とあり、栖字は、古書に必ず須と訓める例なり、又記中に、天之御巢と云へるも、日隅と通へり、姓氏錄に、宗形朝臣の祖の吾田片隅命を、舊事紀には阿田賀多須命とあり、以上撮要)とあるが如し、其の下つ底に在る根は、如何にしてか有らむと思ふに、已に傳三(一六五)惶根尊の下に註せる如く、底津石根にて堅く重凝たる隈處に在る國なり、若て、其大地は圓體にして鷄子の如くある物なれば、四方上下ある事なきが、地心を底津石根と云ひて、巖石を以て圍み、外表は海水と國土とにして、人民此に因りて住み、萬物此に於て生くる處なる故に、鎮火祭詞には此を上津國と云へり、倍、四方上下なき大地なる故に、各々我が所在を本として、四維を分ち、上下を定むる物なる故に、大地萬國に住む人の上に於いて、各々其戴く所天なり上なり、又其各々履む所地なり下なり、然れば地上に在る者の、上より根とし底と爲る所は、其底津石根に在る地心より外には有るべからず、(漢籍素問に、黄帝請_レ天師_レ而問_レ之曰、地

之爲下否乎、岐伯曰、地爲人之下大虛之中者也、帝曰憑乎、岐伯曰、大氣舉之也と有る、張介賓註に、人在地之上、天在人之上、以人之所見言、則上爲天下爲地、以天地之全體言、則天包地之外、地居天之中、故曰大虛之中者也、由此觀之、地非天之下矣と有るも思ふべし、祝詞に高天原と云へるに對へて、下津石根と云へるを以て思ふに、根國は石根の中に在る、空洞なる域なる者なり、其は鎮火祭詞に石隱給氏、與美津枚坂爾至坐と有るを以て知られたり、第六一書に、其於泉津平坂一所塞磐石、是謂泉門塞大神と有るにても、其國に入る門の巖なる事を知るべし、然るを、三大考、靈真柱共に、國名の黃泉と、月神の月讀とを一つに爲たる説有れども、其泉門塞大神は、古事記には、塞坐黃泉戸大神とも有りて、道饗祭詞に謂ゆる、八衢比古八衢比賣神に坐す事、古史徵の説に依りて予已に祝詞講義に明らめたるが如し、其詞に、根國底國與里、龜備疎備來物爾云々、と有りて、其神は黃泉戸に塞り坐して、根國底國より來る物を障り給ふ由縁に因りて、大八衢に坐して、其如く守り給ふなり、若大

地に屬る根國の有りけるが、其は分れ去りて月としも成れらむには、其黃泉戸に塞坐る事も無用に成るに非ずや、又親しく眼前に見ゆる月國に入るに黃泉穴などより入らむ事、餘りに迂遠なる事ならずやも、又、大祓詞に、根國底之國爾坐、速佐須良比咩止云神、持佐須良比失氏牟、と有るも、高山短山の末より、眞下垂りに落ちし瀧津速川より、大海に持ち出づる次序を以ても、地心ならでは叶はざる者ならずや、御鎮座傳記に、速佐須良比賣神、土藏靈貴也と有る、土藏は土中に藏むる由を以て書けるにて、黃泉國の事なるが、其靈貴と云ふを以て見れば、根國に留り坐せるは、其分身にて和魂神に坐せり、若し有れば、別に造り給ひしに非ざる可きを、伊弉冉尊、已に其國に入り坐して黃泉津大神と申す由、古事記に所見たるが如し、素戔鳴尊、其國に入り坐すに依て、八束髮速佐須良命と申す由、日御崎社記に有る、其は高天原にて、解除を負せられし時の事に依れり、萬葉三(四十五丁)に、天有、左佐羅能小野之、七相菅、十六(三十一丁)に、天爾有哉、

神樂良能小野爾茅草茹など有るも、天にて流離へ給ひし故に、地名とは成れるにて、其に天に然る地名の遺れりし者なり、若て、素戔鳴尊、此國より根國に入り坐し、後に、其正身は月國に出で坐して、根國には、其和魂に坐せる、速佐須良比咩神なむ留まり坐せりける、其は大祓詞に在るが如く、顯國にて祓ふ所の、罪咎の行き盡す極みなれば、其極より本の清々しきに復る常理なれば、月神と成り給ひて、日神と共に、大地の晝夜を持ち分けて守衛らせるに至りし者なり、其は、伊弉諾尊の黃泉國より、還らせ給ひて、大御身滌を爲給へるに因りて、善神を數多に生み給へる如く、素戔鳴尊も始めよりの御心の如く、根國に至り坐しかば其天罪等の事は、悉くに流離らひ亡せて、終に月神とは成り給へる者なるべし、然れば、第六一書及び古事記に、御身滌の時、日神月神の成り坐せる由に傳へたるは、全く、右の事の混ひて然は傳はれるなるべし、如此く見分くる時は、其兩説共に、少かも疑ふ所なきに至るべし、故尾崎神社記に、天地神祇記曰、速佐須良比賣神、土藏靈貴也、素戔鳴尊合力坐給之、是即素戔鳴

尊和魂而、分身御子也とある、其神即土藏の靈貴に坐せば、此より月神とは成り給ひて、夜之食國を所知看す事決し、其は萬葉六(廿七丁)に、山葉左佐良根壯子と詠める註に、或曰、月別名云、佐散良衣壯士也と有るも、天にて流離へたる男神に坐す由なること、右に引ける左佐羅能小野などを思ひ合せて曉るべし、皇太神宮儀式帳に、大土神社一處、稱國生神兒大國玉命、次水佐々良比古命、佐々良比賣命とある、國生神は二神に渡らせ給ふ事、丹後風土記に國生大神と有るを以て知るべし、大國玉神は、素戔鳴尊の御子なれば、國生神兒と有るは叶はざれども、其因に依りて、水佐々良比古命は素戔鳴尊、佐佐良比賣命は速佐須良比賣命なる事知らるなり、思ふに、水は瑞の借字にして、月神と坐して照し給ふ事なるべし、神名式に、越前國敦賀郡伊佐奈彦神社、玉佐々良彦神社と有るも同神なるべく思ゆ、其は氣比神社七座(並名神大)は保食神を主として祭れる、幽契有ればなり、第十一一書の赴き考へ合すべき事なり、然れば、月讀尊の亦御名素戔鳴尊なるに非ず、素戔鳴尊の亦御名月讀尊にて、此大地に君

臨すを本にして、月國をも兼ね知らせる大神に坐す事決し、又根國と月國との一ならざる事をも、曉るべくなむ有りける、(然れば、強ちに、月の分判たる始を、此大神に係るには及ぶべからず、本より在りつる月の主宰として入らせ給へるにて、本より在りし高天原の主宰と坐す日神の、後に成り坐せる神にて、君主と坐すに同じ)○遂逐之は、第六、一書に、可任情行矣、乃逐之、古事記に、汝不可住此國、乃神夜良比爾夜良比賜也とあり、記傳七(二十七丁)に、夜良布は、本、夜流を延べたる言なり、逐は、今俗に云ふ追放なり」と有るが如し、(御門祭詞に、侍防掃却、言排坐氏とある却を夜理と訓みて、逐なり、又、大祓詞に大川道爾持退出氏、祓却止宣と有るも、此の逐之に同じ)若て、瑞珠盟約章に此文に續きて、於是素戔嗚尊請曰、吾今奉教、將就根國、故欲暫向高天原、與姊相見而後永退矣、勅許之、乃昇詣之於天也とあり、如此く逐はれ坐し乍も、姊と相見奉りて退り坐むと申し給ひ、御父大神も亦逐ひ坐しながらに、根國に就くべき神の、打ち替りて天に昇らむと請ひ申せるを勅許し給へる、

共に御父子の御間に取りては、甚然爲給はでは得有るまじき物の成行きには有れども、此に依りて、二神の御功業は申すも更なり、此大神の大なる御徳を成就へ給へりし事、次々に説き明らむるを見て知るべし、實には、彼月神の御言に、我祖高皇產靈尊、有預鑄造天地之功、と有るは、此等の御事業の上に在る事なり、仰ぐべし尊むべし、其は次章に、是後伊弉諾尊神、功既畢靈連當遷、是以構幽宮於淡路之洲、寂然長隱者矣、亦曰伊弉諾尊、功既至矣、徳亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣、とある文に、神功既畢とも、功既至矣とも見えたるを、此に合せて考へ見よ、已に不生天下之王者、歟と宣ひて、生み坐る二柱御子の中に、日神は素より天上を所知看べきは、當に然有るべき事なり、然れば天下之王者には、素戔嗚尊を其任に當らせ給へるを、其神を逐ひ給ひて、此國土をば虚しく成し給へる、其を神功既畢とも、功既至矣とも所思し有して、幽宮に隱り給ひ、又上天に復命し給ふと云ふには、御心に終に若此如く成るべき者ぞと、其事の至る所を見究め給はずしては、出来まじき事ならずやも、(二

神の、初天降り坐し、は、此國土を修理固成む爲にして、其より外の事無きを、如此く此國土を生み置かしながら、此國土に君臨す神の未だ定まらざるに、半途にして然物爲給へる如き所なむ、眼を着くべき所なりける)然れば、高天原に上せ奉らむには、此の神の健く速く進み坐す御所行と、日神の平和なる御所爲とに依りて、斯る事は出来らむ、其に依りて、天津日嗣は定り坐て、天下に君臨す事は出来らむと、其將來の較略を所知し、耳ならず、先に生れ坐る皇太神も、日神にこそは渡らせ給へれ、其初、天下之主者を生まむと御言舉して成し給へる御子に坐せば、素戔嗚尊と共に生み給はむ皇太子ぞ、天下は所レ知看すべき事なりけると、所思し定め給へるが故なり、此も亦、言靈の幸延なる事、傳五(四一六)に云へるを見て知るべきなり、(然らざれば、此章より彼章に渡りて、心得難き事なむ多かりける、然るを、古より此深き旨を得たる人無きが故に、日神の御末にして、天下所知看すを疑ひ、或は素戔嗚尊は遂はれ坐せるに依りて、日神の御子ぞ、天下は所知看しけるなど、何れも二神に係れる説なきは、悉

く非なる者ぞかし)此を以ても、我皇御孫尊はしも、天照皇太神、素戔嗚尊の御子に渡らせ給ひて、其日神月神の晝夜を持ち分けて夜守日護に守り給ふ大地萬國の大君主宰と坐々して、現御神と天下に照臨み坐せる事、實に所以有る御事なる者なり、此皆、皇祖天神の御議らひにて成れる事、右に云へるが如し、

安政二年正月十五日始、二月九日成、

日本書紀傳七之卷

神代上第七 四神出生章 穗積重胤 謹撰

一書曰伊弉諾尊曰吾欲生御宙之珍子乃以左手持白銅鏡則有化出之神是謂大日靈尊右手持白銅鏡則有化出之神是謂月弓尊又廻首顧眄之間則有化神是謂素戔嗚尊即大日靈尊及月弓尊並是質性明麗故使照臨天地素戔嗚尊是性好殘害故令下治根國珍此云于圖顧眄之間此云美屢摩沙可利爾

此一書は、第六一書、又古事記の御身滌段の異傳なり、此珍子等は、二神の生成し給ふ所なるを、此に伊弉冉尊の御事は無くして、伊弉諾尊一柱の御事と爲し、又以左手持白銅鏡云々、右手持白銅鏡云々と云へるも、第六一書に、洗左眼云々、復洗右眼云々とある傳の異なる物に成れるなり、(御鎮座傳記に、神代天御中主神所授白銅鏡云々、三戈三面之内一面是也、今二面者、天鏡尊子天萬尊傳持之、次沫蕩尊、次伊弉諾、伊弉冉尊傳持、天神賀吉詞白賜氏、日神月神所化乃、真經津鏡是也と有るは、上に所見たる神世七代章なる一書と、此とを取合せて偽せ造れる妄説にて、取るに足らず、天鏡尊の鏡は、借字にして白銅鏡などの謂に非ざる由、既に傳三の卷に云へるを見て明らむべし)○御宙を、阿米能志多志良須と訓める宜し、正書に、何不_レ生_レ天下之主者一歟云々、不_レ可_レ以_レ君_レ臨_レ宇宙と有ると同じ事なればなり、通證に、御宙、舊事紀作_レ御宙、纂疏本作_レ御宙(字書、宙同_レ字、御宙字、出_レ文選註、御_レ天下也)と見えたり、御字は、名義抄に袁佐牟、又都加佐杼流など有りて、取同と云へり、然れ

ば、第二一書に、可_レ以_レ取_レ極遠之國の取を、志良須と訓める其に同じく訓むべし)○珍子、古事記には、此の事を、吾者生_レ々子_レ而_レ於_レ生_レ終_レ得_レ三貴子と有る、三貴子を、記傳七(三丁)に、美婆斯羅能宇豆能美古と訓まれたる、其説に云々、書紀一書吾欲_レ生_レ御宙之珍子と有りて、訓註に珍此云_レ于圖と有りて、此の三柱大神成出坐し、神武天皇御卷にも、珍彦此云_レ于怒尾古とあり、又、大殿祭詞に、皇我宇都御子、皇御孫之命と有り、借、宇豆は、師説に、高く嚴くしき事なりと有りて、今言に、人の容貌を宇豆高きと云ふも、克く叶へり、萬葉六(二十五丁)に、天皇朕宇頭乃御手以、又、諸祝詞に、宇豆の幣帛などもあり(取意)と云はれたるが如し、名義抄に、珍字を、多迦良、又、米豆良志、又、宇流波志、又、多布登夫と訓みて、貴字を、多布登志、又、多迦志、又、阿氏夜迦那理なども有るを合せて、珍子の義を思ふべし、又、宇都に、憐愛しむ意も有りて、此は上より云ふ語なるなり、(下よりは日真名子など云ふ例なり、此事、祝詞講義、大殿祭詞、神賀詞の下に已に云へりき、借通證に、玉篇、珍貴也、美也、

重也と有り、珍字、米豆良志と訓める、神功皇后御紀に、因以_レ舉_レ竿乃獲_レ細鱗魚、時皇后曰、希見物也と有る下に、希見、此云_レ梅豆運志と見え、古事記朝倉宮段に、今日得_レ道之物など有る、此は尊むにては無く、物を愛る方なれども、其義一に歸り、繼體天皇御紀歌に、梅豆羅古積賦樓と有るは、目頼子と云ふ人名なれども、萬葉十六に、母爾奉都也目豆兒乃刀自、父爾獻都也、身女兒乃刀自と有る、目豆兒は珍らしき子の由なるべし、但し此等は傍證なれども、珍子貴子共に愛くしむと、又愛る意有るを知しめむとて、叢脞しく云へるなり、○左手云々右手云々の事は、古事記(御身滌段)に於_レ投棄_レ左御手之手纏_レ所成神名云々、次於_レ投棄_レ右御手之手纏_レ所成神名云々と有るより混ひ、又洗_レ左御目_レ時所成神名、天照大御神、次洗_レ右御目_レ時所成神名、月讀命と有る、此第六一書も然り、其より紛ひたるなり、若て天孫降臨章第一一書に、猿田彦神の事を、眼如_レ八咫鏡_レ而、純然似_レ赤酸醬_レ也なども有れば、伊弉諾尊の御眼の純然_レ事、真澄鏡の如く有りけむ、言傳の有るより、其御眼を洗ひ給ひし事を、持_レ白銅鏡_レとは傳へ誤れ

りし事灼然し、(萬葉十六、爲鹿述痛作歌に、佐男鹿乃來立來歎久、頓爾吾可死、王爾吾仕牟、吾角者、御笠乃波夜詩、吾耳者御墨埜、吾目良波真澄乃鏡など、若此詠物にも、目を真澄鏡と云れば、然も混ひて傳はれる者なり、此を立て種々に云説其の有は、何れも神代紀の首尾に亘らぬ僻説なりと知べきなり)○白銅鏡、仲哀天皇御紀にも見えたる共に、麻須美能加賀美と訓めり、出雲神賀詞に、麻蘇比乃大御鏡とも有り、麻蘇比は眞澄の義なり、萬葉には、多く眞十鏡と書ける中に、八(三十丁)に、銅鏡と有るは、銅を以て鑄るを以て書けるなり、十三(二十五丁)に、眞十見鏡と有るを、十六(三十丁)に眞墨乃鏡と有れば須とも曾とも通はし云へりし者なり、(釋秘訓に、私記曰、問案、萬葉集、召犬追牛之鏡也、然則當讀萬會美、答古者、須與會音通用、故或云麻須美、或云麻會美云々と有り、其召犬追牛之鏡は、萬葉十六挽歌に、喚犬追馬鏡と見えたる、其は十二にも大馬鏡とあり、冠辭考に、古は馬を追ふに會字と云ひ、犬を喚ふに小馬と云へらむからに、曾と麻の語に借たりと有るが如くなれば、追牛は追

午の誤なるべし、釋述義に、私記曰、又問今讀之麻須美、其意如何、答是猶眞澄也、言是眞實澄清之鏡也と有り、此にて麻須美の義明らかなり、白銅字を用られたる由は、通證に、稱徳天皇御紀曰、以眞白鐵所鑄之鏡、續博物志曰、古無純銅作鏡者、皆以錫雜之、本草曰、白銅出雲南と見ゆ、但し古に銅を以て鏡を造る事は非ずして、鐵を以て作れりしを、後に外國より渡れる白銅を以て造れらば、其義を被用たる文字ながら、信難事なり)抑、鏡はしも、寶鏡開始章第一一書に、思兼神云者、有思慮之智、乃思而白曰、宜圖造彼神之象而奉招禱也と有りて、是始なり、古事記(天石屋戸段)に、於是天照太御神、以爲怪細開天石屋戸而、内告者云々、爾天宇受賣、白言益汝命而貴神坐故、歡喜咲樂、如此言之間、天兒屋命、布刀玉命、指出其鏡、示奉天照太御神之時、天照太御神逾思奇而、稍自戸出而臨坐之時云々、と有りて、其鏡に皇太神の大御像を移して、汝命に益りて貴き神在すと申ししかば、奇しませ給ひて御戸を出て臨み坐せるは、鏡と云ふ物を始めて見行し、故なり、本より有り來

る物ならむには、然耳奇しませ給ふ可きに非ざる者をや、但し古事記に、天照太御神に御頸珠を賜ふ事見え、此第六一書に、軻遇突智神を斬り給ふ所に、所帶十握劍と見えたる、此等は玉作神鍛冶神の成り坐せる以前に、已に其物有りつれば、此時に白銅鏡も何とかは無らざらむと思ふも、一亘りの論には有れども、凡て神の物を製造給へるは、其必ず無くて叶はざる時に在る事にし有れば、事無き豫に造らせ給ふ可くも非ざれば、此を誤傳と見る方なむ、平穩には有るべかりける、(按ふに、白銅鏡より化り出給ふと云ふは、右に云へる天石屋戸の前にて、其鏡を示奉れる、即ち出でさせ給へる傳の有るをも取りて、又打ち混らせたる者と見えたりける、古より此説に苦しめりと見えて、私記に、萬物之始、皆有其由、今有此鏡、何人初作哉、答未詳、又問此鏡、今有何處、答未詳と云へり)○化出之神は、神世七代章第一一書に、其中自有化生之神と有るなどは、成坐と云ふに同じくして、事は輕き方なるを、化出と云ふ時は、出字大に力あり、其鏡を持せる御手より成り出で給へりと云ふ義なり、(化は、此物の化し

て、彼物に成れるを云へれども、白銅鏡の化して、日月神に成れると云ふには非ざるべし、鏡を御手に持せ給ふ、即ち成出で坐せりとなり、口訣に、白銅鏡、真心清明之謂と云ひ、纂疏に、日生東、故用左手、月生西、故用右手など宣へるは、共に古意に合はず)○廻首は、日神月神を化出給ふ時には、何れにか正しく向はせ給ふ故に、左手右手を用ひ給ふに、其が任なるを、今度は後方を顧みさせ給ふ故に、廻首し給ふなり、(第十一一書に、保食神、廻首嚮國則云々、又嚮海則云々、又嚮山則云々とある、何れも御首を彼方に此方に向へ廻らせるにて、此の例なり)首字は、本に美具志と有るに従ひて訓むべし、中昔の物語書などに、常多き語なり、又、美久毘と訓むも悪からず、借、久毘は上邊の義なるを、美具志と云ふ時は、御櫛を刺せる處なるを以て云ふ稱と聞えたり、(其は第十一一書に、首を加字倍と訓めるは、上邊の音便なり、如此く同字を二所にて訓を易たるは、美具志と云ふは、少か敬の意有るなるべし)○願阿之間、下に此云美屢摩沙可利爾と註されたり、谷川士清が、見間疎なりと云へる、然も

有るべし、左右の御手に御鏡を持せるは、正しく嚮
ひて視給ふなるを、其御鏡の方を離れて、斜に向は
せ給ふ故に、見間の疎れるなり、名義抄に、願も願
も加間理美流と訓める字なるを、眊に麻波留、又與
古米など有るにて、其意明らかし、(又流眊を耶賀志
米ともあり、借、日神月神は、其鏡に向はせ給へる
に依りて化出坐せるを、此を其鏡を離れて、横に目
を見遣り給ふ事を云へる者になむ)○質性、垂仁天
皇御紀に、率性と有り、此は稟賦にて、源氏物語な
どに謂ゆる、本性なり、萬葉九(廿九丁)に、人跡成、
事者難乎、和久良婆爾、成有吾身者と詠めるは、人
と生る、事の難きにて、此とは別なるが如くなれど
も、神武天皇御紀に、天皇生而云々、長而云々と有
るを以思ふに、生れたる任には、各、其性の異なる所
も有らざるを、漸く年の長るに隨ひて、其質分る、
ものなれば、質性も人に仕立上たる上を云ふなり、
(名義抄に、質を美とも加多知とも牟久呂とも訓み、
性字を多麻志比、又、人登那理、又、人登那流、又、
心邪志とも、種々に訓みたり、委しくは興台産靈命
の下に云ふべし)○明麗、正書に、光華明彩と有る

に同じ、古語拾遺に、日像之鏡の事を、次度所レ鑄、
其狀美麗と有ると、太玉命啓曰、吾之所レ捧寶鏡明
麗、恰如ニ汝命と有りて、其に宇流波志と訓めるに
從ふべし、(本に、氏理宇流波志と訓める、其も然る
事には有れども、下に使レ照臨天地と有れば、言重
る故に、拾遺の訓を取れり)○使レ照臨天地は、謂ゆ
る照ニ徹於六合之内なり、寶鏡開始章第三一書に、請
姉照臨天國、自可ニ平安と有るが如く、日神月神と
坐々て、天地の間を御照し坐々す御事を申せるなり、
若て此語を借り用ひさせ給ひて、古より以來、天皇
等の天下所知看す御事にも、照臨と申せり、其は天
下を所知看には、日月の御照し坐々す如く、殘る隈
なく所知看し明らかめさせ給ひて、大御政は執り行は
せ給ふ者なればなり、(其意を以見る時は、日神には
天を令レ知め、月神には地を令レ知る事と成りて、素
戔鳴尊、月弓尊と同神なる一證とも成るべくや)崇
神天皇御紀詔に、惟我皇祖諸天皇、光臨宸極者、
豈爲ニ身二乎と有る、光臨は、此の照臨に同じ、續
紀第四十二詔に、大八洲國照給比治給布、倭根子天
皇、光孝天皇實錄詔に、朕我食國乎、平久安久、天

照之治聞食須ともあり、(又、古事紀朝倉宮段なる、
太后の御歌に、曾賀波能、比呂理伊麻志、曾能波那
能、氏理伊麻須、多迦比加流、比能美古と詠せ給へ
るも、天津日嗣を、天津日に准らへ奉れる者なり、
照臨の字は、周書に出たり)○好ニ殘害、第二一書に、
多レ所ニ殘傷と有る、共に曾許那比夜夫流と訓めり、
正書に、令國內人民多以天折と有る是なり、物に
害はひを爲すを、曾許那布と云ふは、古事記(白菟
段)に、即伏最端和邇、捕我悉剝我衣服、因此泣患
者、先行八十神之命以、誨告浴海鹽、當風吹伏上
故爲レ如教者、我身悉傷と有るが如し、但し此は
殊更に殘害らせ給ふとは非ざれども、神性の健く
進り坐すに依る事、上に云へるが如し、(此なる好の
字などは、惡神の如く云はむ爲なれども、快からざ
る事なり、凡て神の物に幸へ給ふにも、君の世を治
め給ふにも、大體の宜しきを謀りて、然る細々しき
事の少なる害など迄を、悉にと云に至らざる者なり、
況て二神の御子として、天下に君臨して、許多の大
功を建て給ふ大神に坐せば、少かなる物の害も、時
に取りて、何とか必しも無からざらむ)○令ニ下治

根國は、此時根國に下着給ふには非ざれども、其逐
ひ給ふ事を云ふなり、然れば下字を、正書の遂逐之
と同じ義に見るべし、此は佗に譲りて、甚々事省さ
て記されたり)

一書曰、日月既生、次生蛭兒、
此兒年滿三歲、御尙不立、初伊弉諾
伊弉冉尊巡柱之時、陰神先發
喜言、既違陰陽之理、所以今生
蛭兒、次生素戔鳴尊、此神性惡、
常好哭、悲國民多死、青山
爲枯、故其父母勅曰、假使汝治
此國、必多所殘傷、故汝可以
馭極遠之根國、次生鳥磐櫟樟船、
輒以此船載蛭兒、順流放棄、次

生^{クハ}火^ヒ神^{カミ}軻^カ遇^ヰ突^ツ智^チ時^{トキ}伊^イ弉^サ冉^ニ尊^{ソウ}爲^シ爲^シ軻^カ
遇^ヰ突^ツ智^チ所^ノ焦^{ヤカ}而^テ終^ス矣^{ソノ}其^ノ且^レ終^ス之^ノ間^ニ
臥^{ヤミ}生^ニ土^{ツチ}神^{カミ}埴^{ハニ}山^{ヤマ}姬^{ヒメ}及^シ水^{ミヅ}神^{カミ}罔^{ミツ}象^ハ
女^メ即^チ軻^カ遇^ヰ突^ツ智^チ娶^{ヒメテ}埴^{ハニ}山^{ヤマ}姬^{ヒメ}生^ニ稚^シ産^{ムス}
靈^{ヒタ}此^{コノ}神^{カミ}頭^{カシラ}上^{ナリ}生^ニ蠶^{カヒコト}與^シ桑^{クハ}臍^{ホソノ}中^{ナリ}生^ニ五^{イツクサノ}
穀^{タケノモ}罔^{ミツ}象^ハ此^{コレ}云^{イフ}美^ミ都^ツ波^ハ

此は、正書に續く文なるが故に、日神月神の事は、甚く事略がせ給ひ、次に火神以下の生れ坐る事を、委しく爲られたるが故に、異なる傳の如く成れる者なり、然れども、四神を生み給ひ畢へて、火神を生み坐る事、甚々正しき傳なり、次なる第三第四第五等の一書は、三傳共に、又此の異説なれば、能々雜へ讀むべき者なり、○日月既生は、日神月神と訓ひべし、天照太神、月讀尊は日を所知看し、月を所知看す神にこそは御在し坐しけれ、日月には坐さされば、此にては通えざるを、右にも云へる如く、正書と本一つなりし傳なる故に、其に生^ニ日^ニ神^ニ云々次生^ニ

月神^ニ云々と有るに任^ニねて、此には甚々略かれたる者なりかし、(記傳六に、引かれたる、伊勢人龍氏が説に、日神月神者、有^ニ人之貌^ニ、身帶^ニ光明^ニ者、非^ニ列

れる者なり、此に依りて、天神、以^ニ太^ニ占^ニト^ニ合^ニ之^ニ乃^レ教^フ曰^ク、婦人之辭其已先揚乎と有りて、今茲に出づべき事ならぬを、其正書に、陰神の先言坐せるを、陽神の不祥と宣へる耳にて、蛭兒淡洲の生れ出たる事の漏れたる故に、此章に至りて、正書に、俗に一女三男と謂ふめる中に、此蛭兒も入れる故に、其章には此を省き、此一書には正書と共に、同じく出たるには有るべけれども、蛭兒は豈神ならむや、淡洲と共に、同じく國土なれば、此に入る時は、前後打合ひ難くして、首尾の結ばれざる所出来る者なり、(此辨、已に傳五卷、第一一書に就て委しく云へれば、今云ふ限りに非ずと雖も、餘りに異なる傳なる故に、云はては得非ずてなむ)○先發^ニ喜^ニ言^ニは、八洲起元章に、陰神先唱曰、喜哉遇可美少男焉と有るに、和へ給へる事はなくして、陽神不悦曰云々と有る、不悦は其和に當れるを以て、其唱和共に喜言なる事知るべし、如何にも、二神の御面を合せ向はせ給へる御心の、愛の盛りに進みて出づる御言にし有れば、信に喜言とは謂つべきものなりかし、(傳四卷二九六に委しく云へるを、此にも見合すべくなむ)

○違^ニ陰陽之理^ニ八洲起元章に陽神不悦曰、吾是男子、理當^ニ先唱^ニ如何婦人反先^ニ言乎^ニ、事既不祥とある是なり、(傳四卷、二九九に云へり)○此神性惡は、上なるに同じ、佐賀と云ふ時は八洲起元章なる不祥に同じ、傳四(三〇二)に云るを、猶委しくは傳十三、神性の下に云べし、(通證に云く、康熙字典、多^レ所^ニ不可^ニ、曰^ニ性惡^ニ、後漢華陀傳、爲^レ人性惡難^レ得^レ意)○悲、名義抄に、伊加流とも布都久牟ともあり、此にも古より布都久牟と訓み來れるを、通證に、重遠曰、布豆久、含^レ憎^レ之^レ謂^レと云へるは然る事なり、今も人の怒る時に、頬を含らす事あり、其なり、(京邊の詞に、人の憤りて物言ふを、夫部々々言ふと云へるも、悲々言と云へる意なり、然るは頬を含らして口を嚙みて物言ふ如くなればなり)○國民は、正書の國內人民を約めて書れたるにて、其訓同じ、第六一書に、伊弉冉尊曰、愛也吾夫君、言^ニ如此^ニ者^ニ、吾當^レ殺^レ汝^ニ所^レ治^レ國民、日將千頭と有る國民、又、此に同じ、偕正書に、令^ニ國內人民多以天折^ニ、此に國民多死と有る、此二共に伊弉冉尊の御言に合へると、又第六一書なる、素戔嗚尊の御言に、吾欲^レ從^ニ母^ニ於

根國と申し給へるとを合せて、其考無くしては得有る
まじき事なりけり、(古事記にも、僕者欲レ罷_レ妣國根
之堅洲國_二而哭と有りて、此の正書、及此一書に、父
母に係たるとは異なる者なり)故思ふに、正書第一
一書に、日神月神に勅任しの事有りて、此素戔嗚尊
に勅任し給へる事の見えざるは、共に二神の相生し
坐せる御子に御在るが故に、父母二神の勅任し給へ
るなるを、素戔嗚尊に其事の非ざるは、月讀尊と同
神に坐すが故なり、然れば、正書に、此神有_二勇悍_一
云々、第一一書、是性好_レ殘害云々、此に此神性惡
云々と有るなどは、伊弉冉尊の根國に入らせ給へる
後の事なれば、適_二之於根國_一と有るも、令_三下治_二根
國_一と有るも、可_二以取_二極遠之根國_一と有るも、伊弉
諾尊一柱の御計らひなる事灼然し、(然るを、此事を
父母二神に係けて傳へたりし故に、月讀尊と素戔嗚
尊とは又異神の如くに傳はれりし者なり、然れども
右に引ける伊弉冉尊の御言と、素戔嗚尊の御所行と、
相類たるに心を着くべし)若て其二柱の珍子の中に、
天照太神は、伊弉諾尊に屬さ給ふ故に、第十一一書
に、保食神の身より化れる物を取り持ちて奉進れる

所に、于時天照太神喜之曰、是物者則顯見蒼生、可
食而活_レ之也と宣ひて、衣食の事を起し初め給へる
なむ、第六一書なる伊弉冉尊の御言に言勝ちて、伊
弉諾尊乃報之曰、愛也吾妹、言如此_二者、吾則當_レ産_二
日將千五百頭_一と有る、御旨には叶はせ給へりける、
是即ち皇太神の善はしき大御神性には坐すなり、(右
の事を、古事記には、吾一日立_三千五百産屋_一とあり、
倍又、須佐之男命の御荒ひの所に、雖_二天照太神之營
田之阿_一埋_二其溝_一亦其於_レ聞_二看大管_一之殿_二屎麻理散_一、
故雖_二然爲_二天照太御神者登賀米受而告云々_一、詔雖_レ直
云々と有りて、惣ての大御心を想像奉る、(なり)素
戔嗚尊は、伊弉冉尊に屬給ふが故に、其御心の進_レに
依りては、國民多死など云ふ事見え、又第十一一書
に保食神の許に到り坐せる所に、保食神、夫品物悉
備、貯_二之百机_一而饗_レ之、是時忿然作_レ色曰云々、廻拔
レ劍擊殺と有るも、神性の健く速く坐すが故なり、又、
古事記大穴牟遲神の、其御許に往き坐る所に、爾其
大神出見而告、此者謂_二之葦原色許男_一、即喚入而令
レ寢_二其蛇室_一云々亦來日夜者入_二吳公與_レ蜂室_一云々、
亦鳴鑄射_二入大野之中_一、令_レ探_二其矢_一、故入_二其野_一時、以

レ火廻_二燒其野_一云々、其父大神者、思_二已死訖_一、出_二立
其野_一、爾持_二其矢_一以奉_レ之時、率_二入家_一而、喚_二入八田
間大室_一而、令_レ取_二其頭之虱_一、故爾見_二其頭_一者、吳公
多在云々、故昨_二破吳公_一唾出_レ而、於_レ心思_二愛而寢_一と見え
る如く、大穴牟遲神は、其御子に坐り、然れども、表
には少も御愛憐の御事無くして、其神の身亡せ給ふ
べく、種々に懲らし窘め給ひて、其器_二を試させ給
へるが、終に其屈折れ給はざるを見究め給ひて、此
神こそと御心に愛しく所思して、御寢坐る、是にて
此大神の裡の御心隠らひ覺ずして顯はれたるなり、
然れば、此大神の御上を、悉に御惡行の如く言成し
奉らむ事は、始終を摠べ括らざる者なり、(保食神に
事有りしも、其時に取りては、一時の御惡行の如く
なれども、此に依りて衣食住の三物出で来て、世中
の利用と成れるなど、其事の終の何時にても、妙に
善はしきを以て心得有るべき者になむ有ける)倍、
伊弉冉尊の、日に千頭を縊り殺さむと宣へるも、其
極意に至りては、甚々深く妙なる趣の有る事にて、
世に死生存亡の道の、因りて起れる耳ならず、伊弉

諾尊と上津國、下津國に別處を建て相有たせ給ふ所
由、予已に明らむる説有るを、其は第六一書、第一
一書に就て云ふが如し、然れば、素戔嗚尊に、性惡
常好_二哭悲_一云々と有るも、亦其如くにて、神性の健
く速く進り坐す事なるを、甚しく書き取られたる者
にて、可畏けれども、已に當昔其説に闡在しなり、
況て後人の惡しき狀に説辭めたる、其説をや、天照
太神と共に、天皇尊の大御祖と坐し、又幽事所知看
す大神には、御父神に御在して、甚々貴き大神に坐
す者を、能く其本根を原ね盡さずして、假初なる説
を成して、神を誣ひ人を欺かむ事は、忘れても慎し
みて爲まじき者なり、(摠べて、素戔嗚尊の御惡行の
如き事の起はしも、生れ坐して後に、未だ幾許も非
らずして、御母神の下津國に入らせ給へるを、人と
成る迄も戀慕はせ給ふ餘りに、哭泣ち哀しみ給へる
を事として、坐し、間に、天下を治め給ふ御事も、
何も打忘させ給へるが故に、御父大神に神逐はれに
逐はれ奉らせ給へりしにて、其本、御惡行坐しには
非る事を努々忘る可らず)○多死は、佐波爾許登阿
理と訓めるに従ふべし、(釋秘訓に、志奴不可_レ讀_レ之

許登阿理止可讀之と有るに依りて定む可きなり、凡そ代々の私記の例にて、然る忌はしき事は御讀に憚る故に、字の如くは訓まらず、志奴を避けたるなり、(已に正書の夭折なども、志那志牟と云ふ點をば讀べからずと云へるに同じく、天皇の御前にて讀み奉るには避けたるなり) 第十一、一書に、遣天熊人、往看之、是時保食神實己死矣と有るを、攝津風土記に、昔豐宇可乃賣神、常居稻掠山而、爲膳厨之處、後有事不得已、遂還於丹後國比遲乃麻奈草と見えたり、此に依れば、保食神は死坐せるには非ざれども、有事と云ふ事の床しくて、此に引けるなり、有事は、其人の上に節の出來れるにて、無事の反なる事、人の知れるが如し、萬葉七(三十丁)に、大海候水門事有云々と有るに並て、椽衣人者事無跡と詠めるを以て知るべし、又五(二十七丁)に、靈剋内限者、平氣久安久母阿良牟遠、事母無裳無母阿良牟遠と有るも、事もあり、禍ありの反を云へる者なり、然れば、死を許登阿理と云ふも、唯に避けたる耳ならず、然も云は、云る可き事なり、(又、四卷に、吾背子波、物莫念、事之有者火爾毛水爾毛、

吾莫七國と有るも、事之無者と云へる對なり、今も人身の恙無きを、俗に無事と云へるも、此に有事に對へて叶へり) 青山爲枯、正書に出づ傳六(五〇六)○故其父母勅曰は、正書に、故其父母二神、勅素戔嗚尊曰と有るに讓りて、略記されたるものなり、然れども、此二共に、素戔嗚尊の神逐の事を、父母二神に係けたるは、傳の誤なるにて、實には、第六一書の如く有るべき筈なる事、已に上に註へるが如し、假使は、母志と訓むべきにや、瑞珠盟約章に、天照太神、復問曰、若然者將何以明爾之赤心也、對曰云々、如吾所生是女者、則可爲有濁心、若是男者、則可爲有清心云々、寶劍出現章第五一書に、韓鄉之鳥是有金銀、若使吾兒所御之國、不有浮寶者、未是佳也など、母志と用へる例を考ふるに、其罪の成行を、亦其如く有らばと、危ふみ云ふなり、然れば、言義は亦志にぞ有るべき、萬葉十一に、馬音之跡、登毛爲者松陰爾、出會見鶴、若君香跡、十二卷十丁に、夕々吾立待爾、若雲君不來、蓋者應辛若十九卷三十四丁に、君之往若久爾有婆なとあり、歌詞には奇らし、但し古き訓に、多登比と

有り、名義抄に假使をも、假令をも、假如をも、有をも皆共に同じく、多登比と有り共に又母志とも訓むべき字なれば、其義に於て異ならざる可し、故母志と云ふは所々に多く有る故に、此は本の任に、多登比と訓みつ(譬ふると同じかる可し、譬ふとは、先に在る事を此の物に比べて云ふなれば、此も其根國を知らざぬ間なるを種々の其行跡に比べて云々と宣ふ所なるを思ふ可し)○汝治此國は第六、一書に、素戔嗚尊者可治天下也と有る、此を云ふなり傳六(五一〇)不可以君臨宇宙の下に云へり(約字の事は、傳五卷八洲起元章第一一書、宜汝往脩之の下に云へる如く、國土を修理固成に起れる言なるなり)○必多所殘傷は、此は御父母二神の御言なり、第一一書に、是性好殘害と有るは、佗より其御本性を云へるにて、同じ事ながら、其用ひたる意味異なる者なり、○極遠之根國、釋述義に、根國、私記曰謂黃泉也と有り、然れば、萬葉九(三十四丁)に、遠津國黃泉乃界丹と有るに異ならず、極は、祈年祭詞に、谷蟻能狹度極、鹽沫能留利とも、又、天乃壁立極、國乃退立限なども、限に並びて、共に

物際限を云ふ言なり、(萬葉三に、極貴物者、酒西有良之、十一に、伊田何極太甚云々とも有り、極は際より活ける言なり、多麻伎波留を、又、萬葉五に、靈剋、十一に、玉切とも有るを見るべし) 遠は、近の對なるが、知可は聯處にて、我が所在に聯なる意、遠は處大にて、我が所在より引き伸びて大なる義なり、大を富と云ふは、古事記に、御大之前など有るを以て知るべし、偕、大地の圓體にして、環の端無きが如くなるが、各、其所在より根と云ひ、底と指す方にて、何方よりも極遠と云ふ物は、他心より外に在る事無ければ、根國底國の在處、此を以て思ふべき者なり、(又此を鎮火祭詞には、下津國と云ひ、萬葉五には、之多敵と訓めり、此を以て根國底國は、月國ならぬ事を曉るべし)○次生鳥磐檉樟船は、正書に載之於天磐檉樟船と有るは、其船の有るに載せたる由なるを、此は先、此船を生みて、次に蛭兒を載せ給へるなれば、少か趣異なりと雖ども、共に誤傳なる事、傳五(三九一)傳六(四九六)に委しく辨へたるが如し、但し古事記に、生鳥之石楠船神、亦名曰天鳥船と有れば、船には非らずして、神

を生み給ふとも爲べけれど、櫛樟は、神代と雖も遙に後に、素戔鳴尊の、初めて生ふし給へる木にし有れば、此には叶はず、(借思ふに、此に素戔鳴尊云云の事有りて、次に此生鳥之磐櫛樟船と續きて有るは、若くは寶劍出現章第五一書に、素戔鳴尊曰云云、眉毛是成櫛樟、已而定其當用、乃稱之曰、杉及櫛樟、此兩樹者、可爲浮寶、と有る傳より混ひて、此に屬けるか、又、蛭兒の事に混ひ入りたる者かと見ゆ) ○順流放棄は、此兒年滿三歳、脚尙不立より、直に引き續けて讀み心得る時は、其深味有るなり、其は已にも云へりし如く、蛭兒は神には非ずして國なる事、古事記に見えたる、以爲生三成國土、奈何と有る文にて著きを、國に脚と云ふ物有りて、其立不立を云ふべからねば、脚は葦にて、不立とは、三歳に滿れども、生ひ立たざりしなれば、其漂在に任せて、流る、任に放ち棄てさせ給へるなれば、此の順流放棄を取れるなり、(正書に、順風放棄とあるは、船の縁にて傳はれるなれども、八洲起元章第一一書、又、古事記、共に葦船と有るを始として、凡て蛭兒に、船を云は、何れも神と非心得したる傳

に成れるなれば、其も此も取るべからざるなり、齋明天皇二年御紀に、以舟二百隻、載石上岩、順流控引於宮東山とありて、順流は、船に云語なれども、此には叶はず) ○火神軻遇突智、神武天皇御紀、顯齋條に、火名爲嚴香來雷、と有り、古事記には火之迦具土神と作けるが、文に生火之夜藝速男神、亦名謂火之炫毘古神、亦名謂火之迦具土神と有れば、此外に、本御名は別に在るなりけり、記傳五(五十四丁)に、迦具とも、迦宜とも活きて同言なり、迦藝とも、迦具とも、若櫻宮殿の大御歌に、火を加藝漏肥と詠み給ひ、萬葉二(四十丁)に、香切火之燎流荒野爾など有る是なり、迦宜は影なりと有るが如し、天孫降臨章に、螢火光神、又出雲神賀詞には、夜波如火光神在利と、光字を迦賀夜久と訓めり、天孫降臨章に謂ゆる、星神香々背男の香々も、赫くなり、出雲風土記鳥根郡加賀郷條に、關岩屋哉詔、金弓以射、光加々明也、故曰加々々なども見えたり、(又、萬葉六に、炎乃春爾之成者とも見ゆ、字鏡集に、炎を迦宜呂布とも、肥能波那とも、富能富とも見え、名義

抄には、阿都志とあり、又記傳に、火之炫毘古神の炫は、迦賀と訓むべし、靈異記に、炫を加々也計利と訓めり、字書にも耀光也とも、火光也とも、明也とも註せり」と有るを思ひ合すべし) 突智は、記に土に作れる、此は假字なり、彼は借字なり、右に引ける、神武天皇御紀に、雷に作れる、其正字なる可し、其は鎮火祭詞に、麻奈弟子爾火結神生給氏、美保止被燒氏、石隱坐氏云々、此能心惡子乃、心荒比曾波云々、皇御孫能朝廷爾、御心一速比給波志止爲氏と見え、亦名を火雷神と申すも、御心の一速く健く坐せる義なれば、香來雷の雷も、此に同じ、(記傳に、土の都は、例の助辭、知は例の尊稱なり)と云はれたれども、盡さず、借、雷字は、名義抄に、伊加豆知とも、那流迦微とも訓める字なるを、唯都知と訓みては、又、意を盡さるるに似たりと雖も、都知は嚴持の由ならむと思ひ定むる説有りて、第七一書に云るが如し、神名式に、紀伊國名草郡香都知神社あり、本國神名帳に、從四位上香都知神と有る是なり、又鳴神社(名神大、月次相嘗新嘗) 靜火神社(名神大)同郡に坐すも由有る事、次々、第三第四第

五第六第七等の一書に就て説くべし、その鳴神社は、文德天皇實錄に、嘉祥三年十月乙巳朔壬子、紀伊國鳴神從五位下、清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日、紀伊國從五位下鳴神從四位下と有りて、此は、其御骸より成り坐る雷神なる可く、又、近江國伊香郡伊香具神社(名神大)と有るも、同神と聞ゆ、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、奉授從五位上勳八等伊香神從四位下、同八年閏二月七日、授近江國從四位下勳八等伊香神、從四位上と見えたり、借其伊は、稜威の由なるべし、(萬葉十三に、劔刀鞘從拔出而、伊香胡山と有るも、其神の斬られ給ひし由に依れる事、第六一書に就て云ふを思ひ合すべし) 又、記傳五(五十五丁)に、神名式、丹波國桑田郡阿多古神社も、此神を祭るとなり、阿多古とは、御祖を燒き給ひし故に、仇子と云ふ意にや」と有り、三代實錄に、貞觀六年五月十日、授丹波國正六位上愛當護神、從五位下、同十四年十一月廿九日、授丹波國從五位下阿當護神、從五位上、元慶三年閏十月廿四日、授從五位上阿當護神、從四位下、同四年四月廿日癸丑、授丹波國阿當護山無位雷神破无神、並從五位下と見

ゆ、此に依て思ふに、阿當護神と申せるは、伊弉冉尊にして、右の雷神は火雷神と有りけむ、火を脱せるならむか、破无神は、波邇神にて、垣安姫には非じか、其は邇を牟と云ふ事は、漢字三音考音便の例に、丹波を多牟波、難波を那牟波と云る、何れも邇を牟と云へるなれば、古く破爾神と申せりしを、其頃已に破无神とは云へりしなり、斯れば伊弉冉尊、火雷神、埴山姫神三柱なる者なり、神祇拾遺と云書に、愛宕権現、端御前軻遇突智命也、奥御前伊弉冉尊也、當社明神の御事、古代は平安城の北、鷹峰に坐し、を、光仁天皇天應元年、釋慶俊、今の地を開き移し奉れる時、禰宜を北山の麓に留たる由云へり、神社啓蒙に、其を引きて、按、當社者、昔愛宕郡鎮座之故、有、此名今北山大門村、蓋當宮神門之舊跡也、今雖屬丹波温其故號愛宕歟と云へるは、然る言にて、山城國愛宕郡は、本此神社に起れる名なるを仇子と云ふ事の忌々しきに由て、避て意多岐とは云分てる者なりけり、此神の、丹塗矢に化て妻給へる玉依日賣命は、愛宕郡三井神社(名神大月次新嘗)とある神に坐し、其御子片山御子神社(大月

次相嘗新嘗)とある神に坐し、貴布禰神社(名神大月次新嘗)と有るは、闇羅神に坐せるなど、皆由緒有る神等の、其郡に坐すを以て知るべきなり、此事、神武天皇二年御紀の傳に、云ふを見て知るべき者なり、(又神代系圖傳に、松尾神書云、軻遇突智者、火神也、故此神掌火災祭之平安城乾隅愛宕山、而除火災二者也とあり、豐葦原と定記にも、成亥仁當天王都守護神明坐寸、即天神第七陰神也、火災弘永久退牟爲也止天、若宮仁波、火産靈弘置玉奈利、偏仁帝都静諡乃基也とあり、愛宕郡と云計の神に坐せば、當昔大く御隆え坐しけむを、慶俊が其社の神人を、北山麓に残し置て、神社を彼地に移奉りしより、勝軍地藏と云者を、本地と爲つるより、今は此も、一の佛利と成竟たるなむ憤ほろしき)古事記の、火之夜藝速男神は、舊事紀に、火燒速男神、亦云火之燒彦神と有るに合せて、夜藝は燒と清音に訓むべし、萬葉十五(三十丁)に、也伎保呂煩散牟、安米能火毛我母、二十(五十四丁)に、夜伎多知能と有るなど、何れも燒は清む例なればなり、又、國名安藝をも、藝を伎と清るを思ふべし、速は迅速の義なる事、傳

六(五〇二)に云り、鎮火祭詞に、御心一速比給と見え、又、古事記に、肥國謂速日別と有るも、速火別の意なるなり、火の物を燒く事の、速く急かなる意を以て、負坐る御名なり、(其火之燒彦神と云名も此に同じ、但し古事記に依るに、若しくは、炫を誤れるならむも知るべからず、記傳に、引れたる舊事紀には、火々燒彦と有れども、其は次々誤れるなり)○又火之炫毘古神、記傳五(五十四丁)に、炫は迦賀と訓むべし、異靈記に、炫を加々也計利と訓めり、云々と有るにて通ゆ、炫字、名義抄に、比加理とも、迦賀夜久とも訓めり、迦賀と云ふ名義は、上に引ける如く、香來と書ける其正字なるべし、火の然立ば、物の薫るが如く、内より外に、其光の顯る謂なり、萬葉五(三十丁)に、火氣布伎多氏受、(十二(廿一丁)に、火氣燒立向など有るは煙の事なれども、火中より氣の起立つ意、又、祢夫理は、氣振なるを思ひ合すべし、然れば薪を燒きて、其然る物は火にて、光には非ざる、其上下四方の明るき物は光にて、火には非ざる、其即ち此の炫なる者なり、然る時は、光も火香有なる事灼し、(其火には限らず、

凡てに亘る事にて、鏡は炫見の意なるは更なり、神功皇后御紀に、金銀多之眼炎國と有るを、古事記には目之炎耀珍寶多在其國と有るは、火に就て云ふには非ざる、物の麗美しき氣韻を云事なるを思ふべし、又萬葉六卷廿丁に、石隱加我欲布珠乎、十一卷廿六丁に、燈之陰爾蚊蛾欲布など見え、映字を迦賀與布と訓めるなども右に同じ、又二卷十八丁に、香青生玉藻息津藻、七に、彌那綿香鳥髮など有る、香も氣なり、其は唯に青とも黒とも云ひて濟むべき所なるを、然云へるは、其裡める氣韻の出で、麗はしく青く、麗はしく黒き由なり、然れば、炫も其例にて、火光の麗はしく匂ひ滿ちて顯はれ行くを云ふなりけり)○火神の未だ生ひ坐さざりし以前より、火と云ふ物は素より有るを、此に至りて、其神を生み坐せる事はしも、天地の初より、天日の已に在りて、日神は後に成り坐し、此國土は已に在りて後に、素戔嗚尊は君臨する如く、其主宰の神を生み坐せるに違ふべからざる物から、第三一書に、此を火産靈と有るを以思ふに、中々に容易き神には坐さざる事、申すも更なり、乞其起を云ふべし、先天地の初時、高

天原に所坐せる神の御名を、天御中主尊と申し奉る時は、未だ氣の發動き出でざりし以前の事なれば、其氣中に、未だ火と云ふ物有るべからず、次に高皇產靈尊、神皇產靈尊の生ひ坐し、より大に勢り大に感けて相結ばり合ひ坐る、其中より、一物を大虛に産み成し坐る、此に於て、水火始めて混成せりき、其より、其一物を物質と爲て、輕清して陽なる物は上りて天と成れり、神名を、可美葦牙彥舅尊と申せる葦牙は、上重凝日にて、天日初めて此に立ちて明らかかり、古事記に、崩騰之と有るを以、其火なる事を曉るべし、(若て地は重く濁れる物にて、凝場り難在しかども、其天日の光に牽制て、謂ゆる公運私運を成せりし事、國常立尊、豐斟淳尊の傳に云へるを見て知るべし)於是、其天の清上りし跡に残留まれる物は、猶、伊弉諾尊伊弉冉尊の、天浮橋に天降らせ給ふ時迄も、浮膏の如く漂在りしを、二神天瓊矛を以て、自凝島を探成し給へる、即ち其矛を以て、國中之天柱と突立て、固めさせ給へるに依りて、大地始めて締り、國土山川を生成し給へるに因りて、愈、以て根底に至る迄も、堅く成定めりし者な

り、然れども、唯、朝霧耳有りて、葦滿てりしかば、天日の光輝を受得て、大地に萬物を生々蕃息し給ふ事能はず、又地中に火氣を含有ざりしかば、天氣地氣相結び合はざりし故に、伊弉諾尊、其を吹撥はしし、其氣即ち風と成りて、其神を天御柱命、國御柱命と申す、此に至りて、天日の光を導き、大地の火を起すべき時には成れり、(若て其神は、自凝島の天柱に成り坐せる故に、其國中之天柱に就て、御名に負ひ坐せる事、傳八卷に説くを見て知るべし、此神の日神に深く親しみ奉らせ給ふ所以は、傳六卷、以天柱舉於天上也の下に云へれば、此に見合す可し)此時、二神、已に天地は成定めりと所思し、かば、天下之主者を生まむと思はして、御兒を生坐すに、奇しきかも異しきかも、産靈の御靈に資りて、天照太神の生れ坐して、六合の内を御照し坐々しかば、直に天上に、天神の御許に送舉せ奉らせ給ひて、高天原を所知坐し奉らせ給へり、是よりぞ、天日の、天地の底方の極み照徹らせる光は、悉に此高光る日皇太神の大御光とは成れり、(其は寶鏡開始章に、是時天照太神、乃入于天石窟、閉磐戸而

幽居焉、故六合之内常闇、而不晝夜之相代と有るを以知るべし、其時の事を、古語拾遺に、凡厥庶事燎燭而辨と有る、燭を燎すも火なれども、此は火產靈神の火なるが故に、其は日神に預らぬ事なり)若て、日神は天上を所知看し、素戔嗚尊は天下に君臨す世に至りて、此に火神の所生坐る事實に所以有るべし、其は天日の火も、火神の火も、共に同じ物たりと雖も、天日は宇宙に光を放たせ給ふを主と爲て、甚大なるを、火神の火は地上の萬物に含みて用を爲す火にて、天日の光の及ばぬ所に及ぶ火にて、其輔佐をば成すが如し、然れば日神の高天原を所知看て、後に此神の成り坐せる次第なむ、甚々奇しく妙なる者なりける、(予も此正月廿日、日神の御生れ坐る傳は、此章の正書の如くならでは、得有るまじかりけりと思ひ定むる説を得る迄には、天日は本より明在かりし事、右に云ふが如くなりしかども、其よりは、此の第七一書に、斬軻遇突智時、其血激越染於天八十河中所在五百箇磐石と有れば、其に依りて、愈、天日は明るく成れるを、後に月神の天を所知看す世より、愈々益々照炫く事なりと思ひし

かども、其は甚々愚なる説にて有けり、吾過てり、人も亦同じく過てらめども、今思ふに、日神の天上を所知看たる後に、火神は生れ給ひ、又其後に斬られ給へる血の、激上れるは、彼第八一書に、是時斬血激灑、染於石礫樹草、此草木沙石自含火之縁也と有るにて、今一言も云ふべき節なむ無く成れりける)偕、上には、日神の高天原を御照し坐せるに依りて、其大御光大地に照り徹りて、萬物蕃息する時に至れるが故に、又天神の御靈に資りて、此大地には、火神の成り出で坐る其産靈に依りて、萬物に各々火を含みて、天日の光を迎へ、天日は大地に照徹りて、大地の火を起し給ふ故に、萬物此に資りて、成たりて止まざるが故に、火神にも産靈と申す御名坐る事にて、寔に妙に奇しき神事なる者なり、(其は鈴屋大人の、奇異にも思得坐して、記傳に、吾輩後進の者の爲に驚かし置かれたる事有るに依りて、予も亦奇異に妙なる事を思ひ得と、大人の説の結を成す者有り、下なる軻遇突知、娶埴山姫の下に云ふべし)○所焦は、第五一書に所灼、第六一書に見焦と有り、共に、古事記に、因生此子、美蕃登見

灸而病臥在と有る、記傳五(五十六丁)に、見灸は夜加延と訓むぞ古言なる、凡て被灸被灸などの類の、禮と流とは、古は延と云ひ由と云へり、齋明天皇御紀大御歌に、倭須羅度麻爾自爾は、被忘まじになり、萬葉一(二十六丁)に、家之由、五(十丁)に、可久由既婆、比登爾伊等波延、可久由既婆、比登爾遲久麻延は、被厭被惡なり、又(三十八丁)禰能尾志奈可由、七(三十三丁)衣爾須良由奈、十五(二十丁)に伊能禰良延奴爾など、此餘も多しと有るに依りて、此も夜加延と訓むべし、名義抄に、焦字を古賀須と訓み、灼字を伊多牟とも夜久とも訓し、又、灸字をも、又、夜久とも、古賀須とも有る字義を合せて曉る可きなり) 借此の所焦は、右に引ける古事記に依るに、決く御陰なり、鎮火祭詞にも、美保止被燒氏と有ればなり、借、此は女神の御陰の事なれども、男なるも然云ふにや、古事記に迦具土神にも御陰と云へればなり、和名抄に、陰、玉莖、玉門等之通稱也と有りて、和名を載せざるは、共に富登と云ふ故なり、但し其義は各異なるべし、男に富登と云ふは秀處の意なり、其富は稻穗、鎗鋒などの穂、又鋒

に同じくして、尖出でたる謂なり、(此事傳三卷一五四、彦と云ふ名義を説き明せるを見て知べし、又傳四雄元之處、傳五陽元の下に云へるを以知るべし、女陰を云ふは、古事記(石屋段)に、訓陰上云富登とあり、武烈天皇御紀に、觀女不淨と有るに、富登許呂と訓めり含門處の義なるべし、記傳七(五十五丁)に、賀茂翁説に、富登は含處なり、萬葉に保々萬留とも、布保隱とも云ふに同じ、類は物を含む故の名なり)と有るは然る事なれども、右の不淨に依れば、含門の方近在るべし、神武天皇御紀に、腋上嘯間丘とある嘯も含にて、古事記(浮穴宮段)に、畝火山山美富登と有るに同じく、山谷の含まりて、女陰の狀なる所を云へるなど、彼此思ひ合すべし、(又、萬葉に含有を布々米理と訓み、遊仙窟に、忍笑を保々惠牟と云へるも含咲なり、今俗に、女陰を煩々と云ふも、富登より出でたる者なり)○終矣は、古事記に神遊坐也と有ると同じく讀める、其訓は美たけれども、選者の心には終焉の意を以て書かれたるなるべければ、甚だ口惜し、(名義抄に、終字を、袁波流とも、都比爾とも、伎波麻流とも、

志奴とも訓める字にて、當時右の如く用ひたれば、其心を以て書かれたるらむ、甚不足思ゆるなり、此は平田翁の明辨有るに、予も又此事に考へ出でたる説有りて、已に鎮火祭詞講義に云へるを、猶又下に云ふべし) 其は鎮火祭詞に、火結神生給比、美保止被燒氏石隱坐比、夜七夜晝七日、吾乎奈見給比會、吾奈妹乃命止申給比支、此七日爾波不足氏、隱坐事奇止氏見所行須時、火乎生給比、御保止乎所燒坐支、如是時爾、吾名妹乃命能、吾乎見給布奈止申乎、吾乎見阿波多志給比津止申給比、吾名妹能命波、上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申比、石隱給比、與美津枚坂爾至坐比所思食久、吾名妹命能所知食上津國爾、心惡子乎生置氏來奴止宣比、返坐比更生子、水神匏川菜垣山姬四種物乎生給比、此能心惡子乃心荒比會波、水神匏、垣山姬川菜乎持比、鎮奉禮止、事教悟給支と有りて、神遊とは、此上津國を遊りて、現御身ながら下津國に往き坐し、を云ふなり、記傳五(六十一丁)に、神遊坐也の神は、神集、神祝、神逐、神議などの神にて、凡て神の御上の事に尊みて附け云ふ辭なり」と有るが如く、遊は名義

抄に、佐流とも、由久とも、能賀流とも、麻奴加流とも訓みて、死と云ふ義無ければ、古も死る事を神遊とは云ざりけらし、是を以て終字の訓は宜しけれども其字を味氣無しとは云ふなり、(纂疏に、人以神生、故訓終曰神去と有る御説は、通證に引ける雲笈七籤に、形者載神之車也、神去即人死と有るに同じ意味なれども、神字を此にも多麻志比とは訓むべし、魂魄を迦牟とは云ふべからざれば、迦牟佐流と云ひて、魂魄の其身を去る事には成らざれば、従ひ奉り難し、此次の一書に云ふべし) 古史微(第十四段)に云はく、彼祝詞なる傳の趣は、伊邪那美命の與美津國に往き坐せるは、其御産の後の甚しき御有狀を、妖神の御覽と給へる事を恥ぢ給ひて、御面を合せ給はじと所思食し、妖神の御許を離避りて、現身ながら往き坐るなるを、其神遊といふ語を、死る事を云ふ古言の如云ふ説の出で來しは、甚久しき事に、此は豫美と云ふに、漢文の黄泉字を當て、伊邪那美命は其黄泉に往き坐せりと云へるより、彼土に黄泉と云へるは、人の死にて往く處の如く云へるに、心を轉らせて、其は死に坐しての後の事と非心得し

つる任に、彼神の離去り給へる事を、妖神の悔みて、匍匐哭給ひ、其御涙に泣澤女神の生れ坐るとの傳を、即ち妖神の尊骸の、御枕方、御足方に哭吟よひ給へる事と思ひ成して言ひ傳へつるより、猶訛に謬を累ねつ、其尊骸を葬し奉るは、此所を彼處ぞ、或は殞斂之處など語り傳へて、可畏しとも可畏く、見るも聞くも、身の毛立つ計なる胡亂説其の廣これるは、甚も慨たく憤ろしく哀しなど云ふも更に、如此辨へ云ふだに心痛くなむ(以上摘要)と云はれたるは、古今に始ての説なるが、天下後世に傳へて、又動くまじき説は此説になむ、然れば此御紀は更なり、古事記の文をも、時に取りては彼詞の文を以て正し辨ふべくなむ、(其は選者に對ひ奉りても、世々の識者に對ひても、甚だ慎ましき事には有れども、其詞の端に、高天原爾神留坐、皇親神漏義神漏美能命持氏、皇御孫命波、豐葦原乃水穗國乎、安國止平久所知食止、天下所寄奉志時爾、事依奉志天都詞太祝詞事以底申久、と有る如く、皇祖天神の傳へ給ふ御命なれば、其文を以て、此を正さむに、何の憚る事かは有らむ、道は神と皇との道にて、即ち天下の

大道なり、少かも私すべきに非ざればなり)○且終は、神遊坐牟登爲流と訓める、其宜し、例の死り坐むと爲るには非ず、第三一書に、其且神退之時と有るを以知るべし、上に引ける鎮火祭詞に見えたる如く、石隠れ御在し坐して、與美津枚坂より返り坐して、更生し子、水神匏川菜垣山姫四種物乎生給氏と、所見えたる其時の事なり、故此神等を生み坐して後、是、全く下津國に神退給ひて、終に返らせ給はざる故に、且終とは有るなり、(然れども終字は甚々異なる誤なる事、已に上に云へるが如し、人に死と云ふ事の出来初めたるは、彼絶妻之誓の後の事なり、第六一書、第七一書、第八一書等に、斬三軻遇突智と有れども、其御靈は天に上り坐して、火雷神と坐せる所由などを思ひ合す可きなり)○臥は、古事記に病臥在と有る其なり、本に布志那賀良と訓める、其も萬葉十(十六丁)に、伏居と有ると、二(三十七丁)に、臥居と有るとは然訓むべく、又(三十二丁)許呂臥者、川藻之如久、又(四十二丁)荒床自伏君五、二十八丁にも、等許自母能、宇知許伊布斯豆と有りて、例も多ければ、宜しくは有れども、尙記傳五(五十

六丁)に、臥を許夜須と云ふは古言なり、推古天皇御紀なる聖德太子御歌に、伊比爾惠氏、許夜勢屢、萬葉三(四十五丁)同命御歌に、客爾臥有、此旅人、五(五丁)に、許夜斯怒禮など猶多し、記中に許夜流ともあり、又、雄略天皇御紀に、反側、萬葉五(二十八丁)に、宇知許伊布志氏など有る、許伊も同言の活けるなり」と有るに依て、許夜志那賀良と訓べし、(但臥を布須とも許夜須とも訓る字は同じく布れども布須は自伏にて起の對なり許夜須は其病に依て身の轉へるにて等しからず)○土神の土は、大地の地に同じ、萬葉十一(八丁)に、大土探羅盡と有るは、大地を大土と詠めるなり、偕此大地はしも、悉く土塊なるに、其を立て給ふに、國常立尊坐し、此を生れ成すに陰陽二神坐し、其天下之主者として、素戔鳴尊の坐せる上に、土神を生せ給ふに必其所謂を探り索めずは有るべからず、其は此迄に成り坐る、風神火神の生れ坐して、其司らし給ふ例を考ふるに、風神の未だ生れ坐ざりし以前にも、大虚は素より氣の充塞れる所なり、然るに、風神は其氣を動かす爲に成り坐るなり、次に火神より以前に、天日已在り、

日神亦先に生れ在して、高天原を御照し坐々す、其大御光は、素より火なるを、火神の後に生れ坐るは、其大御光を迎へて、地中の火の結ばり出で、蒸暖かなるなり、此二を推す時は、氣を體にして、其用は風神なり、日を體にして、其用は火神にて、皆國土に幸ひ給ふ方に資りて、右の神等は成り坐せり、(如此く其大なる方に幸ひ給ふと、其を巨細に行き亘る可く幸給ふと、差別の有る事なれども、予も今日迄は心着かずて有りけり)又、金は所根にて、天瓊矛を衝立て國中之天柱と化堅給ふに起りて、大地の根なる物にて、大地の大なるより、砂礫の小きに至る迄も、其氣の縮りて其形體を成すは、金氣の然ら合る所なり、然るに、金神の成り坐せるは、其を山中に採りて鏡劍に造り、刀仗に作りて國土人氏の利用を爲し給ふ方にて、體用の差右の如くなり、又、水は彼浮膏の若き中に、天瓊矛を指し入れて滄溟を獲給へるに依て、土水始めて形を異に爲るに至れりし者なり、然るに、水神の成り坐るは、雨露の草木を滋潤し、河澤の田地を養ひ、井水の食用と成る方に幸ひ給ふにて、又、右の體用に異ならず、(此等の體

用を、又幽顯と云ひても遠はざるべし、其は金の大地の全體に在るは、此を見るべからざるを、此金神の金は、土を掘りて始て其質を分てる金なればなり、水神の本體の水も未だ地中に藏りて、未だ見るべからざる水なりと知るべし、譬へば、凡そ物に濕氣の有るは、素より水とは云ふべからず、其物と濕りとを分けて見はる、是即ち水なるを思ふべし、土神も然り、大地の全體の地神には非ず、御名に埴山姫と負はせる埴を、名義抄に、波邇とも邇波とも訓めるを以て思ふに、生土と云ふ事なり、然れば、山野田園共に、物の生ふる土は更なり、又、器に製造る埴は、此神の司らし給ふ事にて、此體用殊に明らけし、(次に軻遇突智、娶埴山姫、生稚産靈と有るを以て、此神を唯物に製る埴の神と耳云ふめる説の非なる事を曉るべくなむ) 偕此五柱の成り出で坐し、御事はしも、二神の生み成し給へりし大地に、萬物の生れ出づる料なり、此五物の相結び相合ひて相生れる理は、次々に云ふを見て明らむべし、○埴山姫、第三第四の一書、及鎮火祭詞、此に同じ第六一書には、土神號埴安神と有りて、何れも女神一柱の傳

なるを、古事記に、次於屎成神名波邇夜須毘古神、次波邇夜須毘賣神と、二神に傳へたるは誤なり、其は古書に、某毘古神、某毘賣神と、同名の並べるは、多くは夫婦に云ふ例なり、然るを、此に軻遇突智、娶埴山姫と有るからは、其並坐す神は、必ず御在さる事云ふも更なり、(古史徵第十二段に、神名式に、土神社は比賣神耳有れども、比古神の社とは、一だに有る事なし、案ふに、波邇夜須毘古神と云ふ名は、孝元天皇の御子建波邇安王を、崇神天皇御紀に、武埴安彦と云へるを、傳へ誤れるなるべし、舊事記に、大便化爲神、名曰埴安彦、埴安姫とあり、此は古事記に依りて書ける安事なるべし)と云へるぞ、謂れたりける) 埴を波邇と訓るを、名義抄に邇波とも訓めるを以て思ふに、生土の義なるにや、亦名を丹生都比賣神と申すも、土生處姫神の意なればなり、記傳五(五十七丁)に引かれたる、神武天皇御紀に、宜取天香山社中土、以造天平瓮八十枚云々、又前年秋九月、潛取天香山之埴土、以造八十平瓮、躬自齋戒祭諸神、遂得安定區宇、故號取土之處曰埴安と所見たるを、神名式に、大和國十市

郡畝尾坐健土安神社、(大月次新嘗)と有るを引きて思ふに、埴山の山は、山岳の山には非ず、借字にして彌聚などの義にぞ有るべき、土を取りし處を埴安と云へるも、彌統の義にて、埴土の生ひ出で蕃息るに因れる名なる者なり、(崇神天皇御紀に、吾聞、武埴安彦之妻吾田媛、密來之取倭香山土、爰領巾頭、祈曰、是倭國之物實則反之と有るは、謀反に就て爲し事なれども、香山の埴を取れるが、名とも成りて、武埴安彦と云へるをも又思ひ合すべきなり) 偕、此神の嫁ぎ給へる軻遇突智神に、火産靈神と申す御名坐るを以て思ふに、埴山は埴安と同じくて、其意右の如くなれば、然云ひて産靈の義となる事、申すも更なり、姓氏錄(門部連條)に、安牟須比命と申す神名の例有るを以て按ふに、物を生々て蕃息す義有るをも思ふべくなむ有りける、神名式に、阿波國美馬郡波爾移麻比彌神社有り、(記傳に、名義は埴黏なり、字鏡に擬謂作泥物也、彌也須と有り、尙書禹貢に、厥土赤埴墳と有る、埴を古訓に彌延と有り、史記も同じ、説文に埴黏土也、彌夜須は令黏なり、令肥を許夜須と云ふと同格なり)と有り、名義抄に、

鎔字を加彌々也須、鍊字を加彌々流、又、彌也須、鎔字を彌也須とも有れば、其説を用ふ可きが如くなれども、此神は、土物を造る事耳の神に坐さる事、上に云へる如くなれば、其説を取らずして、安は彌統なりとは云へるなり、又、丹生神社と申す、國々に多在り、神名式に、大和國宇陀郡、伊勢國飯高郡、近江國伊香郡、若狹國遠敷郡、三方郡、越前國敦賀郡、但馬國美含郡などに見えたり、郡名には、尾張國丹羽郡有り、丹生の轉なるべし、若狹國遠敷は、小丹生なるべし、越後國古志郡に丹生神社と云も有れば也、越前國丹生も、此神名に依る地名なり、但し此等は、何れも土を取る地に就て祭る神名にて、又地名とも成れる也、(但し大和國吉野郡丹生川上神社、名神大月次新嘗と有るは別神にて、丹生の地名に因るには非ず、其は第六一書、開岡象神の下に云べし、又宇智郡丹生川神社と有るも川神にて別なる者なり、豊後風土記に、丹生郷、昔時之人、取此山沙、該朱沙、因云丹生郷と見え、又紀伊國丹生姫記に、當社明神弘丹生大神宮止申事波、聖武天皇天平年中爾云々、水銀無之仁付氏云々、御祈被成候者、飯高

郡之上、田村之明神爾爾神勅有氏、水銀出留故爾、天子余利、丹生明神乃御名弘被下候由、古年代記書付御入候と有は、此の伊勢國丹生神社の事なるが、此を以て土を取る所を丹生と云へるを知べき者なり。又神名式に、紀伊國伊都郡、丹都比女神社（名神大月次新嘗）と有るは、此神に坐り、播磨風土記に、息長帶日女命、欲平新羅國下坐之時禱於衆神、爾時國堅大神之子、爾保都比賣命、著國造石阪比賣命、教曰、好治奉我前者、我爾出善驗而、比々良木八尋梓根底不附國、越賣眉引國、玉匣賀々益國、若尻有寶白釜新羅國矣、以丹浪而將平賜伏、此致賜、於此出賜赤土、其土塗天之逆梓、建神舟之艦舳、又染御舟裳及御軍之著衣、又攬濁海水、渡賜之時、底潛魚、及高飛鳥等、不往來不遮前、如是而平伏新羅已訖還上、乃鎮奉其神於紀伊國管川藤代之峰とあり、今も播磨國明石郡と、攝津國八郡との界に、丹生山と云ふ高山有る是なり、其攝津國に屬ける麓を、丹生山田と云ひて一郷なるも、其神の坐し、地なるに因れる名なり、攝津志に、丹生山、在丹生山田莊と有れば、後には播

磨國ならざるなり、下に引く正應の大政官牒に、爲八荒鎮將之武神とも有りて、如此く武き大神に坐す、軻遇突智神の后神に坐せばなるべし、筒香郷と云ひて、紀伊國伊都郡に在るは筒川なるべし、大和國吉野郡の界に、藤白峰有り、今水呑峰と云ふ、其鐘割峠と云ふに、筒香明神影向の岩と云ふ大磐石二つ重れり、上は樹木繁茂して山の如く、下は良小にして磐上に物を置くが如し、川南第一の奇石なりと、彼國の名勝圖會に云へり。正應の大政官牒に、乾道七世之胤子、爲八荒鎮將之武神、是以地神第三代天津彦々火瓊々杵尊、始祐丹生廟祠、稱常世宮、八皇十六代應神天皇、殊崇靈威、今定山地境、社者豐受大神開闢之瑞籬也、豈非日本最初之草創、神者亦八幡宗廟歸敬之靈驗也、旁播異國降伏之冥感、文永年中以來、蒙古荐窺本朝、絳之怖畏超干先規、國之杳冥在三子此時、而弘安四年四月四日、同十二日、當社明神、號蟻通神、託宣曰、日本國神々發向蒙古、任先例、丹生大明神可令向一陳、給上之由、議定既畢云々と有り、乾道七世之胤子は、二神の御子に坐すを云へり、地神第三代云々は、高千穂

宮にて、始めて天社國社を祀り定め給へりし事を云へるなり、八皇十六代云々は、其御世に藤代峰より所々に遷幸坐て、此に鎮坐すを云へり、社者云々は、三宮氣比大神の、本より鎮坐し、所に、共に鎮り坐すなる可し、其大神の御祖母に坐せば、共に坐すべき理なり、旁播異國降伏之冥感は、彼神功皇后の御時よりして、有り初めたる事、右に引ける風土記を以て知るべし、號蟻通神は、第三氣比大神の御事なり、御祖母丹生大神の、御言を奉けて託給へりし者と見ゆ、本國神名帳に、正一位勳八等丹生津比賣大神、正一位丹生高野御子大神と有り、又式文の如きは二座なれども、今祭る所は、一宮丹生大神、二宮高野御子大神、三宮氣比大神、四宮嚴島大神なり、合せて高野四所明神と申すと云へり、神階は、三代實錄に貞觀元年正月廿七日甲申、紀伊國從五位下勳八等丹生津比賣神、授從四位下、元慶七年十二月廿八日庚申、紀伊國從四位下勳八等丹生津比賣神、授從四位上とあり、或書に、山史云、寛平九年丁巳冬十二月、鎮守大明神被授從三位、淳方勳狀云、天曆六年五月、奉增一階、又云承曆五年二月、又

被奉增一階、又云永治元年七月、奉增一階、百練抄云、壽永二年十月九日、紀伊國丹生高野神奉加一階、寶簡集云、壽永二年十月十六日、勅正二位丹生明神、今奉授從一位と有り、此は丹生高野兩神の神階なるが、今山史より次々此を推すに、天曆に正三位、承曆に從二位、永治に正二位なり、然れば百練抄と寶簡集のとは、共に一時の事なるが、二つに傳はれるにぞ有りける、（其は京にては、勅使の發遣の日を以て記され、社には其至る日を以て記せる故に、違へるにぞ有るべき、若て三四兩宮は、承元年間に御鎮座の由傳へたりとか、然れども豐受大神開闢之瑞籬也と有れば、上代よりの社ならめども、此には主と坐す神ならぬ故に、神階の事などは無きにぞ有るべき）○水神罔象女、下に罔象、此云美都波と見え、神武天皇御紀に、水名爲嚴罔象女、罔象女、此云彌菟破廼迷と有り、古事記には、假名にて彌都波能賣神とあり、美都は水なり、此にて、古言に水を清みて唱みたりし事知らる、言義は滿にて、山川草木に至る迄、皆水を含むに起りて滿と云ふ語の本なり、（此を小く器に盛るに、方なる時は方

に充ち、圓なる時は圓に満ちて、其器の神隨に従ふ事、即ち水の性なるを思ふべし、通證に、白澤圖云、水之精名「罔象」とあり、孔子家語に、水之怪曰「龍罔象」とも有りて、罔象は水之怪と云計の卑しき者なるを、此字を用ひられたる事、詳はしからぬ事なり。偕、水は山川海陸共に充滿る物なるに依て、山には大山祇神、谷には閻羅神、閻羅象神坐し、速川には瀬織津比咩神、水門には速津日命、海には大海神、井には御井神、水を引するは水分神、雨は高靈神など持ち分けて主り給へれば、水神は何れを司すと云ふに、右の如きは各、其限の有るを、水神はしも、其用を成す水の悉に、主と坐す神なり、(猶此外にも、池沼などに各、神と云へるが多在れども、何れの神とも詳ならぬは云はず、又、今茲に擧げたるも、唯其大略に就て云へる者なるぞ) 然れば、美都波は水生にて、水を産成し給ふ意の御名なりけり、偕、波の生なる由は、上なる埴山姫の下に云へるを、此言はしも、本、我と彼とを判つ意なるを以て考ふるに、山野草木に含める水氣、始めて分れて水の體を成し、雲と判れて雨露と成る、是即ち水の端を成して生ひ

出づるなり、此を以て美都波の意を想ふべし、(神功皇后御紀に、水葉種之出居神と有る水葉と、一つに思ふは非事なり、釋紀水葉種之述義に、私記曰、師說、木中葉其翠雅也、言此神、如此葉一盛出居也と有りて、別の事なるなり) 神名式に、阿波國美馬郡彌都波能賣神社、波爾移麻比彌神社と並び坐すに、天椅立神社、伊射奈美神社、同郡に坐し、麻殖郡に、天村雲神、伊自波夜比賣神社二座と有るは、水取の政に由有り、又、天水沼間比古神社、天水塞比賣神社二座と有るなど、何れも水に縁れる神なるを思ひ合す可きなり、郡名の美馬は、例の好字を被用たるにて、本は此神の生れ坐し、所などなりけむからに、水女なりけむかと所思ゆ) 其水神、土神の相並ばせるに就て、又思ふに、土神には、上に云へる如く丹都比賣神社有りて、朝廷より格別なる御會釋の有るを、水神には然る大社の聞えも無き事を、年頃遺憾しく思へりしも、今此を探索るに、大和國吉野郡丹生川上神社一座(名神大、月次新嘗)と有り、決く水神には坐しける、古くは後記に、大同三年五月壬寅、奉黑馬於丹生川上雨師神、以祈雨也と見えたる、

此雨師と云ふことの物に始めて見えたるなり、日本紀略に、弘仁九年四月丁丑、大和國吉野郡雨師神、奉授從五位下、以祈雨也と有るは、神位の初也、仁明天皇御紀に、承和七年十月巳酉、奉授正五位下丹生川上雨師神、正五位上、同八年九月戊戌、奉授正五位上丹生川上雨師神、從四位下、同十年九月奉授從四位下丹生川上雨師神、從四位上、と有り、文德天皇實錄に、嘉祥三年七月丙子朔丙戌、進大和國丹生川上雨師神階、授正四位下と見え、又三代實錄貞觀元年正月廿七日甲申、授正四位下丹生川上雨師神從三位、元慶元年六月廿三日、授從三位丹生川上雨師神正三位と有り、又大倭神社進狀に、新國史云、寛平九年冬十二月壬寅朔甲辰、奉授五畿七道諸神三百四十社、各位一階、官名云、大和國云、丹生川上雨師神奉授從二位と見ゆ、又右の大倭神社進狀にも、此神者雨師神也と有りて、何れの神とも知られぬを、神名帳頭註に、雨師神也、水神罔象女命也と見え、二十二社註式にも、丹生社號三雨師社、延喜神祇式云、大和國吉野郡丹生川上神社) 水神罔象女神云々と見えたる、此に依りて、其

祭神明らかなる者なり、但、諸書に、又閻羅神とも、高靈神とも有るに依りて、何れを其と定む可からずと雖も、熟々思ふに、葛木坐御歲神社を、式には一座なれども、祝詞には御年皇神等と有るが如く、同じ御徳の神等は、何れの社にも、共に鎮り坐して相助け御在せるが故也、なほ傳八の卷に云へるを見るべし) 雨師は、漢土に然る熟字の有るを取れるにこそ有りけれ、師は、土物を製る事を司れるを土師と云ふ類の師にて、其主たる意なるなり、(漢籍抱朴子登涉卷に、雨師者龍也と見え、搜神記に、赤松子者、神農時雨師也とも、又、風伯、雨師星也、雨師、一云屏翳、一曰號屏、一曰玄溟とも云ひ、風俗通にも、師曠曰、昔黃帝駕象事云、風伯進掃、雨師灑道、虎狼在後と云へり、然れども、共に、我雨師神などに比らぶべき者ならざるなり、風伯の字を、風神の事に、此にも被用たれども、其神は別なりかし) 水神、土神は、等しく成り坐せる神なるに、共に吉野川の川上と川下とに分れ在せるは、決て幽契有る事とぞ見えたりける、帝王編年記十四(二十八丁)に、寛平七年六月廿六日、官符云、大和國吉野郡丹生川上雨

師神社、四至之内禁狩獵と見え、類聚三代格に見えたる寛平十七年符に、應禁制大和國丹生川上雨師神社界地一事、四至(東限鹽勾、南限大山峯、西限板浪瀧、北限猪鼻瀧)右禰宜等解狀、備謹檢名神本記曰、不聞人聲之深山、吉野丹生川上、立我宮柱、以敬禮者、爲天下降甘雨、止霖雨者、依神宣造件社とあり、註式に、人皇四十代天武天皇白鳳四年(乙亥)御垂跡、と有れども、右の符の如くば、神代よりの事と見ゆ、光仁天皇御紀に、寶龜六年六月癸亥朔丁亥、奉黑毛馬於丹生川上神早也、其畿内諸國界有神社、能興雲雨者、亦遣奉幣と有るを以て、其主々しき御事を明らむ可きなり、臨時祭式祈雨神祭條に、座別云々、丹生川上社、貴布禰社、各加黑毛馬一疋云々、其霖雨不止祭料亦同、但馬用白毛と有りて、祈雨には黒馬、止雨には白馬を被用る例にて、寶龜の度なるも然り、(其祈雨、止雨に就て被祭給ふ八十五座の中より抽き出で、丹生川上と貴布禰と二社には、殊に馬を加へ給ふと申すも、全く水神に渡らせ給ふ故なり、又同式に、凡奉幣丹生川上神者、大和社神主隨使向

社奉之と有るを、大倭神社注進狀にも此文を引きて、爲當社之別宮也と有る所由は、已に神賀詞講義に云へり)古今著聞集、保延元年五月朔日、祈雨の奉幣有りけり、大宮の大夫師賴卿、奉行被爲けるに、大内記儒辨障有りて參らざりければ、宣命を作る可き人無かりければ、上卿忍びて宣命を作りて、少内記相永作りたりとぞ號せられける、此宣命必ず神威有るべき由、自讀せられけるに、竟して三日雨夥しく降りけるとなむと見えたる、其裏書に、當社へ進らる、宣命を載せたる、其文に云く、大神日域爾垂跡多未倍者、遂窟雨師傳名太末倍留靈祠奈利、然則名山大澤與利興雲之致雨之天云々とあり、又本朝世記に、仁平三年七月廿日祈雨奉幣の宣命に、就中大神者日域爾垂跡禮雨師爾通名須、遂窟乃靈祠與雲爾有便名山乃幽壙、降雨爾無煩之云々と見えたり、異しき書狀ながら、此神の神威寔に如此く有るべき者なり、(但し日域爾垂跡禮など有るは、殊に有るまじき文なり、我大御國に生ひ出で坐して、天下萬國に御靈を幸はへ給ふ大神に坐す者を、其本末の差甚しき事ならずや)又二十二社注式に、

貴布禰(當社與丹生同之)水神罔象女神也と見え、諸神根元記に、貴船同丹生と有り、此を諸社根元記に、貴布禰、水神美都波乃女神也と有れば、何れも其傳同じきを、二十二社次第、同註疏に、罔象命と記し、和爾雅には、今在記云、罔象象女也と有りて、罔象神、罔山祇神、罔罔象女神、共に同神なるを、記紀共に誤れる事、傳十の卷に就きて説ふべきなり、○軻遇突智娶埴山姫、釋秘訓に、萬久止不可讀之、登理氏、或阿比氏止可讀之、私記曰、問娶字、讀萬久、其義如何、答、男女會合之時、正直身體、不能嫁娶、曲撓身體而後爲之、故云萬久と有るに依りて、阿比氏と訓むべきなり、登理氏と訓む事心得ずと雖も、名義抄にも、娶字を賣登流とも登流とも訓み、納を取と註し、納を登流と訓めれば、賣登流は女取にて、同抄に、妻字、嫁字を、賣阿波須と有るは女合なり、女に交はるを、唯阿布とも云へれば、取と耳も云ふべき者なり、又仁德天皇御紀の大御歌に、淫漏能、辭漏多娜武枳、摩箇儒鷄、摩虛會と見え、繼體天皇御紀なる皇太子御歌に、野施磨俱爾都磨々、祈芻泥底云々、伊慕我堤鳴、倭例爾

磨柯施每、倭我堤鳴磨、伊慕爾魔柯施每と有れば、萬久と云ふ事も亦常なり、(其は其御紀の傳に云ふべきことなるが、已に傳五卷、四三八にも云へりき、)借又、娶を取と云ふは、主人に有り附く事を、俗に主取爲と云ふが如く、其所に其身の及び近着く由なり、此二神の、妹妹と相娶給ふ事はしも、實に皇祖天神の神隨にして、預相鎔造らせ給へるに因れる事にて、奇異に靈しく妙なる御事なり、其は朝霧耳有りて薰滿りし霧氣始めて晴れたる、即ち日神の成り出で坐して、天上を所知看し、より以降、天日の大御光大地に照り徹る世と成り初めたるが、其は天地の全體の交接なり、然るに、此に火神成り坐して、其天日の光に縁りて、地上に火を起し、土神成り坐して、水土の交はる地氣を以て、相合坐せるに依りて、其地勢に因り准ひて、萬物の産ばり成る事此に起れる者なり、此に因りて稚産靈神の成り坐せる由緒此に成れりけり、(此には預らぬ事ながら、日向風土記に、日杵郡内知鋪郷天津彦火瓊杵尊云々、天降於日向之高千穗二上之峯時、天暗冥晝夜不別、人物失道、物色難別、於茲有土蜘蛛、名曰大鉗

小鉗、二人奏言皇孫、以尊御手、拔穗千穗、爲稻
投散四方、必得開晴、于時如大蚺等所奏、搓千
穗稻、爲稻投散、即天開晴、日月照光云々と有るは、
天神御子に坐さへ、所知看ざる事なるを、大蚺等が
知りて奏せるは、朝霧を吹撥はせる氣より、風神成
り坐し、又、日神月神の生り坐る、即ち火神土神な
ど成り坐る其御間より、稚産靈神成り坐して、豊宇
氣神の御祖に坐す事を思ひて、然申せるにぞ有るべ
き、又此を以て、其霧氣の晴れたるは、此軻遇突智
神の、埴山姫神を娶て、稚産靈神を生ませ給へる頃
なる可きを思ふべし、但し鎮火祭詞に、吾名妹命能
所知食上津國爾、以惡子乎生置氏來奴止宣氏、返坐
氏更生子、水神匏川菜埴山姫四種物乎生給氏、此能
心惡子乃心荒比曾波水神匏、埴山姫川菜乎持氏鎮奉
禮止、事教悟給支と有りて、火神の御荒びを令鎮給
はむ爲に、土神は生み置き給へるなるを、如此く此
妹妹と成り坐し、は、御母神は唯火を鎮め給はむ耳
の御心なりしかども、其成り坐る土にては必ず二柱
の御力を合せ御身を共にして、其火と土との氣を結
聚めて、萬物を生ふし給ふべく所思し成れるにて、

其も此も國土人民に御靈を幸ひ給ふ御靈の往合へる
にて尊しとも奇しき御事なりかし、凡て神の御上は
妙なる者にて、火神を生み給へるに因りて、伊弉冉
尊は石隠給ひ、其火神を惡み坐すに依りて、却て水
神土神を生み坐せるに、火神、土神と御夫婦と成り
坐して、稚産靈神を生み給ひて、其幸云ふへくも非
ず、大に成り、伊弉冉尊も、火神を惡み所し思して斬
り給へるが、御骸より大雷神、大山祇神、高靈神成
り給ひ、御刀より、經津主神、武甕槌神の祖神等成
り出坐して、妙なる事共多在り、世中の理も亦如此
ぞ有るべき、此御時などの御事はしも、何れも二神
の御上にて、快しとは所思さうりける事共なれ
ども、甚しき善事となれる事はしも、彼夫婦違合の
御事の、善はしくなど有りて、火神を生み給へれば
なるべし、先に、夫婦違合の御時に生れ坐る蛭兒淡
洲などは、始より終迄に、善はしくも非ざるを、此
時などは、其とは反にて、火神などは、火産靈神な
ども申す計り尊き大神に坐など、少縁の事には非ざ
るを思ふべし、其時の事に比べ合せて、此は其並な
らぬ由を思ふ可きなり、○生稚産靈、古事記には和

久産巢日神と作し、舊事記には稚産靈神とあり、古
事記裏書に引ける舊事記に、伊弉冉尊、伊弉冉尊、
相生火神迦具突智、與土神埴山姫二神相生稚皇
産靈命、則頭生桑蠶、臍中生五穀矣と有るは、然
る異本も有りしと見えて、通本に異なり、皇字は奇
しけれども、神名式に大和國城上郡卷向坐若御魂神
社（大月次相管新管）と有れば、其御に當て、皇
字は書ける者なるべし、倭、此御は高皇産靈尊、神
皇産靈尊の皇に同じく、物を成す神物なる事云ふも
更なり、（右の二神を除ては、津速産靈神、市千魂命、
與台産靈命、安牟須比命、火産靈神など、何れも美
武須毘とは云はざるを、此神に限りて然申せる事は
しも、右の二神の皇産靈は、天地の全體に亘りて廣
きを、此神のは此大地上にて、其皇産靈の神業を成
し給ふが故に、然負ひ坐るなり、上に云へる體用の
例を、此にも持ち込て曉るべき者なりかし、神階は、
清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日、授大和國卷
向坐若御魂神、從五位上とあり、記傳五（六十丁）に
和久は、書紀に稚字を書けり、凡て稚を、古言に和久
と云へる多し、武烈天皇御紀の歌に、思寐能和俱吾

と有るは、鮪若子なり、繼體天皇御紀の歌に、體那
能倭俱吾と有るは、毛野若子なり、萬葉十四（十七
丁）にも、等能乃和久期と詠めり、豊宇氣毘賣神の
御親に坐すを思へば、既に水と土との神等の成り坐
して、次に穀物の成るべき産靈神なり、（以上採要）
と有り、（釋秘訓に、稚産靈、倭柯武須毘、私記曰、
問案古事記、説和久産靈、然則此文當據也、答此又
可讀和久、但下文少宮註云倭柯、故先師相傳和
加、又如古記、又得之と有り、然れども、今は古事記
に従ひて、稚を和久と訓みつ）和久は、常に大に對
へて、若と云ふとは異にて、此に和久と云ふは、其
産靈の主意なるに眼を着けずば、有るべからず、火
神土神相婚給ふ事を、其物に徴し云はむに、水土相
清りたる土地を、火以て煮爛かせば、煮沸て、其氣
必ず上に騰らむと爲る自然の勢なり、然して其火水
土の相結ばる、時は、必ず其地方に因りて生り出む
と爲る物の出来る筈なり、和久とは、其質を離れて、
異なる物の成り出づるを云ふなり、保食神の御祖と
坐すも其謂にて、其神氣の相感けて出て立たむと爲
る、其即ち稚産靈神の行事なり、已に生ひ立てるは

其即保食神の御靈物なり、此本末を忘る可からず、此照應は、傳三(一七四、又、二〇〇)に云る如く、埜土養尊、沙土養尊と申す神名は、埜土を養、沙土を養と云ふ義なるに、其次に成り坐せる角機尊、活機尊と申すは、植物、動物の始なるに思ひ合せて、此の味を曉るべき者なり、次に、此神頭上生蠶與桑、臍中生五穀と有るは、保食神と親子の間に就いて混れたる傳には有れども、此を以て、動植共に此神の産靈に依れる事を知るべく、又、已に埜土養尊、沙土養尊、角機尊、活機尊の事は、此に照應すべき所なるを曉るべし)然れば、和久とは、其動植と成るべき物の生て出る由なり、御は火水土の氣、相結ばり、相感合て成れる精なる事云ふも更なり、下に産靈と續く時は、稚産靈神は、生結の意なり、若御魂神は、生精結の義なり、神代卷口訣に、稚産靈者、草木芽發之元神也と有るは、謂れたる言なり、如此く産靈と御名に負ひ坐せるを以て、火神、土神の珍子に坐して、保食神の御親と在せる尊き大神に坐す事を曉るべし、所以に、皇御孫尊の御天降の時も、高天原より、其御靈と爲て子鈴一合を天降し給へり、明文抄

に載れる大倭本記に、天皇之始天降來坐之時、共副護齋鏡三面、子鈴一合也、の本註に、一鏡者云々、一鏡者云々、一鏡及子鈴者、天皇御食津神、朝夕之食向、夜護日護齋奉大神、今卷向穴師社所坐拜祭大神也と有るは、上に引ける神名式なる、卷向社なる事を知るべし、偕如此く、御靈形を天降し給へるは、其正身は高天原に坐が故なり、然るは、天香久山は、御父軻遇突智神の御骸の化れる山なり、此土なるにも、埜安の地名有れば、素より天上なるには、埜安神、決く御在る事申も更なり、然るを、火雷神の天に坐す由、山城風土記に見えたれば、此土に殺され給ひし火神の正身も、共に高天原に在せるなりけり、(其は保食神なども然り、月夜見尊に被殺給ふに因りて、身罷り給へども、攝津風土記に依る時は、丹後國に退給ふと見え、皇太神宮儀式帳に稽ふる時は、其より天宮に坐して、日神に仕へ奉り給へり、彼御天降の時に、御靈形を降し賜ふも、其正身は即ち天に坐す故なり)○頭上を迦斯良と訓むは、心代の意なり、心を迦と云へるは、田心姫など云ふ時は、心は、凝の義なり、又、古事記(高津宮段)に、伎母牟

迦布許々袁陀爾迦と詠み給へるも、心を許々と云ふなり、又、中心を那加基など云ふ時は、迦とも許とも云事を知るべし、偕、斯良は物を盛る所にて、苗代などの代に同じ、和名抄に、頭を阿太萬と有るは、天靈の義にて、靈の頭惱に在る謂なり、(此は人の頂なれば、迦は上ならむかと思ひしかども、若ては、斯良と云ふに續きて義を成さざれば、今如此く説を成すなり)○蠶は、卵兒なるべし、又萬葉十一(十二丁)に、足常母養子眉隱と見えたるは、蠶の繭に隠れる事を詠めれば、養兒と云ふ方近かるべくや、但し古事記(高津宮段)に、奴理能美之所養蟲、一度爲三旬蟲、一度爲穀云々と有るは、蠶の事なるに、養と云ひ、穀と云ふを以て、其異義なる事の合へるが、同言と成れる者と所見たり、(竹取物語に、卵の事を加比と云るは、貝を加比といふに同じ意なるを思ふべし、名義抄に、蠶字を加比古と有るは、卵兒の意なるを、又古賀比と有るは兒養なるをも思合すべき者なり)○桑は養桑なるべし、其は萬葉十二(二十八丁)に、中々二、人跡不在者、桑子爾毛、成益物乎と有るは、蠶は養兒にて、其桑を以て養る由

の名なるに、思ひ合せて曉るべし、仁德天皇御紀に、天皇浮江幸山背、時桑枝沿水而流、天皇視桑枝歌之曰云々、于羅愚破能紀と有るは、麗美に末桑木を兼ねて詠ませ給へるにて、別に一種の名には非ず、(此は、此に説くべき事には非ざれども、事の因に云へるなり、第十一書の傳に、蠶をも桑をも説き明らかむるを見て知るべきなり)○臍中生五穀は、第十一書に、腹中生稻より出でたるなり、五穀と云ふ事、古くは風神祭詞に、皇御孫命乃云々止聞食須、五穀物乎始氏、天下乃公民乃作物乎云々、天下乃公民の作々物者、五穀乎始氏、草乃片葉爾至萬氏とあり、然れば、天下公民の作りと作る物の中より、五種を抜き出で、殊に五穀とは云へるにて、其も古よりの事と聞えたるなり、(西戎にても、五穀と云ふ名目の有るに依りて、其を取れるならむと先に思ひしは非ざりけり、禮記月令に、黍稷麻豆麥を云ふ由見えたれども、此のとは各々別なる者なり)賀茂翁説に、右の五穀物は、古事記に、速須佐之男命、乃殺大宜津比賣神、故所殺神於身生物者、於頭生蠶、於二目生稻種、於二耳生粟於鼻生小豆、於

陰生_レ麥於_レ尻生_三大豆_一と有る、是五穀なり」と云はれたる、寔に稻粟小豆麥大豆を合せて、其出來始れる所由に依りて、然計へたりけむ事灼然し、此にも、第十一書には、右と同じ傳を、保食神と有りて、顯上生_レ粟、眉上生_レ藟、眼中生_レ稗、腹中生_レ稻、陰生_三麥及大豆小豆_一とあり、此には粟稗稻麥大豆小豆と六種なれども、大豆小豆は一種なれば、此傳なるぞ宜しかるべき、(稗は、今は餘に作りざる者なれども、稗田阿禮など人名にも見え、和名抄に稗、和名比衣と有り、今も大和國添下郡、攝津國西成郡などに、稗田村と云ふ地名の有るは、水田にて多く稗を作る地なる故の名なるを以、古に此物の多在りけむ事知るべし)○右の此神頭上生_三蠶與_二桑_一、臍中生_三五穀_一と有るは、右の古事記の大宜津比賣神の、於_レ頭生_レ蠶云々、此の保食神の眉上生_レ藟云々、腹中生_レ稻云云など、有るより混れたるならむかとおもひしかども、猶考ふるに、此に保食神の生れ坐し、傳の省かりて傳はりたる者なり、(舊事紀の陰陽本紀に、全く此一書の文を擧げながら、次なる神祇本紀に至て、再び此の文を出せる其細書に、蓋保食神歟と有るは

苦しげなる記し様なり、其は何れか、作者の情進と見えて、打合ひ難かり)古事記に、次和久産巢日神、此神之子謂_三豊宇氣毘賣神_一と有るぞ、信に然有るべき傳なる者なり、然れば、此も古傳には生_三稚産靈_二、稚産靈生_三保食神_一、此神頭上生_三蠶與_二桑_一、臍中生_三五穀_一と有りて、第十一書に巨細に記さるべき事の大較、先此に出たりけむを、如何にしてか傳へ漏して、今の如くは成れるを、舊事紀には何の意もなく、其任に出しは出したれども、稚産靈神にも然有る事の、保食神には其より詳なるに氣押_レれて、終には蓋保食神歟と註す迄には至れりけらし、然れども、古事記には、此に軻遇突智娶_三埴山姫_一と云ふ、大切しき傳を漏せるを、此御紀に稚産靈神の出自の知られたるなむ、甚々辱き賜物になむ有りける、(古事記には、於_レ尿成神、名波邇夜須毘古神、次波邇夜須毘賣神、次於_レ尿成神、名彌都波能賣神、次和久産巢日神と有れども、土神には毘古神の在さる事、上に云へるが如くなれば誤なり、若く於_レ尿於_レ尿と、上には其出自を云ひて、和久産巢日神には、何の由に縁れるとも無きは、此神をも二神の御子の如く傳へ僻めた

りし事決し)御鎮座本記に、和久産巢日神子豊宇可能賣命(屋船稻靈神也)生_三五穀_一而、善釀_レ酒奉_三御饗_一と有りて、全く古事記に合へる者なり、御鎮座傳記にも、其傳を載せたるに、豊宇氣姬命(稻靈神也)と見え、御鎮座本縁には、止由受比女是也と有り、(然れども、其に伊弉諾伊弉冉尊等、所生之和久産巢日神之兒と有るは古事記に依りて誤れるなり、如此く正しき傳はありながら、外宮の神を天御中主尊、或は國常立尊など、偽り造れるは、天地の間に容るべからざる罪と云ふべし、倍、稚産靈神は、上にも記せる如く、物の芽を含みて萌え出づる事に御功坐せる神に坐すを、豊宇氣比賣神は、其御祖神の御靈を受け保ち給ひて、草に在れ木に在れ、其形質を備へて現出する御靈の大神に坐せり、然れば火産靈神、埴山媛神、二柱相結ばして土中より生ひ出づる物皆はしも、稚産靈神に始り、保食神に成れる者なり、是を以て斯計り尊き保食神の傳の漏れたる事の、甚不足なむ所思るとは云へるなり、抑、此保食神はしも、天照太神の御食津神と坐して、伊勢の度會宮に、特に齋かれ御在し坐す止由氣大神に渡らせ給ふ者

を、御紀には、其成り坐る傳無く、又其御靈の鎮坐す傳なども漏されたるは、皇統に係れる御事に耳、力を入られたる故にも有るべけれども、餘りに事略きて所思るにや、(第六一書に、風神の次に、又飢時生兒號_三倉稻魂命_一と有れども、其は古事記に同じく、二神の御子と云ふ傳なれば、誤なる上に、古事記に依るに、須佐之男神、大山津見神の御女神、大市比賣命に御合坐して、宇迦之御魂神を生坐せれば、倉稻魂命と云ふ名も、其には誤なる事、其傳に云ふを見て知るべし)豊宇氣毘賣神の、豊は動にて、大地の、天日の大御光に牽かれて、自ら動みつゝ回るに依りて、草木暢茂り萬物の生々るを以て稱ふる由、傳一(二〇、三〇)傳二(七二)に云へるが如く、今も此の神に負ひ坐せる意は、火神、土神の御結びに依りて牙舎_レて萌出_ル草木の全はしも、此の神の恩頼なれば、寔に諾なる御事なり、宇氣は、第十一書に保食神、此云_三宇氣母知能加微_一と有るを、和名抄に引ける和記に、保猶_三保持_一也、宇氣者、食之義也、言是保持食物_一之神也と有れども、猶盡さず、宇氣は生毛にて、木を生し草を生し給ひて、食物として着

物とし住宅と爲る事に、幸へ給ふ意の御名には有れども、其が中にも、殊に甚しく止事なき物は、食物なる故に、其食物の名の如くは成れる者なり、此事、祝詞講義(大御巫神詞、大忌祭詞、大殿祭詞、又、伊勢祝詞の條々)に委しく云へり、神名式に、伊勢國度會郡度會宮四座、(相殿坐神三座、並大月次新嘗)と有るは、此大神に坐す事、誰も知れるが如く、御靈形は、倭姫命世記に、真經津鏡座圓鏡也と見えたる、此は、大倭本記に一鏡及子鈴者、天皇御食津神、朝夕之食向、夜護日護齋奉大神、今卷向穴師社所坐拜奉大神也と有るは、此大神の親子二柱のを、一つに云へるにて、子鈴は卷向坐若御魂神社の御鏡にて、一鏡は其度會宮の御正體にて、天より降り給へる齋鏡三面の一なる事、予詳に此を知りて、祝詞講義に已に註せるを、猶傳には、天孫降臨章第二一書、齋庭之穗の下に云ふべし、(此大神の御鎮座の御事に就ては、容易く説き盡すべき事ならぬを、此に其御名の出づる因に云ずしては、其意を難得ければ、今茲に云ふなり)○大宜都比賣神と申す御名坐せり、古事記に、火之燒速男神より以前に成り坐る神と次第た

るは、亦名の別神の如く傳はれる者なり、又、粟國謂大宜都比賣と有るは、其生れ坐る國などの由に依りて、亦名とは成れるなるべし、仙覺が萬葉抄五に、阿波國風土記の如くは、空より降下りたる山の、大なるは阿波國に降下りたるを、天詔戸山と云ひ、其山の碎けて大和國に降着たるを、天香山と云ふと名む申す」と見えたる、其天香山は、御祖父と坐す火神の御骸より成れる山なれば、其も申有を、神名式に、美馬郡波爾移麻比彌神社と有るは、其御祖母に坐すも、又由緒有なり、今も、其國に大宜山と云ふあり、又大宜都比賣神社と云ふ有るは、神體は、女神の左衽なるが、右手に杓子を持ち給へる御像なるをも思ふべく、又、高橋氏文に、上總國安房大神乎御食都神止坐奉天と有るも、本國より移し奉れる由、傳四(三二八)に云へるが如し、又、那賀郡に、和射郷有るを、神名式に和邪神社、和奈佐意富會神社有るは、丹後風土記に打ち合へるなど、悉く思ひ合すべき事少からず、然るに、此第十一一書なる保食神の事を、彼記には大宜津比賣神と傳へたるも、素より同神に坐すが故なる事、上に其文を引きて照

し合せたるが如し、記傳六(五十三丁)に、御食津神と云へるは、正しく此と同名なり、凡て大御とも大とも御とも云ふ皆同意なり、神祇官坐御巫祭神八座の中の御食津神を、祈念祭詞には大御膳都神と云へり」と有るは、然る言なり、(但し文德天皇實錄二に、河内國恩智大御食津彦命神、恩智大御食津姫命神と有るは、高安郡恩智神社二座、並名神大、月次相嘗新嘗と有る社の祭神なるを、引出でられたれども、此は天兒屋命の裔なる大御食津臣命夫妻にて、同名ながら、此大宜都比賣命とは別神なるなり)○神武天皇御紀に、根名爲嚴稻魂女と有りて、註に稻魂女、此云于伽能迷と見ゆ、此は神名式に、大和國廣瀨郡廣瀨坐和加宇加賣命神社(名神大、月次新嘗)と有る、其神の祝詞に、御膳持須留若宇加能賣能命登御名者白氏とあり、御膳持須留と有るは、彼保持食物と云ふ義なり、若は、稚産靈の稚と同じく、草木の芽發る謂なり、宇加は宇氣に同じ、文德天皇實錄に、嘉祥三年七月丙子朔丙戌、大和國若宇加乃賣命神、加從五位上、仁壽二年七月庚寅、大和國若宇賀乃神、加從四位下、同年十月癸亥朔甲子、

大和國若宇賀乃賣命神、加從三位と見えたり、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授大和國從三位廣瀨坐、若宇賀乃賣命神、正三位とあり、天武天皇四年御紀より始めて、御世々々の正史に、大忌風神祭と列ね記されて、神祇令四時祭式などを始めて、諸書に、此二祭を一つに云へるは、風神と御力を合せて、苗稼を浸潤し、其全稔を得しめ給ふに由る事、已に大忌祭詞、風神祭詞の講義に委しく註せるが如し、(又四時祭式、大忌祭條に、是日以御縣六座山口十四座一合祭と有るは、御縣神は御食津神に坐せば、同神なる由、予已に御縣神詞に云へるが如し、山口神は、大山祇神に坐して、水上より水を流し下して、甘水と令受て苗稼を浸潤し給ふ神にて、此大神と御力を合せ御在し坐事、大忌祭詞に就きて説きたりき)

一書曰伊弉冉尊生火産靈時爲子所焦而神退矣亦云神避矣其且神退之時則生水神罔象

女及土神埴山姫。又生天吉葛。天吉葛。此云阿摩能與佐圖羅。一云與會豆羅。

此は鎮火祭詞と同じ傳なり、思ふに、其詞を取りて、漢文に物爲られたるが、其全き事は、佗の傳々に在る故に、其に譲りて、此には其佗の一書と異なる所を探り出で、別に一書とは爲られたる者なり、火結を火産靈と書かれ、石隠を神避と云ふ類は、皆彼詞の趣なり、(又、彼匏を此に天吉葛と云ふも然り、唯、川菜を脱されたる耳ぞ、彼詞に異りて別なる所なる)○火産靈は彼詞に火結神とあり、神名式大膳職坐神三座の中に、火雷神社と見えたるを、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授從五位下大膳職齋火武主比命神、從五位上と有り、此にて火雷神と申すも、其亦御名なる事を知るべし、齋火武主比命と申すは、神武天皇御紀顯齋の條に、火名爲嚴香來雷とある嚴と、齋と共に同じ意にて、嚴かに齋清め慎しむ事と聞えたり、此に因りて本牟須備と訓む

べきなり、(記傳五に云々、此を本能牟須備と訓むも辭説なり、凡べて、某産靈と云ふ例、皆之て辭無きを知るべく、又古書何れにも、之字を添へず、唯舊事紀に火之産靈と書けるは、古語を知らずして、俗訓の任に書ける辭事なり)記傳五(五十五丁)に、火を本と云ふは、木を許と云ふと同格にて、下に言を聯ぬる時、火影、火中、火瓮、火處など云ふと有るが如く、下に産靈と云ふ重き語ある故に、上の言の轉れるなり、故本能とは云はず、同じく上の言は轉れるながら、焔、火氣と云ふ時は、火之秀、火之氣の意にて、下なるは其物に就きたる用を云へるなれば、之の辭を挾む例なり、偕、此神はしも、殊に産靈と申せるにても、其御功太く坐す御事をば知るべきなり、(其埴山姫神を娶坐して生み坐る御子に、稚産靈神成り坐して、草木の芽發む御靈神と坐し、其御子豐宇氣姫神はしも、衣食住の本と坐す、尊き大神に坐すを以て、尋常ならぬ其御徳の、大なる御事を思ふ可きなり)又、文德天皇實錄に、齋衡二年十二月丙子朔、大炊寮齋火武主比命、授從五位下と有るも、右の大膳式なるも同じ例なり、神名式に、

伊豆國田方郡、火車須比命神社と有りて、加理波夜須多祁比波預命神社と見えたる加理波夜須は、菟菟にて、竹と係けたる發語なり、其神は武火速命にて第六一書の煖速日命に坐す由あり、(又、劔刀石床別神社と云ふも有り、其は磐筒男命、磐筒女命に思ひ合せらるゝなど、何れも火産靈神の由縁なるを知るべし)○所レ焦而神退矣と有るは、第二一書に、所レ焦而終矣と有ると、其訓は同じけれども、彼は其崩御し給ふ意を以て、終字は書かれたれども、此には石隠坐て、神避り往坐る傳有りて、其終給ふと云ふ事無かりし故に、殊に神退、又は神避の字を被用たる者なり、(然れども、第五一書にも、神退去矣の字を被用たるは、此に倣ひて、宜しくは有れども、其はと思へば、伊弉冉尊を葬り奉れる由に記されたるなど飽かぬ事ども多在り)鎮火祭詞に、麻奈弟子爾、火結神生給氏、美保止被燒氏石隠坐氏、夜七夜七日、吾乎奈見給比會、吾奈妖命止申給比支、七日爾波不足氏、隱坐事、奇止氏見所行須時、火乎生給氏、御保止乎所燒坐支、如是時爾吾名妖乃命能、吾乎見給布奈止申乎、吾乎見阿波多志給比津止申給氏、吾

名妖能命波、上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申氏、石隠給氏云々の事を、此に約めて神退矣とも、神避矣とも書させ給へる者なり、此を以て、此は其石隠の事なる申をも、亦曉るべき者なり、然れば、此は正しくは神退を神佐理と訓むべし、第五一書に、神退去矣とも有ればなり、神避は神佐加理と訓むべし、(亦曰と有るは、其語の同じからざるが故なり、天孫降臨章に、避熱と有るを佐久流と訓めるは當れるを、第三一書に、避火炎、第五一書に避火熱と有るは、佐流と訓み、名義抄にも、佐流とは見えて、佐加流と非ざるは、同言なるが故なり、然れども、此は佐流と訓みては、亦曰と書かれたる所、詮なきことなれば、佐加流となむ訓むべかりける)因に、少か其詞を説きて、其神退は、崩御ならざる由を明すべし、麻奈弟子の麻奈は兩成にて、嫡妻の子を云ふなり、兩手を眞手と云ひ、兩梶を眞梶と云ふ事、萬葉に多し、出雲神賀詞に、伊射那伎乃日眞名子と有るは、素戔鳴尊は、伊弉冉尊と共に相成し坐すが故の稱なり、萬葉六(三十六丁)に、父公爾、吾者眞名子叙、妣乃自爾、吾者愛兒叙、七(十

九丁)に、人在著、母之最愛子會、十三(三十二丁)に、母父爾、眞名子爾可有六、又(三十三丁)に、母父之愛子丹裳有牟と有るは、嫡妻の子を云ひ、其は殊に愛しき者なる故に、愛子なども書ける者なり、十四(二十丁)に、麻奈登伊布兒我云々、催馬樂に、我門に、美會乃不乃、安也女乃古保利乃、大領乃末奈牟春女と云ふ事も見え、空穗忠社(七丁)に、母君に仕へ奉りし限は外に遣し、吾世の限は、眞名子ぞと宣ひし所に侍はせてむ、云々とも見えた、委しくは、神賀詞講義に註へり、偕、弟子と云ふは、大八洲國、および山川草木を生み給へるに、各々其神有りて、此を有つべき、即ち八百萬神なり、かくて朝霧の薫滿たるを吹撥はせしを、其氣に化生る風神は、生れ坐るならねば別なり、此に天下之主者を生むとして、日神月神(亦云素戔嗚尊)を生み坐れば、此にて事の至極れりと所思しが、其最後は、火神は生れ坐せるを、此より後に成り坐せるは、妹妹二柱嫁繼給ひて、生み坐るならざれば、此に結めて、弟子とは云ふなり(此時伊弉冉尊に屬きて、金神水神土神は成り坐し、伊弉諾尊に屬きて、

御身滌の時に至る迄に、種々の神等は成り坐しかども、皆謂ゆる化生にて、御腹より生れ坐せるならざれば、此も亦別なり、美保止被燒氏は、古事記に、美蕃登見炙而病臥在と有る其なり、此には何れも所焦と有りて御陰と云はざるは、避けたるなるべし、石隠坐は、下に火乎生給氏、御保止乎被燒坐支と有る如く、火神と共に火を生み給へるが故に、甚く病み悶熱懊惱坐し、に依りて、其火熱を避け給はむとして、石を穿ちて其穴に入り給へるなり、然るを、御紀に葬於紀伊國熊野之有馬村と有るは、其石隠り坐せる穴なるを、葬地の如く記されたるは、大なる僻事にて事實に合はず、(其は其第六、一書に就て云べし、倭姫命世記に、自退尾上山峯石隠坐と有るは、薨給へるを云へるにて、言の轉れる者なり、萬葉二、高市皇子尊の殯宮の時の歌に、神佐扶跡、磐隱坐と有るも、右に同じ、又、古事記に、故其所神避之伊邪那美神者、葬出雲國與伯伎國一堺、比婆之山也と有る、此も神避は、陽神の御許を離りて、石隠り坐し、事なるを、葬字は例の僻事なり、)夜七夜、日七日、吾乎奈見給會と有るは、大凡、七日七

夜許にて、本に復り給ふ事も有らむと思して、石隠坐しなり、七日七夜の例は、山城風土記に、建角身命云々、七日七夜樂遊云々、神功皇后御紀に、皇后選吉日入齋宮、親爲三神主云々、請曰、先日教天皇者誰神也、願欲知其名、逮七日七夜と見え、霽異記、栖輕卒也、天皇勅、留七日七夜、詠彼忠信云々、空穗藤原君卷に、總て七日七夜、豊明して打上げ遊ぶなどあり、吾乎奈見給會と禁止め申し給へるは、御陰の燒爛れ御在し坐すを、其癒る迄は陽神に所見奉らむと慎しみ給へるなり、先の唱和に、研哉と共に宣交し給へる御詞に就ても、想像奉る可きなり、此七日爾疲不足氏は、其未だ七日には満たざる間になり、隱坐事奇止氏は、此時迄の御産の度々には、陽神も共に物爲給へるを、此度に限り、然る御事の有るを、御心行かず所思し、故の事なるなり、此七日七夜を限りて宣へる、其理未だ思ひ得ずと雖も、強ひて此を考ふるに、萬葉三に、天有、左佐羅能小野之、七相管と有るは、祓に就て云へるなり、四に、吾戀者、千引乃石乎、七許、頭二將繁母、神之諸伏と云へるは、力の極を盡す義な

り、九、詠三浦島子歌に、及七日、家爾毛不來而と有るは、其漁の久しきなり、同卷に、吾去者、七日不過、龍田彦、勤此花乎、風爾莫落と有るは、花の咲きたる日數を云ふなり、十に、春雨爾、衣甚將通哉、七日四零者、七夜不來哉と云ひ、又十一に、妹所云、七日越來と云ふも、七日を限りて來むにて、其度過すまじき由なるにや、十三に、久有、今七日許、早有者、今二日許、と見え、十七にも、知加久安良婆、伊麻布都可、太未等保久安良婆、奈奴可乃字知波云々と云へるは、此はトを以云へる日數なれば、右の例とは別なるかと思ふに、然らず、近きを二日、遠きを七日と云ふ事、故有るなるべし、十六に、吾乎奈雅流、珠乃七緒と有るも、緒の限を盡して云ふなり、又六に、明日香川、七瀬之不行爾云々、十三に、河湍乎、七湍渡而云々と有るは、川には何瀬も有りなむを、七と限れるも、其極を云ふなり、十九に、爲壽左大臣橘卿預作歌に、吾大王波、七世申禰と有るなど、押亘して考ふるに、何れも七と云へる事有りげなるは、今も、醫家などに、七日を一廻として藥を試みるも、其日數を限りて驗有る者

と云へるは、何の據とも知られねども、天地の氣運の、其七日を限りて、一回り爲る古傳などの有りけるならむを、其説の絶えて人間に傳はらざるは、甚だ可惜しき事なり、或説易復卦に、天行七日見天心と云ふも、七の數にして、本に復る謂なり、又、俱含論に、七微塵と云ふ事有りて、凡方物形象を成す者は、悉く七の數を具へて、些々紛々碎くと雖も、七の數の外に出でずと云へるも、然る事なり、倍七の音は質にて、其七を大衍すれば、七七四十九と成る、是即ち大衍五十の用數なり、故に、人の生死、共に七七を以て祝ひ、七七を以て弔ふ、是又天理に則とる所なり、人の世に處る、壽夭異なりと雖も、天命終るは、猶七々四十九の變化息みて、五十と成りて本へ復するが如し、夫七の數は、天行七日、天心を見る者にて、一圓を畫き、其圓中に十を畫き、方と爲れば、其四匝七七四十九と成りて、五は其正中に見はる、因て其五を大衍の五十と成し、是を開方すれば、七七四十九方中に并列して、一を餘せり、其一を算家に句股の差實と稱す、日の音を實と爲も、日輪充實の一より生ずる者なり、而して其一是、

天地萬物を生々する妙微なる故、之を天心に屬する象數なり、凡形質有る者、七の象數を備へざるはなし、近くは博徒の用ふる投子は、六角形にして、上下前後左右有るに依りて、中と指す所自見はる所以に其合數七と成り、其大方に一六五二四三の目を盛りて、其合數七七と成る云々と云へり、餘りに言痛き易説ながら、數理は天地に因准て、自然の者なれば、合はずとも云ひ難き故に、姑く此に引き出づ）吾名妹乃命能、吾乎見給布奈止申乎、吾乎見阿波多志給比津止申給比は、先に吾乎奈見給曾と契り申ししを、吾を見淡たし給ひ竟たりと、御心に恨を含みて申し給へるなり、阿波多須は、字鏡集に、淡字、名義抄に淡、又澆字を、阿波志とも、阿波多須とも訓みて、字の如く、其濃く思ひ交し給へるが、却々に薄らぐにて、俗に不興に成れるなり、吾名妹能命波、上津國乎所知食倍志は、今迄二神共に生み給ひし國能八十國、島能八十島にて、此顯國の事なり、吾波下津國乎所知牟は、謂ゆる根國底國にて、此即絶妻之誓の本なり、其結びは第六一書に見えたり、又、第十一書にも見ゆ、然るを、第六一書に、成所

謂泉津平坂者、不復別有處所、但臨死氣絶之際、是之謂歎と有るなどは、中古の狡意人の書き入れの混ひて、本文の間に夾れたる物から、又俗の學者など其に惑へる事少からざれば、清く其心を去りてなむ訓み味ふべき事なる）石隱給比與美津枚坂爾至坐比云々は、始は唯火熱を避け給はむの御心にて、石を穿ちて入り給へりしを、陽神の奇しみ思ほして、其甚しく病み悶熱懊惱まし、状を見られ奉り給へる故に、御心恥かしく思ほし成りて、彼同宮共住而生理など、有りし御心の失せて、終に御面をも合せ奉り給ふとして、猶底深く入り坐して、其與美津枚坂には至り坐し、にて、始より然る下津國の有ると云ふ事も何も、素より所知看ざりし御事なるを、唯其成行に就きて、事の止むべからず成れる者にして、必ず如此く爲て、二神の世を保有たせ給ふ事の、運びに成れるにて、然は云へ、幽には皇祖天神の、天津神量に資れる者なりかし、（此事、委しくは、其詞の講義に云へるを、今此一書を、其と同じ傳なるべく、眼の定れる上は、少云ずしては、前後の説の通

達り難き故なり、○水神罔象女、及土神埴山姫、又生天言葛は、右の詞に、與美津枚坂爾至坐比所思食久、吾名妹命能所知食上津國爾、心惡子乎生置比來奴止宣比、返坐比、更生子水神、匏、川菜、埴山姫、四種物乎生給比、此能心惡子乃心荒比曾波、水神匏、埴山姫川菜乎持比鎮奉禮止事教悟給支、とある文を説かざれば、其の意を得べからざる故に、今又云ふべし、心惡子とは、火産靈神の、惡しき神に坐す由には非ず、本より火神に坐せば、御心の一速く坐せるを以て其生れ坐るにも、御祖神の御陰を焼き給ひし故に、御快からず所思せるなり、（俗に心惡しなど云ふと同じ事なり、此を大神の御心の惡しく坐す事と思ふは、通えぬ説なり、倍、上に吾乎見阿波多志給とあり、此に心惡子と云ふは、快からざる事なるに就いて、今思へば、八州起元章に、意所不快、故名之曰淡路洲と有る淡路洲は、淡洲の誤なれども、快からざるが故に、淡むると同じ狀の文脈なり）返坐比、更生子は、右に吾名妹命能所知食上津國爾、心惡子乎生置比來奴止宣比、と有る如く、其美はしく所思食す陽神の所知す御國に、快からざ

る子を生み置かし、事の、御心懸りなる故に、其を鎮むる子を生みて、御心易く下津國に赴き給はむとの御事にて、如此き中にて、善しく契り聞えさせ給ひし、御親睦の事を忘れ給はざる御心、云へば得に中々なる御事なり、水神匏、川菜埴山姫は、四種物と有るが如く、其物を成し給へるにて、第四一書に、小便化爲神云々、大便化爲神云々と有る是なり、斯くて、其小便大便耳神とは成れる、即ち水神罔象女、土神埴山姫の二神なり、(其は下に云ふべし、偕、火神のは此反にて、火結神生給氏と、先には有りて、後に見行す時には、火乎生給氏と有り、此の二神は先水と土とを生み給へるに、後に其神は成り坐るを思ふべし)此心惡子乃心荒比會波は、心快からざる子の心荒び爲ばなり、下に皇御孫能朝廷爾、御心一速比給波志止爲氏と有るが如く、此神の御心一速び坐す時は、彼火之燒速男神とも申して、容易く鎮め難き故に、其御心遣にて、如此は宣へるなり、水神匏、埴山姫川菜乎持氏鎮奉禮止事致悟給支は、水神は匏を持たして水を汲みて、土神は川菜を持たして水を灌ぎて、火を鎮めよと、其二神に事

教へ悟し給へるなり、然れば、匏と川菜は、其物にて神には非ざるなり、偕、其匏は、此に謂ゆる天吉葛なる物なるが、川菜の事は此には漏れたり、偕、大同類聚方十五卷に、火鎮藥、神祇官之西院仁所傳之方、元者伊弉冉尊乃神方也、日佐故七分、伽波那六分、波仁九分、粉仁研天、水二豆飲、又、煎用而與志と有りて、惠期美(一名神乃介)の藥たること、此に出たる者なりけり、(和名抄に、水苔、和名加波奈と見え、名義抄には、水苔、河苔、共に加波奈とあり、古今集物名に、加波奈具佐と有る是にて、川藻の種屬なる者なり、此に限らず、凡て水中の草の、熱を去るに妙なるは、此謂れなり)神祇令、季夏鎮火祭義解に、謂在宮城四方外角、卜部等鑽火而祭、爲防火災、故曰鎮火と有りて、季冬にも同祭有りて、一年に兩度有る事なるが、其行事作法共に、天孫降臨の時に、皇祖天神より傳へさせ給へりし者なり、其は此詞の首に、高天原爾神留坐云々、天下所寄奉志、天都祝詞大祝詞事乎以申久と有りて、其尾に、天津祝詞乃太祝詞事以氏、稱辭竟奉久止申と有るを以て此詞の、天より傳はれるを以知る

べき者なり、偕、此事の天に然傳はれるは、伊弉諾尊の復命し給へる事に、云々の事有りし由を、皇祖天神に申し上げ給へるを、皇祖天神の保たせ給ひて、皇御孫尊に授け依さし奉り給へりし者なり、(凡て神代の事迹の傳はり來る、其本の起りは、伊弉諾尊の復命し給へる時に、御身自らの御上に在りし事共を、皇祖天神に申し上げ給へりし事の、祝詞にも正史にも、傳はり來る者となむ見えたる)神名式に、紀伊國名草郡、靜火神社(名神大)と有るは、右の鎮火に由有りて聞ゆ、仁明天皇御紀に、承和十一年十一月己酉朔辛亥、奉授紀伊國從五位下靜火神、正五位下、文德天皇實錄に、嘉祥三年十月乙丑、紀伊國靜火神、加從四位下、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授紀伊國從四位下靜火神、正四位下、同十七年十月十七日丙寅、紀伊國正四位上靜火神、授從三位と有りて、重き御會釋なるも、然る由緒無らじやは、又、當郡に香都知神社有り、本國神名帳に、從四位上香都知神と見えたるを、或書に、在忌部鳴雷村田中と云へり、鳴雷村の地に鎮坐す事、又大に由有り、又鳴雷神社、名神大、月

次相嘗新嘗と有るも、皆其縁なるを思ふべし)○天吉葛は、訓註の如くは、阿摩能與佐圖羅とも、阿摩能與曾豆羅とも云へりしなり、口訣に、彼詞を引きて、天吉葛者、匏也と云へるは、信に然るべし、吉葛と云ふは、字の如くにて、火を鎮むる功に依れる名なるべし、萬葉七(廿八丁)に、青角髮、依網原と續けたるを、冠辭考に、此一書を引きて、此天吉葛は、匏の蔓にて、莖も葉も、世に青ければ、青角髮と云ひて、依網とは云懸けたりと有るをも考ふ可きなり、(田舎にて、多く圃の邊に植えて、其を這度ら合ひれば、火伏と成ると云ふも、神代よりの習はしなるにや、又、平田翁説に、人の過ちて火に焦れたるには、匏以て水を汲みて、其瘡を洗へば、忽に疹を去りて癒ゆと云はれるも、驗有るなり)偕、詞に、水神匏、埴山姫川菜乎持氏と有るは、水神は匏を持たし、土神は川菜を持たして、火を鎮むる事なるが、古事記、水戸神の子に、天之水分神、次國之水分神と有りて、其次に、天之久比奢母智神、次國之久比奢母智神と有る、久比奢母智は、記傳五(四十一丁)に、汲匏持なりと云はれたるを以て思ふ

に、水神を、水分神に混らし、匏を其神に紛へて、各別の事の如く傳はれるならめど、同事の二つ有るべくも非ざれば、何れか誤なる可きに就いて、今考ふるに、古事記の方疑はし、其は、大祓詞に、速開都比咩止云神と有りて、女神一柱なる事、第六一書、速秋津日命の傳に云ふが如く、又、水分神は、田に引す水を分配する神なるに、其子なる事も如何なり、其は、第六一書、閻羅神の下に云ふべし、然れば沫那藝神、次沫那美神、次類那藝神、次類那美神の四柱は、第六一書に、水門神等と有る其にて、速秋津日命の支神にて、天之久比奢母智神、國之久比奢母智神は、彼水神、匏とある、其靈の稱なる事、灼き者なり、記傳に、和名抄（木器部）に、杓、和名比佐古、唐韻云、斟水器也、瓢、和名奈利比佐古、匏也、匏可爲飲器者也とあり、奈利比佐古と云ふは、草の蔓に生たる杓と云ふ意也、外宮儀式帳に、木匏甘柄、匏甘柄とありと見えたり、（名義抄には、瓜をも、王瓜をも、瓠をも、比佐古と訓み、瓢を比佐古乃佐禰と訓み、苦瓠を爾賀比佐古と云ひ、瓢を奈利比佐古と有り、禮記にも、大報天而主日也云

云、掃地而祭於其質也、器用陶匏、以象天地之性也と有りて、彼土にも、匏を水器に用ふる事常なり、淮南子に、百人抗浮と有る註に、浮匏也とあり、匏の水神に縁有る事は、仁德天皇御紀に、天皇夢有神誨之曰、武藏人強頸、河内人茨田連衫子二人、以祭於河伯、必獲塞、則竟二人、而得之、因以禱于河神云々、衫子取全匏兩箇、臨于難塞水、乃取兩箇匏、投於水中、請之曰、河神崇之、以吾爲幣、是以今吾來也、必欲得我者、沉是匏而不合泛、則吾知真神、親入水中、若不我得、沈匏者、自知僞神、何徒亡吾身、於是飄風忽起、引匏沒水、匏轉浪上而不沉、則溺汎以遠流、是以衫子雖不死、而其堤且成也と有るは、匏の沈まざる物を知りて、然云ならず、水神の匏を以て、功成し給へる事を知りて、真神ならむには、素より沈め給ふ可き筈也、然ども、僞神ならむには、然は得物爲じと、心に思ひ定むる所有りて、然は云ひ試みつるなり、此は此所に用なき事には有れども、古に、右の鎮火祭詞の趣を知り居たるから、斯在りと見ゆる故に、今此に引けり（但し其文意の如きは、其御

紀の傳に云ふべきを、此は水神の匏を持たすと云ふ義を明らかめむとて云ふなり）

一書曰伊弉冉尊且生火神軻遇突智之時悶熱懊惱因爲吐此化爲神名曰金山彦次小便化爲神名曰罔象女次大便化爲神名曰埴山姬

此傳の全くは、古事記に、次生火之夜藝速男神と云ふと、因生此子、美蕃登見炙而、病臥在、多具理爾生神名、金山毘古神、次金山毘賣神、次於屎成神名、波邇夜須毘古神、次波邇夜須毘賣神、次於尿成神名、彌都波能賣神、と有ると同傳なるを、少か選びて、漢文様に爲られたりと見ゆ、又少か勝劣あり、此に且生火神と有るは叶はず、第二一書に、爲軻遇突智所焦、第三一書に、爲子所焦而神退矣と見え、古事記に因生此子、美蕃登見炙とも有れば、其宜しく、又、其記に金神の男女二神なる

は宜しきを、此には金山彦と耳あり、又御紀には、埴山姬は一神にて、軻遇突智神に嫁給へるは、正しき傳なるを彼記には比古神、比賣神二柱と爲るは誤なる事、上（第一一書に云へる如くなるが、其辭傳に引れて、火神の土神を娶て生み坐せる和久産巢日神を、其續きに並べて、其御兄弟の如く記せるは、彼記第一の誤なるを、此には正されたりと見ゆ、（又、鎮火祭詞、又此の第三第四の一書其には、水神の次に土神にて、其正説と所思しきを、第二一書、又古事記には、土神を先に、水神を後に列ねたるは、此も誤なり）○且生火神軻遇突智之時とは、火神を生み坐むと爲給ふ前の事なり、古事記には、因生此子と有りて、後の事と爲たり、然れども、鎮火祭詞に、火結神生給氏、美保止被燒氏、石隱坐氏と有りて、火神を生み坐より以前に、悶熱懊惱み坐すべくも非ず、火神を生み坐へる後にこそは、其見焦坐し、御身の病み臥すべき事なりけれ、然れば、此は古事記に、因生此子而病臥在と有るは、彼石隱坐し、時の事なり、又、金神は、其磐窟の中に生み坐る事、其物の磐石に託て成り、又金の山に生れる

を、磐窟の中に入りて穿ち取り、眞理に契合る者なり、然るを、彼詞に、其金神を云はざるは、其爲吐に因りて成り坐る神にて、態と火を鎮むる爲に、生み給へる御子に非ざればなり、又、金は火より剋して、鎔化物にこそ有りけれ、火を鎮むる計り、其に勝つ物に非ざれば、火神より以前に生れ坐ると云ふは、僻傳なる事著明し、○悶熱は熱交にて、纂疏の御説、火氣之傷也と有るが如く、火氣の盛に往來ひて苦しむ由なり、繼體天皇御紀に、臥床涕泣、惋痛不能自勝と有るは、惋み悶ゆるなり、安閑天皇御紀に、恐畏求悔伏地汗流と有るは、俗に赤面など云ふに同じ、通證に引ける天皇實錄、思保之熱加比憂歎岐御坐と見え、源氏若菜上に、惱み熱かひ給へば云々、と有るを始めて、中古の物語に、身を熱かひ持てなやむと見え、今も、身の悶え苦しむ事を持熱かふと云ふ是に同じ、又物を扱ふと云ふ言有れども、其は當合の義にて別なり、又瑞珠盟約章に、靈運當遷を阿都志禮と訓める、其は熱癡にて、物に勞れて、神氣の薄らぐ状の言にて、此と同じ語ながらに、其行く所異なり、悶字、名義抄に、宇禮布と

も、心多延とも、息多延とも訓まれたるをも、思ひ合すべし、○懊惱景行天皇四年御紀に、痛身を那夜美多麻布と訓み、大同類聚方に、美鳥知爾非詠支和差奈之、奈夜鬘須母濃乎、那河期麻日止伊婦奈利と見え、萬葉十二(十五丁)に、吾乎令煩、絶細之結、十四(三十三丁)に、奈夜麻思家、比登都麻可母與、十五(二十五丁)に、也次家口母奈久、奈夜美伎豆、十八(二十丁)に、於母保之豆、之多奈夜麻須爾、十九(十九丁)には、君乎奈夜麻勢と有り、通證に萎病也と云へるよろし、纂疏に、懊惱者、爲疾也と有り、然れば、爲疾にも有るべし、源氏物語などに、形の剛からぬ事を、奈與々加奈流など云へり、名義抄に、懊をも惱をも、共に奈夜牟とも、奈夜麻須とも有り、(通證に、類書纂要に、懊惱、痛恨也と有と云へり)○爲吐は、古事記に、多具理と有るに依りて訓むべし、記傳五(五十六丁)に、言意は、髪を揚ぐるを、萬葉二(十六丁)多氣婆奴禮、多香根長寸、妹之髮、九(三十五丁)に、小放爾、髮多久麻庭爾、など詠み、十四(十九丁)に、古麻波多具等毛、十九(十一丁)に、馬大伎由吉氏と有るは、

手綱して、牽上ぐる意と聞ゆ、此等と同じきか、繩などを多具流と云ふも、搔き上ぐる意有りて同じ、噦噦の久理も、此久理と同じ、俗に歐氣を世具理と云ひ、兒の涙をも久流と云ひ、又咳を爲し事を、多具流と云へり、和名抄に、歐吐(倍止都久、又、太萬比)嘔吐(豆太美)と有り、豆太美は、乳吐なりと見えたるにて明けし、綿を繰る、絲を繰ると云ふが如く、咳を爲て屈まる状の、撓み繰るが如きを云ふ、(名義抄に、咽字、音悦なる時は、牟世布とも、牟須とも、佐久里と訓みて、噦字に同じきか、其佐久理、の久理、同じかるべし、此事、傳廿三卷に云へり、今世にも、繩を以て數物を繋ぎて率くを、佐久流と云へる是なり)○爲吐此化爲神は、如何、吐は事にて、物に非ざれば、坐すところ有るべけれ、古事記には、此に金神水神土神の等しく生れ坐る中に、金神には多具理爾生神と云ひ、次なる水神、土神は、尿と屎との物に因りて化れる神なる故に、成神と有りて、此に化爲神と有るは、彼には成神と書かる、文法なるを思ふべし、(然らざれば、吐の物に變化すると云ふは、なき筈の事なり、吐に因り

てこそ神は生れ坐すべけれ、故、今は其記なるも然書き分られたるを知る上は、生神は阿禮坐流神と訓み分つべき者なり)○金山彦は彼詞に石隱坐氏、夜七夜晝七日、吾乎奈見給比會と有る、其間に生れ坐し、神なる事、彼記に因り生此子云々、多具理爾生神、名金山毘古神、次金山毘賣神と有るを考へ度しと知るべきなり、神名式に、河内國大縣郡金山孫神社、金山孫女神社と有れば、男女並び坐る神なるを、此には姫神を漏せる傳なり、(舊事紀には、此傳と彼記とを取合せて、欲り生火之産靈迦具突智之時、因り生此子云々と有るは、如何欲り生と因り生とは、未來と過去との違なるを、一つに爲るは笑ふべし、然れども金山彦神、次金山姫神とある耳ぞ宜しきなる)金は所根にて、二神の天瓊矛を、國中之天柱と爲て衝立給へりしに始めて、成初たる物なるを、陰神の石隱坐しに因て、其の質の形はれ出でたるものなり、上(五三九)に、云ふを見て知べし、山は彌聚にて、土石に胎まり藏まりたるが、固凝りて地下には國柱となり、地外に出で、は世用と成る謂なり、菅家萬葉集に、荒金之士之下丹手とある荒金

は、玉の未だ琢かざるを璞と云ふが如く、土中に在るは生れながらの金にて、鍊金に對へて然云ひ續けたる者なり、名義抄に、鐵字を久呂賀禰と有るは、黄金白銀などの色に對へたる稱なるが、一云、阿良加禰と有るは、押並て土中に多く生るは、此鐵に限るが故なり、又鑛字をも阿良加禰と訓めり、此にて、金山彦と云ふ名義を明らむ可し、(記傳に、金山は枯惱しより、惱は瘵病にて、書紀に悶熱懊惱爲吐と有る意なり、枯と云ふ故は、記中卷に、其兄八年之間于瘵病枯とある意にて、衰へし憔悴の加、懃の加留など皆枯なり)と云はれたるは、此の時の御有狀に、甚々似着はしくは有れども、土神、水神などの御名の例とも違ひ、又其如くにては忌はしき意にて、良はしくも思えざれば今説き改む)神名式に、美濃國不破郡、仲山金山彦神社(名神大)と有りて、官帳に入れるは、右の如く彦神耳に渡らせ給ふ如く見ゆれども、伊賀國阿拜郡、取國神社(大)の社傳に、祭神少彦名命、南宮金山比賣と有ればなり、右仲山社を、舊本今昔物語に、國人皆心を一にして、南宮と申す社の前にして云々、又永萬記に、南宮社と記

し、美濃國式社考と云ふに、在宮代村中山下、去垂井驛南八町許、今稱南宮とも有りて、南宮とも申すを、伊賀にても南宮と申すを以て知るべし、仁明天皇御紀に、承和三年十月己巳、美濃國不破郡、仲山金山彦大神、奉授從五位下、即預名神、同十三年五月辛丑朔戊申、奉授美濃國不破郡從五位下中山金山彦神、正五位下とあり、文德天皇實錄に、嘉祥三年十一月甲戌朔乙未、進越前國金山彦神階、加從四位下と有るは、國名を記し誤れるにて、此神なるべき事、能く前後の次第を以て辨ふべき事なり、其御世に今一度有りけむを漏したり、清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授美濃國從三位仲山金山彦神、正三位、同六年五月廿二日、授美濃國正三位仲山金山彦神、從二位、同十五年四月五日、授美濃國從二位仲山金山彦神、正二位とあり、今額に、正一位勳一等金山彦大神と有れば、後に極位には進ませ給へる者なり、又、右の取國神社を、一宮記に、金山彦神と見えたり、(伊水溫故と云ふ書に、冷泉院安和二年八月三日、授正一位、延喜帝修造の例多く、木工寮、省の人を下し賜ふ由緣記せり、少彦

名命の神體仙人の如し、相殿南宮火明神金山比賣、昔は南宮山に坐す、今の小富士是なり、圓融院貞元二年二月修造の時、告有りて此南宮明神を、取國明神と同一所に遷す、神體蛇形云々、伊賀にては伊賀南宮と云ひ、美濃にては垂井南宮と云ふと云へり、駿河風土記に、鳥渡郡取國神社、奉祭金山比賣與伊賀美濃之社同、と有る、此は男神の御名を漏せる者なり、又、同式に、美作國苦東郡中山神社(名神大)と有るを、秘釋に仲山とあり、社記に鏡作命と云ふは、其仲山より出でたる金を以て、鏡を作らし、事などの有りしより、却て金山彦神の名は隠れしにぞ有らむ、一宮記に、大己貴命と有るも、地主神などに坐すより混ひつるならむ、清和天皇實錄に、貞觀二年正月廿七日、戊寅、授美作國正五位下仲山神、從四位下、同六年八月十四日戊辰詔、以美作國從四位下仲山大神、列官社、同七年七月廿六日、進美作國仲山神階、加從三位、同十七年四月五日丁巳、授美作國從三位中山神、正三位と有りて、重く祭らせ給ふは、金を其國に取れる故なるべし、元明天皇御紀に、和銅六年四月丁未、割備前國六郡、置美作國と有れど

も、歌には猶吉備中山と詠めり、古今集(大歌所歌)に眞金韃、吉備の中山帯に爲る、細谷川の音の亮けさと有るは、古歌と聞えたれども、和銅よりは後なるを以て知るべし、金葉集にも、眞金韃く吉備の中山と詠めるあり、此は金神の此仲山に坐すに依れる事なるを、後の歌枕に、備前國と云ふは非なり、日本後紀に、美作備前國造和氣朝臣清麻呂と有りて、分れたる後にも、猶備前國より兼ねたれば、歌詞には吉備中山とは云ふべき者なり、宇治拾遺に、美作國に中山高野と申す神御在し坐す云々、中山は猿丸になむ御在ると字音に云るも、此社の事なり、(清和天皇實錄に、貞觀十八年二月廿三日乙未、美作國進銅大十兩、備前國二斤九兩、先是從七位上伴宿禰吉備麻呂言、美作國眞島郡加天良加利山、大庭郡比智奈井山、備前國津高郡佐山有銅、故吉備麻呂探堀、進其撰銅と有りて、此國より銅の出づる事は、此時始めなれども、已に、眞金韃く吉備中山と云ふからは、古より鐵など多く出でたりけらし、今も彼國々より、多く鐵を出せるを思ふべし、倍、其麻賀禰は鐵なる由、平田翁の云はれたる、實に然る可からむ、名義抄に、銅

字を麻賀禰と有れどと、傍器と註して有れば、其は合
せたる金と聞ゆ、又、加良古賀禰とも、奴利とも、夜
發布とも有るを思合すべし。○倍、金は所根にして、
大地の底津石根より、國柱と衝き立ちて、其氣の、
天柱と天進り貫ける天瓊矛の眞鐵より眞鐵の多く生
ふるを、佗金は、其を本立にして成れる物にて、甚
少きを、其用を爲す事も、多くは眞鐵に在りて、自
餘の金は此に亞ぐ者なり、故、上古に打ち任せて加
禰と云ひしは鐵にてぞ有りける、其は古事記に、取
天金山之鐵と有る、其同じ事を、寶鏡開始章第一
書に、採天香山之金と有るにて知べし、其は高天
原にての事なるが、其國中之天柱を立給ひし、皇大
御國の眞鐵はしも、萬國に比類なく多く有る、其堅
剛き事は、刀劔は鍛ふ時は、天柱の如くして曲る事
なく、又及の爰銳き事、千引石をも斬るべく、其鋒
の貫通る事、底津石根をも突き裂く勢なるは、彼國
中之天柱を中心にして、其回にある國なる故に、殊
に其天瓊矛の氣を稟けて成れる眞鐵なればなり、(外
國の刀劔などは、此に反りて鈍き者なり、其は此天
柱を去る事、遂に遠き故に、自然に其氣を受くる事

薄きが故なり、又此に准らへて、自餘の金も、必ず
其性脆かるべき事云ふも更なり、其は下に云を見て
知るべし。○倍、右の眞鐵を本と爲て、其に亞ぎて多
きは銅なり、其餘、金銀錫など、皇大御國に、
本より神代より多き物なり、先金はしも、本朝事始
に、和琴(號也麻止古登)上古、天津神樂令加奈
止美乃命製之云々と、有るを神祇本源に、古語云、
御琴神、金鴉命孫長白羽命也云々、即高幡上金鴉居、
因以象、故名之鴉琴也(今世號和琴是也)と云
ひ、亦神武天皇御紀に、金色鴉、飛來止于皇弓弭、其
鴉光暉、熒狀如流電など有は、色を以て黄金に譬
へたるには有れども、已に其物の無からむには、何
を以て神名に負せ、物の譬には云ふべき、寶劔出現
章第五一書に、素戔嗚尊曰、韓郷之島、是有金銀
云々と宣へるも、金銀は彼土なるを採らむとの御事
にて、此方の土中に在るは未だ收めて世に出し給は
じとの神量にて、神功皇后御紀の御託も此に同じ、
聖武天皇御紀に、天平二十一年二月丁巳、陸奥國始
貢黄金、於是奉幣、以告五畿七道諸社と見え
たる、是始なり、此に因れりと所見て、小田郡黄金

山神社、神名式に見ゆ、但し社説に、開闢之始、三
輪明神以四椿築之、鍊黄金、以造此巨島、天照
太神分魂、富主姫鎮坐、今所謂天女宮是也と有れ
ば、此も神代よりの事なるが、金神をば此に又被祭
たるなるべし、孝謙天皇御紀に、天平勝寶元年閏五
月甲辰、陸奥國出金山神主小田郡日下部深淵、授
外少初位下、と有るは、右の黄金山神とは別なるが
如くなれば、決て此時などぞ其金山神として治め奉
り給ふべき筈の事なりけり、借思ふに、名義抄に、
金を古賀禰、同抄、又和名抄に、黄金を古賀禰、又
伎賀禰ともある、古賀禰は、上古に、外國より召さ
ざりし程には、此には専ら沙金を用ひさせ給へるに
因りて、地を穿ちて取れるも、同物なるに依ると共
に、名と爲る者なるべし、又、伎賀禰の伎を、黃の
字音の如く思ふ輩もある由なれども、其は物色に古
と云ひては、大小の小と混らはしき故に、音を轉じ
て云へるなり、本草和名に、黄金(和名、伎賀禰)
とあり、又た萬葉十八(二十丁)には久我禰とも
あり、(右の、古賀禰を沙金なりと云ふは、神名式に、
下野國那須郡健武山神社あり、然るを、仁明天皇御

紀に、承和二年二月丙子朔戊戌、下野國武茂神、奉
授從五位下、此神坐採沙金之山と見えたるに、
又同式に、對馬島、上縣郡、那須加美乃金子神社有
るは、郡名の那須を取りて那須加美と云ひ、沙金を
金子と倒反に云へるなり、清和天皇實錄には、貞觀
十二年三月五日、授奈蘇上金子神、從五位上と有
りて、奈蘇とも云へるなり、借、其金子を沙金と見
る時は即ち其靈を祭るなり、銀も亦神代に、右の如
く素戔嗚尊の御言に見え、仲哀天皇御紀に、征韓の
事を誨へ給へる神託に、眼炎金銀彩色、多在其國、
是謂考衾新羅國と有るが如く、上古には蕃國より
召して、我が國に用ひさせ給へりし者なり、顯宗天
皇元年御紀に、金銀蕃國と有るも、彼より八十船の貢
を召すと共に、召し上げられて、専ら我が國用には
用はせ給へる故に、金銀を貢き奉る蕃國と云ふ意を
以て稱へる名なるなり、同二年御紀に、是時天下安
平、民無徭役、歲比登稔、百姓殷富、稻斛銀錢一文
と有るは、其貢銀なる事、本よりの事なり、天武天
皇三年御紀に、三月庚戌朔丙辰、對馬國司守忍海造
大國言、銀始出于當國、即貢上、由是大國授小錦

下位、凡銀在倭國、初出于此時、故悉奉諸神祇とあり、此より後愈々盛に出でたりと見えて、文武天皇御紀に、對馬島貢金、建元爲大寶元年とあり、此程より、彼金銀蕃國と云へる彼土には絶えて、此には地にも敷く計り多く出でたりけるこそ、奇しく神しき事なりけれ、然れば、土中を掘りて得る事を知ざりし故に、出でざる耳ならず、漸に彼國などの貢の絶ゆる頃ほひなりしかば、祝詞に、遠國者八十綱打掛氏引寄如事、皇太御神能寄志奉とある如く、萬國に在らゆる金銀の數を盡して、皇大御國より出づる事とは成れりし者なりけり、此時の所謂に依れりと見えて、神名式に、下縣郡銀山上神社、銀山神社有り、共に金神を被祭たるべき事云も更なり、三代實錄に、對馬島、銀穴左下縣郡、自高山底穿鑿巖、堀入四十許丈、白晝執炬而得入と有るは是なり、本草和名に、銀屑一名白銀云々、和名之呂加禰、出對馬國と見え、醫心方にも、白銀云々、出對馬長門飛彈國と有り、其より國々に多く出づる事とは成れども、古は彼國に多在し事、右に所見たるが如し、(仁明天皇御紀に、承和七年十一月癸酉

朔庚辰、對馬島銀山神預官社と有るは、右の兩社に亘る事なり、清和天皇實錄に、貞觀十二年三月五日、授對馬國銀山神從五位上と有るも、同じかるべし、然れば右の二社は同神なるを、其山上に祭る方を分けて、銀山上神とは云へるなり、銅は金實にて、金銀共に本相混淆れる物にて、金銀の質とて別にあらざれば、其を糲分けて金を取り、銀を取り、錫を取りて、其滓の如く残り留りて大なる物は銅なる故に、金實と云へるを、其色に依りて赤金とは云ふなりけり、偕此の第一書に、白銅鏡などの字出たれども、神代は更なり、上代の鏡は凡て鐵なりし事、平田翁説に依りて、實鏡開始章に云ふが如し、神武天皇御紀に、赤銅八十梟帥と云ふも有れば、神世以來已に在りて用ひたりとは見ゆれども、彼韓郷之島有金銀と有れば、素より彼土には、既くより取れる物にして、此には唯鐵なむ多在りけるを、彼韓征の度より此も亦並べて貢き奉りし事灼然し、右に引ける顯宗天皇御紀に、銀錢の目出たれば、銅錢も其下に在りて行はるべき事云ふも更なり、天武天皇十二年御紀に、自今以後、必用銅錢、莫用銀錢云

云と有るを以ても、其並び行はれし事知るべし、然れども、皇大御國に出づる事は、右の對馬より白銀の出づるより始りて、次々多く出で來つらむを、専ら此銅耳の出たりし始は、元明天皇御紀に、和銅元年春正月乙丑、武藏國秩父郡獻和銅と有りて、其詔に、聞看食國中乃、東方武藏國爾、自然作成和銅出在止奏而獻焉、此物者天坐神地坐祇乃、相于豆奈比奉福波倍奉事爾依而、顯久出多留寶爾在羅之止奈母、神隨所念所行須、是以天地之神乃顯奉瑞寶爾依而、御世年號改賜換賜波久止詔命乎衆聞宣、故改慶雲五年而、和銅元年爲而御世年號止定賜、と有る是なり、神名式に、兒玉郡金佐奈神社名神大と有る、郡は違へども、其兒玉郡は、古、秩夫郡の内なりしと見えたり、此社、今も金佐奈村に在りて金鑽大明神と申せるが、神社の後の山を金華山と云ひて、和銅の出でたる穴今猶存れりと云へり、偕、此神號と、右の御紀とを合せて、銅を金佐奈と云ひて、其即ち金實の義なるを曉るべき者なり、(清和天皇實錄に、貞觀四年六月四日辛丑、武藏國正六位上金佐奈神、列於官社、同八月丁酉朔六日壬寅、授武藏國正六

位上金佐奈神、從五位下と見えたり、偕右の如く、金銀銅錫共に出で初めてより以來、天下に在らゆる萬國に出づる限よりも多く出づる事なるを、神代より以降然耳此を穿ち取らしめて、心足ひに國用に被充るべき筈の事なりしを、外國に求めて、此を用ふる事と定め定てさせ給へるは、金は所根にて、國土の根基と有る物なるが故に、此を多く穿ち取る時は、土中の精神を衰耗へ令る事なるが故に、金銀蕃國を定めて、梳鞭の貢と共に、令進給へりし者なり、然るに假令御馬飼と成りて和順ひ參來るにも有れ、外戎の雜居る事穢はしくや所思しけむ、何時と無く參來る事の少く成れる世頃と成りし故に、其萬國に在りと有らゆる限を、悉くに八十綱打ち掛けて引寄する如く引寄せ給ひけらし、皇大御國の國用には餘有りて外國々にさへに下し賜ふ事と成れるは、斯りける神量に依る故なりけり、(賀陸奧國出金歌に、天地乃神安比宇豆奈比、皇御祖乃御靈多須氣豆、遠代爾可々里之許登乎、朕御世爾安良波之豆安禮婆云々と、萬葉十八に出たり、此を以ても、其金の出る事はしも、皆皇祖天神の大御心に依れる事を、明らか

奉るべし) ○小便化_ニ爲神、名曰_ニ罔象女_一と有りて、此次に大便化_ニ爲神_一云々の次第宜しき事、上に鎮火祭詞を引きて辨へたるが如し、古事記には、土神の次に、於_レ尿成神名、彌都波能賣神とあり、小便を爲給ふ直に其水となり、其物に因りて罔象女神は成り坐せりとなり、(第六一書に、一云伊弉諾尊、乃向_ニ大樹_一放屍、此即化_ニ成巨川_一、泉津日狹女、將_レ渡_ニ其水_一之間、伊弉諾尊、已至_ニ泉津平坂_一と有るは、此の傳の混れて、伊弉諾尊の事とは成れりし者とぞ所見たりける) 第七一書に、屍此云_ニ愈磨理_一とあり、然るを名義抄に、尿を愈婆理と訓るは、麻と婆と常に通はし云が故なり、記傳五(五十九丁)に、和名抄に尿小便也、由波利とあり、由は湯、麻理は尿麻理の麻理に同じくて、其出るを云ふ、書紀の訓註の磨字、婆の假字にも用ひたれば、和名抄と照して、由婆理とも訓ひべけれども、尿麻流と同じき事疑無ければ、由麻理なり、由婆理と云ふは漸後に轉れる言なるべし、(書紀には、便と有るを由婆理麻流と訓めるは誤なり由麻理須と訓ひべし、俗に遺尿を與都婆理と云ふは夜尿なり、又、馬小便を婆理と云ふ)とあり五

十音義訣に、放屍、此云_ニ愈磨理_一と有る、愈は温泉を申すと云ふに、同じく、磨理は放字に當れりと、云はれたるは然る言なり、放屍は、第六一書に出でたるを、第七一書に訓を注さる、時に、放字は脱せしからに、放屍を由磨理麻流と云ふ訓は、中古より出來しならめども、其は誤なる事、右に引ける記傳の説の如し、然れば、此は愈磨理志多麻布爾與理氏と訓て、文を下に續くべき者なり、○大便は古事記に、於尿成神名云々とあり、此も尿麻理志多麻布爾與理氏と訓べし、寶鏡開始章に、放屍、其第二一書に送糞と有るを、古事記に尿麻理散と有ると同じく、久曾麻流と訓めり、(然るを釋秘訓に、放屍をも送糞をも、祁賀志須止可_レ讀_レ之と有るは(御讀に憚るが故なり、然るに、御訓の傍訓には、久曾麻流と有るは然すがに古訓なる故に、難_レ捨_レ故なるべし)和名抄に、糞尿也、和名久曾とあり、久曾は渣滓にて尿に爲たる其渣滓なる謂と聞ゆる事ながら、猶黏と同じ事にて、腐と同言なる事、傳廿五に云ふべきなり、神名式に、石見國安濃郡、新具蘇姬命神社と有るは、埴山姬命の亦名なる由、古史徴に云はれたるは、然

も有りぬべき事なりける、寔に土は國土の始より成れる物なる事は、今云ふ限に非ざれども、埴の成り初めたるは、此の御尿に起れるが故に、上(五四〇)に説るが如く、埴の生り出づる地を、丹生と云ふを以て曉るべき者なり、(萬葉十六に、尿遠麻禮ともあり、又、尿鮒、尿葛など云ふは、物を卑しめて云ふにて別なり、竹取物語に、燕の麻理置ける尿)ともあり、名義抄に、尿を久曾夜と有るは、廁を云ふなるべし、字鏡集に、尿をも糞をも、久曾とも久曾夜とも訓みたる、久曾は尿、久曾夜は尿屋なり) ○鈴屋大人説(記傳五)に、迦具土、金山、波邇夜須と云ふ名、皆天香山に由縁有り、先、彼山名、迦具土と同じく、又此神の所_レ殺坐る身體に、諸の山津見神の成り坐せるも、山に由あり、又、石屋戸段に、取_ニ天金山之鐵_一と有るを、書紀には、天香山と有れば、香山と金山とも由あり、此等邂逅に然る事とは聞えず、如何様にも所以有げなる故に、驚かし置くなり」と云はれたるは、寔に思兼深き言なるなり、今其徴を擧げて其説を證すべし、然るは、伊弉諾尊、伊弉冉尊、二神共に大八洲國、及山川草木を生み給

へる後に、唯朝霧耳有りて、薰滿てりしかば、其を吹撥はせる、其御氣に依りて、先風神は成り出で坐せり、此時、天照皇太神を生み奉り給ひけるに、光華明彩しく坐々て、六合の内に照徹らせりければ、其風神、天御柱命を以て、天に送り擧げ奉り給ひて、高天原を所_レ知し令_レ坐奉り給へりき、(天日の赤丹指し出づる後に、須臾有りて、其光輝の四方八面に弘ざる事は、其風神の所爲なる事、傳六卷、以_ニ天柱_一舉_ニ於天上_一の傳に云ふを見て、思ひ辨ふべし) 日神已く高天原に上り坐て、天照し坐々す後に、火神軻遇突智命生れ坐せり、天日の光輝大地に照徹する時は、其光に誘はれて、地中の火出で、此を迎ふる故に、陽は暖かにして陰は暑からざる事、此に因れり、若くて風神と火神と二柱は、御父伊弉諾尊に屬き奉らせ給ふが故に、又日神に従ひ奉り給へり、(其は風神の、日神を天上に送り擧げ給ひし事は、云ふも更なり、又、其御光を導くも、又、氣に由る事なれば、風神の輔相奉れるなり、又、火神の御骸の天香山と成れるは更なり、日光と地上の火と、同物にて異ならざる是なり) 此に伊弉冉尊は、火神を生み坐し、に依りて、

石隠れ御在せる間に、金神を生み坐せり、此も亦金の土中に生りて石隠れたるを、石を穿ちて採り出づる起本なり、此に其火を鎮め給はむとして、水神土神を生み坐せるが、此金水土の三は、何れも質有りて地心に牽ける物なる故に、御母伊弉冉尊に屬き奉るべき理なるを思ふべし、(金神は吐に依りて生れ坐し、水神、土神は御尿と御屎とに成り坐して、夫婦相婚がして生坐るならざるを以て曉るべし)第七一書に、伊弉諾尊、拔劔斬^ニ軻遇突智^ニ爲^ニ三段、其一段是爲^ニ雷神、一段是爲^ニ大山祇神、一段是爲^ニ高禰と見えたる、是ぞ天香山の始には有るべき、其は古事記に、於^ニ御涙^ニ所成神、坐^ニ香山之畝尾木本、名泣澤女神と見えたる香山は、天より降り下れる山には有れども、其天にて在りし任にして、降りたるなるべければ、由有るを思ふべし、又、第六一書に、復劔及垂血、是爲^ニ天安河邊所^ニ在、五百箇磐石也と見え、第七一書に、斬^ニ軻遇突智^ニ時、其血激越、染^ニ於天八十河中^ニ所^ニ在、五百箇磐石なども有りて、天安河の磐石と雖も、此火神の斬られ給へる血の上りて成れるを以て知るべし、(又、古事記に、所^ニ殺迦具

土神之於^ニ頭所^ニ成神名、正鹿山津見神と有る、正鹿は麻佐迦具にて、香山に由有るにや、第八一書に、正勝、此云^ニ麻沙柯菟^ニ一云^ニ麻左柯豆^ニと有るは、字に就きて然訓れたらむも、又知るべからねば拘るべからず)若て、其天香山の成れるに、金山彦、金山姫二神も、其に神留り坐せり、其は記傳に云はれたる如く、天香山を天金山とも所^ニ見たればなり、其植山姫神は、軻遇突智神の後神と坐せれば、其に所^ニ殺坐しけむも知るべからず、神武天皇御紀に、取^ニ天香山之埴土^ニ、以造^ニ八十平瓮^ニ云々、故號^ニ取^ニ土之處^ニ曰^ニ埴安^ニと見えたる、此は後に降り下れる大和國の天香山の事には有れども、八十平瓮を、又天平瓮とも云へれば、眞の天の物に擬ひて造らせ給へるなり、然れば天上にても平瓮を被^ニ造^ニ造しは、天香山の土を取り、其土を取れる處を埴安と云ひけむ事、云も更なる者なりかし、御父大神に斬られ給へりと雖も、火産靈神はしも、猶其山に神留り坐れば、埴山姫神も共に御在すべき事云ふも更なり、(其は年中行事秘抄に、舊記曰、御祖多々須玉依媛命、始遊^ニ川上^ニ時、有^ニ美箭^ニ流來依^ニ身、即取^ニ之挿^ニ床下、夜化^ニ美男^ニ相

副、既知^ニ姪身^ニ遂生^ニ男子^ニ云々、吾天神御子、乃上^ニ天也云々を、本朝月令に引ける秦氏本系帳に、所謂丹塗矢者、乙訓社坐火雷神也とあり、火神は、此國土にて生れ給ひし神なるを、天神と云へるは、天香山に坐せるに依てなり、神名式、大膳職坐火雷神社を、三代實錄に、大膳職齋火武主比命神と有るを以て、火雷命、火産靈命同神にて、其即ち軻遇突智神なる事を明らむ可くなむ)如此く風神、火神、金神、土神共に此土に成り坐せりと雖も、皆天神なるに、唯水神耳は其の聞え無きは如何なりける事ならむと猶考ふるに、天安河は、右に引ける如く、火神の斬られ給へりし血の磐石と成りて出で來れる河なり、又、大同本記水取文に、食國之水、是未熟荒水爾在个利云々、時御祖命詔久云々、天忍石乃長井乃水平取八盛氏誨給久、此水持下氏、皇太神之御饌爾八盛、又皇孫尊御饌爾八盛獻氏、遺水波、天忍水止術氏、食國之水於爾灌和氏獻利、又御伴爾天降奉仕神等、八十友乃諸人爾毛、此水平令飲、詔氏下奉支とある、天忍石乃長井は、瑞珠盟約章に出でたる、天眞名井と同じき事、中臣壽詞講義に註せるが如し、如此く

食國の水を天に取ると云ふも、水神も共に天上に坐すが故なり、然れば、金神水神土神はしも、伊弉冉尊に屬き給ふとは申せども、正身は猶天上に坐して、此天地は更にも云はず、天地の底方の極に、御靈を幸ひ御在し坐す事を知るべきものなり、(偕又、天香山水源と成りて、天安河は流れたるらむと思ふ由あり、其は大山祇神を、大水上神と申す、亦名有るを以て知るべきなり)右の如く、金水土の三神は、伊弉冉尊に屬き給ふが故に、素戔嗚尊に大に由縁有るなり、其は寶劔出現章第五一書に、金銀を宣へる事有りて、已に上に引けるが如し、出雲風土記に、入東水臣津野命と有るは、亦御名にて、彌瀆水大水津主と申す意にて、彼滄海原湖之八百重を治すと云ふに同じく、又古事記に、須佐之男命、娶^ニ大山津見神之女、神大市比賣^ニ生子大年神と見え、大年神、娶^ニ天知迦流美豆比賣^ニ生子大土神、亦名土之御祖神と有るを以て、金水土の神功を、幽贊させ給へる趣見えたり、(亦名を月讀尊と申せるに、萬葉十三に、天橋文長雲鳴、高山文高雲鳴、月夜見乃持有越水、伊取來而公奉而、越得之牟物と、月に水を云ふは、荒魂を豊玉彦神と